

No.	部	章	節	項	目	旧	新
0001	1	1	1	2		○ この計画は、「首都直下地震等による東京の被害想定」、「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定」、東日本大震災などの最近の大規模地震などから得た教訓、近年の社会経済情勢の変化、及び都民・都議会の提言などを可能な限り反映し策定した。	○ この計画は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）第13条に基づき策定された「東京都国土強靱化地域計画」との整合を図りつつ、「首都直下地震等による東京の被害想定」、「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定」、東日本大震災や平成28年熊本地震などの最近の大規模地震などから得た教訓、近年の社会経済情勢の変化、都民・都議会の提言などを可能な限り反映し策定した。
0002	1	1	1	2		○ 防災対策については、被災者の視点に立って対策を推進することが重要であり、とりわけ、女性や高齢者、子供などに対しては、きめ細かい配慮が必要である。 東日本大震災において、女性、高齢者等の視点を踏まえた対応が必ずしも十分ではなかったとの指摘があったことを踏まえ、国においても防災基本計画の見直しや災害対策基本法の改正が行われており、都としてもこうした動向を踏まえて、計画を策定した。	○ 防災対策については、被災者の視点に立って対策を推進することが重要であり、とりわけ、女性や高齢者、障害者、子供、外国人などに対しては、きめ細かい配慮が必要である。 東日本大震災において、女性、高齢者等の視点を踏まえた対応が必ずしも十分ではなかったとの指摘があったことを踏まえ、国においても防災基本計画の見直しや災害対策基本法の改正が行われており、都としてもこうした動向を踏まえて、計画を策定した。
0003	1	2	1	2	(1)	○ 平成22年国勢調査による東京都の人口は、1,315万9,388人となり、前回平成17年の1,257万6,611人に比べ、58万2,777人(4.6%)の増加となっている。	○ 平成27年国勢調査による東京都の人口は、1,351万5,271人となり、前回平成22年の1,315万9,417人に比べ、35万5,854人(2.7%)の増加となっている。
0004	1	2	1	2	(1)	○ 人口を地域別にみると、区部は、894万5,695人で平成17年に比べ45万6,042人(5.4%)増加し、総人口に占める区部の割合は68.0%である。また、平成17年からの人口増加数の78.3%が区部における増加となっている。 多摩市町村の人口は、418万5,878人で平成17年に比べ12万7,664人(3.1%)増加している。 島しょの人口は、2万7,815人で平成17年に比べ929人(3.2%)の減少となっている。	○ 人口を地域別にみると、区部は、927万2,740人で平成22年に比べ32万7,045人(3.7%)増加し、総人口に占める区部の割合は68.6%である。また、平成22年からの人口増加数の91.9%が区部における増加となっている。 多摩市町村の人口は、421万6,040人で平成22年に比べ3万133人(0.7%)増加している。 島しょの人口は、2万6,491人で平成22年に比べ1,324人(4.8%)の減少となっている。
0005	1	2	1	2	(1)	○ 年齢別人口では、年少人口(0～14歳)は147万7,371人(11.4%)、生産年齢人口(15～64歳)は885万225人(68.2%)、老年人口(65歳以上)は264万2,231人(20.4%)となっている。平成17年と比べると、年少人口が52,704人(3.7%)、生産年齢人口は15万4,633人(1.8%)の増加となり、老年人口は34万6,704人(15.1%)と大幅に増加している。	○ 年齢別人口では、年少人口(0～14歳)は151万8,130人(11.5%)、生産年齢人口(15～64歳)は873万4,155人(65.9%)、老年人口(65歳以上)は300万5,516人(22.7%)となっている。平成22年と比べると、年少人口が40,759人(2.8%)の増加、生産年齢人口は11万6,070人(1.3%)の減少となり、老年人口は36万3,285人(13.8%)と大幅に増加している。
0006	1	2	1	2	(1)	○ 都内に在住する外国人は、31万8,829人で、平成17年の24万8,363人と比べ、7万466人(28.4%)増加しており、総人口に占める割合は2.4%と平成17年に比べ0.4ポイント上回っている。国籍別にみると、中国、韓国・朝鮮、フィリピンの順で多く、これらの国籍で外国人全体の60.8%を占めている。	○ 都内に在住する外国人は、37万8,564人で、平成22年の31万8,829人と比べ、5万9,735人(18.7%)増加しており、総人口に占める割合は2.8%と平成22年に比べ0.4ポイント上回っている。国籍別にみると、中国、韓国・朝鮮、フィリピンの順で多く、これらの国籍で外国人全体の61.1%を占めている。
0007	1	2	1	2	(2)	○ 平成24年の東京都の事業所数は62万7,357事業所、従業者数は865万5,267人となっている。	○ 平成28年の東京都の事業所数は62万1,671事業所、従業者数は900万5,511人となっている。
0008	1	2	1	2	(2)	○ 従業者規模別の事業所数では、9人以下が全体の75.6%を占めている。	○ 従業者規模別の事業所数では、9人以下が全体の74.0%を占めている。
0009	1	2	1	2	(2)	○ 産業別の事業所数構成比は、卸売・小売業24.6%、宿泊業、飲食サービス業14.2%、不動産業、物品賃貸業9.4%である。	○ 産業別の事業所数構成比は、卸売・小売業24.2%、宿泊業、飲食サービス業14.3%、不動産業、物品賃貸業9.0%である。

No.	部	章	節	項	目	旧	新
0010	1	2	1	2	(2)	○ 産業別に事業所数の対全国比をみると、情報通信業が32.9%で最も高く、次いで学術研究、専門・技術サービスが18.7%、不動産業、物品賃貸業が15.4%となっている。	○ 産業別に事業所数の対全国比をみると、情報通信業が34.5%で最も高く、次いで学術研究、専門・技術サービスが18.4%、不動産業、物品賃貸業が15.8%となっている。
0011	1	2	1	2	(2)	○ 情報通信業の従業者数は東京都が全国の48.4%を占めている。	○ 情報通信業の従業者数は東京都が全国の51.7%を占めている。
0012	1	2	1	2	(2)	○ 資本金階級別では、資本金3,000万円未満の会社企業が全体の82.7%を占めている（以上、平成24年「経済センサス-活動調査」）。	○ 資本金階級別では、資本金3,000万円未満の会社企業が全体の81.5%を占めている（以上、平成28年「経済センサス-活動調査」）。
0013	1	2	1	2	(2)	○ 平成25年に東京を訪れた観光客数（推計値）は512,639千人（対前年比8.0%増）で、そのうち国内旅行者は505,827千人（同7.8%増）、海外からの旅行者は6,812千人（同22.5%増）である（以上、平成25年「東京都観光客数等実態調査」）。	○ 平成29年に東京を訪れた観光客数（推計値）は537,085千人（対前年比1.8%増）で、そのうち国内旅行者は523,311千人（同1.8%増）、海外からの旅行者は13,774千人（同5.1%増）である（以上、平成29年「東京都観光客数等実態調査」）。
0014	1	3	1	2		○ 都は、東京都震災対策条例（平成12年東京都条例第202号）第12条第1項に基づき、次の用途に資するため概ね5年ごとに調査を実施している。 （1）地震に強い防災都市づくりの指標とする。 （2）震災対策事業を実施する地域を選択する際に活用する。 （3）地震災害に対する都民の認識を深め、防災意識の高揚に役立つ。	○ 都は、東京都震災対策条例（平成12年東京都条例第202号）第12条第1項に基づき、次の用途に資するためおおむね5年ごとに調査を実施している。 （1）地震災害に対する都民の認識を深め、防災意識の高揚に役立つ。 （2）震災対策事業を実施する地域を選択する際に活用する。
0015	1	3	1	2		（新設）	第8回 区部・多摩 平成26～29年度 平成30年2月
0016	1	3	2	2		2 震災時における都民等の意識に関する調査研究 ○ 警視庁は、都民を対象とした意識調査を行い、その結果を警視庁ホームページ等で公表している。 （資料第5「大震災対策のための心理学的調査研究」別冊P32）	（削る）
0017	1	3	2	3		3 地盤の液状化及び被害状況の把握に関する調査研究	2 地盤の液状化及び被害状況の把握に関する調査研究
0018	1	3	2	3		○ 東京都土木技術支援・人材育成センターは、昭和62年4月に関東地震規模の地震動に対する「東京低地の液状化予測」（東京都土木技術研究所（当時））を公表している。 ○ 都建設局及び都港湾局は、学識経験者を含む「東京の液状化予測図見直しに関する専門アドバイザー委員会」の議論を踏まえ、東京都土木技術支援・人材育成センターを中心に、新たな「東京の液状化予測図」の作成を行った。（平成25年3月完成）。	○ 東京都土木技術支援・人材育成センターは、昭和62年4月に関東地震規模の地震動に対する「東京低地の液状化予測」（東京都土木技術研究所（当時））を公表した。 ○ 都建設局及び都港湾局は、学識経験者を含む「東京の液状化予測図見直しに関する専門アドバイザー委員会」の議論を踏まえ、東京都土木技術支援・人材育成センターを中心に、新たな「東京の液状化予測図」を作成し（平成25年3月完成）、公表している。 ○ 新たに得られた地盤データを活用し、「東京の液状化予測図」の更新に着手する。
0019	1	3	2	4		4 港湾施設の耐震性等に関する調査研究	3 港湾施設の耐震性等に関する調査研究
0020	1	3	2	5		5 強震計等の観測による重要構造物等の地震動の調査研究	4 強震計等の観測による重要構造物等の地震動の調査研究
0021	1	3	2	6		6 地震に関する情報の収集・分析	5 地震に関する情報の収集・分析

No.	部	章	節	項	目	旧	新
0022	1	3	2	7		7 地下構造調査	6 地下構造調査
0023	1	3	2	8		8 長周期地震動に関する調査	7 長周期地震動に関する調査
0024	1	3	2	8		○ なお、「首都直下地震等による東京の被害想定」では、長周期地震動がもたらしうる高層ビル内滞留者への心理的影響や起こり得る事象について、東北地方太平洋沖地震における実態と元禄型関東地震による長周期地震動想定結果を比較し、都民への防災意識の啓発・対策促進につなげるため検討材料を整理するとの基本的考え方の下、元禄型関東地震における長周期地震動による影響を明らかにした。	○ なお、「首都直下地震等による東京の被害想定」では、長周期地震動がもたらしうる高層ビル内滞留者への心理的影響や起こり得る事象について、東北地方太平洋沖地震における実態と元禄型関東地震による長周期地震動想定結果を比較し、都民への防災意識の啓発・対策促進につなげるため検討材料を整理するとの基本的考え方の下、元禄型関東地震における長周期地震動による影響を明らかにした。
0025	1	4	1			第1節 平成26年修正に当たっての背景と計画の特徴	第1節 計画の特徴
0026	1	4	1			(新設)	○ 令和元年修正では、平成28年熊本地震等、前回修正以降発生した地震災害の教訓や、女性視点の防災対策の推進、増加する訪都外国人への対応、防災まちづくりやICT等新技術の進展など、震災対策を取り巻く最新動向を踏まえた取組を反映し、震災対策の実効性を更に向上させる観点から、所要の修正を行った。
0027	1	4	1			平成26年修正の主なポイント（第4部） 「津波による人的被害ゼロ」を目指した迅速な避難対策や島しょ部の地域特性を踏まえた対策を推進 【主な取組】 ① 津波避難施設の整備や津波ハザードマップ作成を支援するなど、ハードとソフト両面の避難対策を実施 ② 自助、共助、公助の連携により、島しょにおいて1週間分の備蓄を目標とするなど、備蓄を拡充 ③ 空路・海路の複線化など輸送体制の強化	(削る)
0028	1	4	3			個別施策と各フェーズの体系整理図 図	個別施策と各フェーズの体系整理図 図（更新）
0029	1	5				・ 住宅の耐震化率を平成27年度までに90%、平成32年度までに95%にする。 ・ 木造住宅密集地域（整備地域）の不燃領域率を平成32年度までに70%にする。 ・ 主要な都市計画道路（整備地域）の整備率を平成32年度までに100%にする。	・ 住宅の耐震化率を令和2年度未までに95%、令和7年度未までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消する。 ・ 整備地域の不燃領域率を早期に70%にする。 ・ 特定整備路線を一日も早く全線整備する。
0030	1	5				・ 浄水場等の耐震化を推進するとともに、管路については、首都中枢・救急医療機関や災害拠点連携病院等への供給ルートの耐震継手化を平成31年度までに100%完了（首都中枢・救急医療機関等は平成28年度までに100%完了）する。	・ 上水道においては、浄水場等の耐震化を推進するとともに、管路について、首都中枢・救急医療機関や災害拠点連携病院等への供給ルートの耐震継手化を令和元年度までに100%完了する。
0031	1	5				・ 浄水場等の耐震化を推進するとともに、管路については、首都中枢・救急医療機関や災害拠点連携病院等への供給ルートの耐震継手化を平成31年度までに100%完了（首都中枢・救急医療機関等は平成28年度までに100%完了）する。	・ 上水道においては、浄水場等の耐震化を推進するとともに、管路について、首都中枢・救急医療機関や災害拠点連携病院等への供給ルートの耐震継手化を令和元年度までに100%完了する。
0032	1	5				・ 都は、被害状況に応じて都営住宅等の公的住宅の活用、民間賃貸住宅の借上げ及び仮設住宅の建設により応急仮設住宅を効率的に供給する。	・ 都は、被害状況に応じて都営住宅等の公的住宅の活用、民間賃貸住宅の借上げ、仮設住宅の建設及び応急修理の実施により効率的に応急的な住宅の確保を支援する。

No.	部	章	節	項	目	旧	新
0033	2	1	2	2		表 都総務局 1 本部長室の庶務に関する事 2 自衛隊及び関係防災機関との連絡調整に関する事 3 区市町村の指導連絡に関する事 4 被害情報等の収集及び通信連絡の総括に関する事 5 本部の職員の動員及び給与に関する事 6 本部における通信施設の保全に関する事 7 災害時における他の局の応援に関する事 8 前各号に掲げるもののほか、災害対策の総合調整に関する事	表 都総務局 1 本部長室の庶務に関する事 2 自衛隊及び関係防災機関との連絡に関する事 3 区市町村の指導連絡に関する事 4 被害情報等の収集及び通信連絡の総括に関する事 5 本部の職員の動員及び給与に関する事 6 本部における通信施設の保全に関する事 7 災害時における他の局の応援に関する事 8 前各号に掲げるもののほか、災害対策の連絡調整に関する事
0034	2	1	2	2		表 都政策企画局 1 報道機関との連絡及び放送要請に関する事 2 大使館等との情報連絡及び調整に関する事 3 災害時における他の局の応援に関する事 4 その他特命に関する事	表 都政策企画局 1 報道機関との連絡及び放送要請に関する事 2 在京大使館等との情報連絡及び調整に関する事 3 復興本部会議の運営及び震災復興基本方針策定の準備に関する事 4 災害時における他の局の応援に関する事 5 その他特命に関する事
0035	2	1	2	2		表 都青少年・治安対策本部 1 本部長の特命に関する事 2 災害時における他の局の応援に関する事	表 都民安全推進本部 1 本部長の特命に関する事 2 災害時における他の局の応援に関する事
0036	2	1	2	2		表 (新設)	表 都戦略政策情報推進本部 1 基盤システムの維持に関する事 2 災害時における他の局の応援に関する事
0037	2	1	2	2		表 都生活文化局 1 災害に関する広報及び広聴(被災者等からの相談業務に関する事項を含む。)に関する事 2 写真等による情報の収集及び記録に関する事 3 区市町村及び区市の国際交流協会その他民間団体との外国人に関する情報連絡及び調整に関する事 4 災害時におけるボランティア等の支援に係る総合調整に関する事 5 生活協同組合からの応急生活物資の調達に係る連絡調整に関する事 6 私立学校との連絡調整に関する事 7 文化施設の点検、整備及び復旧に関する事 8 災害時における他の局の応援に関する事 9 男女双方の視点に配慮した取組の推進に関する事	表 都生活文化局 1 災害に関する広報及び広聴(被災者等からの相談業務に関する事項を含む。)に関する事 2 写真等による情報の収集及び記録に関する事 3 区市町村及び区市の国際交流協会その他民間団体との外国人に関する情報連絡及び調整に関する事 4 災害時におけるボランティア等の支援に係る総合調整に関する事 5 消費生活協同組合からの応急生活物資の調達に係る連絡調整に関する事 6 私立学校との連絡調整に関する事 7 文化施設の点検、整備及び復旧に関する事 8 男女双方の視点に配慮した取組の推進に関する事 9 災害時における他の局の応援に関する事
0038	2	1	2	2		表 都都市整備局 1 都市の復興計画の策定に関する事 2 被災建築物、がけ地等の調査に関する事 3 被災者のための住宅の確保及び修理に関する事 4 被災者が行う住宅等の建設、補修等のための応急融資に関する事 5 災害時における他の局の応援に関する事	表 都都市整備局 1 都市の復興計画の策定に関する事 2 被災建築物、がけ地等の調査に関する事 3 災害時における他の局及び区市町村の応援に関する事
0039	2	1	2	2		表 (新設)	表 都住宅政策本部 1 住宅の復興計画の策定に関する事 2 被災者のための住宅の確保及び修理に関する事 3 被災者が行う住宅等の建設、補修等のための応急融資に関する事 4 災害時における他の局及び区市町村の応援に関する事

No.	部	章	節	項	目	旧	新
0040	2	1	2	2		表 環境局 1 高圧ガス及び火薬類等による災害の防止のための情報連絡に関する こと 2 ごみの処理に係る広域連絡に関する こと 3 し尿の処理に係る広域連絡に関する こと 4 災害廃棄物の処理に係る調整に関する こと 5 災害時における他の局の応援に関する こと	表 環境局 1 高圧ガス、火薬類等による災害の防止のための情報連絡に関する こと 2 ごみの処理に係る広域連絡に関する こと 3 し尿の処理に係る広域連絡に関する こと 4 災害廃棄物の処理に係る調整に関する こと 5 災害時における他の局の応援に関する こと
0041	2	1	2	2		表 産業労働局 1 食料（米穀、副食品及び調味料）の確保及び調達に関する こと 2 中小企業及び農林漁業の災害応急対策に関する こと 3 災害時における他の局の応援に関する こと	表 産業労働局 1 救助物資の確保及び調達に関する こと 2 中小企業及び農林漁業の災害応急対策に関する こと 3 災害時における他の局の応援に関する こと
0042	2	1	2	2		表 都建設局 1 河川及び海岸保全施設の保全及び復旧に関する こと 2 砂防施設、高潮防御施設及び排水機場の保全及び復旧に 関する こと 3 道路及び橋梁の保全及び復旧に関する こと 4 水防に関する こと 5 河川における流木対策に関する こと 6 河川、道路等における障害物の除去に関する こと 7 公園の保全、復旧及び震災時の利用に関する こと 8 災害時における他の局の応援に関する こと	表 都建設局 1 河川及び海岸保全施設の保全及び復旧に関する こと 2 砂防関係施設、高潮防御施設及び排水機場の保全及び復旧に 関する こと 3 道路及び橋りょうの保全及び復旧に関する こと 4 水防に関する こと 5 河川における流木対策に関する こと 6 河川、道路等における障害物の除去に関する こと 7 公園の保全、復旧及び震災時の利用に関する こと 8 災害時における他の局の応援に関する こと
0043	2	1	2	2		表 都港湾局 1 港湾施設、海岸保全施設の整備、保全及び復旧等に関する こと 2 輸送経路を確保するための航路、泊地及び臨港道路の障害物の 除去に関する こと 3 輸送拠点となる岸壁、野積場等の確保及び在港船舶の整理に 関する こと 4 輸送手段を確保するための船舶、ヘリコプター等の調達に関する こと 5 港湾における流出油の防御に関する こと 6 災害活動に要する海上公園及び未利用埋立地の確保に関する こと 7 災害時における他の局の応援に関する こと	表 都港湾局 1 港湾施設、海岸保全施設、漁港施設及び空港施設の保全及び 復旧に 関する こと 2 輸送経路を確保するための航路、泊地及び臨港道路の障害物の 除去に関する こと 3 輸送拠点となる岸壁、野積場等の確保及び在港船舶の整理に 関する こと 4 輸送手段を確保するための船舶、ヘリコプター等の調達に関する こと 5 港湾における流出油の防御に関する こと 6 災害活動に要する海上公園及び未利用埋立地の確保に関する こと 7 災害時における他の局の応援に関する こと
0044	2	1	2	2		表 都下水道局 1 下水道施設の点検、整備及び復旧に関する こと 2 仮設トイレ等のし尿の受け入れ・処理に関する こと 3 災害時における他の局の応援に関する こと	表 都下水道局 1 下水道施設の点検、整備及び復旧に関する こと 2 仮設トイレ等のし尿の受け入れ及び処理に関する こと 3 災害時における他の局の応援に関する こと
0045	2	1	2	2		表 警視庁 1 被害実態の把握及び各種情報の収集に関する こと 2 交通規制に関する こと 3 緊急通行車両確認標章の交付に関する こと 4 被災者の救出救助及び避難誘導に関する こと 5 行方不明者の捜索及び調査に関する こと 6 遺体の調査等及び検視に関する こと 7 公共の安全と秩序の維持に関する こと	表 警視庁 1 被害実態の把握及び各種情報の収集に関する こと 2 被災者の救出救助及び避難誘導に関する こと 3 行方不明者等の捜索及び調査に関する こと 4 遺体の調査等及び検視に関する こと 5 交通の規制に関する こと 6 緊急通行車両確認標章の交付に関する こと 7 公共の安全と秩序の維持に関する こと
0046	2	1	2	2		表 東京消防庁 1 火災その他の災害の予防、警戒及び防御に関する こと 2 救急及び救助に関する こと 3 危険物等の措置に関する こと 4 前各号に掲げるもののほか、消防に関する こと	表 東京消防庁 1 火災その他の災害の予防、警戒及び防御に関する こと 2 救急及び救助に関する こと 3 危険物等の措置に関する こと 4 前三号に掲げるもののほか、消防に関する こと
0047	2	1	2	4		その他の国の地方行政機関で、内閣総理大臣が指定するものであり、 都においては、以下の14機関が該当している。	その他の国の地方行政機関で、内閣総理大臣が指定するものであり、 都においては、以下の16機関が該当している。

No.	部	章	節	項	目	旧	新
0048	2	1	2	4		表 関東総合通信局 1 非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること 2 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸出しに関すること 3 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること 4 電気通信事業者及び放送局の被災、復旧状況等の情報提供に関すること	表 関東総合通信局 1 災害時における通信の確保に関すること 2 非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること
0049	2	1	2	4		表 関東財務局 1 地方公共団体に対する資金の融資のあっせん及び金融機関の業務の監督（災害時における緊急措置等を含む。）に関すること 2 国有普通財産の管理及び処分に関すること	表 関東財務局 1 地方公共団体に対する資金の融資のあっせん及び金融機関の業務の監督（災害時における緊急措置等を含む。）に関すること 2 国有普通財産の管理及び処分に関すること及び行政財産の総合調整に関すること
0050	2	1	2	4		表 関東農政局 1 農地、農業用施設に係る防災ダム、ため池等整備、湛水防除対策、地すべり対策、農地保全対策、地盤沈下対策、水質障害対策、海岸の保全事業に関すること 2 ダム、堤防、排水機等農地保全施設又は農業水利施設の防災管理に関すること 3 農作物、蚕、家畜等に係る管理指導及び災害・病虫害の防除に関すること 4 野菜、乳製の食料品、種もみ等、その他の災害復旧用資材の供給に関すること 5 土地改良機械及び技術者の把握及び緊急動員に関すること 6 国が行う農地・農業用施設等に対する災害復旧事業の実施及び都又は団体が行う災害復旧事業の指導又は助成に関すること 7 被災農林漁業者に貸付けられる資金の融通に関すること 8 農業関係被害状況の情報収集及び報告に関すること	表 関東農政局 1 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関すること 2 応急食料・物資の支援に関すること 3 食品の需給・価格動向の調査に関すること 4 飲食物品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関すること 5 飼料、種子等の安定供給対策に関すること 6 病虫害防除及び家畜衛生対策に関すること 7 営農技術指導及び家畜の移動に関すること 8 被害農業者及び消費者の相談窓口に関すること 9 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること 10 被害農業者に対する金融対策に関すること
0051	2	1	2	4		表 名称 関東農政局東京地域センター 1 応急食料の流通在庫に関する情報提供等に関すること	(削る)
0052	2	1	2	4		(新設)	表 関東地方測量部 1 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること 2 復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言に関すること 3 地殻変動の監視に関すること

No.	部	章	節	項	目	旧	新
0053	2	1	2	4		<p>表 東京管区気象台</p> <p>1 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること</p> <p>2 気象業務に必要な観測体制の充実及び予報、通信等の施設や設備の整備に関すること</p> <p>3 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。）、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等の防災機関への伝達及びこれらの機関や報道機関を通じた住民への周知に関すること</p> <p>4 気象庁が発表する緊急地震速報（警報）に係る緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に関すること</p> <p>5 区市町村が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関する技術的な支援・協力に関すること</p> <p>6 災害の発生が予想されるときや、災害発生時における、都道府県や区市町村に対する気象状況の推移やその予想の解説等に関すること</p> <p>7 都道府県や区市町村、その他の防災関係機関と連携した防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に関すること</p>	<p>表 東京管区気象台</p> <p>1 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること</p> <p>2 気象業務に必要な観測体制の充実及び予報、通信等の施設や設備の整備に関すること</p> <p>3 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。）、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等の防災機関への伝達及びこれらの機関や報道機関を通じた住民への周知に関すること</p> <p>4 区市町村が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関する技術的な支援・協力に関すること</p> <p>5 災害の発生が予想されるときや、災害発生時における、都道府県や区市町村に対する気象状況の推移やその予想の解説等に関すること</p> <p>6 都道府県や区市町村、その他の防災関係機関と連携した防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に関すること</p>
0054	2	1	2	4		(新設)	<p>表 関東地方環境事務所</p> <p>1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供に関すること</p> <p>2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集に関すること</p> <p>3 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等に関すること</p> <p>4 放射性物質による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援に関すること</p>
0055	2	1	2	4		(新設)	<p>表 北関東防衛局</p> <p>1 災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関すること</p> <p>2 災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関すること</p>
0056	2	1	2	6		<p>表 日赤東京都支部</p> <p>1 災害時における医療救護班の編成及び医療救護等(助産・死体の処理を含む。)の実施に関すること</p> <p>2 災害時における避難所等での救護所開設及び運営に関すること</p> <p>3 日赤奉仕団及び防災ボランティアの活動に関すること</p> <p>4 輸血用血液の確保、供給に関すること</p> <p>5 義援金の募集・受付・配分及び募金に関すること(原則として義援物資については受け付けない。)</p> <p>6 赤十字エイドステーション(帰宅困難者支援所)の設置・運営に関すること</p> <p>7 災害救援品の支給に関すること</p> <p>8 日赤医療施設等の保全、運営に関すること</p> <p>9 外国人安否調査に関すること</p> <p>10 遺体の検案協力に関すること</p> <p>11 東京都地域防災計画に整合した災害救護に関する訓練の実施に関すること</p>	<p>表 日赤東京都支部</p> <p>1 災害時における医療救護班の編成及び医療救護等(助産・死体の処理を含む。)の実施に関すること</p> <p>2 災害時における避難所等での救護所開設及び運営に関すること</p> <p>3 ところのケア活動に関すること</p> <p>4 赤十字ボランティアの活動に関すること</p> <p>5 輸血用血液の確保、供給に関すること</p> <p>6 義援金の募集・受付・配分及び募金に関すること(原則として義援物資については受け付けない。)</p> <p>7 赤十字エイドステーション(帰宅困難者支援所)の設置・運営に関すること</p> <p>8 災害救援物資の支給に関すること</p> <p>9 日赤医療施設等の保全、運営に関すること</p> <p>10 外国人安否調査に関すること</p> <p>11 遺体の検案協力に関すること</p> <p>12 東京都地域防災計画に整合した災害救護に関する訓練の実施に関すること</p>
0057	2	1	2	6		<p>表 ソフトバンクテレコム</p> <p>1 国内、国際電話等の通信の確保に関すること</p> <p>2 災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること</p>	(削る)
0058	2	1	2	6		<p>表 ソフトバンクモバイル</p> <p>1 重要通信の確保に関すること</p> <p>2 災害時における移動通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること</p>	(削る)
0059	2	1	2	6		(新設)	<p>表 ソフトバンク</p> <p>1 重要通信の確保に関すること</p> <p>2 災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること</p>

No.	部	章	節	項	目	旧	新
0060	2	1	2	6		表 東京電力	表 東京電力グループ
0061	2	1	2	7		表 都医師会 1 医療に関すること 2 防疫の協力に関すること	表 都医師会 1 医療に関すること 2 防疫の協力に関すること 3 遺体の検案の協力に関すること
0062	2	1	2	7		表 InterFM	表 InterFM 8 9 7
0063	2	1	2	7		表 TBSラジオ&コミュニケーションズ	表 TBSラジオ
0064	2	1	2	8		(新設)	表 日本建築構造技術者協会 地震時における都有施設の応急危険度判定に関する協定
0065	2	1	2	8		表 石川島播磨重工業 栗本鐵工所 佐藤鉄工 大同機工 豊国工業 日立造船 三菱重工業	表 石川島播磨重工業 川崎重工業 栗本鐵工所 佐藤鉄工 大同機工 豊国工業 日立造船 三菱重工業
0066	2	1	2	8		表 東京都造園緑化業協会 災害時における応急業務に関する協定	表 東京都造園緑化業協会 災害時における応急対策業務に関する協定
0067	2	1	2	8		(新設)	表 街路灯保守管理共同組合 災害時等における復旧業務の協力等に関する協定
0068	2	1	2	8		(新設)	表 関東小型船安全協会 災害時における応急・復旧業務に関する協定
0069	2	1	2	8		表 日本ダクタイル鉄管協会 日本ダクタイル異形管工業会 水道バルブ工業会 日本水道鋼管協会 震災等非常災害時における水道工事用材料の供給に関する協定	表 日本ダクタイル鉄管協会 日本ダクタイル異形管工業会 水道バルブ工業会 日本水道鋼管協会 東京建設重機協同組合 東京管工機材商業協同組合 株式会社クボタ コスモ工機株式会社 大成機工株式会社 株式会社栗本鐵工所 日本鑄鉄管株式会社 災害時における水道工事用材料、応急復旧用建設機械、資機材等の供給又は情報提供に関する協定等
0070	2	1	2	8		表 東京都管工事工業協同組合 東京都水道請負工事連絡会 東京都水道事業者協会 三多摩管工事協同組合 災害時における水道施設等の応急措置の協力に関する協定	表 東京都管工事工業協同組合 協同組合東京都水道請負工事連絡会 東京都水道事業者協会 三多摩管工事協同組合 災害時における水道施設等の応急措置の協力に関する協定 応援派遣に係る水道施設等の応急措置の協力に関する協定

No.	部	章	節	項	目	旧	新
0071	2	1	2	8		(新設)	表 西武バス 観光バス 小田急箱根高速バス 青和観光 東栄運輸 東京滋賀交通 東武バスセントラル ニュープリンス観光バス 日本中央バス 日立自動車交通 フジエクスプレス 平成エンタープライズ 瑞穂 南多摩運送 ワールド自興 災害時における応急対策用バスの供給に関する協定
0072	2	1	2	8		表 PUC 地震災害等の発生時における業務の協力に関する協定	表 PUC 東京水道サービス 地震災害等の発生時における業務の協力に関する協定 災害発生時の応急対策業務等に関する協定
0073	2	1	2	8		表 下水道メンテナンス協同組合 災害時における下水道管路施設の応急復旧業務に関する協定	表 下水道メンテナンス協同組合 災害時における下水道管路施設の応急復旧業務に関する協定 水再生センター・ポンプ所内における緊急時の応急措置等に関する協定
0074	2	1	2	8		(新設)	表 東京都下水道サービス 災害発生時等における協力体制に関する覚書
0075	2	1	2	8		(新設)	表 東京都都市づくり公社 下水道メンテナンス協同組合 多摩地域における下水道管路施設の災害時復旧支援に関する協定 (東京都及び多摩地域30市町村と締結)
0076	2	1	2	8		表 日本産業・医療ガス協会 日本医療機器協会 東京医薬品卸業協会 日本衛生材料工業連合会 災害時における救急用酸素の調達業務に係る協定	(削る)
0077	2	1	2	8		(新設)	表 日本産業・医療ガス協会 災害時における救急用酸素の調達業務に係る協定
0078	2	1	2	8		(新設)	表 日本医療機器協会 災害時における救急器材の調達業務に係る協定

No.	部	章	節	項	目	旧	新
0079	2	1	2	8	(新設)		表 東京医薬品卸業協会 災害時における医薬品類の調達業務に係る協定
0080	2	1	2	8	(新設)		表 日本衛生材料工業連合会 災害時における衛生材料の調達業務に係る協定
0081	2	1	2	8		表 東京民間救急コールセンター登録事業者連絡協議会 震災等大規模災害等における傷病者の搬送業務に関する協定	表 東京民間救急コールセンター登録事業者連絡協議会 震災等大規模災害時における傷病者の搬送業務に関する協定
0082	2	1	2	8		表 国際自動車 大規模災害時における傷病者の搬送に関する協定	(削る)
0083	2	1	2	8		表 東京都柔道接骨師会 東京助産師会 東京都看護協会	表 東京都柔道整復師会 東京都助産師会 東京都看護協会
0084	2	1	2	8		表 全東京葬祭業連合会 全日本冠婚葬祭互助協会 災害時における棺等葬祭用品の供給に関する協定	表 全東京葬祭業連合会 全日本冠婚葬祭互助協会 全日本葬祭業協同組合連合会 八王子葬祭業協同組合 災害時における棺等葬祭用品の供給に関する協定
0085	2	1	2	8		表 サークルKサンクス ズリーエフ セブンイレブン・ジャパン 山崎製パン ファミリーマート ミニストップ ローソン 吉野家 国分グループ・サーズチェーン ユーストア ポプラ 山田食品産業 モスフードサービス アールアンドケイフードサービス 丸九プラス 香番屋 ダスキン セブン&アイフードシステムズ ロイヤルホスト ワタミ チムニー 第一興商 ピーアンドアイ サガミチェーン 味の民芸フードサービス 埼玉県カラオケ業防犯協会 千葉県カラオケ事業者防犯協会 東京カラオケボックス事業者防犯協会 神奈川県カラオケボックス協会 サトドラシステムズ タリーズコーヒー・ジャパン ストロベリー・コーズ 災害時における帰宅困難者支援に関する協定	表 セブン・イレブン・ジャパン 山崎製パン ファミリーマート ミニストップ ローソン 吉野家 国分グループ・サーズチェーン ポプラ 山田食品産業 モスフードサービス ロイヤルホールディングス 香番屋 ダスキン セブン&アイフードシステムズ ワタミ チムニー 第一興商 ピーアンドアイ サガミチェーン 味の民芸フードサービス 埼玉県カラオケ業防犯協会 千葉県カラオケ事業者防犯協会 東京カラオケボックス事業者防犯協会 神奈川県カラオケボックス協会 サトドラシステムズ タリーズコーヒー・ジャパン ストロベリー・コーズ オートバックスセブン 日産自動車販売店※ トヨタ自動車販売店※ 東京都農業協同組合中央会※ 災害時における帰宅困難者支援に関する協定（9都県市と締結）※東京都と締結
0086	2	1	2	8	(新設)		表 セブン&アイ・ホールディングス 災害時における物資の調達支援協力に関する協定
0087	2	1	2	8	(新設)		表 NPO法人コメリ災害対策センター 災害時における物資の調達支援協力に関する協定

No.	部	章	節	項	目	旧	新
0088	2	1	2	8	(新設)		表 東京都内の石油製品販売事業者 大規模災害時における石油燃料確保のための備蓄等に関する協定
0089	2	1	2	8	(新設)		表 朝日新聞社 共同通信社 読売新聞社 毎日新聞社 日本経済新聞社 中日新聞東京本社 産業経済新聞東京本社 日刊工業新聞社 日本工業新聞社 時事通信社 ジャパントゥタイムズ 災害時等における報道要請に関する協定
0090	2	1	2	8		表 東京弁護士会 第一東京弁護士会 第二東京弁護士会 東京司法書士会 東京税理士会 東京都行政書士会 東京土地家屋調査士会 東京都社会保険労務士会 東京都中小企業診断士協会 東京都不動産鑑定士協会 日本建築家協会 東京都建築士事務所協会 日本技術士会 再開発コーディネーター協会 東京公共嘱託登記土地家屋調査士協会 東京公共嘱託登記司法書士協会 日本公認会計士協会東京会 日本弁理士会関東支部 全日本土地区画整理士会	表 東京弁護士会 第一東京弁護士会 第二東京弁護士会 東京司法書士会 東京税理士会 東京都行政書士会 東京土地家屋調査士会 東京都社会保険労務士会 東京都中小企業診断士協会 東京都不動産鑑定士協会 日本建築家協会 東京都建築士事務所協会 日本技術士会 再開発コーディネーター協会 東京公共嘱託登記土地家屋調査士協会 東京公共嘱託登記司法書士協会 日本公認会計士協会東京会 日本弁理士会関東支部 全日本土地区画整理士会 東京社会福祉士会
0091	2	1	2	8	(新設)		表 東京都社会福祉協議会 東京都災害福祉広域調整センターの設置及び運営等に関する協定
0092	2	1	2	8		表 東京都宅地建物取引業協会 全日本不動産協会東京都本部 東京共同住宅協会 震災時における民間賃貸住宅の提供に関する協定	表 東京都宅地建物取引業協会 全日本不動産協会東京都本部 東京共同住宅協会 全国賃貸住宅経営者協会連合会 震災時における民間賃貸住宅の提供に関する協定

No.	部	章	節	項	目	旧	新
0093	2	1	2	8	(新設)		表 茨城県宅地建物取引業協会 栃木県宅地建物取引業協会 群馬県宅地建物取引業協会 埼玉県宅地建物取引業協会 千葉県宅地建物取引業協会 東京都宅地建物取引業協会 神奈川県宅地建物取引業協会 山梨県宅地建物取引業協会 静岡県宅地建物取引業協会 全日本不動産協会茨城県本部 全日本不動産協会栃木県本部 全日本不動産協会群馬県本部 全日本不動産協会埼玉県本部 全日本不動産協会千葉県本部 全日本不動産協会東京都本部 全日本不動産協会神奈川県本部 全日本不動産協会山梨県本部 全日本不動産協会静岡県本部 全国賃貸住宅経営者協会連合会 東京共同住宅協会 関東ブロック大規模広域災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定
0094	2	1	2	8	(新設)		表 災害ボランティアネットワーク関東 災害時等におけるオフロードバイク等を活用した情報収集等の支援に関する協定
0095	2	1	2	8	(新設)		表 新宿駅周辺防災対策協議会 新宿駅周辺における一時滞在施設の確保等に向けた連携に関する協定
0096	2	1	2	8	(新設)		表 日本建設業連合会関東支部 災害時における災害応急対策業務及び建設資材調達に関する包括的協定書
0097	2	1	2	8	(新設)		表 公益財団法人 日本道路交通情報センター 震災時等における情報の提供に関する協定
0098	2	1	2	8	(新設)		表 日本災害医療支援機構（JVMAT） 災害時における救援活動協力に関する協定
0099	2	1	2	8	(新設)		表 恩方病院 東京海道病院 大泉病院 東京足立病院 駒木野病院 青木病院 吉祥寺病院 薫風会山田病院 平川病院 慈雲堂病院 七生病院 成仁病院 大内病院 高月病院 順天堂大学医学部付属順天堂東京江東高齢者医療センター 日本医科大学付属病院 井之頭病院 桜ヶ丘記念病院 国立精神・神経医療研究センター病院 東京都災害派遣精神医療チーム派遣等に関する協定書
0100	2	1	2	8	(新設)		表 豊島病院 東京都災害派遣精神医療チーム派遣等に関する覚書

No.	部	章	節	項	目	旧	新
0101	2	1	2	8	(新設)		表 東京都医療社会事業協会 災害時における要配慮者の生活支援のための福祉職員等派遣に関する協定
0102	2	1	2	8	(新設)		表 東京精神保健福祉士協会 東京社会福祉士会 東京都介護福祉士会 NPO法人東京都介護支援専門員研究協議会 災害時における要配慮者の生活支援等のための福祉職員等派遣に関する協定
0103	2	1	2	8	(新設)		表 一般社団法人日本自動車連盟 全日本高速道路レッカー事業共同組合 一般社団法人全国ロードサービス協会 災害時等における道路啓開等の支援に関する協定
0104	2	1	2	8	(新設)		表 東京自動車タイヤ商工協同組合 災害時等におけるタイヤ整備等の支援協力に関する協定
0105	2	1	2	8	(新設)		表 東京都コンクリート圧送協同組合 コンクリート圧送車等を活用した応急対策業務
0106	2	1	2	8	(新設)		表 イオン 災害時における物資の調達支援協力に関する協定書
0107	2	1	2	8	(新設)		表 一般社団法人日本消防器工業会 一般社団法人日本マグネシウム協会 水による消火が適さない金属を取り扱う工場等での火災発生時における消火資器材提供に関する協定
0108	2	2				○ 自助・共助の重要性と対策の基本的考え方 阪神・淡路大震災や東日本大震災などの過去の震災では、地震発生直後の住民同士による助け合いによって多くの命が救われており、発災時における自助・共助の重要性が明らかになっている。 本章では、自助・共助の担い手となる都民、地域、消防団、事業所、ボランティアによる取組を定めている。 都民、事業所等は、「自らの生命は自らが守る」、「自分たちのまちは自分たちで守る」ことを防災の基本理念として、災害に対する不断の備えを進めるとともに、都民、行政、事業所、ボランティア等との相互連携、相互支援を強め、自助・共助による都民及び地域の防災力の向上を推進していく。	○ 自助・共助の重要性と対策の基本的考え方 阪神・淡路大震災や東日本大震災などの過去の震災では、地震発生直後の住民同士による助け合いによって多くの命が救われており、発災時における自助・共助の重要性が明らかになっている。また、熊本地震では、女性の視点等を意識した避難所運営などの重要性が再認識された。 本章では、自助・共助の担い手となる都民、地域、事業所、ボランティアの他、消防団による取組を定めている。 これらの主体は、「自らの生命は自らが守る」、「自分たちのまちは自分たちで守る」ことを防災の基本理念として、災害に対する不断の備えを進めるとともに、各主体間の相互連携、相互支援を強め、自助・共助による都民及び地域の防災力の向上を推進していく。
0109	2	2				○ 現在の対策の状況 都は、これまで、ガイドブックの作成による意識啓発や救命講習の実施など、都民の自助を促進する取組を進めてきた。 現在、都内には、約7,100の防災市民組織があり、地域における訓練等を行っているほか、98の消防団に約23,500人の消防団員が所属している。また、約31,000人の方が発災時のボランティアとして登録している。	○ 現在の対策の状況 都は、これまで、災害に対する備えを万全にするための防災ブックの配布や救命講習の実施など、都民の自助を促進する取組を進めてきた。 現在、都内には、約7,100の防災市民組織があり、地域における訓練等を行っているほか、98の消防団に約22,300人の消防団員が所属している。また、約33,000人の方が発災時のボランティアとして登録している。

No.	部	章	節	項	目	旧	新
0110	2	2				<p>○「首都直下地震等による東京の被害想定」を踏まえた課題 「首都直下地震等による東京の被害想定」では、屋内収容物（家具等）による死傷者が約7,000人、要配慮者の死者が約5,000人発生すると見込まれており、こうした被害を抑制するためには、家具転倒防止などの自助の取組や防災市民組織、消防団等による救助体制の整備を一層促進する必要がある。</p>	<p>○「首都直下地震等による東京の被害想定」を踏まえた課題 「首都直下地震等による東京の被害想定」では、屋内収容物（家具等）による死傷者が約7,000人発生すると見込まれるほか、断水や停電、ガスの供給停止などのライフラインの被害が想定されている。こうした被害を抑制するとともに、発災後の生活を継続するためには、家具類の転倒・落下・移動防止対策や食糧等の備蓄、安否確認などの自助の取組、また、防災市民組織、消防団等による共助の体制整備を一層促進する必要がある。</p>
0111	2	2				<p>○ 主な対策の方向性と到達目標 ・ 実践的な防災訓練や総合的な防災教育の推進などによる自助の備えを促進 → <到達目標> 自助の備えを講じている都民の割合を100%に到達 ・ 防災隣組事業の推進による防災市民組織の活性化 → <到達目標> 東京防災隣組の活動を都内全ての区市町村へ波及</p>	<p>○ 主な対策の方向性と到達目標 ・ 防災ブックの活用を促すとともに、実践的な防災訓練や総合的な防災教育を推進し、自助の備えを促進 → <到達目標> 自助の備えを講じている都民の割合を100%に到達 ・ 防災の専門家の派遣や女性の防災人材育成等による、防災市民組織の活性化を促進 → <到達目標> 地域における平時の備えや発災時の適切な防災活動の実現</p>
0112	2	2	概要			<p>○ 東日本大震災後における都民の自助の取組状況につき、安否確認方法の確認や家具転倒防止策を実施した人は、約50%</p>	<p>○ 東日本大震災後における都民の自助の取組状況について、家具類の転倒・落下・移動防止対策を実施した人は、63.6%</p>
0113	2	2	概要			<p>○「東京防災隣組」143団体を認定（平成26年4月現在）</p>	<p>○ 防災市民組織の結成数 7,101団体（平成30年4月現在） うち意欲的な防災活動を継続している防災市民組織「東京防災隣組」を246団体を認定（平成29年3月現在）</p>
0114	2	2	概要			<p>○ 消防団員数は、定員約26,400人に対し、約23,500人（平成26年4月現在）</p>	<p>○ 消防団員数は、定員約26,400人に対し、約22,300人（平成30年4月現在）</p>
0115	2	2	概要			<p>○ 町会・自治会等と事業所との災害時協定締結数は延べ848件（平成25年度末現在 東京消防庁管内）</p>	<p>○ 町会・自治会等と事業所との災害時の応援協定締結数は延べ922件（平成29年度末現在 東京消防庁管内）</p>
0116	2	2	概要			<p>○ 東京都防災ボランティア等の登録者数は、約12,000人（平成25年度末現在）</p>	<p>○ 東京都防災ボランティア等の登録者数は、約16,200人（平成29年度末現在）</p>
0117	2	2	概要			<p>○ 防災市民活動が発災時に実効ある行動をとれるような平常時の活動の活性化が必要</p>	<p>○ 防災市民活動が発災時に実効ある行動をとれるような平常時の活動の活性化が必要であると共に、防災活動の場でも女性の活躍が必要</p>
0118	2	2	概要			<p>○ 防災市民組織の結成数 7,101組</p>	<p>○ 防災市民組織の結成数 7,101団体</p>
0119	2	2	概要			<p>○ 防災隣組事業における意欲的な取組の普及や認定団体の増加を促進</p>	<p>（削る）</p>
0120	2	2	概要			<p>（新設）</p>	<p>○ 防災の専門家の派遣や防災リーダーの育成を通じ、防災市民組織の活動活性化を促進すると共に、女性防災人材の育成を推進</p>
0121	2	2	概要			<p>○ 東京防災隣組の活動を都内全ての区市町村へ波及</p>	<p>○ 防災市民組織の活動活性化により、地域防災力を向上</p>
0122	2	2	概要			<p>○ 地域による共助の促進 防災隣組事業の推進による地域防災力の向上</p>	<p>○ 地域による共助の促進 防災市民組織の活動の活性化及び女性防災人材の育成</p>

No.	部	章	節	項	目	旧	新
0123	2	2	概要			○ 地域による応急対策の実施 防災市民組織等による初期消火等の実施	○ 地域による応急対策の実施 防災市民組織等による初期消火・円滑な避難所運営等の実施
0124	2	2	1	1		防災対策では、都民一人ひとりによる自助の取組が重要であることから、都は「みんなの防災ガイドブック」の作成・配布をはじめ、様々な媒体を通じた広報の実施により、自助の必要性に係る意識啓発を行っている。	防災対策では、都民一人ひとりによる自助の取組が重要であることから、都は平成27年度に防災ブック「東京防災」を作成し、都内の各家庭に配布した。平成29年度には、女性の防災への参画を促すとともに、都民の一層きめ細やかな災害への備えを促進することを目的に「東京くらし防災」を作成し、都立・区市町村立施設や民間事業者の都内店舗事業所で配布を行った。また、これらの冊子の閲覧が可能な「東京都防災アプリ」など、様々な媒体を通じ、自助の必要性に係る意識啓発を行っている。
0125	2	2	1	1		また、自助の備えとしての各家庭における家具類の固定などの転倒・落下防止策の実施、都民の防災訓練への参加や救命講習の受講及び防災教育などを推進し、自助による都民の防災力向上を図っている。	更に、自助の備えとしての各家庭における家具類の転倒・落下・移動防止対策や日常備蓄の実施、都民の防災訓練への参加や救命講習の受講及び防災教育などを推進し、自助による都民の防災力向上を図っている。
0126	2	2	1	1		さらに、実際に男女のニーズの違いを踏まえた被災地支援を行っている専門家との意見交換会を実施するなど、男女双方の視点に配慮した防災対策を推進している。	(削る)
0127	2	2	1	1		<ul style="list-style-type: none"> 家具類の固定等の転倒・落下・移動防止の備えをしている都民の割合 58.0%（平成25年12月「消防に関する世論調査」） 1年間の防災訓練体験者数 約142万人（平成25年度 東京消防管内） 救命講習を受講した都民の人数 約176万人（平成25年度末現在 東京消防管内） 公立小中学校版防災教育補助教材による、実践的な防災教育の推進 都立高校版高等学校「保健」補助教材を活用した防災教育の充実 全都立高校における宿泊防災訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 家庭にある食糧等で3日間以上の食事をとることができる割合 69.0%（平成30年3月「東京都自助・共助の取組向上に向けた調査」） 家具類の固定等の転倒・落下・移動防止の備えをしている都民の割合 63.6%（平成30年9月「消防に関する世論調査」） 災害用伝言ダイヤル又は災害用伝言板を知っている割合 82.0%（平成30年3月「東京都自助・共助の取組向上に向けた調査」） 1年間の防災訓練体験者数 約240万人（平成29年度 東京消防管内） 救命講習を受講した都民の人数 約260万人（平成29年度末現在 東京消防管内） 小中高等学校版防災教育教材「防災ノート～災害と安全～」を都内全ての国公私立学校に配布することにより、実践的な防災教育を推進 都立高校（全日制課程と一部の定時制課程）における宿泊防災訓練の実施（平成30年度 全日制178校、定時制2校実施予定） 都立高校生等を対象とした合同防災キャンプの実施（平成30年度 高校生87名、教員15名が参加）
0128	2	2	1	2		<p>都においては、地域において意欲的な防災活動を継続している防災市民組織等を「東京防災隣組」として認定している。また、都、区市町村等関係機関と防災専門家により地域の防災上の課題解決を支援する「地域防災力向上モデル地区」を平成24年度及び平成25年度において選定し、その成果を発信するなどの取組を進めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 東京防災隣組の認定 143団体（平成26年4月現在） 地域防災力向上モデル地区の選定 4地区（平成24年度）、4地区（平成25年度） 防災市民組織の結成数 7,132組（平成25年4月現在） 	<p>都では、地域において意欲的な防災活動を継続している防災市民組織等を「東京防災隣組」として認定し、その活動内容をホームページ等で紹介してきた。</p> <p>また、防災の専門家を防災市民組織等へ派遣し、地域で想定される災害を学ぶ機会等を提供し、地域防災力の向上を図っている。</p> <p>災害時の多様なニーズにきめ細かく対応するため、地域防災活動の核となる女性の防災人材育成事業を進めている。実施に当たっては、人材育成方針等を「女性の視点から見る防災人材の育成検討会議」（平成29年度）にて検討した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 東京防災隣組の認定 246団体（平成29年3月現在） 防災市民組織の結成数 7,101組（平成30年4月現在） 防災市民組織への専門家の派遣
0129	2	2	1	3		<p>都内では、98の消防団に約23,500人の消防団員が所属しており、都は、消防団員の確保や消防訓練所での教育訓練など、消防団の活動支援を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 都内の消防団員数 約23,500人（平成26年4月現在） 	<p>都内では、98の消防団に約22,300人の消防団員が所属しており、都は、消防団員の確保や消防訓練所での教育訓練など、消防団の活動支援を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 都内の消防団員数 約22,300人（平成30年4月現在）

No.	部	章	節	項	目	旧	新
0130	2	2	1	4		<p>発災時には、自助・共助の考えに基づき、地域の住民と事業所が協力して被害の拡大を防ぐことが重要であり、都は、総合防災訓練等を通じ、災害時における町会・自治会や事業所など地域の連携を図る取組を推進し、地域における防災力向上を図っている。</p>	<p>発災時には、自助・共助の考えに基づき、地域の住民と事業所が協力して被害の拡大を防ぐことが重要であり、都は、防災訓練等を通じ、災害時における町会・自治会や事業所など地域の連携を図る取組を推進し、地域における防災力向上を図っている。</p>
0131	2	2	1	4		<ul style="list-style-type: none"> 町会・自治会等と事業所との応援協定締結 延べ848件（平成25年度末現在 東京消防庁管内） 事業所防災計画の届出率（消防計画の作成義務対象物に対する届出率） 約80%（平成25年度末現在） 東京消防庁及び各市町村と事業所等の応急手当普及員との協働による応急手当講習の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 町会・自治会等と事業所との災害時の応援協定締結 延べ922件（平成29年度末現在 東京消防庁管内） 事業所防災計画の届出率（消防計画の作成義務対象物に対する届出率） 約80%（平成29年度末現在） 東京消防庁及び各市町村と事業所等の応急手当普及員との協働による応急手当講習の実施
0132	2	2	1	5		<ul style="list-style-type: none"> 東京都防災ボランティア等（※）登録者数 約12,000人（平成25年度末現在） ※語学ボランティア、応急危険度判定員、被災宅地危険度判定士、東京都建設防災ボランティア 警視庁交通規制支援ボランティア登録者数 約2,540人（平成26年3月現在） 東京消防庁災害時支援ボランティア登録者数 約16,400人（平成25年12月現在） 	<ul style="list-style-type: none"> 東京都防災ボランティア等（※）登録者数 約16,200人（平成29年度末現在） ※語学ボランティア、応急危険度判定員、被災宅地危険度判定士、東京都建設防災ボランティア 警視庁交通規制支援ボランティア登録者数 約2,440人（平成31年1月未現在） 東京消防庁災害時支援ボランティア登録者数 約14,600人（平成30年3月末 現在）
0133	2	2	2	1		（新設）	<p>また、断水や停電、ガスの供給停止などのライフラインの被害も想定されており、発災後の生活を継続するための食糧等の備蓄や、家族や友人の安否情報を集める方法の準備などに取り組む必要がある。</p>
0134	2	2	2	1		<p>しかしながら、東日本大震災後に実施した調査（平成23年9月「消防に関する世論調査」）によれば、こうした取組を行っている都民の割合は53.6%となっている。</p>	<p>都が実施した調査（平成30年9月「消防に関する世論調査」及び平成30年3月「東京都自助・共助の取組向上に向けた調査」）によれば、家具類の転倒防止等の対策を実施している割合は63.6%、家庭にある食糧等で3日間以上の食事をとることができる割合は69.0%、災害用伝言ダイヤル又は災害用伝言板を知っている割合は82.0%となっている。</p>
0135	2	2	2	1		<p>また、平成25年12月に実施した「消防に関する世論調査」によれば、こうした取組を行っている都民の割合は58.0%となり、対策は進んでいるものの、引き続き、都民一人ひとりの自助の備えを推進していく必要がある。</p>	<p>対策は浸透してきているが、引き続き、未実施者を中心に啓発活動を展開し、都民一人ひとりの自助の備えを推進していく必要がある。</p>
0136	2	2	2	1		（新設）	<p>また、過去の災害から、女性の視点等を意識した避難所運営などの重要性が再認識されており、避難所での着替えや授乳の問題など、女性に配慮した対策が必要である。</p>
0137	2	2	2	2		（新設）	<p>避難所などで多様化する被災者のニーズによりきめ細かく対応していくためには、女性の力が防災分野においても発揮されるよう女性の防災人材育成に取り組んでいく必要がある。</p>
0138	2	2	2	3		<p>都内の消防団は、定員約26,400人に対して、現員約23,500人となっており、定員充足など消防団の活動体制を整える必要がある。</p>	<p>都内の消防団は、定員約26,400人に対して、現員約22,300人となっており、定員充足など消防団の活動体制を整える必要がある。</p>

No.	部	章	節	項	目	旧	新
0139	2	2	3	1		都民一人ひとりが「自らが防災の担い手」であるとの自覚を高め、防災対策に取り組むよう、防災意識の啓発を推進するとともに、都民一人ひとりの初期消火や救出救助、応急救護に関する実践的かつ効果的な防災訓練を推進していく。	都民一人ひとりが「自らが防災の担い手」であるとの自覚を高め、防災対策に取り組むよう、防災ブックを活用し更なる防災意識の啓発を推進するとともに、女性の視点を反映した防災対策の充実を図る。 また、都民一人ひとりの初期消火や救出救助、応急救護に関する実践的かつ効果的な防災訓練を推進していく。
0140	2	2	3	1		また、総合的な防災教育の推進により、生涯にわたる自助・共助の精神を涵養していくとともに、外国人への情報提供や防災知識の普及等を推進していく。	更にまた、総合的な防災教育の推進により、生涯にわたる自助・共助の精神を涵養していくとともに、外国人への情報提供や防災知識の普及等を推進していく。
0141	2	2	3	2		東京の共助の中核を担う防災隣組の普及・拡大を積極的に図り、認定団体の都内全域における活動展開を促進することにより、地域の共助を推進していく。	地域防災の中心を担う防災市民組織等に対する防災の専門家の派遣や、防災市民組織等の核となる「防災市民組織リーダー」の育成を通じ、地域防災活動の活性化を促進していく。 また、災害時の都民のニーズにきめ細かく対応するため、地域や職場で防災活動の核となる女性防災人材の育成を推進していく。
0142	2	2	4	1		各主体に対する様々な防災訓練の実施や学校等における幼児期からの体系的な防災教育の実施により、都民一人ひとりの防災意識及び防災行動力の向上を図り、都民が、防災を我がこととして捉え、自ら防災対策に取り組む風土を醸成する。	防災ブックなど各種媒体を活用し、都民が自ら考え、各家庭における備蓄などの防災対策が万全になる取組を進める。また、各主体に対する様々な防災訓練の実施や学校等における幼児期からの体系的な防災教育の実施により、都民一人ひとりの防災意識及び防災行動力の向上を図り、都民が、防災を我がこととして捉え、自ら防災対策に取り組む風土を醸成する。
0143	2	2	4	1		また、被災した際も、外国人が言語等で不都合を感じないよう、効果的な情報提供を推進する。	さらにまた、被災した際も、外国人が言語等で不都合を感じないよう、効果的な情報提供を推進する。
0144	2	2	4	2		2 東京防災隣組の活動を都内全ての区市町村へ波及	2 防災市民組織の活動活性化により、地域防災力を向上
0145	2	2	4	2		東京の共助の先導的役割を果たす防災隣組事業を推進し、東京防災隣組の活動を都内全ての区市町村へ波及させる。 また、防災市民組織の活性化の促進等を図り、地域防災力の向上を実現する。	(削る)
0146	2	2	4	2		(新設)	防災市民組織の活動を支援することで、地域の防災活動の活性化を図り、平時の備えや発災時の適切な防災活動が行われるようにする。 女性の防災人材を育成することにより、発災時の避難行動や避難所運営に多様な視点が反映されるようにする。
0147	2	2	4	3		消防団の定員充足等の推進による体制の充実や発災時における地域住民・消防署隊等との連携による円滑な災害活動の推進等を図る。	消防団の定員充足率の向上等による体制の充実や発災時における地域住民・消防署隊等との連携による円滑な災害活動の推進等を図る。
0148	2	2	4	5		都及び区市町村において災害時のボランティア活動支援を想定した訓練を、毎年実施すること等により、地域の社会福祉協議会、市民活動団体等とのネットワークを構築する。	都及び区市町村において災害時のボランティア活動を想定した訓練を、毎年実施すること等により、地域の社会福祉協議会、災害ボランティアセンターの運営支援等が期待される市民活動団体等とのネットワークを構築する。

No.	部	章	節	項	目	旧	新
0149	2	2	5	1-1		<ul style="list-style-type: none"> 建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保 日頃からの出火の防止 消火器、住宅用火災警報器等の住宅用防災機器の準備 家具類の転倒・落下・移動防止や窓ガラス等の落下防止 ブロック塀の点検補修など、家の外部の安全対策 水(1日一人3ℓ目安)、食料、医薬品、携帯ラジオなど非常持出用品や簡易トイレの準備 災害が発生した場合の家族の役割分担、避難や連絡方法の確認 都や区市町村が行う防災訓練や防災事業への積極的な参加 町会や自治会などが行う、地域の相互協力体制の構築への協力 避難行動要支援者がいる家庭における、「避難行動要支援者名簿」情報の避難支援等関係者への事前提供についての同意及び円滑かつ迅速な避難への備え 災害発生時に備え、避難所、避難場所及び避難経路等の確認・点検 過去の災害から得られた教訓の伝承等による防災への寄与 	<ul style="list-style-type: none"> 建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保 日頃からの出火の防止 消火器、住宅用火災警報器等の住宅用防災機器の準備 家具類の転倒・落下・移動防止や窓ガラス等の落下防止 ブロック塀の点検補修など、家の外部の安全対策 水(1日一人3ℓ目安)、食料、医薬品、携帯ラジオなど非常持出用品や簡易トイレの準備 災害が発生した場合の家族の役割分担、避難や連絡方法の確認 都や区市町村が行う防災訓練や防災事業への積極的な参加 町会や自治会などが行う、地域の相互協力体制の構築への協力 避難行動要支援者がいる家庭における、「避難行動要支援者名簿」情報の避難支援等関係者への事前提供についての同意及び円滑かつ迅速な避難への備え 災害発生時に備え、避難所、避難場所及び避難経路等の確認・点検 過去の災害から得られた教訓の伝承等による防災への寄与
0150	2	2	5	1-2	(1)	行政等は、都民の危機意識を喚起することにより、都民が「自らが防災の担い手」であるとの自覚を高め、自ら建物の耐震化・不燃化、家具類の転倒・落下・移動防止等の防災対策に取り組むよう、様々な機会を通じて啓発を行う。	行政等は、都民の危機意識を喚起することにより、都民が「自らが防災の担い手」であるとの自覚を高め、家庭内での備蓄や自ら建物の耐震化・不燃化、家具類の転倒・落下・移動防止、発災時の安否を確認する方法の取り決め等の防災対策に取り組むよう、様々な機会を通じて啓発を行う。
0151	2	2	5	1-2	(1)	表 都総務局 ○ 防災パンフレットの作成、配布 ○ 児童向けの防災コーナーを設ける等、分かりやすく親しみやすいホームページの構築	表 都総務局 ○ 防災ブック「東京防災」「東京くらし防災」等、普及啓発冊子の作成・配布、活用促進 ○ 「東京都防災アプリ」の開発・ダウンロード促進 ○ 防災に係る各種冊子・パンフレットの作成、配布 ○ 各局等が提供する情報をワンストップで入手できるポータルサイトを作成するなど、ホームページやSNS等によるわかりやすい防災情報の発信
0152	2	2	5	1-2	(1)	表 都総務局 ○ 毎年8月下旬から始まる防災週間における、防災関係機関と連携した、各種の展示・イベント等の開催	(削る)
0153	2	2	5	1-2	(1)	(新設)	表 都総務局 ○ 都民を対象とする、災害時における自助・共助の重要性や一人ひとりの備えを周知するための普及イベントを防災機関と連携して開催
0154	2	2	5	1-2	(1)	(新設)	表 都総務局 ○ 防災への取組が十分でない若年層に対し、様々なツールを活用し、啓発を実施
0155	2	2	5	1-2	(1)	表 都都市整備局 ○ 防災まちづくりや建物の不燃化に対する気運を醸成するため、区と連携した地域密着型集会の開催及び個別相談等による情報の提供	表 都都市整備局 ○ 防災まちづくりや建物の不燃化に対する気運を醸成するため、「防災意識の向上」や「建替えのポイント」等をテーマとした専門家等による不燃化セミナーや個別相談等を区と共同して開催

No.	部	章	節	項	目	旧	新
0156	2	2	5	1-2	(1)	表 都都市整備局 ○ 耐震診断実施により、居住者及び所有者がマンションの危険度を認識するようセミナー開催やパンフレットを送付	表 都住宅政策本部 ○ 耐震診断実施により、居住者及び所有者がマンションの危険度を認識するようセミナー開催やパンフレットを送付
0157	2	2	5	1-2	(1)	表 (新設)	表 都住宅政策本部 ○ 管理組合等が取り組むべきマンションの防災対策について、ガイドライン等により啓発
0158	2	2	5	1-2	(1)	(新設)	表 都福祉保健局 ○ 動物の適正な飼養、災害時の備えなどに関する飼い主への普及啓発を実施
0159	2	2	5	1-2	(1)	表 東京消防庁 ○ 「地震に対する10の備え」や「地震 その時10のポイント」、出火防止、初期消火、救出救助及び応急救護の知識等に係る指導及びホームページ・SNS等による広報の実施	表 東京消防庁 ○ 「地震に対する10の備え」や「地震 その時10のポイント」、出火防止、初期消火、救出救助及び応急救護の知識等に係る指導及びホームページ・SNS・消防アプリ等による広報の実施
0160	2	2	5	1-2	(1)	表 東京消防庁 ○ 「はたらく消防の写生会」の開催や防火防災標語の募集	表 東京消防庁 ○ 「はたらく消防の写生会」の開催及び表彰式を活用した防火防災思想の啓発
0161	2	2	5	1-2	(1)	(新設)	表 東京消防庁 ○ 防火防災への参画意識を高めるための、防火防災標語の募集及び表彰式を活用した防火防災思想の啓発
0162	2	2	5	1-2	(1)	(新設)	表 区市町村 ○ 動物の適正な飼養、災害時の備えなどに関する飼い主への普及啓発を実施
0163	2	2	5	1-2	(1)	表 東京管区気象台 ○ 報道発表、気象の知識等のホームページへの掲載	表 東京管区気象台 ○ 報道発表、気象の知識、安全教育支援資料等のホームページへの掲載及び利活用の促進
0164	2	2	5	1-2	(1)	表 東京管区気象台 ○ 東京都教育庁と連携した小中学校の緊急地震速報対応訓練の支援	表 東京管区気象台 ○ 東京都教育庁と連携した安全教育の支援
0165	2	2	5	1-2	(1)	表 東京労働局 ○ 「第12次東京労働局労働災害防止計画（平成25年4月～平成30年3月）」に基づき「Safe Work TOKYO」をキャッチフレーズに官民一体となり第三者災害防止につながる災害防止対策を推進	表 東京労働局 ○ 「第13次東京労働局労働災害防止計画（2018年～2023年）」に基づき「Safe Work TOKYO」の下、官民一体となり第三者災害防止につながる災害防止対策を推進
0166	2	2	5	1-2	(1)	表 東京労働局 ○ 特に建設業等に対しては、地震発生後の足場等仮設設備の点検等による災害防止を促進	表 東京労働局 ○ 特に建設業等に対しては、地震発生及び強風後の足場等仮設設備の点検等による災害防止を促進
0167	2	2	5	1-2	(1)	表 日赤東京都支部 ○ 都民、学校等を対象に、救急・救護に係る講習会の実施	表 日赤東京都支部 ○ 都民、学校等を対象に、救急法等の講習会及び防災・減災に関するセミナーの実施
0168	2	2	5	1-2	(1)	表 日赤東京都支部 ○ 救急法と防災知識の普及を目的とした「赤十字救護フェスタ」の開催	(削る)

No.	部	章	節	項	目	旧	新
0169	2	2	5	1-2	(1)	表 NTTドコモ ○ 防災展および地域防災訓練等におけるiモード災害用伝言板サービスの利用体験、防災パンフレット等の配布	表 NTTドコモ ○ 防災展および地域防災訓練等における災害用伝言板サービス、災害用音声お届けサービスの利用方法の紹介、災害対策関連機器の説明、防災パンフレット等の配布
0170	2	2	5	1-2	(1)	表 NTTドコモ ○ iモード災害用伝言板サービス等の利用方法の紹介	(削る)
0171	2	2	5	1-2	(1)	表 名称 ソフトバンクモバイル ソフトバンクテレコム	表 名称 ソフトバンク
0172	2	2	5	1-2	(1)	表 東京ガス ○ 防災の日及び防災週間における、マイコンメーターの復帰操作等を記載したパンフレット、チラシの配布	表 東京ガス ○ マイコンメーターの復帰操作等を記載したパンフレット、チラシの配布、およびホームページへの掲載
0173	2	2	5	1-2	(1)	表 名称 東京電力	表 名称 東京電力グループ
0174	2	2	5	1-3	(1)	表 都総務局 ○ 都内全域の防災市民組織リーダーを対象とした、災害図上訓練(DIG)等を取り入れた実践的な内容の研修を実施（東京都震災対策条例第37条（防災リーダーの育成）） ○ 区市町村の防災担当職員を対象に、地域特性を踏まえた研修会の実施（東京都震災対策条例第33条（防災教育））	表 都総務局 ○ 都民を対象とする、災害時における自助・共助の重要性や一人ひとりの備えを周知するための普及イベントを防災機関と連携して開催（再掲） ○ 区市町村の防災担当職員を対象に、地域特性を踏まえた研修会の実施（東京都震災対策条例（平成12年東京都条例第202号）第33条（防災教育）） ○ 区市町村と連携し、都内全域の防災市民組織リーダーを対象とした、実践的な研修の実施（東京都震災対策条例第37条（防災リーダーの育成）） ○ 区市町村や事業所と連携し、地域や職場などで防災活動の核となる女性の防災人材の育成
0175	2	2	5	1-3	(1)	表 都教育庁 ○ 防災教育副読本「地震と安全」、防災教育補助教材「3. 1.1を忘れない」を活用した実践的な防災教育の推進	表 都教育庁 ○ 「防災ノート～災害と安全～」を活用した実践的な防災教育の推進
0176	2	2	5	1-3	(1)	表 都教育庁 ○ 東京消防庁等と連携した全都立高校における宿泊防災訓練（人命救助訓練等）の実施	表 都教育庁 ○ 東京消防庁等と連携した都立高校（全日制課程と一部の定時制課程）における宿泊防災訓練（人命救助訓練等）及び全都立特別支援学校における一泊二日の宿泊防災訓練の実施
0177	2	2	5	1-3	(1)	(新設)	表 都教育庁 ○ 現地高校生との交流活動や被災地の視察など実践的な防災教育を行う、都立高校生等を対象とした合同防災キャンプの実施
0178	2	2	5	1-3	(1)	表 東京消防庁 ○ 初歩的な基礎訓練のほか、街区を活用した発災対応型訓練など実践的な訓練や都民防災教育センターにおける体験施設を活用した訓練の実施	表 東京消防庁 ○ 初歩的な基礎訓練のほか、街区を活用したまちかど防災訓練や発災対応型訓練など実践的な訓練や都民防災教育センターにおけるVR（災害疑似体験）コーナー等を活用した体験訓練の実施

No.	部	章	節	項	目	旧	新
0179	2	2	5	1-3	(1)	表 東京消防庁 ○ 起震車を活用した身体防護・出火防止訓練の推進	表 東京消防庁 ○ VR防災体験車、起震車、まちかど防災訓練車を活用した身体防護・出火防止訓練の推進
0180	2	2	5	1-3	(1)	表 東京消防庁 ○ 都民等に対し、AEDの使用法を含めた救命講習の実施	表 東京消防庁 ○ 都民等に対し、AEDの使用法を含めた救命講習を実施するとともに、誰もが安心して応急手当を実施できる環境を整備
0181	2	2	5	1-3	(1)	表 東京消防庁 ○ 都教育庁が指定する防災教育推進校における実践的な防災訓練、応急救護訓練等の実施	表 東京消防庁 ○ 都教育庁が指定する安全教育推進校における実践的な防災訓練、応急救護訓練等の実施
0182	2	2	5	1-4	(1)	(新設)	表 都総務局 ○ 防災ブック「東京防災」「東京くらし防災」多言語版の作成・配布 ○ 「東京都防災アプリ」多言語版の改修・ダウンロード促進 ○ 東京都防災ホームページ等で多言語による防災知識の普及・啓発を実施
0183	2	2	5	1-4	(1)	表 都生活文化局 ○ 在住外国人のための防災訓練の実施	表 都生活文化局 ○ 在住外国人のための防災訓練及び外国人災害時情報センターの設置・運営等の訓練を実施
0184	2	2	5	1-4	(1)	表 産業労働局 ○ 外国人旅行者向け対応マニュアルの配布	表 産業労働局 ○ 観光関連事業者等のための外国人旅行者対応マニュアルの配布
0185	2	2	5	1-4	(2)	「都各局」 ○ 提供ラジオ番組「TOKYO City Information」(InterFM)等において、在住外国人を対象に、英語で防災情報を提供する。	「都各局」 ○ 提供ラジオ番組「TOKYO City Information」(InterFM897)等において、在住外国人を対象に、英語で防災情報を提供する。
0186	2	2	5	1-4	(2)	○ 防災に関する動画をインターネット配信し、情報提供を行う。	○ 防災に関する動画を「東京動画」等においてインターネット配信し、情報提供を行う。
0187	2	2	5	1-4	(2)	○ 東京観光情報センター等において、防災情報も掲載したハンディガイドを配布し、外国人旅行者に対する情報提供を行う。	○ 東京観光情報センター等において、防災情報も掲載したトラベルガイドを配布し、外国人旅行者に対する情報提供を行う。
0188	2	2	5	1-4	(2)	(新設)	○ 駅舎、宿泊施設、観光案内所等において、119番通報要領及び地震発生時の行動要領等を掲載したリーフレット（英語、中国語、韓国語、フィリピン語、タイ語用）を配布し、外国人旅行者に対して情報提供を行う。
0189	2	2	5	1-4	(2)	○ 都内観光関連事業者等が、発災時に円滑な案内・誘導、情報提供等を行えるよう、緊急、災害発生時の対応マニュアルを配布し、外国人旅行者に対する情報提供の円滑化を図る。	○ 都内観光関連事業者等へ緊急、災害発生時の対応マニュアルを配布し、外国人旅行者に対する案内・誘導、情報提供等の円滑化を図る。
0190	2	2	5	1-4	(2)	○ 外国人支援のための防災知識の普及啓発と実地体験を組み合わせた防災訓練を実施し、併せて東京都防災（語学）ボランティアのスキルアップを図る。	○ 外国人支援のための防災知識の普及啓発と実地体験を組み合わせた防災訓練や外国人災害時情報センターの設置・運営等の訓練を実施し、併せて東京都防災（語学）ボランティアのスキルアップを図る。

No.	部	章	節	項	目	旧	新
0191	2	2	5	2	(1)	「東京防災隣組」をはじめとする防災市民組織の活性化	防災市民組織の活性化
0192	2	2	5	2	(1)	とりわけ、都総務局は、地域において意欲的な防災活動を継続している防災市民組織等を「東京防災隣組」として認定し、地域の防災活動の中核として位置付け、その取組に関して積極的に普及活動を展開することにより、周辺地域への波及を図る。 また、地域防災力向上モデル地区における取組の成果の普及と併せて、地域の防災市民組織の活性化を図っていく。 加えて、認定団体間の情報共有と自主的な連携関係の構築を促進することにより、認定団体の活動の質の向上と活性化を図り、地域防災力の向上を更に牽引する。	(削る)
0193	2	2	5	2	(1)	各機関は、防災市民組織に係る広報及び町会・自治会等の防災市民組織等の育成指導に力を入れ、防災市民組織の結成、都民の参加を推進し、災害時に自ら行動できる人材を育成していく。	各機関は、防災市民組織に係る広報及び町会・自治会等の防災市民組織等の育成指導に力を入れ、防災市民組織の結成、都民の参加を推進し、災害時に自ら行動できる人材や周囲をけん引することのできる人材を育成していく。
0194	2	2	5	2	(1)	表 都総務局 ○ 区市町村に対し、防災市民組織未結成地域の解消推進に係る、より一層きめ細やかな指導・助言の実施 ○ 東京防災隣組認定団体の活動に携わる人々の熱意や生の声を伝える紹介冊子等の作成・配布による、他の地域の防災活動への取組契機づくり ○ 都民を対象とする、災害時における自助・共助の重要性と防災隣組の活動を周知するための普及イベントの開催 ○ 関係局及び区市町村と連携した防災隣組の普及活動 ○ 認定団体交流会や東京防災隣組ホームページの活用による認定団体同士の人材ネットワークの構築 ○ 東京防災隣組認定による防災隣組の都内全域への普及拡大 ○ 東京防災隣組をはじめとする防災市民組織の課題解決、リーダー育成のための講習会の開催 ○ 地域防災力向上モデル地区（平成24年度・平成25年度各4地区）における防災課題への取組の成果発信	表 都総務局 ○ 防災市民組織へ防災の専門家を派遣し、活動を活性化 ○ 区市町村と連携し、都内全域の防災市民組織リーダーを対象とした、実践的な研修の実施（再掲） ○ 区市町村や事業所と連携し、地域や職場などで防災活動の核となる女性の防災人材の育成（再掲）
0195	2	2	5	2	(1)	表 東京消防庁 ○ 具体的な訓練指導マニュアルを策定し、防災市民組織等への指導に反映	表 東京消防庁 ○ 初期消火マニュアルを活用し、防災市民組織等への指導を実施
0196	2	2	5	2	(1)	表 都水道局 ○ 消火栓等からの応急給水用資器材の貸与等による、区市町と防災市民組織等が自主的に行う応急給水の支援	表 都水道局 ○ 消火栓等及び避難所応急給水栓からの応急給水用資器材の貸与等による、区市町、防災市民組織等が自主的に行う応急給水の支援
0197	2	2	5	3	(2)	○ 消防団の存在と活動を知ってもらう広報、消防団員の募集広報を積極的に展開し、都市構造、人口動態、職業構成など、都市の特性に対応した事業所団員等、消防団員の確保策をさらに推進する。	○ 消防団の存在と活動を知ってもらう広報や女性、学生、社員などをターゲットにした消防団員の募集広報を積極的に展開し、消防団員の確保策を更に推進する。
0198	2	2	5	3	(2)	○ 消防団がより意欲的かつ効果的に活動できるよう、人材確保や技能の向上など多面的に消防団の活動を支援し、その体制の強化を推進する。	○ 消防団がより意欲的かつ効果的に活動できるよう、新たな技術を使った技能の向上や女性消防団員同士の交流を深め、入団・定着促進等を行うことで人材を確保する取組など多面的に消防団の活動を支援し、その体制の強化を促進する。

No.	部	章	節	項	目	旧	新
0199	2	2	5	3	(2)	○ 消防団の存在と活動を知ってもらう広報、消防団員の募集広報を積極的に展開し、入団促進を図る。	○ 女性、学生などの対象に応じたリーフレットや消防団を紹介するホームページの活用など、多様な手法で消防団をPRし、入団等を促進する。また、特別区では、消防団員の活動環境の整備、消防団の相互連携体制の構築等を進める。
0200	2	2	5	3	(2)	○ 震災時の火災対応や救助活動を実施するため、消防団活動の拠点となる分団本部施設の整備をはじめ、活動に必要な救助資機材や可搬ポンプ積載車（緊急自動車）等を整備する。	○ 震災時の火災対応や救助活動を実施するため、消防団活動の拠点となる分団本部施設の整備をはじめ、活動に必要な資機材や可搬ポンプ積載車（緊急自動車）等を整備する。
0201	2	2	5	3	(2)	○ 各種資機材を活用して地域特性に応じた内容の活動訓練を実施し、災害活動能力及び安全管理能力の向上を図る。	○ 各種資機材を活用して地域特性に応じた教育訓練を実施し、災害活動能力及び安全管理能力の向上を図る。
0202	2	2	5	3	(2)	○ 応急手当普及員を養成し、消防団員の応急救護技能の向上を図る。	○ 教育訓練の推進による消防団員の応急救護技能の向上を図る。
0203	2	2	5	3	(2)	○ 消防団員が有している重機操作、自動車等運転の各種資格を震災等の大規模災害時に有効に活用できる体制を整備する。	○ 消防団員が有している重機操作、自動車等運転の各種資格を震災等の大規模災害時に有効に活用できるよう訓練を推進する。また、消防団に対し機能別団員制度の周知を図る。
0204	2	2	5	3	(2)	○ 消防団の活動等に係る自主学習用教材を配布するなど、団員の生活に配慮した訓練方法や訓練時間の工夫を推進し、団員の仕事や家庭との両立を図る。	○ 消防団の活動等に係る自主学習用教材を活用するなど、団員の生活に配慮した訓練方法により、団員の仕事や家庭との両立を図る。
0205	2	2	5	3	(2)	(新設)	○ 消防団員への訓練にe-ラーニングを活用するなど、能力開発の促進を図る。
0206	2	2	5	4	(1)	表 都総務局 ○ 事業所相互間の協力体制及び事業所と防災市民組織等との連携を強めるなど、地域との協力体制づくりの推進	表 都総務局 ○ 事業所相互間の協力体制の推進
0207	2	2	5	4	(1)	表 産業労働局 ○ 都内中小企業のBCPの策定に係る取組を支援 ○ BCPの実効性を高めるため、その取組を行う企業をモデル的に支援	表 産業労働局 ○ 都内中小企業のBCPの策定に係る取組を支援 ○ BCPの実効性を高めるため、企業が取り組む対策に係る費用の一部を補助 ○ 都内中小企業が開発・製造した防災製品等の改良・実用化を支援
0208	2	2	5	4	(2)	(新設)	・ 地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。
0209	2	2	5	4	(2)	・ 組織力を活用した地域活動への参加、防災市民組織等との協力、帰宅困難者対策の確立など地域社会の安全性向上対策	・ 組織力を活用した地域活動への参加、帰宅困難者対策の確立など地域社会の安全性向上対策
0210	2	2	5	4	(2)	(新設)	・ 要配慮者利用施設においては、介護保険法関係法令等に基づき自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成

No.	部	章	節	項	目	旧	新
0211	2	2	5	4	(2)	<ul style="list-style-type: none"> 防火管理者の選任を要する事業所 消防法（昭和23年法律第186号）第8条、第8条の2等により、消防計画に基づく自衛消防隊の編成、自衛消防訓練の実施などが規定されている。 これらの規定に基づき編成された自衛消防隊の訓練等の指導を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> 防火管理者の選任を要する事業所 消防法（昭和23年法律第186号）第8条、第8条の2等により、防火に関する消防計画に基づく自衛消防隊の編成、自衛消防訓練の実施などが規定されている。 これらの規定に基づき編成された自衛消防隊の訓練等の指導を推進する。
0212	2	2	5	4	(2)	<ul style="list-style-type: none"> 防災管理者の選任を要する事業所 消防法第36条により防災に関する消防計画に基づき自衛消防隊の編成、避難訓練の実施などが規定されている。 この規定に基づき設置された自衛消防組織が災害発生時に効果的な対応ができるように組織行動力の育成を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> 防災管理者の選任を要する事業所 消防法第36条により、防災に関する消防計画に基づく自衛消防隊の編成、避難訓練の実施などが規定されている。 この規定に基づき編成された自衛消防隊が災害発生時に効果的な対応ができるように組織行動力の育成を推進する。
0213	2	2	5	4	(2)	<ul style="list-style-type: none"> 防災対策上重要な施設の事業所防災計画 都市ガス、電気、鉄道・軌道等、高速道路及び通信の防災対策上重要な施設（6業種32事業所）を管理する事業者に対して、事業所防災計画の作成を指導する。 	<ul style="list-style-type: none"> 防災対策上重要な施設の事業所防災計画 都市ガス、電気、鉄道・軌道等、高速道路及び通信の防災対策上重要な施設（6業種36事業所）を管理する事業者に対して、事業所防災計画の作成を指導する。
0214	2	2	5	4	(2)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の防災力向上の取組の一環として、事業所と地域との防災に係る相互連携を推進するため、東京商工会議所が主催するBCP講座などにおいて、事業所に対する意識づけが行われるよう働きかけるとともに、住民に対しては、地域防災リーダー研修を活用して、先進事例を紹介するなど、関係者への協定締結の働きかけを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住民に対し、地域と事業所の相互連携の必要性について、研修等を通じ普及啓発を行う。 ○ 事業所内の防災活動に女性の視点を反映し、発生する多様なニーズを解決できる女性の防災人材の育成を行う。
0215	2	2	5	4	(2)	<ul style="list-style-type: none"> ○ BCP策定支援に向けた普及啓発パンフレットの配布やセミナーの開催等により、BCPの普及啓発及びBCP策定に係る取組を支援する。 ○ BCPの実効性を確保するため、BCPを策定した企業が取り組む対策のうち、事業所の耐震化にかかる費用の一部を補助するとともに、その取組事例を紹介し、普及・啓発を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ BCP策定支援に向けた普及啓発パンフレットの配布やセミナーの開催等により、BCPの普及啓発及びBCP策定に係る取組を支援する。 ○ BCPの実効性を確保するため、BCPを策定した企業が取り組む対策に係る費用の一部を補助する。 ○ 都内中小企業が自社で開発・製造した、都市防災力を高める優れた技術・製品等の改良・実用化及び販路開拓に係る経費の一部を助成し、都市防災力の向上を図る。
0216	2	2	5	5-1		表 都生活文化局 ○ 区市町村災害ボランティアセンターの代替施設や資器材の備蓄場所等が不足した場合の施設の確保上で必要な条件の事前整備を実施	表 都生活文化局 ○ 発災時、東京ボランティア・市民活動センター内に設置する東京都災害ボランティアセンターの代替設置場所を確保
0217	2	2	5	5-1		表 東京ボランティア・市民活動センター ○ 平常時から、市民活動団体等と協働し、幅広いネットワークを構築	表 東京ボランティア・市民活動センター ○ 災害ボランティアセンターの円滑な運営を含め、災害時にボランティア活動が円滑に行えるよう、平常時から、市民活動団体等と協働し、区市町村社会福祉協議会をはじめ多様な市民活動団体同士の顔の見える関係づくりを推進 ○ 区市町村社会福祉協議会や市民活動団体等による防災・減災の取組み、災害ボランティア講座、災害ボランティアセンター設置・運営訓練等を実施
0218	2	2	5	5-2		表 都生活文化局 《防災（語学）ボランティア》 一定以上の語学能力を有する者（満18歳以上、70歳未満の都内在住、在勤、在学者）	表 都生活文化局 《防災（語学）ボランティア》 一定以上の語学能力を有する者（満18歳以上の都内在住、在勤、在学者）

No.	部	章	節	項	目	旧	新
0219	2	2	5	5-4		<p>表 東京消防庁災害時支援ボランティアの概要 要件 原則、東京消防庁管轄区域内に居住する者又は東京消防庁管轄区域に勤務若しくは通学する者であり、かつ震災時等において消防活動支援を行う意志がある15歳(中学生を除く。)以上の者で次のいずれかの要件を満たす者</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 応急救護に関する知識を有する者 2 過去に消防団員、消防少年団として1年以上の経験を有する者 3 元東京消防庁職員 4 震災時等、復旧活動時の支援に必要となる資格、技術等を有する者 	<p>表 東京消防庁災害時支援ボランティアの概要 要件 原則、東京消防庁管轄区域内に居住する者又は東京消防庁管轄区域に勤務若しくは通学する者であり、かつ震災時等において東京消防庁の支援を行う意志がある15歳(中学生を除く。)以上の者で次のいずれかの要件を満たす者</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 応急救護に関する知識を有する者 2 過去に消防団員、消防少年団として1年以上の経験を有する者 3 元東京消防庁職員 4 震災時等、復旧活動時の支援に必要となる資格、技術等を有する者
0220	2	2	5	5-4		<p>表 東京消防庁災害時支援ボランティアの概要 活動内容 災害時には、東京消防庁管内の消防署に参集し、チームを編成後、消防職員の指導と助言により、以下の支援活動を実施</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 応急救護活動 2 消火活動の支援 3 救助活動の支援 4 災害情報収集活動消防用設備等の応急措置支援 5 参集受付、チーム編成等の消防署内での活動 6 その他、必要な支援活動 <p>平常時には、以下の活動を実施</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害時の活動に備え、各種訓練、行事への参加 2 チームリーダー以上を目指す人を対象とした「リーダー講習」、「コーディネーター講習」への参加 3 その他、登録消防署の要請による活動 	<p>表 東京消防庁災害時支援ボランティアの概要 活動内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害時 災害時には、東京消防庁管内の消防署に参集し、チームを編成後、消防職員の指導と助言により、消防署内での後方支援活動や、応急救護活動などを実施。 2 平常時 消防署が都民に対して行う防火防災訓練、応急救護訓練、広報活動等の支援を実施。 チームリーダー以上を目指す人に対しては、「リーダー講習」、「コーディネーター講習」、「震災時消防活動支援特別講習」を実施。
0221	2	2	5	5-5		<p>表 要件 «赤十字災害救護ボランティア» 災害時にボランティアとして活動するために必要な知識と技術に関する研修（災害救護セミナー）修了・登録したボランティア</p>	<p>表 要件 «赤十字災害救護ボランティア» 災害時にボランティアとして活動するために必要な知識と技術に関する研修（赤十字災害救護セミナー）修了・登録したボランティア</p>
0222	2	2	5	5-5		<p>表 活動内容 «赤十字災害救護ボランティア» 平常時には、災害救護に関する勉強会・訓練等を行い、災害時には、医療救護班の支援活動及び赤十字ボランティアによる救護活動のコーディネートなど、災害救護に必要な諸活動の実施</p>	<p>表 活動内容 «赤十字災害救護ボランティア» 平常時には、災害救護に関する研修会・訓練等を行い、災害時には、医療救護班の支援活動及び赤十字ボランティアによる救護活動のコーディネートなど、災害救護に必要な諸活動の実施</p>
0223	2	2	5	6	(2)	<p>・ 東京防災隣組における事業者間連携や町会・事業者間等の連携の普及・拡大</p>	<p>・ 防災市民組織における事業者間連携や町会・事業者間等の連携の普及・拡大</p>
0224	2	2	5	6	(2)	<p>«都生活文化局» ・ 災害時にも情報共有等ができるよう、都内の男女平等参画センター等とのネットワーク形成</p>	<p>«都生活文化局» ○ 災害時にも情報共有等ができるよう、都内の男女平等参画センター等との連携及びネットワーク体制の強化</p>
0225	2	2	5	1-2	(1)	<p>表 政策企画局 ○ 大使館、外国機関、海外からの支援組織との連絡</p>	<p>表 政策企画局 ○ 在京大使館等との連絡調整</p>
0226	2	2	5	1-2	(1)	(新設)	<p>表 都総務局 ○ 東京都防災ホームページ、東京都防災アプリを介して、多言語での災害情報の発信等を行う。 ○ Lアラートを利用して、東京都等が保有するデジタルサイネージにおいて、災害時に多言語での発信を行う。</p>

No.	部	章	節	項	目	旧	新
0227	2	2	5	1-2	(1)	表 都生活文化局 <u>(新設)</u>	表 都生活文化局 ○ 東京都国際交流委員会と連携して、他道府県等の地域国際化協会などから広域支援の受入れ等を実施
0228	2	2	5	1-2	(1)	表 都産業労働局 ○ 外国人旅行者に対する情報提供への協力	表 都産業労働局 ○ 外国人旅行者に対する情報提供への協力 ・ 東京観光情報センター、都が設置・提供するデジタルサイネージや無料Wi-Fiサービス、東京の観光公式サイト「GO TOKYO」等を活用した情報提供
0229	2	2	5	1-2	(1)	表 区市町村 ○ 在住外国人への情報提供 ○ 外国人災害時情報センターとの情報交換	表 区市町村 ○ 在住外国人への情報提供 ○ 外国人災害時情報センターとの情報交換 ○ 区市の国際交流協会等との連携
0230	2	2	5	1-2	(1)	【外国人災害時情報センター】 <u>図</u>	【外国人災害時情報センター】 <u>図（更新）</u>
0231	2	2	5	2	(1)	消防団及び防災市民組織（東京防災隣組など）や事業所等は、自らの身の安全を図るとともに、 <u>自助、共助の精神に基づき、発災初期における初期消火、救出救助、応急救護活動等を実施する。</u>	防災市民組織や事業所等は、自らの身の安全を図るとともに、 <u>地域防災力の中核である消防団と連携し、発災初期における初期消火、救出救助、応急救護活動等を実施する。</u>
0232	2	2	5	2	(1)	表 防災市民組織 ○ 炊出し等の給食・給水活動_等（「自主防災組織の手引」）	表 防災市民組織 ○ 炊出し等の給食・給水活動等（「自主防災組織の手引」）
0233	2	2	5	2	(2)	○ 市民消防隊等による活動 火災が発生した場合は、防災市民組織が協力して、 <u>スタンドパイプやD級可搬ポンプを活用した初期消火を実施する。</u>	○ 市民消防隊等による活動 火災が発生した場合は、防災市民組織が協力して、 <u>スタンドパイプ等を活用した初期消火を実施する。</u>
0234	2	2	5	3		○ 所轄消防署(所)の消防署隊応援要員として消火活動等の応援を するとともに、活動障害排除等の活動を行う。	○ 所轄消防署(所)の消火活動等の応援を するとともに、活動障害を 排除する等の活動を行う。
0235	2	2	5	4		○ 出火防止、 <u>初期消火を速やかに実施する。</u>	○ 出火防止を実施する。
0236	2	2	5	4		<u>(新設)</u>	○ 火災が発生した場合には安全確保した上で初期消火を実施する。
0237	2	2	5	4		○ 初期消火で対応できない火災が発生した場合等は、 <u>速やかに避難する。</u>	<u>(削る)</u>
0238	2	2	5	5	(1)	表 都生活文化局 ○ 東京ボランティア・市民活動センターと協働で東京都災害ボランティアセンターを設置・運営し、区市町村災害ボランティアセンターを支援	表 都生活文化局 ○ 東京ボランティア・市民活動センターと協働で東京都災害ボランティアセンターを設置し、 <u>区市町村災害ボランティアセンターや市民活動団体</u> 等を支援
0239	2	2	5	5	(1)	表 都生活文化局 ○ 区市町村からの要請に基づく、 <u>区市町村災害ボランティアセンターの代替施設や資器材の備蓄場所等が不足した場合の施設の確保</u>	<u>(削る)</u>

No.	部	章	節	項	目	旧	新
0240	2	2	5	5	(1)	表 東京ボランティア・市民活動センター ○ 都と協働で東京都災害ボランティアセンターを設置・運営し、区市町村災害ボランティアセンターを支援 ○ 市民活動団体等との連携	表 東京ボランティア・市民活動センター ○ 都と協働で東京都災害ボランティアセンターを設置、市民活動団体と協働で東京都災害ボランティアセンターを運営し、区市町村災害ボランティアセンターや市民活動団体等を支援
0241	2	2	5	5	(1)	<u>(新設)</u>	表 東京ボランティア・市民活動センター ○ ボランティア支援団体の全国的なネットワーク組織との連携
0242	2	2	5	5	(1)	表 東京消防庁災害時支援ボランティア 東京消防庁管内における震度6弱以上の地震発生時に、あらかじめ登録した部署に自主的に参集し、東京消防庁が管下で行う消防活動の支援（応急救護活動、消火活動の支援及び救助活動の支援など）を実施	表 東京消防庁災害時支援ボランティア 東京消防庁管内における震度6弱以上の地震発生時に、あらかじめ登録した消防署に自主的に参集し、消防署内での後方支援活動、応急救護活動などを実施
0243	2	2	5	5	(2)	図【一般ボランティア】	図【一般ボランティア】（更新）
0244	2	3				○ 不燃化、耐震化による地震に強い都市づくり 地震による災害から一人でも多くの生命及び貴重な財産を守るとともに、震災時における首都東京の都市機能を維持するためには、都市構造そのものの防災性を高めていくことが必要である。 地震に強い都市づくりの実現に向けて、防災都市づくり推進計画の推進や安全な市街地の整備、公園などのオープンスペースの確保などの取組を推進していく。	○ 不燃化、耐震化による地震に強い都市づくり 地震による災害から一人でも多くの生命及び貴重な財産を守るとともに、震災時における首都東京の都市機能を維持するためには、都市構造そのものの防災性を高めていくことが必要である。 地震に強い都市づくりの実現に向けて、防災都市づくり推進計画を踏まえながら、公園などのオープンスペースの確保などにより、安全な市街地の整備に向けた取組を推進していく。
0245	2	3				○ 主な対策の方向性と到達目標 ・ 発災時の延焼の防止 → <到達目標> 木造住宅密集地域（整備地域）の不燃領域率70% 木造住宅密集地域（整備地域）の主要な都市計画道路[特定整備路線]の整備率100% ・ 建築物の耐震化による被害の軽減 → <到達目標> 防災上重要な公共建築物及び緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化100% ・ 液状化への対応 → <到達目標> 液状化予想図の見直し及び建築物における液状化対策の指針の作成	○ 主な対策の方向性と到達目標 ・ 発災時の延焼の防止 → <到達目標> 整備地域の不燃領域率70% 特定整備路線の全線整備 ・ 建築物の耐震化による被害の軽減 → <到達目標> 防災上重要な公共建築物及び特定緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化100% ・ 液状化への対応 → <到達目標> 液状化予想図の見直し及び建築物における液状化対策の指針の作成
0246	2	3	概要			○ 木造住宅建築物の更新を促進し、整備地域の不燃領域化率は56%（平成18年度） ○ 防災上重要な公共建築物の耐震化率は90%（平成22年度）、緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化率は81%（平成23年度） ○ 液状化に備えるための手引やリーフレット等による啓発活動、液状化判定に必要な地盤調査データ等の情報の提供 ○ 特別区内における消防水利の充足率は97.9%（平成25年度）	○ 木造住宅建築物の更新を促進し、整備地域の不燃領域化率は62%（平成28年度） ○ 防災上重要な公共建築物の耐震化率は96.7%（平成26年度）、特定緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化率は84.3%（平成30年6月末時点） ○ 液状化に備えるための手引やリーフレット等による啓発活動、液状化判定に必要な地盤調査データ等の情報の提供 ○ 特別区内における消防水利の充足率は98.3%（平成30年3月末）

No.	部	章	節	項	目	旧	新
0247	2	3	概要			○ 専門家の知見を踏まえ、液状化予測図の見直し等	○ ポータルサイトの地盤情報等の充実
0248	2	3	概要			○ 経年防火水槽の耐震化や深井戸等の整備、木造住宅密集地域内において重点的に水利を確保	○ 木造住宅密集地域内において重点的に水利を確保、経年防火水槽の再生や深井戸等の整備
0249	2	3	概要			○ 木造住宅密集地域（整備地域）の不燃領域率 平成32年度までに70% 特定整備路線（整備地域）の整備 平成32年度までに100% ○ 防災上重要な公共建築物の耐震化 平成27年度までに100% 緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化 平成27年度までに100% ○ 液状化予測図の見直し（平成24年度） 建築物における液状化対策の指針（仮称）の作成（平成24年度）	○ 整備地域の不燃領域率 早期に70%（平成28年3月時点の計画目標） 特定整備路線の整備 1日も早い全線整備 ○ 防災上重要な公共建築物の耐震化 できるだけ早期に100% 特定緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化 令和7年度までに100% ○ 液状化ポータルサイトの地盤情報の充実
0250	2	3	1	1		平成7年1月に阪神・淡路大震災が発災し、木造住宅密集地域の建物倒壊や火災等により、大きな被害が生じたことを踏まえ、都は、「都市防災施設基本計画」の考え方を継承しつつ、より効果的、集中的に防災都市づくりを推進するため、平成7年に「防災都市づくり推進計画」（※2）を策定し、災害時の危険性が高いと考えられる市街地から優先的に整備をすることとして、市街地の防災性の向上に取り組んできた。	平成7年1月に阪神・淡路大震災が発災し、木造住宅密集地域の建物倒壊や火災等により、大きな被害が生じたことを踏まえ、都は、「都市防災施設基本計画」の考え方を継承しつつ、より効果的、集中的に防災都市づくりを推進するため、平成7年に「防災都市づくり推進計画」（※2）を策定し、災害時の危険性が高いと考えられる市街地から優先的に整備をすることとして、市街地の防災性の向上に取り組んでいる。
0251	2	3	1	1		平成22年には、最新の地域危険度等の調査結果や、これまでの取組の成果を踏まえて効果的な施策の展開、建築物の耐震化施策との連携などにより、早期に市街地の防災性を確保するため、「防災都市づくり推進計画」を改定し、市街地の防災性向上に向けた取組を着実に進めてきている。	その後、二度の改定を経て、平成27年度には、最新の地域危険度等の調査結果や、これまでの取組の成果や課題を踏まえた効果的な施策を展開し、早期に市街地の防災性を確保するため、「防災都市づくり推進計画」を改定した。
0252	2	3	1	2		都は、区市と連携して、震災時に特に基大な被害が想定される木造住宅密集地域において、道路・公園の整備や防災性の高い建築物への建替えを促進し、市街地の不燃化を進めている。 ・ 不燃領域率（※1） 防災都市づくり推進計画に定める重点整備地域、整備地域とも56%（平成18年度） ・ 延焼遮断帯（※2）形成率 重点整備地域53%（平成18年度） ・ 都市計画道路の整備率 整備地域で概ね5割（平成22年度）	都は、区市と連携して、震災時に特に基大な被害が想定される木造住宅密集地域において、道路・公園の整備や防災性の高い建築物への建替えを促進し、市街地の不燃化を進めている。 ・ 不燃領域率（※1） 防災都市づくり推進計画に定める整備地域で62%（平成28年度） ・ 延焼遮断帯（※2）形成率 整備地域64%（平成28年度） ・ 都市計画道路の整備率 整備地域でおおむね6割（平成28年度）
0253	2	3	1	3		3 建築物の耐震化及び安全対策 発災時に重要となる施設を中心に耐震化を進め、安全な都市づくりを促進している。また、建築物の安全対策を促進している。 ・ 防災上重要な都立建築物（警察署、都立病院等） 96.8%（平成24年度） ・ 防災上重要な公共建築物 90.3%（平成22年度） ・ 東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例（平成23年東京都条例第36号）第7条に基づき指定した、特定緊急輸送道路の沿道建築物81.3%（平成23年度） ・ 災害拠点病院88.0%（平成26年3月） ・ 公立小中学校98.2%、私立小中学校96.6%（平成25年4月） ・ 住宅81%（平成22年度） ・ 民間特定建築物 82.3%（平成22年度） ・ 家具類の固定などの転倒・落下・移動防止実施率58.0%（「消防に関する世論調査」平成25年12月）	3 建築物の耐震化及び安全対策 発災時に重要となる施設を中心に耐震化を進め、安全な都市づくりを促進している。また、建築物の安全対策を促進している。 ・ 防災上重要な都立建築物（警察署、都立病院等） 99.7%（平成29年度） ・ 防災上重要な公共建築物 96.7%（平成26年度） ・ 東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例（平成23年東京都条例第36号）第7条に基づき指定した、特定緊急輸送道路の沿道建築物84.8%（平成30年12月） ・ 災害拠点病院93.8%（平成30年3月） ・ 公立小中学校99.9%（平成30年4月）、私立小中学校98.9%（平成30年4月） ・ 住宅83.8%（平成26年度） ・ 民間特定建築物 85.6%（平成26年度） ・ 家具類の固定などの転倒・落下・移動防止実施率63.6%（「消防に関する世論調査」平成30年9月）

No.	部	章	節	項	目	旧	新
0254	2	3	1	4		<p>4 液状化対策の強化</p> <p>平成23年度に設置した、東京都建築物液状化対策検討委員会の検討提案を踏まえ、平成25年5月より、区市等と連携し都民への普及啓発を図るため、手引の閲覧やリーフレットの配布を開始するとともに、液状化の可能性の有無の判断ができるよう過去の地形図や柱状図などを含む資料の閲覧を開始するとともに、都民からの相談窓口として、「東京都液状化対策アドバイザー制度」を開始した。また、東京の液状化予測図の見直しを行った。</p>	<p>4 液状化対策の強化</p> <p>平成23年度に設置した、東京都建築物液状化対策検討委員会の検討提案を踏まえ、平成25年5月より、区市等と連携し都民への普及啓発を図るため、手引の閲覧やリーフレットの配布を開始するとともに、液状化の可能性の有無の判断ができるよう過去の地形図や柱状図などを含む資料の閲覧を開始した。都民からの相談窓口として、「東京都液状化対策アドバイザー制度」を開始した。平成26年5月より液状化ポータルサイトを開設し、平成30年7月から利用者のニーズに応じた改訂にむけ、アンケートを実施した。</p>
0255	2	3	1	5		<p>・ 特別区内における消防水利の充足率 97.9%（平成25年度）</p>	<p>・ 特別区内における消防水利の充足率 98.3%（平成30年3月末）</p>
0256	2	3	2	1		<p>老朽化した木造住宅が密集し、震災時に特に甚大な被害が想定される木造住宅密集地域（整備地域）約7,000haは、区部面積の約1割強を占める。この区域の人口は、区部人口の約2割を占めており、被害想定でも大きな被害が想定されていることから、本地域での防火対策が重要である。</p> <p>木造住宅密集地域では、居住者の高齢化による建替え意欲の低下、敷地が狭小等により建替えが困難、権利関係が複雑で合意形成に時間を要することなどから、改善が進みにくい状況となっている。</p>	<p>老朽化した木造住宅が密集し、震災時に特に甚大な被害が想定される木造住宅密集地域（整備地域）約6,900haは、区部面積の約1割強を占める。この区域の人口は、区部人口の約2割を占めており、被害想定でも大きな被害が想定されていることから、本地域での防火対策が重要である。</p> <p>これらの地域の建築物は順次、更新時期を迎えているが、狭い道路や行き止まり道路に接しており、狭小敷地や接道不良地が多いこと、権利関係が複雑なこと等によって、建替えが進みにくい状況にある。</p> <p>更に、一部の地域では人口が減少傾向にあり、また高齢化が急速に進展しており、建替え意欲の減退等により老朽木造建築物の更新が進んでいない点も課題となっている。</p>
0257	2	3	2	3		<p>液状化被害の発生危険性のある箇所について、適切な対策を講じる必要がある。</p>	<p>液状化被害の発生危険性のある箇所について、適切な対策を講じるために、具体的な情報を収集する必要がある。</p>
0258	2	3	3	1		<p>木密地域不燃化10年プロジェクト等を推進し、整備地域において、区と連携して市街地の不燃化を促進し、延焼による焼失ゼロの「燃えないまち」を実現するとともに、主要な都市計画道路「特定整備路線」の整備により、延焼遮断帯の形成を促進し、「燃え広がらないまち」を実現する。</p>	<p>都では、平成24年度に木密地域不燃化10年プロジェクトを立ち上げ、整備地域のなかで特に重点的・集中的に改善を図る地区を「不燃化特区」として指定しており、都と区とが連携して不燃化を強力に推進する。</p> <p>また、震災時等における市街地の延焼を遮断し、避難路や緊急車両の通行路ともなる、防災上効果の高い都施行の都市計画道路である特定整備路線について、地元との理解と協力を得ながら、着実に整備を進め、地域の防災性向上を図る。</p>
0259	2	3	3	2		<p>平成24年3月に改定した東京都耐震改修促進計画に基づき、地震発生時に閉塞を防ぐべき道路である緊急輸送道路の沿道建築物、公共建築物及び特定建築物の耐震診断、耐震改修を促進する。特に耐震補強が必要なマンションに対し、耐震診断等への助成及び積極的な意識啓発を行うことにより耐震化を促進する。また、家具類の転倒・落下・移動防止等対策の重要性について普及・啓発を図る。</p>	<p>平成28年3月に改定した東京都耐震改修促進計画に基づき、地震発生時に閉塞を防ぐべき道路である特定緊急輸送道路の沿道建築物、公共建築物及び特定建築物の耐震診断、耐震改修を促進する。特に耐震補強が必要なマンションに対し、耐震改修等への助成及び積極的な意識啓発を行うことにより耐震化を促進する。また、家具類の転倒・落下・移動防止等対策の重要性について普及・啓発を図る。</p>
0260	2	3	3	3		<p>専門家の知見を踏まえて、液状化予測図を見直し、都民に情報提供を行う。また、東京都建築物液状化対策検討委員会の検討を踏まえ、木造住宅などの建築物を対象とした液状化対策の指針を作成し、広く都民に情報提供する。</p>	<p>ポータルサイトの地盤情報を更に拡充するため、民間建築物の地盤データを集集、公開していく。また、利用者のニーズに応じたポータルサイトの改訂を検討する。また、東京都建築物液状化対策検討委員会の検討を踏まえ、木造住宅などの建築物を対象とした「液状化による建物被害に備えるための手引」を作成し、広く都民に情報提供している。</p>
0261	2	3	3	4		<p>経年防火水槽の耐震化や深井戸等の整備のほか、木造住宅密集地域内において重点的に水利整備を推進するための整備方策を検討する。</p>	<p>木造住宅密集地域内において重点的に水利整備を推進するための整備方策を検討するほか、経年防火水槽の再生や深井戸等の整備を推進する。</p>

No.	部	章	節	項	目	旧	新
0262	2	3	4	1		1 木造住宅密集地域(整備地域)の不燃領域率70%、主要な都市計画道路「特定整備路線」(整備地域)の整備率100%	1 整備地域の不燃化領域率70%、特定整備路線の全線整備
0263	2	3	4	1		木造住宅密集地域のうち、特に甚大な被害が想定される整備地域(約7,000ha)を対象に重点的・集中的な取組を実施することにより、平成32年度までに不燃領域率を70%にし、市街地の不燃化を促進する。 また、整備地域において、市街地の延焼を遮断し、避難・救援に資する主要な都市計画道路「特定整備路線」の整備率を、平成32年度までに100%にする。	木造住宅密集地域のうち、震災時に特に甚大な被害が想定される地域を整備地域(約6,900ha)とし、防災都市づくりに係る施策を展開しながら、不燃領域率70%を目指す。 また、特定整備路線については、一日も早い全線整備を目指す。
0264	2	3	4	2		2 防災上重要な公共建築物及び緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化100%	2 防災上重要な公共建築物及び特定緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化100%
0265	2	3	4	2		災害時の避難所、被害情報の収集や被害対策指示等の応急活動の拠点となる防災上重要な公共建築物の耐震化を、平成27年度までに100%完了する。 また、地震発生時の広域的な避難や救急・消火活動に資する、緊急輸送道路の沿道建築物について、重点的に耐震化を推進することにより、平成27年度までに耐震化を100%完了する。 ・ 社会福祉施設等(主に要配慮者が利用する入所施設)、保育所 100% (平成32年度) ・ 災害拠点病院 100% (平成27年度) ・ 都営住宅 90% (平成27年度)、100% (平成32年度) ・ 住宅 90% (平成27年度)、95% (平成32年度) ・ 民間特定建築物 90% (平成27年度)、95% (平成32年度) ・ 家具類の転倒・落下・移動防止実施率 60% (平成27年度)	災害時の避難所、被害情報の収集や被害対策指示等の応急活動の拠点となる防災上重要な公共建築物の耐震化を、できるだけ早期に100%完了する。 また、地震発生時の広域的な避難や救急・消火活動に資する、特定緊急輸送道路の沿道建築物について、重点的に耐震化を推進することにより、令和7年度までに耐震化を100%完了する。 ・ 社会福祉施設等(主に要配慮者が利用する入所施設)、保育所 100% (令和2年度) ・ 災害拠点病院 100% (令和7年度) ・ 都営住宅 100% (令和2年度) ・ 住宅 95% (令和2年度) ・ 民間特定建築物 95% (令和2年度)
0266	2	3	4	3		3 液状化予測図の見直し及び建築物における液状化対策の指針の作成	3 ポータルサイトやアドバイザー制度を活用して、地盤情報や液状化対策のための情報提供をより充実
0267	2	3	4	3		液状化予測図について、平成24年度中に見直しを行うとともに、「建築物における液状化対策の指針(液状化による建物被害に備えるための手引)」を平成24年度中に作成し、専門家の知見を踏まえて見直した液状化予測図により都民への情報提供を行い、また、建築主等が液状化対策の検討に必要な地盤データや対策工法の情報を、都や区等の窓口及び都のホームページで提供するとともに、アドバイザー制度により、建て主等に対し、適切な液状化対策のアドバイスを実施する。	建て主や所有者の液状化対策の必要性が判断できるように利用者のニーズに応じたポータルサイトの地盤情報の充実を図る。また、建築主等が液状化対策の検討に必要な地盤データや対策工法の情報を、都や区等の窓口及び都のホームページで提供するとともに、アドバイザー制度により、建て主等に対し、適切な液状化対策のアドバイスを実施する。
0268	2	3	5	1-1	(1)	表 都都市整備局 ○ 市街地再開発事業、土地区画整理事業を推進 ○ 道路の整備 ○ 都市計画道路の整備促進	表 都都市整備局 ○ 防災都市づくりに資する事業等の推進 ○ その他の防災都市づくり事業等の推進
0269	2	3	5	1-1	(1)	(新設)	表 都産業労働局 ○ 農地の防災機能の強化
0270	2	3	5	1-1	(1)	(新設)	表 都港湾局 ○ 島しょ空港地下土木施設について必要な耐震対策を推進

No.	部	章	節	項	目	旧	新
0271	2	3	5	1-1	(2)	<p>○ 「燃えない」「壊れない」震災に強い都市の実現に向けた、震災の予防、震災時の被害の拡大防止の観点から、都市整備局及び都建設局は、延焼遮断帯の形成、木造住宅密集地域における建築物の不燃化・耐震化、緊急輸送道路の機能確保などの防災都市づくりに関する諸施策を展開する。</p> <p>（整備地域28地域約7,000ha、重点整備地域11地域約2,400ha）</p> <p>（資料図4「防災都市づくり推進計画（抜粋）」別冊P684）</p> <p>（緊急輸送道路とは、高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路並びにこれらの道路と知事が指定する拠点（指定拠点）とを連絡し、又は指定拠点を相互に連絡する道路。）</p> <p>○ 延焼遮断帯の形成及び緊急輸送道路の機能確保を図り、大規模な市街地火災を防止するとともに、円滑な避難、救援・消火活動や復旧・復興活動を可能とする広域的な道路ネットワークを形成する。</p> <p>○ 計画的な土地利用や生活道路の整備等による市街地の不燃化、建築物の耐震性の向上など、逃げないで済む安全な市街地を形成する。</p> <p>○ 大規模な市街地火災から都民の生命を守るため、適切に避難場所を確保し、安全性を向上させる。</p>	<p>（削る）</p>
0272	2	3	5	1-1	(2)	<p>（新設）</p>	<p>《計画の目的と対象区域》</p> <p>○ 防災都市づくり推進計画は、東京都震災対策条例第13条の規定に基づき、震災を予防し、震災時の被害拡大を防ぐため、主に、延焼遮断帯の形成、緊急輸送道路の機能確保、安全で良質な市街地の形成及び避難場所等の確保など、都市構造の改善に関する諸施策を推進することを目的として定める計画である。</p> <p>○ 本計画は、東京都内の市街化区域（23区28市町）を対象とし、木造住宅密集地域が連なる地域を中心とした23区及び多摩地域の7市（武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、小金井市、西東京市及び狛江市）について防災生活圏を設定し、延焼遮断帯の整備を進めていく。</p> <p>また、震災時に特に甚大な被害が想定される地域を整備地域として指定するとともに、「木密地域不燃化10年プロジェクト」における不燃化推進特定整備地区（以下「不燃化特区」という。）の区域を重点整備地域に指定し、防災都市づくりに資する事業を重層的かつ集中的に実施する。（木造住宅密集地域約13,000ha、整備地域28地域約6,900ha、重点整備地域53地区約3,200ha）</p>
0273	2	3	5	1-1	(2)	<p>（新設）</p>	<p>《延焼遮断帯の整備方針》</p> <p>○ 延焼遮断帯の形成は、災害に強い都市構造を実現する上で重要であり、特にその軸となる都市計画道路は、延焼遮断機能に加え、緊急車両の通行路や消防活動等の救援・救助活動の空間や安全な避難路の確保など、大変重要な役割を担っている。</p> <p>このため、延焼遮断帯の形成に当たっては、広域的な観点から都市の防災上の骨格的なネットワークを形成する骨格防災軸やそれを補完する主要延焼遮断帯に位置付けられた都市計画道路を中心に整備を進めるとともに、防火地域等の指定や都市防災不燃化促進事業による沿道建築物の不燃化の促進など、重層的に施策を実施していく。</p>
0274	2	3	5	1-1	(2)	<p>（新設）</p>	<p>《市街地の整備方針》</p> <p>○ 整備地域及び重点整備地域では、土地区画整理事業、市街地再開発事業、防災街区整備事業等の基盤整備型事業や木造住宅密集地域整備事業等の修復型事業を実施することで、効果的に整備を進めていく。</p> <p>建替え後は、原則として、全ての建築物が準耐火建築物又は耐火建築物となるよう新たな防火規制区域の指定を行うこととし、燃えないまちに作り変えていく。</p> <p>また、地域の状況に応じて、地区計画又は用途地域により敷地面積の最低限度を定めることとし、敷地の細分化に歯止めを掛けていく。</p> <p>更に、防災生活道路の整備などにより防災性の向上を図ることで、地域の特性に応じた目指すべき市街地像の実現に向け取組を進めていく。</p>

No.	部	章	節	項	目	旧	新
0275	2	3	5	1-1	(2)	(新設)	<p>「避難場所の確保及び指定」</p> <p>○ 大規模公園、スーパー堤防、公共住宅、学校、市街地再開発事業などの公共事業等により整備された大規模なオープンスペースのうち、避難場所としての要件を有し安全性を確保できる場所は、事業者と協議の上、定期的な見直しの際、避難場所として指定し、これにより避難距離の短縮化や、更なる安全性の向上を図る。</p> <p>65ha以上の土地で町丁目内の建築物が耐火率70%以上を確保するなど、地区内残留地区の要件を満たす地域については、その安全性を慎重に検討し、安全性が確保できる場合には、避難場所等の定期的な見直しの際、地区内残留地区の指定を行っていく。</p>
0276	2	3	5	1-1	(2)	<p>○ 都都市整備局及び都建設局をはじめとする関係各局は、木造住宅密集地域の改善を一段と加速させるため、「木密地域不燃化10年プロジェクト」に取り組む。</p> <p>○ 特に重点的・集中的に改善を図るべき地区を不燃化特区に指定し、区と連携して不燃化を強力に推進する。平成26年4月現在、38地区で事業を実施している。</p> <p>○ 地域の実情に応じて以下の施策を組み合わせ、地元区と連携しながら重点的に実施する。また、従前居住者の移転先として都営住宅の活用を図っている。</p> <p>・ 東京都建築安全条例（昭和25年東京都条例第89号）に基づく新たな防火規制を適用する区域の拡大</p> <p>・ 地域の状況に応じた助成（建替え及び建物除却）、固定資産税等の減免措置</p> <p>・ 戸別訪問などによる積極的な働き掛けときめ細かな対応</p> <p>○ 市街地の延焼を遮断し、避難や救援活動の空間ともなる、防災上、効果の高い主要な都市計画道路を特定整備路線に指定し、関係権利者に対する生活再建のための特別な支援策を講じることにより、都施行の都市計画道路の整備を加速する（特定整備路線の候補区間として、28区間・延長約26kmを選定）。</p> <p>○ 都都市整備局は、地域と連携し、現地での生活再建を可能とする都市計画手法活用に併せ、税控除や沿道用途地域の変更など様々な仕組みを導入し延焼遮断帯となる都市計画道路の整備を推進する。都市計画道路の整備に併せて、沿道の不燃化・耐震化が図られ、高度防災都市づくりに寄与する。</p> <p>○ 地域密着型の集会の開催及び個別相談等による情報の提供など、地域における防災まちづくりの気運を醸成する。</p>	(削る)
0277	2	3	5	1-1	(2)	(新設)	<p>○ 東日本大震災の発生等を踏まえ、木造住宅密集地域の改善を一段と加速させるため、「木密地域不燃化10年プロジェクト」を平成24年に立ち上げ、以下の取り組みを行っている。</p> <p>・ 区と連携した市街地の不燃化の促進</p> <p>特に改善を必要としている地区については、従来よりも踏み込んだ取組を行う区に対して、不燃化のための特別な支援を行う不燃化特区に指定し、区と連携して推進する。不燃化特区では、固定資産税等の減免措置や老朽建築物の除却、建替えなどの支援を行う。平成30年4月現在、53地区約3,200haで事業を実施している。</p> <p>また、東京都建築安全条例（昭和25年東京都条例第89号）に基づく新たな防火規制を適用する区域を拡大する。</p> <p>・ 延焼遮断帯を形成する主要な都市計画道路（特定整備路線）の整備</p> <p>市街地の延焼を遮断し、避難路や緊急車両の通行路ともなる、防災上、効果の高い主要な都市計画道路を特定整備路線に指定し、関係権利者に対する生活再建のための特別な支援策を講じることにより、都施行の都市計画道路の整備を推進する。路線の選定に当たっては、防災上の課題や住民の意向等、地域の実情に精通している地元区へ意見照会を行い、現在28区間、約25kmで事業を実施している。</p> <p>・ 地域における防災まちづくりの気運醸成</p> <p>木密地域の整備・改善は、地域のまちづくりや住民の生活に直結した課題であり、地元区の果たす役割が重要であることから、木密地域を抱える区に対して積極的な取組を行うよう強く働き掛けるとともに、その取組を支援する。また、「防災意識の向上」や「建替えのポイント」等をテーマとした専門家等による不燃化セミナーや個別相談等を区と共同して開催するなど、地域における防災まちづくりの気運を醸成する。</p>
0278	2	3	5	1-1	(2)	(ウ) 防災再開発促進地区	(ウ) 防災街区整備方針

No.	部	章	節	項	目	旧	新
0279	2	3	5	1-1	(2)	<p>○ 都都市整備局は、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年法律第49号)に基づき、防災上危険な密集市街地の整備を総合的に推進するため、防災街区整備方針の中に、防災上特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区を「防災再開発促進地区」として指定する。</p> <p>○ 当該地区の整備又は開発の計画の概要や、防災公共施設の整備等の概要を明らかにした防災再開発の方針を定め、整備を図る。</p> <p>また、防災再開発促進地区内にある延焼防止・避難機能を確保するために整備すべき道路・公園等を「防災公共施設」として指定し、整備を図る。</p> <p>(平成26年4月現在、防災再開発促進地区を64地区 約3,770ha、防災公共施設を145か所指定している。)</p>	(削る)
0280	2	3	5	1-1	(2)	(新設)	<p>○ 防災街区整備方針は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年法律第49号)に基づく方針であり、これを都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条の2第1項の規定により都市計画に定めるものである。</p> <p>本方針は、木造住宅密集地域を対象とした都市計画のマスタープランとして、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、都市再開発の方針等と整合を図り定めるものであり、防災街区整備事業や市街地再開発事業等の個別の都市計画の上位に位置付けられている。</p> <p>防災上特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区を「防災再開発促進地区」、延焼防止機能及び避難機能を確保するために整備すべき道路・公園等を「防災公共施設」として指定し、整備に関する計画の概要等を示している。</p> <p>(平成30年4月現在、防災再開発促進地区を82地区 約5,135ha、防災公共施設を233か所指定している。)</p>
0281	2	3	5	1-1	(2)	イ 安全な市街地の整備と再開発	イ 防災都市づくりに資する事業等
0282	2	3	5	1-1	(2)	<p>(ア) 市街地再開発事業</p> <p>○ 都都市整備局は、都施行の市街地再開発事業を着実に実施するとともに、木造建物が無秩序に密集し、道路が狭隘(あい)で、住宅や商業が混在した地域において、建築物の不燃高層化、土地の高度利用化を図るとともに、震災時には避難場所ともなる大規模公園や道路等の公共施設を一体的に整備し、オープンスペースを確保することによって地域の防災性や生活環境の向上を図る。</p> <p>○ 都は、市街地再開発組合等が施行する市街地再開発事業に対し、指導及び助成を行う。</p>	(削る)
0283	2	3	5	1-1	(2)	<p>(イ) 土地区画整理事業</p> <p>○ 都都市整備局は、都施行の土地区画整理事業を着実に実施するとともに、大規模跡地を活用して土地利用の転換を図るなど、都市機能の更新を行う。道路・公園などの整備により、避難・延焼遮断空間を確保し、倒壊・焼失危険性の高い老朽建築物の更新等地域の不燃化を促進する。</p> <p>○ 公共施設の整備水準が低い地区や無秩序に宅地化が進み生活環境が悪化している地区等において、土地の交換分合により公共施設用地を確保し、道路・公園等の整備・改善を図り、地区環境を改善して安全で快適なまちを実現する。</p> <p>○ 土地区画整理組合や区市町村等が実施する土地区画整理事業に対して指導及び助言を行うとともに、事業促進に向け、助成を行う。</p>	(削る)

No.	部	章	節	項	目	旧	新
0284	2	3	5	1-1	(2)	(新設)	<p>(ア) 沿道一体整備事業等</p> <p>○ 都都市整備局は、木造住宅密集地域の都市計画道路整備に併せて、民間活力を誘導しつつ地域住民との協働による沿道まちづくりを進め、沿道の効率的な土地利用を促進することで、建物共同化などの不燃化による延焼遮断帯の早期形成を図り、防災機能の向上を図る。</p> <p>○ 沿道まちづくりに当たっては、都と区が連携しながら、道路整備によって生じる不整形で小規模な残地と沿道宅地との有効活用による建物の共同化などに向けた地元住民の合意形成を支援する。</p>
0285	2	3	5	1-1	(2)	(新設)	<p>(イ) 特定整備路線の整備推進</p> <p>○ 燃え広がらないまちを実現し、整備地域の防災性の向上を図るため、特定整備路線の整備を推進する。</p> <p>○ 事業の実施に当たっては、関係権利者一人一人に事業の必要性や補償の考え方などについて丁寧に説明するとともに、民間事業者のノウハウを活用した相談窓口を設置し、関係権利者の意向を踏まえた生活再建の支援を行うことで、理解と協力を得ながら用地取得を進める。そして、用地が確保できた箇所から順次、工事を実施し整備を推進する。</p>
0286	2	3	5	1-1	(2)	(新設)	<p>(ウ) 都市防災不燃化促進事業</p> <p>○ 都都市整備局は、防災都市づくり推進計画における延焼遮断帯の周辺区域のうち、早急に不燃化が必要な区域を「不燃化促進区域」として指定する。</p> <p>○ 区域指定後10年間で同区域内の不燃化率が70%になるように、区域内での耐火建築物の建築費を一部助成することにより耐火建築物への建替促進を図る。</p> <p>○ 都は、事業主体である区に対して、国とともに事業に要する費用の一部を補助している。</p>
0287	2	3	5	1-1	(2)	(新設)	<p>(エ) 土地区画整理事業</p> <p>○ 都都市整備局は、都施行の土地区画整理事業を着実に実施するとともに、大規模跡地を活用して土地利用の転換を図るなど、都市機能の更新を行う。道路・公園などの整備により、避難・延焼遮断空間を確保し、倒壊・焼失危険性の高い老朽建築物の更新等地域の不燃化を促進する。</p> <p>○ 公共施設の整備水準が低い地区や無秩序に宅地化が進み生活環境が悪化している地区等において、土地の交換分合により公共施設用地を確保し、道路・公園等の整備・改善を図り、地区環境を改善して安全で快適なまちを実現する。</p> <p>○ 土地区画整理組合や区市町村等が実施する土地区画整理事業に対して指導及び助言を行うとともに、事業促進に向け、助成を行う。</p>
0288	2	3	5	1-1	(2)	(新設)	<p>(オ) 市街地再開発事業</p> <p>○ 都都市整備局は、都施行の市街地再開発事業を着実に実施するとともに、木造建物が無秩序に密集し、道路が狭隘(あい)で、住宅や商業が混在した地域において、建築物の不燃高層化、土地の高度利用化を図るとともに、震災時には避難場所となる大規模公園や道路等の公共施設を一体的に整備し、オープンスペースを確保することによって地域の防災性や生活環境の向上を図る。</p> <p>○ 都は、市街地再開発組合等が施行する市街地再開発事業に対し、指導及び助成を行う。</p>
0289	2	3	5	1-1	(2)	(新設)	<p>(カ) 防災街区整備事業</p> <p>○ 本事業は、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律に基づき、密集市街地の防災機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を図るため、老朽建物を除却し、防災性能を備えた建築物及び公共施設の整備を行う。</p> <p>○ 都は、防災街区整備事業組合等が施行する防災街区整備事業に対し、指導及び助成を行う。</p>

No.	部	章	節	項	目	旧	新
0290	2	3	5	1-1	(2)	(新設)	<p>(キ) 住宅地区改良事業</p> <p>○ 都都市整備局は、既成市街地において、老朽木造住宅が密集し、災害の危険性が高い劣悪な環境下にある地区について、既存住宅を除却し新たに中高層の耐震耐火住宅や道路・公園等の整備を行う区に対して助成を行う。</p>
0291	2	3	5	1-1	(2)	(新設)	<p>(ク) 住宅市街地総合整備事業</p> <p>○ 都都市整備局は、既成市街地において、都市機能の更新、密集市街地の整備改善等を図るため、住宅等の整備、公共施設の整備等を総合的に行う。</p> <p>○ 都においては、拠点開発型と密集住宅市街地整備型の事業を行っており、拠点開発型については、事業主体である区市に対して国が事業に要する費用の一部を補助している。</p> <p>密集住宅市街地整備型については、国の補助を受けて都自ら行うほか、事業主体である区に対して、事業に要する費用の一部を補助している。</p>
0292	2	3	5	1-1	(2)	(新設)	<p>(ケ) 木造住宅密集地域整備事業</p> <p>○ 都都市整備局は、主要生活道路などの先行整備に合わせ、防災性と住環境を向上し、木造住宅密集地域内の安全性確保に取り組む。</p> <p>○ 要件を満たした地区を対象に、区が行う老朽建築物等の建替えや公共施設整備のための用地取得等に対し、都は、国の住宅市街地総合整備事業とともに助成を行う。</p>
0293	2	3	5	1-1	(2)	(新設)	<p>(コ) 不燃化推進特定整備事業（不燃化特区）</p> <p>○ 都都市整備局は、整備地域において、特に重点的・集中的に改善を図るべき地区を、区からの提案申請により不燃化特区として指定し、都と区とが連携して不燃化を強力に推進する。</p> <p>○ 指定した不燃化特区において、老朽建築物の除却や建替え促進に向けた助成、区が行う全戸訪問による制度周知や専門家派遣などの取組を支援する。また、借地人や借家人に対して引越代等を支援する住替え助成や公共施設への転換を予定した用地取得の助成や、全戸訪問の回数制限の撤廃など、不燃化の取組を一層推進する。</p>
0294	2	3	5	1-1	(2)	(新設)	<p>(サ) 防災生活道路整備・不燃化促進事業</p> <p>○ 都都市整備局は、延焼遮断帯に囲まれた市街地における緊急車両の通行や円滑な消火・救援活動及び避難を可能とする防災上重要な防災生活道路の整備や沿道の不燃化に取り組む。</p> <p>○ 防災生活道路については、防災都市づくり推進計画に位置付け、計画的・重点的に整備を進めていく。</p> <p>○ 防災生活道路の整備の機会を捉えて、無電柱化も併せて取組んでいく。</p> <p>○ 防災生活道路沿道の危険なブロック塀や擁壁については、道路閉塞を未然に防止するための支援策を検討していく。</p>
0295	2	3	5	1-1	(2)	(新設)	<p>(シ) 魅力的な移転先整備事業</p> <p>○ 木造住宅密集地域の不燃化を加速するため、権利者などが安心して生活再建できるよう、民間活力により、近隣の所有地を活用した魅力的な受け皿づくりに取り組む。</p> <p>○ 権利者などのニーズや地域特性に応じて、コミュニティを維持しながら、移り住みたくないような住宅を民間活力により整備し、円滑な生活再建を促進する。</p>

No.	部	章	節	項	目	旧	新
0296	2	3	5	1-1	(2)	(新設)	<p>(ス) 地区計画制度の推進</p> <p>○ 都都市整備局は地区計画（※）制度を木造住宅密集地域の改善、拡大の未然防止の一手法として、積極的な活用が図られるよう、区市を誘導・支援する。</p> <p>※地区計画 身近な地区レベルでのスロー化やミニ開発、建築物の用途の混在等を防ぐため、土地利用の規制や建築物の用途・形態の制限などを総合的に定めて、まちづくりに係る諸制度を活用して良好な市街地を形成する制度である。</p>
0297	2	3	5	1-1	(2)	(新設)	<p>(セ) 地区計画策定支援事業</p> <p>○ 都都市整備局は、木造住宅密集地域拡大の未然防止を図る地区計画の導入や新たな防火規制区域の指定等を行う区市に対し助成を行う。</p>
0298	2	3	5	1-1	(2)	(新設)	<p>(ソ) 避難場所の確保</p> <p>○ 都都市整備局は、避難場所が不足する地域について、避難場所となりうる可能性がある空間を調査し、権利者の理解を得ながら積極的に避難場所としての指定に努める。</p> <p>○ 当該地域における都市開発の際には、開発事業者との調整を行い、大規模開発地が避難場所となるよう誘導する。</p> <p>○ 避難場所区域内で都市開発が行われる場合には、地域の状況を見ながら、最低限の現状機能が維持されるように開発事業者を誘導する。</p>
0299	2	3	5	1-1	(2)	(新設)	<p>(タ) 防火地域等の指定</p> <p>○ 都都市整備局は、都市型火災に対する東京の体質強化を図るため、防災上重要な地域(避難場所周辺、延焼遮断帯となりうる避難道路の沿道など)を中心に、都市計画法による地域地区制度の一環として防火地域・準防火地域の指定拡大に努める。</p> <p>○ 防災都市づくり推進計画で定める整備地域等の災害時の危険性が高い地域において、建築物の不燃化を促進し木造住宅密集地域の耐火性を強化するため、東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制の区域の指定を進める(平成26年3月現在 約3,400haを指定)。</p>
0300	2	3	5	1-1	(2)	(新設)	<p>(チ) 国土調査事業（地籍調査）</p> <p>○ 密集市街地では、土地の所有関係が錯綜(そう)しており、公共事業等の実施前に土地の所有関係を整理する必要がある。都都市整備局及び区市町村は、地籍調査の事業計画を立て、地籍調査を実施し、地籍簿及び地籍図を作成してきた。</p> <p>特に、「防災都市づくり推進計画」の重点整備地域を含む密集市街地では、「都市再生地籍調査事業」により多くの街区の境界が先行的に調査されている。境界が決まることで、他の防災関連事業の推進や震災時の境界の復元に利用される。</p>
0301	2	3	5	1-1	(2)	(新設)	<p>(ツ) 自己用住宅の不燃化促進</p> <p>○ 都住宅政策本部は、木造住宅密集地域のうち、早急に整備すべき市街地内における自己用木造住宅の不燃化建替を促進するため、その所有者が耐火・準耐火構造住宅へ建て替える場合、建設資金の融資先を紹介し、当該金融機関が都の利子補給を受けて低利融資を行う(「東京都個人住宅利子補給助成制度要綱」)。</p>

No.	部	章	節	項	目	旧	新
0302	2	3	5	1-1	(2)	ウ その他の防災まちづくり事業等	ウ その他の防災都市づくり事業等
0303	2	3	5	1-1	(2)	<p>(ア) 都市防災不燃化促進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 都都市整備局は、防災都市づくり推進計画における避難地、避難路、延焼遮断帯の周辺区域のうち、早急に不燃化が必要な区域を「不燃化促進区域」として指定する。 ○ 区域指定後10年間で同区域内の不燃化率が70%になるように、区域内での耐火建築物の建築費を一部助成することにより耐火建築物への建替促進を図る。 ○ 都は、事業主体である特別区に対して、国とともに事業に要する費用の一部を補助している。 	(削る)
0304	2	3	5	1-1	(2)	<p>(イ) 住宅市街地総合整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 都都市整備局は、既存市街地において、都市機能の更新、密集市街地の整備改善等を図るため、住宅等の整備、公共施設の整備等を総合的に行う。 ○ 都においては、拠点開発型と密集住宅市街地整備型の事業を行っており、拠点開発型については、事業主体である区市に対して国が事業に要する費用の一部を補助している。 ○ 密集住宅市街地整備型については、国の補助を受けて都自ら行うほか、事業主体である区に対して、事業に要する費用の一部を補助している。 	(削る)
0305	2	3	5	1-1	(2)	<p>(ウ) 東京都木造住宅密集地域整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 都都市整備局は、主要生活道路などの先行整備に合わせ、防災性と住環境を向上し、木造住宅密集地域内の安全性確保に取り組む。 ○ 要件を満たした地区を対象に、区が行う老朽建築物等の建替えや公共施設整備のための用地取得等に対し、都は、国の住宅市街地総合整備事業とともに助成を行う。 ○ 地区計画や「新たな防火規制」などの規制誘導策と、地区特性に合った建替手法の組合せにより、不燃化を促進する。 	(削る)
0306	2	3	5	1-1	(2)	<p>(エ) 道路整備と一体的に進める沿道まちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 都都市整備局は、木造住宅密集地域の都市計画道路整備に併せて、民間活力を誘導しつつ地域住民との協働による沿道まちづくりを進め、沿道の効率的な土地利用を促進するとともに、建物共同化などの不燃化による延焼遮断帯の早期形成と防災機能の向上を図る。 ○ 沿道まちづくりに当たっては、都と区が連携しながら、道路整備によって生じる不整形で小規模な残地と沿道宅地との有効活用による建物の共同化などに向けた地元住民の合意形成を支援する。 	(削る)
0307	2	3	5	1-1	(2)	(オ) 民間の活力も活用した防災拠点整備の促進	(ア) 民間の活力も活用した防災拠点整備の促進
0308	2	3	5	1-1	(2)	(カ) 防災機能を有する既存の施設等の活用	(イ) 防災機能を有する既存の施設等の活用
0309	2	3	5	1-1	(2)	<ul style="list-style-type: none"> ○ このため、地域における防災上の拠点について、発災時に給水拠点等として活用できるものは、その役割を明確に位置づけるとともに、貯水槽などの施設について適切に維持管理・更新を行うなど、既存の施設を有効に活用することにより、発災時の機能の確保を図っていく。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ このため、地域における防災上の拠点について、発災時に給水拠点等として活用できるものは、その役割を明確に位置づけるとともに、貯水槽などの施設について適切に維持管理・更新を行うなど、既存の施設を有効に活用することにより、発災時の機能の確保を図る。

No.	部	章	節	項	目	旧	新
0310	2	3	5	1-1	(2)	<p>(キ) 住宅地区改良事業</p> <p>○ 都都市整備局は、既成市街地において、老朽木造住宅が密集し、災害の危険性が高い劣悪な環境下にある地区について、既存住宅を除却し新たに中高層の耐震耐火住宅や道路・公園等の整備を行う区に対して助成を行う。</p>	(削る)
0311	2	3	5	1-1	(2)	<p>(ク) 防火地域等の指定</p> <p>○ 都都市整備局は、都市型火災に対する東京の体質強化を図るため、防災上重要な地域(避難場所周辺、延焼遮断帯となりうる避難道路の沿道など)を中心に、都市計画法による地域地区制度の一環として防火地域・準防火地域の指定拡大に努める。</p> <p>○ 防災都市づくり推進計画で定める整備地域等の災害時の危険性が高い地域において、建築物の不燃化を促進し木造住宅密集地域の耐火性を強化するため、東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制の区域の指定を進める(平成26年3月現在 約3,400haを指定)。</p>	(削る)
0312	2	3	5	1-1	(2)	<p>(ケ) 地区計画制度の推進</p> <p>○ 地区計画制度は、身近な地区レベルでのスプロール化やミニ開発、建築物の用途の混在等を防ぐため、土地利用の規制や建築物の用途・形態の制限などを総合的に定めて、まちづくりに係る諸制度を活用して良好な市街地を形成する制度である。都都市整備局は、この制度を木造住宅密集地域の改善、防災生活圏内でのまちづくりの一手法として、積極的な活用が図られるよう、区市町村を誘導する。</p>	(削る)
0313	2	3	5	1-1	(2)	<p>(コ) 国土調査事業(地籍調査)</p> <p>○ 密集市街地では、土地の所有関係が錯綜(そう)しており、公共事業等の実施前に土地の所有関係を整理する必要がある。都都市整備局及び区市町村は、地籍調査の事業計画を立て、地籍調査を実施し、地籍簿及び地籍図を作成してきた。</p> <p>特に、「防災都市づくり推進計画」の重点整備地域を含む密集市街地では、「都市再生地籍調査事業」により多くの街区の境界が先行的に調査されている。境界が決まることで、他の防災関連事業の推進や震災時の境界の復元に利用される。</p>	(削る)
0314	2	3	5	1-1	(2)	(新設)	<p>(ウ) 津波避難施設整備事業</p> <p>○ 「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定（平成25年 東京都）」に基づき、津波からの避難者の安全を確保するため、津波避難タワー、津波避難階段、津波避難誘導標識等の整備を行う島しょの町村に対して、都は国とともに事業に要する費用の一部を補助している。</p>
0315	2	3	5	1-1	(2)	(新設)	<p>(エ) 道路のバリアフリー化</p> <p>○ 東京都震災対策条例に基づいて都が指定する避難道路のうち、都道についてバリアフリー化を完了させるなど、震災発災時における安全な移動環境を確保する。</p>

No.	部	章	節	項	目	旧	新
0316	2	3	5	1-1	(2)	<p>(サ) 避難場所の確保</p> <p>○ 都都市整備局は、避難場所が不足する地域について、避難場所となりうる可能性がある空間を調査し、権利者の理解を得ながら積極的に避難場所としての指定に努める。</p> <p>○ 当該地域における都市開発の際には、開発事業者との調整を行い、大規模開発地が避難場所となるよう誘導する。</p> <p>○ 避難場所区域内で都市開発が行われる場合には、地域の状況を見ながら、最低限の現状機能が維持されるよう開発事業者を誘導する。</p>	(削る)
0317	2	3	5	1-1	(2)	<p>○ 都都市整備局は、「都市計画公園・緑地の整備方針（改定）」（平成23年12月）に基づき、震災時に避難場所や救助等の活動拠点となる公園等の整備を重点的に推進する。</p>	<p>○ 都都市整備局は、「都市計画公園・緑地の整備方針（改定）」に基づき、震災時に避難場所や救助等の活動拠点となる公園等の整備を重点的に推進する。</p>
0318	2	3	5	1-1	(2)	<p>○ 都建設局は、平成26年6月時点で81公園2,005haを開園した。平成32年までの10年間で都立公園170haを開園し、そのうち避難場所等となる防災公園75haを整備する。</p>	<p>○ 都建設局は、平成30年7月時点で82公園2,030haを開園した。平成26年から令和6年までの10年間で都立公園170haの開園を目標として整備を進める。</p>
0319	2	3	5	1-1	(2)	<p>○ 都建設局は、防災活動拠点や避難場所に指定されている既設公園において、震災時に必要となる臨時のヘリポート、避難した都民や帰宅困難者のための防災トイレ、非常用照明設備、避難誘導灯、公園の入口から園内の拠点（避難場所やヘリポート等）への車両動線の確保など、防災関連施設を整備してきた。</p> <p>今後は、災害や停電時においても主要公園施設の機能を維持するために必要な設備等の整備や、首都直下地震等対処要領を踏まえた防災関連施設等の整備検討など、都立公園の防災機能の充実を図る。</p>	<p>○ 都建設局は、防災活動拠点や避難場所に指定されている既設公園において、震災時に必要となる臨時のヘリポート、避難した都民や帰宅困難者のための防災トイレ、非常用照明設備、避難誘導灯、公園の入口から園内の拠点（避難場所やヘリポート等）への車両動線の確保など、防災関連施設を整備してきた。</p> <p>今後は、救出救助部隊の活動支援や避難者の安全確保のため、災害や停電時にも主要公園施設の機能維持に必要な防災関連施設を、首都直下地震等対処要領を踏まえて整備し、都立公園の防災機能の充実を図る。</p>
0320	2	3	5	1-1	(2)	(新設)	<p>○ 都産業労働局は、災害時に利用可能な農地の防災機能の強化に向けた区市町の取組に対し、ハード・ソフトの両面の支援を実施する。</p>
0321	2	3	5	1-1	(2)	<p>○ 都建設局は、公園や緑地を街路樹や緑化された河川で結ぶとともに、街路樹の回復・更新を進めるなどグリーンロードネットワークの充実を図る。</p>	<p>○ 都建設局は、公園や緑地を街路樹や緑化された河川で結ぶとともに、街路樹の再生・きめ細やかな維持管理の継続などグリーンロードネットワークの充実を図る。</p>
0322	2	3	5	1-1	(2)	<p>○ 都内には、救出救助活動を行う大規模救出救助活動拠点が配置されているが、大規模な震災に備えて、警察や消防、自衛隊等が救出救助活動を行うため、引き続き充実・整備していく。</p> <p>場所の選定に当たっては、アクセス道路や部隊展開面積、大型船が着陸できる耐震バースや小型船舶だまりについて東京都海上防災拠点としての活用を考慮する。</p>	<p>○ 都内には、救出救助活動を行う大規模救出救助活動拠点が配置されているが、大規模な震災に備えて、警察や消防、自衛隊等が救出救助活動を行うため、引き続き充実・整備していく。</p> <p>場所の選定に当たっては、アクセス道路や部隊展開面積、大型船が着陸できる耐震バースや小型船舶だまりの活用を考慮する。</p>
0323	2	3	5	1-2		1-2 河川、海岸、港湾施設等の整備	1-2 河川、海岸、港湾、空港施設等の整備

No.	部	章	節	項	目	旧	新
0324	2	3	5	1-2		河川、海岸保全施設等の耐震性を向上させ、浸水被害等を防ぐとともに、大規模地震発生時には、救援物資、応急・復旧用資器材及び被災者の海上輸送基地や首都圏の経済活動の停滞を回避するなど重要な役割を担う港湾施設の耐震強化を図る。	河川、海岸保全施設等の耐震性を向上させ、浸水被害等を防ぐとともに、大規模地震発生時における被災者の避難や救援物資、応急・復旧用資器材の海上輸送基地等となる港湾施設の耐震強化を図る。
0325	2	3	5	1-2		(新設)	島しょ地域では、災害時における島民・観光客等の避難、復旧・復興時の物資輸送等の重要な拠点となる空港土木施設の地下構造物について、必要な耐震対策を図る。 (第2部第4章「安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保」P○参照)
0326	2	3	5	1-3	(1)	表 都都市整備局 特定行政庁である区市 指定確認検査機関 ○ 建築基準法に基づく完了検査や特殊建築物等定期報告制度等を通じた高層建築物及び地下街の安全性の確保	表 都都市整備局 特定行政庁である区市 指定確認検査機関 ○ 建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく完了検査や特定建築物定期報告制度等を通じた高層建築物及び地下街の安全性の確保
0327	2	3	5	1-3	(2)	○ 地下街等については、都内には代表的な地下街が9か所あり延床面積は約221,000㎡に及ぶほか、地下鉄、商業ビルなど、不特定多数の利用者が集まる地下空間が広がっており、浸水が生じた場合、大きな被害が生じるおそれがある。	○ 地下街等については、都内には代表的な地下街が12か所あり延床面積は約221,000㎡に及ぶほか、地下鉄、商業ビルなど、不特定多数の利用者が集まる地下空間が広がっており、浸水が生じた場合、大きな被害が生じるおそれがある。
0328	2	3	5	1-4	(1)	表 都都市整備局 ○ 宅地造成工事規制区域の安全化	表 都都市整備局 ○ 宅地の安全化
0329	2	3	5	1-4	(1)	(新設)	表 都各局 ○ ブロック塀等の安全化
0330	2	3	5	1-4	(2)	○ 既設の危険なげ・よう壁の所有者や管理者に対して、建築基準法及び宅地造成等規制法に基づき、宅地の保全や災害の防止のための必要な措置をとるよう積極的に指導を行う。	○ 既設の危険なげ・よう壁の所有者や管理者に対して、建築基準法及び宅地造成等規制法に基づき、宅地の保全や災害の防止のための必要な措置をとるよう積極的に指導を行う。また、区市町村が行うがけ・よう壁の危険度調査等に対して助成を行い、調査等の促進を図ること、所有者に自己の所有するがけ・よう壁の危険性を認識していただき、その改善に結び付けていく。
0331	2	3	5	1-4	(2)	(イ) 宅地造成工事規制区域の安全化	(イ) 宅地の安全化
0332	2	3	5	1-4	(2)	○ 都都市整備局では、宅地造成工事規制区域を指定し、法律に基づく規制を行う。	○ 都都市整備局では、指定された宅地造成工事規制区域内における一定の宅地造成について、法律に基づく規制を行う。
0333	2	3	5	1-4	(2)	(新設)	○ 過去に造成された一団の盛土造成地について、平成26年3月に大規模盛土造成地マップとして公表している。今後、危険な大規模盛土造成地の抽出調査を行い、成果を区市町村に引き継ぐことで、その後の事業展開を図る。

No.	部	章	節	項	目	旧	新
0334	2	3	5	1-4	(2)	(新設)	<p>○ 都都市整備局は、自己点検のチェックポイントや、区市町村における助成制度及び相談窓口の一覧などを耐震ポータルサイトに掲載し、広く情報発信することで、所有者による安全対策の取組を支援する。</p> <p>○ 都都市整備局は、民間のブロック塀等の撤去や新設等を行う者に対し補助金を交付する区市町村に対して支援し、ブロック塀等の安全対策の促進を図る。</p>
0335	2	3	5	1-4	(2)	(新設)	<p>○ 都教育庁は、公立小中学校等のブロック塀等の安全対策を行う区市町村を支援し、震災時における児童生徒等の安全確保を図る。</p>
0336	2	3	5	1-4	(2)	(新設)	<p>○ 都各局は通学路を含む不特定多数が通行する道路等に面する塀等について、第一優先順位で撤去等の安全対策を行う。</p>
0337	2	3	5	1-4	(2)	<p>○ 都建設局は、特に土石流発生の危険性が高く、あるいは、発生した場合に多くの人家や公的施設等に被害が発生するおそれのある溪流を順次、砂防指定地に編入して、対策工事を行う。</p>	<p>○ 都建設局は、砂防法（明治30年法律第29号）に基づき、土石流発生の危険性が高く、又は発生した場合に多くの人家や公的施設等に被害が発生するおそれのある溪流を順次、砂防指定地に指定し、対策工事を行う。</p>
0338	2	3	5	1-4	(2)	<p>○ 都建設局では、急傾斜地（※）の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）に基づき、急傾斜地崩壊危険箇所のうち自然斜面について、危険度の高いものから順次、急傾斜地崩壊危険区域に指定し、急傾斜地の崩壊を助長・誘発するおそれのある行為を制限するとともに崩壊防止工事を行う。</p>	<p>○ 都建設局は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）に基づき、土砂災害のおそれのある自然斜面において、所有者等による対策が困難な場合に、急傾斜地崩壊危険区域を指定し、斜面の崩壊を助長・誘発するおそれのある行為を制限するとともに急傾斜地崩壊対策工事を行う。</p>
0339	2	3	5	1-4	(2)	<p>※ 急傾斜地 「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」では、傾斜度が30度以上である土地を急傾斜地と定義している。一般的には、「地すべり」と対比して、大雨や地震その他の要因により斜面が突然くずれ落ちるものを急傾斜地の崩壊と呼び、このような可能性の考えられる土地を急傾斜地という場合が多い。 このうち、がけ高5m以上の急傾斜地で、崩壊した場合に人家、官公署、学校、病院等に被害が生じるおそれがある箇所を急傾斜地崩壊危険箇所という。また、土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）の指定がされている箇所もある。 都では、地元からの対策要望を勘案しつつ、特に危険度の高い箇所から、順次急傾斜地崩壊危険区域に指定し、対策工事を行っている。</p>	(削る)
0340	2	3	5	1-4	(2)	<p>○ 都建設局は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づき、土砂災害防止対策の推進を図るため、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域をあらかじめ明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備や建築物の移転勧告などソフト対策を推進する。土砂災害警戒区域は平成25年度末までに6,993箇所を指定しており、指定に当たっては地元自治体との合意形成を図り順次進める。</p>	<p>○ 都建設局は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づき、土砂災害防止対策の推進を図るため、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域をあらかじめ明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備や建築物の移転勧告などソフト対策を推進する。土砂災害警戒区域は平成31年1月末までに13,281箇所を指定しており、指定に当たっては地元自治体との合意形成を図り順次進める。</p>
0341	2	3	5	1-4	(2)	<p>○ 土砂災害により被害が想定される避難所及び要配慮者関連施設については、代替施設の確保や区市町村による警戒避難体制の整備等のソフト対策と併せ、必要に応じて土石流対策、地すべり対策、急傾斜地崩壊対策のハード対策を実施し、安全を確保する。</p>	<p>○ 土砂災害警戒区域等の指定により、区域内に避難所等が存在することが明らかになった箇所については、箇所ごとの緊急性を考慮して、ハード対策を計画的に実施する。</p>
0342	2	3	5	2-1	(1)	<p>表 都都市整備局 ○ 東京都耐震改修促進計画に基づく、民間建築物等の耐震化促進</p>	<p>表 都都市整備局 都住宅政策本部 ○ 東京都耐震改修促進計画に基づく、民間建築物等の耐震化促進</p>

No.	部	章	節	項	目	旧	新
0343	2	3	5	2-1	(2)	ア 建築物の耐震化 ○ 平成26年4月に変更した東京都耐震改修促進計画に基づき、民間建築物及び公共建築物の耐震診断・耐震改修を促進する。	ア 建築物の耐震化 ○ 平成28年3月に改定した東京都耐震改修促進計画に基づき、民間建築物及び公共建築物の耐震診断・耐震改修を促進する。
0344	2	3	5	2-1	(2)	(新設)	○ 不特定多数の方や、避難上特に配慮を要する方が利用する大規模建築物などについては、平成29年度末に耐震診断結果を公表し、所有者の耐震化への意識付け及び都民へ情報提供を行っている。
0345	2	3	5	2-1	(2)	表 建築物の種類 耐震化率 現状※ 平成22年度末 目標 平成27年度末 目標 平成32年度末 住 宅 81.2% 90% 95% 主な公共住宅 71.8% 90% 95% 民間特定建築物 82.3% 90% 95% 大規模な百貨店、ホテル、劇場等 100% - 防災上重要な公共建築物 90.3% 100% -	表 建築物の種類 耐震化率 現状※ 平成26年度末 目標 令和2年度末 目標 令和7年度末 住 宅 83.8% 95% おおむね解消 主な公共住宅 83.7% 95% おおむね解消 民間特定建築物 85.6% 95% 未定 防災上重要な公共建築物 96.7% できるだけ早期に達成 -
0346	2	3	5	2-1	(2)	○ 都は、平成19年度に策定した「耐震化整備プログラム」に基づき、防災上重要な都立建築物(病院、学校等)の耐震化を重点的に促進し、耐震化率を平成27年度までに100%とする。	○ 都は、防災上重要な都立建築物(病院、学校等)について、「耐震化整備プログラム」を策定し、進めてきた。残る耐震化未完了建築物について、早期に耐震化を完了するよう努める。
0347	2	3	5	2-1	(2)	○ 震災時における児童生徒等の安全確保と都民の一時的収容施設等としての機能を確保するため、老朽校舎及び耐震性に問題のある校舎の改築・補強を行い、耐震化率を平成27年度までに100%とする。	(削る)
0348	2	3	5	2-1	(2)	(新設)	○ 震災時における児童生徒等の安全確保と都民の一時的収容施設等としての機能を確保するため、学校施設の耐震化を推進する。
0349	2	3	5	2-1	(2)	○ 都営住宅及び公社住宅の耐震化率を、平成27年度までに90%以上、平成32年度までに100%とすることを目標として、計画的に耐震化を推進する。	○ 都営住宅及び公社住宅の耐震化率を、令和2年度までに100%とすることを目標として、計画的に耐震化を推進する。
0350	2	3	5	2-1	(2)	○ 住宅・建築物の耐震化は所有者が行うことが基本である。 都では、都市整備局ホームページにおいて簡易耐震診断や、安価で信頼できる耐震改修工法の紹介、耐震化に関するリーフレットの配布等により、耐震診断及び耐震改修の普及・啓発に努める。 また、建築物の所有者や管理者を対象に、相談窓口や診断機関の紹介や、リフォームにあわせた耐震改修の誘導を行い、耐震化率を平成27年度までに90%、平成32年度までに95%とする。	○ 住宅・建築物の耐震化は所有者が行うことが基本である。 都では、都市整備局ホームページにおいて簡易耐震診断や、安価で信頼できる耐震改修工法の紹介、耐震化に関するリーフレットの配布等により、耐震診断及び耐震改修の普及・啓発に努める。 また、建築物の所有者や管理者を対象に、相談窓口や診断機関の紹介や、リフォームに併せた耐震改修の誘導を行い、耐震化率を令和2年度までに95%とする。

No.	部	章	節	項	目	旧	新
0351	2	3	5	2-1	(2)	○ 不特定多数が利用する特定建築物（大規模な百貨店、ホテル、劇場等）については、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）及び東京都耐震改修促進計画に基づく指導・助言、関係団体を通じた耐震化の働き掛け等により、重点的に耐震化を促進し、平成27年度までに耐震化率100%を目指す。	○ 不特定多数が利用する特定建築物（大規模な百貨店、ホテル、劇場等）については、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）及び東京都耐震改修促進計画に基づく指導・助言、関係団体を通じた耐震化の働き掛け等により、重点的に耐震化を促進し、令和2年度までに耐震化率95%を目指す。
0352	2	3	5	2-1	(2)	○ 都都市整備局は、耐震診断実施により、居住者及び所有者がマンションの危険度を認識するようセミナー開催やパンフレット送付を通じて啓発を進める。	○ 都住宅政策本部は、耐震診断実施により、居住者及び所有者がマンションの危険度を認識するようセミナー開催やパンフレット送付を通じて啓発を進める。
0353	2	3	5	2-1	(2)	○ 分譲マンションについては、合意形成の困難さがあることから、個別に直接訪問を行うとともに、地域セミナーの開催や理事会への出席等により、耐震診断等についてきめ細かく助言を行い、意識の啓発を図る。	○ 分譲マンションについては、合意形成の困難さがあることから、専門家を繰り返し派遣して技術的支援を行うなど、管理組合の取組を後押しする。
0354	2	3	5	2-1	(2)	(新設)	○ マンション再生まちづくり制度により、老朽マンションの建替え等を促進する。
0355	2	3	5	2-1	(2)	○ 都都市整備局は、平成23年4月施行の東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例に基づき、重点的に耐震化を推進し、平成27年度末までに耐震化率100%を目指す。	○ 都都市整備局は、平成23年4月施行の東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例に基づき、重点的に耐震化を推進し、令和7年度末までに特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化率100%を目指す。
0356	2	3	5	2-1	(2)	○ 特定緊急輸送道路の沿道建築物について、所有者に対し耐震診断を義務付けるとともに、助成制度を拡充して、区市町村や関係団体と連携して耐震化を推進する。	○ 特定緊急輸送道路の沿道建築物について、所有者に対し耐震診断を義務付けるとともに、助成制度や耐震化アドバイザーの派遣、改修計画作成支援により、区市町村や関係団体と連携して耐震化を推進する。
0357	2	3	5	2-1	(2)	(新設)	○ 震災時において、区域を越えて主要都市や防災拠点等をつなぐ緊急輸送道路の機能を最大限発揮させることが必要であるため、九都県市による協議会にて連携した取組や更なる耐震化の検討を行っていく。
0358	2	3	5	2-1	(2)	○ 都都市整備局は、木造住宅耐震診断事務所登録制度、安価で信頼できる耐震改修工法の紹介、相談窓口の3つの事業を実施しており、今後、事業をさらに推進し、住宅の耐震化率を平成27年度までに90%とする。	○ 都都市整備局は、木造住宅耐震診断事務所登録制度、安価で信頼できる耐震改修工法の紹介、相談窓口の3つの事業を実施しており、また、所有者への積極的な働き掛け等を実施する区市町村に対して、耐震診断・改修の助成を行うなど、今後、事業を更に推進し、住宅の耐震化率を令和2年度までに95%とする。
0359	2	3	5	2-1	(2)	○ 都都市整備局は、耐震診断の実施について、区市町村が個別に働き掛ける「ローラー作戦」を連携して推進するとともに、木造住宅を対象に簡易診断等を実施する技術者を派遣するなどにより、建物所有者が耐震性能を把握する環境を整備する。	○ 都都市整備局は、耐震診断の実施について、区市町村が実施する個別の働き掛けに対する支援や、木造住宅を対象に簡易診断等を実施する技術者を派遣するなどにより、建物所有者が耐震性能を把握する環境を整備する。
0360	2	3	5	2-1	(2)	○ 都福祉保健局は、病院等の耐震診断や施設の耐震化について支援を行う。平成27年度末までに災害拠点病院については耐震化率を100%とする。	○ 都福祉保健局は、病院等の耐震診断や施設の耐震化について支援を行う。令和7年度末までに災害拠点病院については耐震化率を100%とする。

No.	部	章	節	項	目	旧	新
0361	2	3	5	2-1	(2)	<p>○ 都都市整備局は、木造住宅密集地域のうち、早急に整備すべき市街地内における自己用木造住宅の不燃化建替えを促進するため、その所有者が耐火・準耐火構造住宅へ建て替える場合、建設資金の融資先を紹介し、当該金融機関が都の利子補給を受けて低利融資を行う（「東京都個人住宅利子補給助成制度要綱」）。</p>	<p>○ 都住宅政策本部は、木造住宅密集地域のうち、早急に整備すべき市街地内における自己用木造住宅の不燃化建替えを促進するため、その所有者が耐火・準耐火構造住宅へ建て替える場合、建設資金の融資先を紹介し、当該金融機関が都の利子補給を受けて低利融資を行う（「東京都個人住宅利子補給助成制度要綱」）。</p>
0362	2	3	5	2-2	(1)	<p>表 都都市整備局 ○ 都営住宅に停電時自動着床装置の設置を推進 ○ エレベーター改修方法を示したリーフレットによる普及啓発</p>	<p>表 都都市整備局 ○ エレベーター改修方法を示したリーフレットによる普及啓発</p>
0363	2	3	5	2-2	(1)	<p>表 <u>（新設）</u></p>	<p>表 都住宅政策本部 ○ 都営住宅に停電時自動着床装置の設置を推進</p>
0364	2	3	5	2-2	(1)	<p><u>（新設）</u></p>	<p>表 東京消防庁 ○ エレベーター閉じ込め事故からの救出体制の構築</p>
0365	2	3	5	2-2	(2)	<p>○ 都営住宅の既設エレベーターにP波感知型地震時管制運転装置等を設置したため、都都市整備局は、今後、停電時自動着床装置の設置を推進する。</p>	<p>○ 都住宅政策本部は、都営住宅の既設エレベーターへの停電時自動着床装置の設置を推進する。なお、P波感知型地震時管制運転装置等は設置済み。</p>
0366	2	3	5	2-2	(2)	<p><u>（新設）</u></p>	<p><u>（オ）迅速な救助体制の構築</u> ○ 東京消防庁は、日本エレベーター協会から講師を招き、エレベーター閉じ込め事故の指導者研修を実施し、迅速な救助体制を整備する。 ○ 大阪府北部地震の実態を調査するなど、エレベーター閉じ込め多発事案の調査研究委託を実施する。</p>
0367	2	3	5	2-3	(1)	<p>表 関東経済産業局 ○ ステッカー貼付の指導、据置基準の指導</p>	<p><u>（削る）</u></p>
0368	2	3	5	2-3	(2)	<p>○ 都都市整備局は、都内建築物について、落下のおそれのある大規模空間の天井、外壁タイル、はめ殺し窓ガラスについて、建築物防災週間や建築基準法に基づく定期報告制度等の機会を捉えて、建築物の所有者等に対し、改善指導を継続して行っていく。</p>	<p>○ 都都市整備局は、都内建築物について、特定天井（脱落によって重大な危害を生ずるおそれがある天井）、外壁タイル、はめ殺し窓ガラスについて、建築物防災週間や建築基準法に基づく定期報告制度等の機会を捉えて、建築物の所有者等に対し、改善指導を継続して行っていく。</p>
0369	2	3	5	2-3	(2)	<p><u>（新設）</u></p>	<p>○ 都は、学校施設や幼稚園、保育所等の吊り天井、照明器具などの非構造部材の落下防止対策を進める。</p>
0370	2	3	5	2-3	(2)	<p>○ 関東経済産業局は、自動販売機の管理責任を明確にするため、自動販売機に管理者の名称、所在地、電話番号等を記した統一ステッカーの貼付を指導する。また、「JIS B 8562 自動販売機の据置基準」の普及・啓発のため、毎年10月を自販機月間として、パンフレット、ポスター等の作成、説明会・講習会の開催等により、同基準の業界への周知徹底を図る。</p>	<p><u>（削る）</u></p>
0371	2	3	5	2-3	(2)	<p><u>（新設）</u></p>	<p>○ 自動販売機の転倒防止対策について、関東経済産業局は、自動販売機設置者に対して、耐震性重視の「自動販売機据付基準（JIS規格）」の周知徹底等により、転倒防止対策の促進を図る。</p>

No.	部	章	節	項	目	旧	新
0372	2	3	5	2-3	(2)	Ⅰ 家具類の転倒・落下・移動の防止	Ⅰ 家具類の転倒・落下・移動防止対策
0373	2	3	5	2-3	(2)	○ 都及び東京消防庁は、家具等の転倒・落下・移動防止措置等の重要性について、広く都民や事業者に周知し、平成27年度末までに防止対策60%を達成する。	○ 都及び東京消防庁は、家具類の転倒・落下・移動防止対策等の重要性について、広く都民や事業者に周知し、各種調査結果を活用して、対策実施率の更なる向上を図るとともに、正しい家具類の転倒・落下・移動防止対策についての指導を推進する。
0374	2	3	5	2-3	(2)	○ 東京消防庁は、以下により転倒・落下・移動防止対策の普及・啓発を図る。 ・ 具体的に家具類の転倒・落下・移動防止対策を示した冊子等を作成し、都民や事業所に対する防災指導に活用 ・ 防災週間等のイベントや防災訓練時の普及・啓発及び家具転倒・落下・移動防止器具の取付講習の実施 ・ 関係機関、関係団体等と連携した周知	○ 東京消防庁は、以下により家具類の転倒・落下・移動防止対策の普及・啓発を図る。 ・ 具体的に家具類の転倒・落下・移動防止対策を示した資料等を作成し、都民や事業所に対する防災指導に活用 ・ 防災週間等のイベントや防災訓練時の普及・啓発及び家具類の転倒・落下・移動防止器具の取付講習の実施 ・ 関係機関、関係団体等と連携した周知 ・ 映像など多様な手法を活用し、家具類の転倒・落下・移動防止に向けた普及啓発を実施
0375	2	3	5	2-5	(1)	<u>(新設)</u>	表 都総務局 ○ 公共建築物等応急危険度判定部会に関する要綱の整備
0376	2	3	5	2-5	(1)	<u>(新設)</u>	表 都教育庁 ○ 都立学校における安全確保のための体制整備と区市町村との協力的体制の調整
0377	2	3	5	2-5	(2)	※ 社会公共施設等とは、都立施設、都立以外の公立施設及び民間施設のうち、警察署、消防署、災害対策本部が設置される庁舎の他、避難所に指定されている学校施設等、二次避難所に指定されている社会福祉施設等、災害拠点病院等に指定されている医療機関等、防災上特に重要な建築物を総称している。	※ 社会公共施設等とは、都立施設、都立以外の公立施設及び民間施設のうち、警察署、消防署、災害対策本部が設置される庁舎の他、避難所に指定されている学校施設等、二次避難所に指定されている社会福祉施設等、災害拠点病院等に指定されている医療機関等、防災上特に重要な建築物及び応急仮設住宅となりうる公的住宅等を総称している。
0378	2	3	5	2-5	(2)	<u>(新設)</u>	《都各局》 ○ 所管する都立施設の各施設管理者に対し応急危険度判定の意義を周知する。
0379	2	3	5	2-5	(2)	<u>(新設)</u>	《都総務局》 ○ 社会公共施設等の応急危険度判定実施の調整を行うため公共建築物等応急危険度判定部会設置要綱（骨子）を整備する。
0380	2	3	5	2-5	(2)	<u>(新設)</u>	《都財務局》《都都市整備局》 ○ 都財務局及び都都市整備局は、都各局の職員等に対して、講習会等により応急危険度判定の意義及び判定基準についての周知を図る。

No.	部	章	節	項	目	旧	新
0381	2	3	5	2-5	(2)	(新設)	<p>《都財務局》</p> <p>○ 都財務局は、その講習会等の受講者等を都立建築物応急危険度判定技術者として登録し、都各局の応急危険度判定技術者について把握する。</p> <p>○ 都財務局は、都立建築物応急危険度判定について、連絡協議会の設置、安全点検・応急危険度判定運用マニュアルの策定等を行い、実施体制を整備する。</p>
0382	2	3	5	2-5	(2)	(新設)	<p>《都教育庁》</p> <p>○ 避難所となる都立学校においては、学校危機管理マニュアルにより安全確保のための状況把握に努めるとともに区市町村と協力して迅速に応急危険度判定が行われるよう調整を図る。</p>
0383	2	3	5	3-1	(1)	表 都都市整備局 ○ 「液状化による建物被害に備えるための手引」の作成	表 都都市整備局 ○ 「液状化による建物被害に備えるための手引」の改定
0384	2	3	5	3-1	(1)	表 都水道局 ○ 液状化などにより被害が大きいと想定される地域について、優先的に管路の耐震化を実施	表 都水道局 ○ 液状化などにより被害が大きいと想定される地域について、優先的に管路の耐震継手化を実施
0385	2	3	5	3-1	(2)	○ 都下水道局は、マンホールの浮上抑制対策などの液状化対策を進める。都水道局は、液状化危険度や耐震継手化の進捗等を踏まえ、被害が大きいと想定される地域について、優先的に水道管を耐震継手管に取り替えるなどの液状化対策を進める。	○ 都下水道局は、マンホールの浮上抑制対策などの液状化対策を進める。都水道局は、液状化危険度や耐震継手化の進捗等を踏まえ、被害が大きいと想定される地域について、優先的に水道管路を耐震継手管に取り替えるなどの液状化対策を進める。
0386	2	3	5	3-2	(1)	表 都都市整備局 ○ 高層建築物について、国の対策の決定後、速やかに建築士などの団体等に対して、国の対策を周知 ○ 補強方法の事例、家具転倒防止対策等の情報提供	表 都都市整備局 ○ 高層建築物等について、建築主及び建築士などの団体等に対して、補強方法の事例、家具転倒防止対策等の情報提供 (削る)
0387	2	3	5	3-2	(1)	表 東京管区气象台 ○ 長周期地震動情報の提供など地震防災情報の強化	表 東京管区气象台 ○ 長周期地震動に関する情報を活用するための普及・啓発活動の推進
0388	2	3	5	3-2	(2)	○ 都都市整備局は、高層建築物について、国の対策の決定後、速やかに建築士や建設業の団体等に対して、国の対策の内容を周知するとともに、建物の特性に適した補強方法の事例や家具転倒防止対策などについて、建物所有者等に対し情報提供する。	○ 都都市整備局は、高層建築物等について、建築主及び建築士や建設業の団体等に対して、都が作成したリーフレットを活用し、建物の特性に適した補強方法の事例や家具転倒防止対策などについて、情報提供する。
0389	2	3	5	3-2	(2)	Ⅰ 地震防災情報の強化 ○ 東京管区气象台は、分析手法の詳細検討等を行い、長周期地震動に関する観測情報の発表を開始するとともに、有効な地震予測情報のあり方等を検討する。	Ⅰ 長周期地震動に関する情報を活用するための普及・啓発活動の推進 ○ 東京管区气象台は、長周期地震動の影響を受けやすい高層ビルの管理者や住民等をターゲットとして、関係機関や地方公共団体等と協力し、長周期地震動に関する情報の普及・啓発活動の取組を推進し、長周期地震動やとるべき防災行動の理解促進、長周期地震動階級の周知、利活用方法の検証等を行う。
0390	2	3	5	4-1	(2)	○ 電気設備等の耐震化を指導するとともに、感震機能付分電盤等の普及促進に積極的に関与し、出火防止等の安全対策の強化を図る。	○ 電気設備等の耐震化を指導するとともに、電気火災の防止に向けた普及啓発を推進し、出火防止等の安全対策の強化を図る。

No.	部	章	節	項	目	旧	新
0391	2	3	5	4-1	(2)	<p>「東京消防庁」</p> <ul style="list-style-type: none"> 震災時の市街地大火に備えた巨大水利として深井戸や耐震性を有する防火水槽を整備する。都、区及び関係機関と連携して、河川・海等あらゆる水源の有効活用を図り、消防水利の確保に努める。 経年防火水槽の耐震力を強化し、震災時の消防水利を確保する。 木造住宅密集地域等の道路狭隘地域に設置されている消火栓・排水栓等の水道施設について、都水道局と連携して、自主防災組織等が初期消火に使用する水源として活用を図る。 防火水槽の鉄蓋を軽可搬ポンプの吸管が容易に投入できるよう改良し、自主防災組織等が利用しやすい防火水槽を整備する。 木造住宅密集地域内において著しく水量が不足する地域に、重点的に水利整備を推進するため、関係機関と協議を行い、整備方策を検討する。 	<p>「東京消防庁」</p> <ul style="list-style-type: none"> 震災時の市街地大火に備えた巨大水利として深井戸や耐震性を有する防火水槽を整備する。都、区及び関係機関と連携して、河川・海等あらゆる水源の有効活用を図り、消防水利の確保に努める。 木造住宅密集地域等の道路狭隘地域に設置されている消火栓・排水栓等の水道施設について、都水道局と連携して、自主防災組織等が初期消火に使用する水源として活用を図る。 防火水槽の鉄蓋を軽可搬ポンプの吸管が容易に投入できるよう改良し、自主防災組織等が利用しやすい防火水槽を整備する。 木造住宅密集地域内において著しく水量が不足する地域に、重点的に水利整備を推進するため、関係機関と協議を行い、整備方策を検討する。 経年防火水槽を再生し、震災時の消防水利を確保する。
0392	2	3	5	4-2	(2)	<p>○ 学校における毒物・劇物災害を防止するため、都教育庁は「学校における理科系実験用薬品類の管理について」を公立の小中高等学校及び特別支援学校に周知し、事故防止に努めている。</p>	<p>○ 学校における毒物・劇物災害を防止するため、都教育庁は「学校における理科系実験用薬品類の管理について」を公立の小中高等学校及び特別支援学校に周知し、事故防止に努めていく。</p>
0393	2	3	5	4-3	(1)	<p>表 第三管区海上保安本部</p> <p>○ 東京港排出油防除協議会による定期的な防除訓練実施、自主的な災害予防対策の確立</p>	<p>表 第三管区海上保安本部</p> <p>○ 東京港排出油等防除協議会による定期的な防除訓練実施、自主的な災害予防対策の確立</p>
0394	2	3	5	4-3	(2)	<p>○ 東京港排出油防除協議会を設置して、定期的に防除訓練を実施し、自主的な災害予防対策の確立を図り、保安意識の高揚に努める。</p>	<p>○ 東京港排出油等防除協議会を設置して、定期的に防除訓練を実施し、自主的な災害予防対策の確立を図り、保安意識の高揚に努める。</p>
0395	2	3	5	2-2	(1)	<p>表 都各局 区市町村</p> <p>○ 都立及び区市町村立の公共建築物が被災した場合、必要に応じて応急危険度判定を実施</p> <p>○ 応急危険度判定技術者が不足する場合、他団体への協力要請</p> <p>○ 社会公共施設の管理者から判定実施の支援要請があった場合、公共建築物に準じて、社会公共施設の判定を実施</p>	<p>表 都各局 区市町村</p> <p>○ 都立及び区市町村立の公共建築物が被災した場合、必要に応じて応急危険度判定を実施</p> <p>○ 応急危険度判定技術者が不足する場合、他団体（他行政庁、民間団体）への協力要請</p> <p>○ 社会公共施設の管理者から判定実施の支援要請があった場合、公共建築物に準じて、社会公共施設の判定を実施</p>
0396	2	3	5	2-2	(2)	<p>○ 応急危険度判定技術者が不足する場合、都本部は他団体への協力を要請する。</p>	<p>○ 応急危険度判定技術者が不足する場合、都本部は他団体（他行政庁、民間団体）への協力を要請する。</p>
0397	2	3	5	2-2	(2)	<p>○ 施設長は、あらかじめ策定した計画に基づき、患者の生命保護を最重点に対応する。</p>	<p>○ 事業継続計画（BCP）等あらかじめ策定した計画に基づき、患者の生命保護を最重点に対応する。</p>
0398	2	3	5	2-2	(2)	<p>○ 動物の脱出等の事態が発生した場合、別に定める「災害対策計画」により処理する。</p>	<p>○ 動物の脱出等の事態が発生した場合、別に定める「対策計画」により処理する。</p>
0399	2	3	5	2-2	(2)	<p>（新設）</p>	<p>（ケ） 応急仮設住宅となりうる公的住宅等</p> <p>○ 各住宅の管理者は、発災後速やかに被害の概況を調査し、必要に応じて応急措置を講じる。</p>

No.	部	章	節	項	目	旧	新
0400	2	3	5	3		(新設)	○ 都、区市町村又は事業者は、有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。
0401	2	3	5	3-1	(2)	(機関別対応措置) 図	(機関別対応措置) 図(更新)
0402	2	3	5	3-2	(2)	○ 港長公示第161号(昭和41年2月8日)に基づく、次の事項に関する規制を徹底する。	○ 港長公示第30-1号(平成30年1月31日)に基づく、次の事項に関する規制を徹底する。
0403	2	3	5	3-3	(1)	表 沿岸区 ○ 沿岸住民に対する火気管理の徹底指導及び災害状況の周知 ○ 陸上への被害拡大防止 ○ 沿岸住民に対する避難勧告及び指示	表 沿岸区 ○ 沿岸住民に対する火気管理の徹底指導及び災害状況の周知 ○ 陸上への被害拡大防止 ○ 沿岸住民に対する避難勧告及び指示 ○ 区管理河川におけるオイルフェンスの展張、油処理剤等の散布
0404	2	3	5	1-1		河川管理施設については、氾濫水による被害の拡大を防止するために、速やかに施設の復旧に努める。港湾施設については、広域輸送基地(ふ頭)及び、水上輸送基地を最優先に行うとともに、公共の安全確保上緊急な対応が必要な施設について、速やかに復旧を行う。	河川管理施設については、氾濫水による被害の拡大を防止するために、速やかに施設の復旧に努める。港湾施設については、広域輸送基地(ふ頭)及び、東京港防災船着場を最優先に行うとともに、公共の安全確保上緊急な対応が必要な施設について、速やかに復旧を行う。
0405	2	4				○ 現在の対策の状況 都はこれまで、首都圏三環状道路をはじめとする道路整備や緊急輸送道路等の橋梁の耐震化(耐震化率80%)を推進するとともに、港湾、鉄道施設等の耐震化を進めてきた。 また、水道管路の耐震継手化及び下水道管の耐震化やマンホールの浮上抑制対策などの取組も進めている。電気、ガス、通信などの各事業者においても、施設の耐震化などの取組が進められている。エネルギーの確保については、太陽光発電や小水力発電による電力確保に加えて、発電用の燃料確保のための取組も行ってきた。	○ 現在の対策の状況 都はこれまで、首都圏三環状道路をはじめとする道路整備や緊急輸送道路等の橋りよの耐震化(耐震化率99%)を推進するとともに、港湾、鉄道施設等の耐震化を進めてきた。 また、水道管路の耐震継手化及び下水道管の耐震化やマンホールの浮上抑制対策などの取組も進めている。電気、ガス、通信などの各事業者においても、施設の耐震化などの取組が進められている。エネルギーの確保については、太陽光発電や小水力発電による電力確保に加えて、発電用の燃料確保のための取組も行ってきた。
0406	2	4				○ 主な対策の方向性と到達目標 ・ 発災後の交通機能の維持 → <到達目標> 緊急輸送道路の沿道建築物・橋梁の100%耐震化 ・ 水道・下水道施設の耐震化、バックアップ機能の確保 → <到達目標> 水道管路の耐震継手化や、下水道管の耐震化 ・ 電力供給の安定化に向けた取組を促進し、発災後の都市機能を維持 → <到達目標> 都市機能維持に不可欠な施設への自立分散型電源導入 など	○ 主な対策の方向性と到達目標 ・ 発災後の交通機能の維持 → <到達目標> 特定緊急輸送道路の沿道建築物・橋りよの100%耐震化 ・ 水道・下水道施設の耐震化、バックアップ機能の確保 → <到達目標> 水道管路の耐震継手化や、下水道管の耐震化 ・ 発災後の都市機能維持のための電力確保 → <到達目標> 都市機能維持に不可欠な施設への自立・分散型電源導入 など

No.	部	章	節	項	目	旧	新
0407	2	4	概要			<p>第1節 現在の到達状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 首都圏三環状道路整備率61%（H26.4） ○ 骨格幹線道路整備 区部環状 90%、多摩南北 74%（H25.3） ○ 連続立体交差事業の推進（384箇所の踏切を除却）（H26.3） ○ 水道管の耐震継手率32%（H25.3）、タクトイル鉄鉄管への取替えをほぼ完了（H22.3） 	<p>第1節 現在の到達状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 首都圏三環状道路整備率82%（H31.3） ○ 骨格幹線道路整備 区部環状 93%、多摩南北 76%（H30.3） ○ 連続立体交差事業の推進（395箇所の踏切を除却）（H27.8） ○ 水道管の耐震継手率43%（H30.3）、タクトイル鉄鉄管への取替えをほぼ完了（H22.3）
0408	2	4	概要			<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成27年度までに緊急輸送道路の沿道建築物、平成32年度までに緊急輸送道路等の橋梁を100%耐震化。幹線道路ネットワークの整備 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和7年度までに特定緊急輸送道路の沿道建築物、令和2年度までに緊急輸送道路等の橋りょうを100%耐震化。幹線道路ネットワークの整備
0409	2	4	概要			<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成31年度までに首都中枢・救急医療機関や災害拠点連携病院等への水道管の耐震継手化100%（首都中枢・救急医療機関等は平成28年度までに完了）、平成25年度までに避難所等の下水道管の耐震化 100% 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和元年度までに首都中枢・救急医療機関や災害拠点連携病院等への水道管の耐震継手化100%、平成25年度までに避難所等の下水道管の耐震化 100%
0410	2	4	概要			<p>第5節 具体的な取組</p> <p>地震前の行動（予防対策）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 交通関連施設の安全確保 鉄道施設の耐震化促進、早期復旧対策 ○ 河川・港湾・空港施設等の設備等の整備 	<p>第5節 具体的な取組</p> <p>地震前の行動（予防対策）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 交通関連施設の安全確保 鉄道・港湾・漁港施設の耐震化促進、早期復旧対策 ○ 河川・空港施設等の設備等の整備
0411	2	4	概要			<p>第5節 具体的な取組</p> <p>地震直後の行動（応急対策）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 交通ネットワークの機能確保 河川、海上、港湾、空港における障害物除去、交通規制 	<p>第5節 具体的な取組</p> <p>地震直後の行動（応急対策）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 交通ネットワークの機能確保 河川、海上、港湾、漁港、空港における障害物除去、交通規制
0412	2	4	概要			<p>第5節 具体的な取組</p> <p>地震後の行動（復旧対策）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急輸送路等の機能確保と被害拡大防止 河川、港湾、空港施設の応急復旧、緊急工事等 	<p>第5節 具体的な取組</p> <p>地震後の行動（復旧対策）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急輸送路等の機能確保と被害拡大防止 河川、港湾、空港施設等の応急復旧、緊急工事等
0413	2	4	概要			<p>第5節 具体的な取組</p> <p>地震直後の行動（応急対策） 地震後の行動（復旧対策）</p> <p>自立・分散型電源など、多様なエネルギーの活用による拠点施設での電源確保</p>	<p>第5節 具体的な取組</p> <p>地震直後の行動（応急対策） 地震後の行動（復旧対策）</p> <p>自立・分散型電源による拠点施設での電源確保</p>
0414	2	4	1	1		<ul style="list-style-type: none"> ・首都圏三環状道路整備率61%（平成26年4月） ・骨格幹線道路整備 区部環状道路90%、多摩南北道路74%（平成25年3月） ・緊急輸送道路等の橋梁の耐震化率80%（平成26年3月） ・連続立体交差事業の推進により、事業完了箇所・事業中箇所を含め、384箇所の踏切を除却（平成26年3月） ・全国に先駆けて「橋梁の管理に関する中長期計画」を策定（平成21年3月）し、212橋を対象に長寿命化対策に着手 ・臨海部の耐震強化岸壁について、国際海上コンテナ輸送対応施設は5バース計画のうち3バース完成、緊急物資輸送対応施設は26バース計画のうち13バース完成（平成26年3月） ・東日本大震災を踏まえて「東部低地帯の河川施設整備計画」を策定（平成24年12月）し、水門、排水機場等の耐震・耐水対策に着手 	<ul style="list-style-type: none"> ・首都圏三環状道路整備率82%（平成31年3月） ・骨格幹線道路整備 区部環状道路93%、多摩南北道路76%（平成30年3月） ・緊急輸送道路等の橋りょうの耐震化率99%（平成30年3月） ・連続立体交差事業の推進により、事業完了箇所・事業中箇所を含め、395箇所の踏切を除却（平成27年8月） ・全国に先駆けて「橋りょうの管理に関する中長期計画」を策定（平成21年3月）し、212橋を対象に長寿命化対策に着手 ・臨海部の耐震強化岸壁について、緊急物資輸送対応施設は26バース計画のうち13バース完成、幹線貨物輸送対応施設は22バース計画のうち5バース完成（平成31年4月） ・東日本大震災を踏まえて「東部低地帯の河川施設整備計画」を策定（平成24年12月）し、水門、排水機場等の耐震・耐水対策に着手

No.	部	章	節	項	目	旧	新
0415	2	4	1	2		<p>・水道管のダクタイル鋳鉄管への取替えをほぼ完了（平成22年3月）</p> <p>・水道管の耐震継手率32%（平成25年3月）</p> <p>・下水道マンホールの浮上抑制対策を緊急輸送道路など約500kmについて完了（平成23年3月）</p> <p>・避難所などから排水を受け入れる下水道管とマンホールの接続部分の耐震化を完了（平成26年3月）</p>	<p>・水道管路のダクタイル鋳鉄管への取替えをほぼ完了（平成22年3月）</p> <p>・水道管路の耐震継手率43%（平成30年3月）</p> <p>・下水道マンホールの浮上抑制対策について緊急輸送道路など約500kmの対策を完了（平成23年3月）し、更に、避難所などと緊急輸送道路を結ぶ道路を対象を拡大し、対策を推進</p> <p>・避難所などから排水を受け入れる下水道管とマンホールの接続部分の耐震化について約2,500か所を完了（平成26年3月）し、更に、帰宅困難者が滞留するターミナル駅などに対象を拡大し、対策を推進</p>
0416	2	4	1	3		<p>都市機能を支えるエネルギー（電力）については、都はこれまで、<u>ふ頭内港湾施設や都立学校等を活用して太陽光発電を導入するほか、水再生センター等でNaS電池を導入するなどの取組を進めている。</u></p> <p>また、非常用発電等に必要となる燃料の安定供給に向けて、石油関係団体との間で協定を締結している。</p> <p>・<u>ふ頭内港湾施設や市場、都立学校等を活用した太陽光発電の導入8,600kw</u></p> <p>・<u>給水所小水力発電の導入 2,000kw</u></p> <p>・<u>石油連盟及び東京都石油商業組合との間で、燃料の安定供給のための協定を締結(平成20年11月)</u></p>	<p>都市機能を支えるエネルギー（電力）については、都はこれまで、<u>浄水場、水再生センター、都立学校等を活用して太陽光発電を導入するほか、水再生センター等で非常用発電設備の整備などの取組を進めるとともに、民間事業者がコージェネレーションシステムを導入する際の支援を実施している。</u></p> <p>また、非常用発電に必要となる燃料の安定供給に向けて、石油関係団体との間で協定を締結している。</p> <p>・<u>浄水場、水再生センター、都立学校等を活用した太陽光発電の導入1万3,700kw（2015年度末）</u></p> <p>・<u>給水所小水力発電の導入 2,000kw</u></p> <p>・<u>一時滞在施設の設置等を要件に、コージェネレーションシステムへの導入に対する助成事業を実施</u></p>
0417	2	4	2	1		<p>首都圏三環状道路は、平成26年4月末で整備率61%にとどまっております。災害時に高速道路ネットワークの機能を確実に確保するためには、早期の整備が必要となる。</p>	<p>首都圏三環状道路は、平成31年3月末で整備率82%となっており、整備が着々と進んでいるが、災害時の避難・救急活動のルートを確認するためには、早期の整備が必要となる。</p>
0418	2	4	2	1		<p>このほか、都内の踏切数は、平成25年度末時点で、約1,070箇所あり、その中には、道路ネットワークを形成する上で課題となる箇所が存在する。また、踏切の閉鎖により、緊急・救急活動の妨げとなる可能性がある。</p>	<p>このほか、都内の踏切数は、平成30年4月時点で、約1,050箇所あり、その中には、道路ネットワークを形成する上で課題となる箇所が存在する。また、踏切の閉鎖により、緊急・救急活動の妨げとなる可能性がある。</p>
0419	2	4	2	1		<p>震災時に海上輸送拠点として重要な役割を果たす耐震強化岸壁（国際海上コンテナ輸送対応施設、緊急物資輸送対応施設）の整備率は、45%と低い。</p>	<p>震災時に被災者の避難や救援物資、応急・復旧用資器材の海上輸送基地として重要な役割を果たす耐震強化岸壁（緊急物資輸送対応施設）の整備率は、50%であり、引き続き、耐震化を進める必要がある。</p>
0420	2	4	2	1		<p>また、そのうち震災時において首都圏の経済活動を停滞させないことを目的とする耐震強化岸壁（国際海上コンテナ輸送対応施設）の計画バース数は、コンテナバース数の約3割と少ない。</p>	<p>また、震災時においても、首都圏の経済活動を停滞させないよう、物流機能を確保するための耐震強化岸壁（幹線貨物輸送対応施設）の整備率は、23%と低く、更なる拡充が必要である。</p>
0421	2	4	2	1		<p>鉄道の耐震補強については、一定の条件を満たす駅については国と協調して補助を行うことにより耐震化が進んでいるが、条件を満たさない駅は鉄道事業者自ら行う必要があるため、耐震化が進んでいない。また、輸送・避難ルート確保の観点から、駅間施設についても耐震化を進める必要がある。</p>	<p>鉄道施設の対策は、平成30年3月に改正された鉄道耐震に係る省令に基づき、新たに追加されたロッキング橋脚の耐震対策などについて促進していく必要がある。</p>
0422	2	4	2	2		<p>水道については、耐震化の取組を進めてきているが、一部に代替機能が十分でないため、停止して耐震化の工事を行うことができない施設や管路が存在している。</p>	<p>水道については、耐震化の取組を進めてきているが、一部にバックアップ機能が十分でないため、断水して耐震化の工事を行うことができない施設や管路が存在している。</p>
0423	2	4	2	2		<p>また、下水道については、震災時でも機能を確保するため、耐震化や浮上抑制対策の取組をさらに強化する必要がある。</p>	<p>また、下水道については、震災時でも機能を確保するため、耐震化やマンホールの浮上抑制対策の取組を更に強化する必要がある。</p>

No.	部	章	節	項	目	旧	新
0424	2	4	2	3		また、非常用発電機用の燃料確保についても、既存の協定の実効性を一層高めるための取組を推進する必要がある。	また、非常用発電機用の燃料確保についても、既存の協定の実効性を一層高めるための取組を推進するとともに、国や石油関係団体との連携を強化する必要がある。
0425	2	4	3	1		都民の生命を守る交通関連施設の安全確保に向けて、道路ネットワークの整備、道路・橋梁等の安全確保や新たな交通規制の実施、鉄道事業者に対する支援を進め、鉄道駅や駅間施設などの耐震性向上を図り、鉄道の安全確保と早期復旧、港湾機能維持のため、東京港の耐震強化岸壁の整備目標数を増加し、整備を一層推進するなど、ソフト・ハード両面の対策を進め、発災後においても交通・物流機能を維持する。	都民の生命を守る交通関連施設の安全確保に向けて、道路ネットワークの整備、道路・橋りょう等の安全確保や新たな交通規制を実施する。また、鉄道事業者に対する支援を進め、鉄道の安全確保と早期復旧に向け、鉄道施設の耐震性の向上を図る。港湾施設については、東京港の耐震強化岸壁の整備を一層推進する。これらのソフト・ハード両面の対策を進め、発災後においても交通・物流機能を維持する。
0426	2	4	3	3		自立・分散型電源の導入促進などエネルギーの多様化等により電力供給の安定化に向けた取組を促進し、発災後も都市の機能を維持する。	自立・分散型電源の導入促進により、発災後も都市の機能を維持する。
0427	2	4	4	1		加えて、緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化を平成27年度までに100%完了し、震災時の輸送・避難ルートの確保や消火活動等の機能を確保する。	加えて、特定緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化を令和7年度までに100%完了し、震災時の輸送・避難ルートの確保や消火活動等の機能を確保する。
0428	2	4	4	1		緊急輸送道路のうち、震災時に一般車両の流入禁止区域の境界となる環状7号線の無電柱化を平成37年度までに完了する。	緊急輸送道路のうち、震災時に一般車両の流入禁止区域の境界となる環状7号線の無電柱化を令和6年度末までに完了する。今後は、都道の重点整備地域をセンター・コア・エリアから環状7号線の内側エリアまで拡大し、重点整備路線として第一次緊急輸送道路と災害拠点病院等を結ぶ都道を新たに位置付け、無電柱化を推進するとともに、区市町村の無電柱化事業に対する支援を行う。
0429	2	4	4	1		さらに、耐震強化岸壁の施設数が増加するとともに、災害対応力を強化した配置としたことにより、東京港の防災力を向上するほか、鉄道について、事業者等による耐震化等の取組を継続する。	更に、耐震強化岸壁の施設数が増加することにより、東京港の防災力が向上するほか、鉄道について、事業者等による耐震化等の取組を継続する。
0430	2	4	4	2		2 首都中枢・救急医療機関や災害拠点連携病院等への水道管の耐震継手化及び下水道管の耐震化100%	2 首都中枢・救急医療機関や災害拠点連携病院等への水道管路の耐震継手化及び下水道管の耐震化100%
0431	2	4	4	2		震災時における水道施設の被害を最小限にとどめ、都民への給水を可能な限り確保するため、浄水場や給水所等の耐震化を推進するとともに、管路については、優先的に整備を進めている首都中枢・救急医療機関や災害拠点連携病院等への供給ルートの耐震継手化を平成31年度までに100%完了（首都中枢・救急医療機関等は平成28年度までに100%完了）する。	震災時における水道施設の被害を最小限にとどめ、都民への給水を可能な限り確保するため、浄水場や給水所等の耐震化を推進するとともに、管路については、より効果的に震災時の断水被害を軽減できるよう、首都中枢・救急医療機関や災害拠点連携病院等への供給ルートの耐震継手化を令和元年度までに100%完了する。
0432	2	4	4	2		加えて、震災時に多くの都民が集まる避難所や主要な駅への供給ルート、緊急輸送道路及び液状化などにより被害が大きいと想定される地域について、耐震化を一層推進する。	あわせて、液状化危険度や想定地震動、耐震継手化の進捗等を考慮し、被害が大きいと想定される地域においても、耐震継手化を推進する。
0433	2	4	4	2		また、下水道施設については、水再生センターやポンプ所等の耐震化を推進するとともに、震災時のトイレ機能を確保するため、避難所や災害拠点病院などの施設から排水を受け入れる下水道管の耐震化を平成25年度までに100%完了し、さらに、ターミナル駅や国、都、区の庁舎など災害復旧の拠点となる施設等に対象を拡大して耐震化を進めていく。	また、下水道施設については、水再生センターやポンプ所等の耐震化を推進するとともに、震災時のトイレ機能を確保するため、避難所や災害拠点病院などの施設から排水を受け入れる下水道管の耐震化を平成25年度までに完了した。更に、ターミナル駅や国、都、区の庁舎など災害復旧の拠点となる施設等に対象を拡大して耐震化を進めていく。

No.	部	章	節	項	目	旧	新
0434	2	4	5	1	(1)	表 都建設局 ○ 首都圏三環状道路(中央環状線)等の高速道路網の早期完成や連続立体交差事業等、道路整備を推進	表 都建設局 ○ 外環など首都圏三環状道路の整備を促進するとともに、連続立体交差事業等、道路整備を推進
0435	2	4	5	1	(1)	表 都建設局 ○ 骨格幹線道路をはじめとした第三次事業化計画優先整備路線に位置付けられた都市計画道路の整備を推進	表 都建設局 ○ 骨格幹線道路をはじめとした第四次事業化計画優先整備路線に位置付けられた都市計画道路の整備を推進
0436	2	4	5	1	(1)	表 都建設局 ○ センター・コア・エリア内の計画幅員で完成した都道の無電柱化を完了させるとともに、多摩地域及び周辺区部の緊急輸送道路等において無電柱化を推進	表 都建設局 ○ 環状7号線の内側エリアの計画幅員で完成した都道や、多摩地域及び周辺区部の緊急輸送道路等において無電柱化を推進するとともに、区市町村の無電柱化事業に対する支援を行う
0437	2	4	5	1	(1)	表 都建設局 ○ (新設)	表 都建設局 ○ 都県境（千葉県）の橋りょう整備に向けた取組を推進
0438	2	4	5	1	(1)	表 都建設局 ○ (新設)	表 都建設局 ○ 分かりやすい標識整備等
0439	2	4	5	1	(1)	表 都港湾局 ○ 臨港道路の整備を推進	表 都港湾局 ○ 道路ネットワークの整備を推進
0440	2	4	5	1	(1)	表 都港湾局 ○ (新設)	表 都港湾局 ○ 緊急輸送道路の無電柱化を推進
0441	2	4	5	1	(1)	表 都港湾局 ○ (新設)	表 都港湾局 ○ 島しょ空港地下土木施設について必要な耐震対策を推進
0442	2	4	5	1	(1)	表 都青少年・治安対策本部 ○ 震災時に運転者等に対して情報提供する仕組みの検討	表 都民安全推進本部 ○ 交通の安全と円滑に資する情報の提供
0443	2	4	5	1	(2)	(新設)	○山間部において、擁壁、落石防護柵の設置など道路の斜面对策を、緊急性の高い箇所から計画的に整備を図るとともに、山岳道路斜面点検に、ドローン等最先端技術の活用を検討する。
0444	2	4	5	1	(2)	(新設)	○ 迅速な被害情報把握のため、スマートフォンなどモバイル端末から被災情報等を送信し、共有するレスキュー・ナビゲーションを活用するなど、情報通信技術（ICT）の活用を図る。 ○ 迅速な道路障害物除去に向け、がれき等の撤去に不可欠な重機類、資機材等の確保のため、関係団体と協定を締結し、道路防災ソリューションの活用を進める。
0445	2	4	5	1	(2)	○ 高速道路ネットワークを整備するため、国土交通省や高速道路会社とともに、平成26年度に、中央環状品川線を開通させる。	(削る)

No.	部	章	節	項	目	旧	新
0446	2	4	5	1	(2)	○ センター・コア・エリア内の計画幅員で完成した都道の無電柱化を完成させる。さらに、緊急輸送道路のうち、震災時に一般車両の流入禁止区域の境界となる環状7号線では、平成37年度までに無電柱化を完了させる。多摩地域及び周辺区部の都道の無電柱化の延長を、平成32年度までに平成22年比で2倍に拡大する。	○ センター・コア・エリア内の計画幅員で完成した都道の無電柱化を完成させる。更に、緊急輸送道路のうち、震災時に一般車両の流入禁止区域の境界となる環状7号線では、令和6年度末までに無電柱化を完了させる。今後は、都道の重点整備地域をセンター・コア・エリアから環状7号線の内側エリアまで拡大し、重点整備路線として第一次緊急輸送道路と災害拠点病院等を結ぶ都道を新たに位置付け、無電柱化を推進するとともに、区市町村の無電柱化事業に対する支援を行う。
0447	2	4	5	1	(2)	○ 多摩山間部の道路について、多摩川南岸道路、秋川南岸道路の整備を推進し、通行止め等で地域が孤立しないよう、道路の拡幅、線形改良、代替路等を整備するとともに、斜面崩壊対策を推進し、地域の防災性をさらに強化する。	○ 多摩山間部の道路について、多摩川南岸道路、秋川南岸道路等の整備を推進し、通行止め等で地域が孤立しないよう、道路の拡幅、線形改良、代替路等を整備するとともに、斜面崩壊対策を推進し、地域の防災性を更に強化する。
0448	2	4	5	1	(2)	(新設)	○ 東京と千葉の都県境での橋りょうの配置間隔が長いエリアにおいて、洪水など災害時の広域避難や緊急物資輸送等、防災機能の向上を図るため、新たな3橋りょうの整備に向けた取組を推進する。
0449	2	4	5	1	(2)	(新設)	○ 都道の案内標識の英語併記化や表示内容にピクトグラムを追加するなど、外国人を含めた全ての人に分かりやすい道路案内標識を整備するとともに、案内サインの整備を促進する。
0450	2	4	5	1	(2)	○ 臨港道路南北線の早期事業化を図り、中央防波堤地区内道路網の整備を推進する。	○ 被災時における円滑な交通を確保するため、道路ネットワークの整備を推進する。
0451	2	4	5	1	(2)	(新設)	災害発生時において、緊急物資の輸送等や国際コンテナ物流の停滞を回避するため、全ての緊急輸送道路を無電柱化する。
0452	2	4	5	1	(2)	○ 島しょ地域では、災害時における島民・観光客等の避難、復旧・復興時の物資輸送等の重要な拠点となる空港土木施設の耐震性を確保するため、耐震診断等を早急に実施し、必要な対策を検討する。	○ 島しょ地域では、災害時における島民・観光客等の避難、復旧・復興時の物資輸送等の重要な拠点となる空港土木施設の地下構造物について、必要な耐震対策を図る。
0453	2	4	5	1	(2)	○ 東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例に基づき緊急輸送道路の沿道建築物について、耐震化を平成27年度までに完了するとともに、助成制度や低利融資制度の活用等により、耐震化を強力に推進する。	○ 東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例に基づき特定緊急輸送道路の沿道建築物について、耐震化を令和7年度までに完了するとともに、助成制度や低利融資制度の活用等により、耐震化を強力に推進する。
0454	2	4	5	1	(2)	◀都青少年・治安対策本部▶ ○ 震災時における交通の安全と円滑を図るため、運転者等に有用な情報を提供する仕組みの実現に向けた検討を行う。	◀都都民安全推進本部▶ ○ (公財) 日本道路交通情報センターと協定を締結し、同センターが運用する災害時情報提供システムを活用し、都で把握した火災情報も加えて交通の安全と円滑に資する情報を提供する。
0455	2	4	5	1	(2)	表 都港湾局 ○ 臨海副都心地域では、埋立地の特性から液状化等の対策を行い、災害に強い共同溝を整備	表 都港湾局 ○ 臨海副都心地域では、埋立地の特性から液状化等の対策を行い、災害に強い共同溝を整備済

No.	部	章	節	項	目	旧	新
0456	2	4	5	1	(2)	表 都港湾局 <u>(新設)</u>	表 都港湾局 ○ 各ライフライン事業者とともに保守点検を行い、計画的な維持補修を実施
0457	2	4	5	2	(1)	表 都交通局 各鉄道事業者 <u>(新設)</u>	表 都交通局 各鉄道事業者 ○ エレベーターの安全対策の推進
0458	2	4	5	2	(1)	○ 鉄道駅や駅間施設の耐震化を支援	○ 鉄道施設の耐震対策を支援
0459	2	4	5	2	(2)	○ 都営地下鉄については、これまで、阪神・淡路大震災と同規模の地震にも耐えられるよう、国の基準に基づく耐震補強工事を完了しており、今後は、さらに、出入庫線高架部の高さ4m未満の柱などについても、改めて耐震性を検証し対策を実施する。また、災害に関する取組について、分かりやすく周知する。	○ 都営地下鉄については、これまで、阪神・淡路大震災と同規模の地震にも耐えられるよう、国の基準に基づく耐震補強工事を完了しており、今後は、更に、出入庫線高架部の高さ4m未満の柱などについても、改めて耐震性を検証し対策を実施するとともに、エレベーターの安全対策を推進する。また、災害に関する取組について、分かりやすく周知する。
0460	2	4	5	2	(2)	○ 国土交通省が開催する「大規模地震発生時における首都圏鉄道の運転再開の在り方に関する協議会」の検討成果等を踏まえ、早期の運行再開を図るため、国や各鉄道事業者と再開時刻等を調整するための通信手段を確保する。	○ 国土交通省が開催する「大規模地震発生時における首都圏鉄道の運転再開の在り方に関する協議会」の検討成果等を踏まえ、早期の運行再開を図るため、国や各鉄道事業者と再開時刻等を調整するための通信手段を確保している。
0461	2	4	5	2	(2)	○ 一定の条件を満たす鉄軌道駅の建築物及び駅間の高架橋等の柱、基礎などの耐震化を図るため、平成29年度まで国と協調した鉄道施設耐震対策事業費補助を実施する。	○ 鉄道耐震に係る省令等に基づく耐震対策を進めるため、令和4年度まで国と協調した鉄道施設耐震対策事業費補助を実施する。
0462	2	4	5	2	(2)	○ 駅や駅間の鉄道施設の耐震化を促進するため、補助制度の拡充や必要財源の確保を図ることを国へ求めていく。	○ 引き続き、鉄道施設の耐震対策を進めるため、必要財源の確保を図ることを国へ求めていく。
0463	2	4	5	3	(1)	表 都港湾局 ○ 港湾施設を整備	表 都港湾局 ○ 海岸保全施設、港湾施設、漁港施設を整備 ○ 島しょ空港地下土木施設について必要な耐震対策を推進
0464	2	4	5	3	(1)	表 東京航空局 ○ 資器材等を常備	表 東京航空局 ○ 資器材等の整備 ○ 災害時早期復旧等のための計画を策定
0465	2	4	5	3	(2)	<u>(新設)</u>	○ 東京沿岸部を守る海岸保全施設について、耐震や耐水対策等を推進し、浸水被害等を防ぐ。 <u>(第5章「津波等対策」P○参照)</u>
0466	2	4	5	3	(2)	○ 耐震強化岸壁と既存の緊急輸送道路を結ぶ道路を整備する。 ○ 岸壁、防波堤、護岸等の港湾施設等について、大規模地震発生時の港湾機能を確保するため、東京都被害想定（平成24年）や最新の科学的知見を踏まえ、耐震対策を推進していく。	○ 東京港の岸壁、防波堤、護岸等の港湾施設等について、大規模地震発生時においても港湾機能を確保できるよう耐震対策を推進していくとともに、ふ頭と既存の緊急輸送道路を結ぶ道路を整備する。
0467	2	4	5	3	(2)	○ 耐震強化岸壁(国際海上コンテナ輸送対応施設、緊急物資輸送対応施設)の対象施設数と配置計画等について、港湾計画の見直しを行う。	<u>(削る)</u>

No.	部	章	節	項	目	旧	新
0468	2	4	5	3	(2)	(新設)	<p>○ 島しょ港湾・漁港の緊急輸送岸壁は、「伊豆・小笠原諸島における港湾等防災対策基本方針(平成26年1月東京都港湾局離島港湾部計画課)」に基づき、整備を推進していく。</p> <p>また、島しょ部の緊急輸送岸壁等と東京における輸送拠点との機能連携に取り組み、防災力を向上させる。</p> <p>○ 島しょ地域では、災害時における島民・観光客等の避難、復旧・復興時の物資輸送等の重要な拠点となる空港土木施設の地下構造物について、必要な耐震対策を図る。</p> <p>(第2部第4章「安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保」P.〇参照)</p>
0469	2	4	5	3	(2)	<p>○ 情報連絡に必要な施設の整備並びに空港及び航空路施設の耐震性の確保に努める。</p> <p>○ 復旧用資材及び機器の調達体制の整備に努める。</p>	<p>○ 復旧用資材及び機器の調達体制の整備に努める。</p> <p>○ 緊急物資等輸送拠点としての機能確保、航空ネットワーク維持のため耐震性の確保に努める。</p> <p>○ 空港関係者において災害時の避難・早期復旧のための計画を策定し、災害時における対応、復旧の計画・対策・行動計画を定めた。</p>
0470	2	4	5	4	(2)	(新設)	<p>○ 「防災時における緊急輸送ルート確保に向けた基本方針」を踏まえ、国・各道路管理者・関係機関が一体となった緊急輸送ルート確保に向け、実践的な訓練や事例検討を積み重ね、国の啓発計画等と連携した体制を構築していく。</p> <p>また、防災船着場等の整備を進めるとともに、施設の被害状況把握や船舶確保などの運用体制を構築し、訓練等により水上ルートの実効性を高めていく。</p>
0471	2	4	5	4	(2)	《都各局》	(削る)
0472	2	4	5	4	(2)	<p>○ 都は、海上輸送基地が広域輸送基地として活用できるよう必要な機能を整備するとともに、関係機関と連携して、水上輸送基地についても必要な整備等を図る。</p>	<p>○ 海上輸送基地については、耐震強化岸壁の整備を拡充するとともに、災害時の航路機能を確保するため、民間事業者の港湾施設の耐震改修を促進する。</p> <p>また、水上輸送基地についても、関係機関と連携して、必要な整備等を図る。</p>
0473	2	4	5	4	(2)	表 輸送路管理等 空港管理等 ・東京港管理事務所レポート係 (東京レポート)	表 輸送路管理等 空港管理等 ・東京港管理事務所レポート担当 (東京レポート)
0474	2	4	5	4	(2)	表 輸送路管理等 港湾管理等 ・東京港管理事務所、東京港建設事務所、高潮対策センター	表 輸送路管理等 港湾管理等 ・東京港管理事務所、東京港建設事務所、高潮対策センター、第二高潮対策センター
0475	2	4	5	4	(2)	表 輸送路管理等 港湾管理等 箇所 3	表 輸送路管理等 港湾管理等 箇所 4
0476	2	4	5	4	(2)	表 輸送路管理等 河川管理等 ・荒川下流河川事務所 ・(※)都建設事務所11、 都建設局江東治水事務所 (都建設事務所を含む) 水門管理センター	表 輸送路管理等 河川管理等 ・荒川下流河川事務所 ・(※)都建設事務所11、 都江東治水事務所 水門管理センター

No.	部	章	節	項	目	旧	新
0477	2	4	5	4	(2)	表 主要初動対応 医療 病院等 ・災害拠点病院75 箇所 75	表 主要初動対応 医療 病院等 ・災害拠点病院82 箇所 82
0478	2	4	5	4	(2)	表 主要初動対応 救出救助拠点 救出救助拠点 ・大規模救出救助活動拠点58 箇所 58	表 主要初動対応 救出救助拠点 救出救助拠点 ・大規模救出救助活動拠点61 箇所 61
0479	2	4	5	4	(2)	表 ライフライン 電信電話 ・N T T 東日本13、KDDI 5、NTTドコモ 5、NTTコミュニケーションズ 8、ソフトバンクモバイル 2、ソフトバンクテレコム 4 箇所 37	表 ライフライン 電信電話 ・N T T 東日本178、KDDI 5、NTTドコモ 5、NTTコミュニケーションズ 8、ソフトバンク5 箇所 201
0480	2	4	5	4	(2)	表 ライフライン 電気 ・東京電力21 箇所 21	表 ライフライン 電気 ・東京電力グループ 29 箇所 29
0481	2	4	5	4	(2)	表 輸送拠点 広域輸送基地 海上輸送基地 <緊急物資輸送対応施設> ・大井食品ふ頭(2バース)、芝浦ふ頭(5バース)、辰巳ふ頭(2バース)、10号地その1多目的ふ頭(1バース)、品川ふ頭(1バース) <国際海上コンテナ輸送対応施設> ・大井コンテナふ頭(3バース) <緊急物資輸送等対応施設> ・その他のふ頭7 箇所 5 1 7 機能 一次 // 三次	表 輸送拠点 広域輸送基地 海上輸送基地 <緊急物資輸送対応施設> ・大井食品ふ頭(2バース)、芝浦ふ頭(5バース)、辰巳ふ頭(2バース)、10号地その1多目的ふ頭(1バース)、品川ふ頭(内貿)(2バース)、中央防波堤内側内貿ふ頭(1バース) <幹線貨物輸送対応施設> ・大井コンテナふ頭(3バース)、中央防波堤外側コンテナふ頭(1バース)、中央防波堤内側内貿ふ頭(1バース) <緊急物資輸送等対応施設> ・竹芝ふ頭(1バース)、日の出ふ頭(1バース)、晴海ふ頭(1バース)、品川ふ頭(内貿1バース、コンテナ2バース)、フェリーふ頭(1バース)、10号地ふ頭(6バース)、青海コンテナふ頭(5バース)、大井コンテナふ頭(5バース)、中央防波堤外側コンテナふ頭(1バース) 箇所 6 3 9 機能 一次 一次 三次
0482	2	4	5	4	(2)	(新設)	表 輸送拠点 広域輸送基地 海上輸送基地 <島しょ部の緊急物資輸送対応施設> ・大島(岡田港岸壁(-7.5m))、利島(利島港岸壁(-7.5m))、新島(新島港岸壁(-7.5m))、式根島(野伏漁港-7.5m岸壁)、神津島(神津島港岸壁(-7.5m))、三宅島(阿古漁港-7.5m岸壁)、御蔵島(御蔵島港岸壁(-7.5m))、八丈島(神湊港岸壁(-7.5m))、八重根漁港(-5.5m岸壁)、青々島(青々島港岸壁(-6.0m))、父島(二見港岸壁(-7.5m))、母島(沖港(-5.0m)) 箇所 12 機能 三次

No.	部	章	節	項	目	旧	新
0483	2	4	5	4	(2)	表 輸送拠点 水上輸送基地 河川等船着場(その他) 63 箇所 63	表 輸送拠点 水上輸送基地 河川等船着場(その他) 98 箇所 98
0484	2	4	5	4	(2)	表 輸送拠点 地域内輸送拠点 ・区市町村庁舎等 (91) 箇所 91	表 輸送拠点 地域内輸送拠点 ・区市町村庁舎等(101) 箇所 101
0485	2	4	5	4	(2)	表 備蓄倉庫 ・(※)備蓄倉庫(兼用倉庫) Z 箇所 Z	表 備蓄倉庫 ・(※)備蓄倉庫(兼用倉庫) 6 箇所 6
0486	2	4	5	5	(1)	水道施設の耐震化や耐震継手管への取替えの推進を図るとともに、バックアップ機能を強化する。	水道施設の耐震化や管路の耐震継手化の推進を図るとともに、バックアップ機能強化対策等を推進する。
0487	2	4	5	5	(1)	表 都水道局 ○ 耐震継手管への取替えの大幅な前倒しを実施	表 都水道局 ○ 効果的な耐震継手化の推進
0488	2	4	5	5	(2)	○ 震災時における水道施設の被害を最小限にとどめ、給水を可能な限り確保するため、浄水場や給水所等の耐震化について、それぞれの重要度や更新時期等に配慮しながら、計画的に進めていく。また、その他の重要施設についても耐震化を一層推進する。	○ 震災時における水道施設の被害を最小限にとどめ、給水を可能な限り確保するため、浄水場や給水所等の耐震化について、それぞれの重要度や更新時期等に配慮しながら、計画的に進めていく。また、その他の水道施設についても耐震化を一層推進する。
0489	2	4	5	5	(2)	○ 管路については、平成22年度から従来の取替え計画を大幅に前倒しする「耐震継手化緊急10か年事業」を実施してきたが、平成25年度からは、被害想定の見直し等を踏まえ、より効果的に断水被害を軽減できるよう、想定地震動、液状化危険度、耐震継手化の進捗などを考慮した新たな「耐震継手化10か年事業」を推進している。こうした取組を着実に推進していくとともに、これまで優先的に整備を進めている首都中枢・救急医療機関や災害拠点連携病院等への供給ルート耐震継手化を平成31年度までに100%完了（首都中枢・救急医療機関等は平成28年度までに100%完了）する。さらに、震災時に多くの都民が集まる避難所や主要な駅へ供給するルート、緊急輸送道路、液状化などにより被害が大きいと想定される地域について、管路の耐震継手管への取替えを優先的に推進していくほか、給水管についても耐震化を実施していく。	○ 管路については、より効果的に震災時の断水被害を軽減できるよう、首都中枢・救急医療機関や災害拠点連携病院等への供給ルートの耐震継手化を令和元年度までに100%完了する。また、液状化危険度や想定地震動、耐震継手化の進捗等を考慮し、被害が大きいと想定される地域においても、耐震継手化を推進する。
0490	2	4	5	5	(2)	○ 震災などで浄水場等の機能が停止しても可能な限り給水できるよう、浄水場と給水所との間や各給水所を結ぶ広域的な送配水管のネットワーク化を進めていくとともに、特に重要な幹線については二重化を進めるなど、水道施設全体のより一層のバックアップ機能の強化を図っていく。	○ 震災などで浄水場等の機能が停止しても可能な限り給水できるよう、広域的な送配水管のネットワーク化を進めていくとともに、特に重要な幹線については二重化を進めるなど、水道施設全体のより一層のバックアップ機能の強化を図っていく。
0491	2	4	5	5	(2)	○ 大規模停電時など、不測の事態が生じた場合でも安定給水を実現するため、浄水場等に自家発電設備を増強して電力の自立化を推進し、浄水処理及び配水ポンプ等の運転が継続できるようにするとともに、配水本管テレメータや自動水質計器について、停電時にも機能を維持できるように順次バッテリーを設置し電源の確保を図っていく。	○ 大規模停電時など、不測の事態が生じた場合でも安定給水を実現するため、浄水場等に自家発電設備を増強して電力の自立化を推進し、浄水処理及び配水ポンプ等の運転が継続できるようにするとともに、配水本管テレメータについて、停電時にも機能を維持できるように順次バッテリーを設置し電源の確保を図っていく。
0492	2	4	5	5	(2)	(新設)	○ 医療施設等への応急給水については、人命に関わることから、応急給水を迅速に行うことを目的に、給水車の拡充を行う。

No.	部	章	節	項	目	旧	新
0493	2	4	5	5	(2)	(新設)	○ 水道局施設内に存在する、現行法規に適合しないブロック塀や劣化したブロック塀等について、令和2年度までに安全対策を講じる。
0494	2	4	5	6	(1)	表 都下水道局 ○ 下水道管とマンホールの接続部の耐震化や、水再生センターやポンプ所等の耐震化を推進 ○ マンホール浮上抑制対策の対象エリアを拡大	表 都下水道局 ○ 下水道管とマンホールの接続部の耐震化について、対象を拡大し、対策を推進 ○ マンホール浮上抑制対策について、対象を拡大し、対策を推進
0495	2	4	5	6	(2)	○ 発災時の交通機能、トイレ機能を確保するため、液状化の危険性の高い地域にある避難所と緊急輸送道路を結ぶ道路のほか、ターミナル駅や災害復旧拠点などと緊急輸送道路を結ぶ道路を対象を拡大するとともに、区内残留地区の道路についてもマンホール浮上抑制対策を実施する。	○ 発災時の交通機能を確保するため、液状化の危険性の高い地域にある避難所と緊急輸送道路を結ぶ道路のほか、ターミナル駅や災害復旧拠点などと緊急輸送道路を結ぶ道路を対象を拡大するとともに、区内残留地区の道路についてもマンホール浮上抑制対策を実施する。
0496	2	4	5	6	(2)	○ 想定される最大級の地震動に対し、揚水、簡易処理、消毒など、震災時においても必ず確保すべき機能を担う施設の耐震化を実施する。	○ 想定される最大級の地震動に対し、震災後においても必ず確保すべき機能（揚水、簡易処理及び消毒機能）を維持するため、必要最低限の施設能力を確保する耐震対策を実施する。
0497	2	4	5	6	(2)	○ 停電時などの非常時においても下水道機能を維持するため、非常用発電設備が設置されていない施設や非常用電源の容量が不足している施設への早期導入を推進する。また、NaS電池未設置の水再生センターへの導入、太陽光発電設備などの未利用・再生可能エネルギーの導入など電源の多様化をさらに進めていく。	○ 停電時などの非常時においても下水道機能を維持するため、非常用発電設備が設置されていない施設や非常用電源の容量が不足している施設への早期導入を推進する。また、太陽光発電設備などの未利用・再生可能エネルギーの導入など電源の多様化を更に進めていく。
0498	2	4	5	6	(2)	○ 発災時等の緊急時においても水処理や汚泥処理をより安定的に行えるよう、水再生センター間に連絡管を整備し、バックアップ機能を確保していく。霞が関など首都機能が集積した地区の排水を受ける芝浦と、処理区域が広範に及ぶ森ヶ崎の2センター間について先行的に整備するとともに、全体的なネットワーク手法を確立する。	○ 発災時等の緊急時においても水処理や汚泥処理をより安定的に行えるよう、水再生センター間に連絡管を整備し、バックアップ機能を確保していく。霞が関など首都機能が集積した地区の排水を受ける芝浦水再生センターと、処理区域が広範に及ぶ森ヶ崎水再生センターの2センター間について先行的に整備するとともに、全体的なネットワーク手法を確立する。
0499	2	4	5	7	(1)	公共施設や拠点施設の機能を維持するために必要な電力確保策を図るとともに、LPガスの活用を促進する。	都、区市町村及び災害応急対策に係る機関は、公共施設や拠点施設の機能を維持するために必要な電力確保策を図り、保有する電源設備等について、安全性の確保や平常時からの点検、操作訓練等に努めるとともに、LPガスの活用を促進する。
0500	2	4	5	7	(1)	表 都都市整備局 ○ 東京都LCP(Life Continuity Performance:居住継続性能)住宅の普及・推進	表 都住宅政策本部 ○ 東京都LCP(Life Continuity Performance:居住継続性能)住宅の普及・推進
0501	2	4	5	7	(1)	表 東京電力 ○ 「被災しにくい設備づくり」「被災時の影響軽減」「被災設備の早期復旧」を基本方針として実施 ○ 被災状況により実施する計画停電に備えた体制の構築	表 東京電力グループ ○ 「被災しにくい設備づくり」「被災時の影響軽減」「被災設備の早期復旧」を基本方針として実施
0502	2	4	5	7	(1)	表 東京ガス ガス事業者 ○ 供給停止ブロックの見直し	表 東京ガス ガス事業者 ○ 供給停止ブロックの細分化 ○ 移動式ガス発生設備による臨時供給の実施

No.	部	章	節	項	目	旧	新
0503	2	4	5	7	(2)	○ 発災時に、全国的な燃料の安定供給を図るため、国家備蓄の迅速な供給の在り方など具体的な方策の検討を国に対して働き掛けていく。	○ 発災時に、全国的な燃料の安定供給を図るため、国家備蓄及び民間備蓄の活用並びに災害時石油供給連携計画の適切な運用等具体的な方策の検討を国に対して働き掛けていく。
0504	2	4	5	7	(2)	(新設)	○ 災害時に非常用電源としても有効な蓄電池、家庭用燃料電池等の導入を支援する。
0505	2	4	5	7	(2)	(新設)	○ 住宅用ソーラーパネルの非常用電源としての活用法について、ホームページ等を通じて普及啓発を行う。 ○ 電気自動車等の導入を促進し、非常用電源としての活用方法について普及啓発を行う。
0506	2	4	5	7	(2)	○ 都は石油関係団体と石油燃料の安定供給に関する協定を締結しているが、改めてこの協定の実効性を高める取組を進めていく。具体的には、平時における燃料のストック状況、発災後の連絡体制、燃料の搬送体制、燃料供給を受ける施設の受入体制など細部にわたるまでその内容を検証するとともに、関係機関の協力を得ながら実践的な訓練を実施し、災害時に最大限の効果が発揮できる体制を整える。発災後の燃料確保が必須となる災害拠点病院等については、その供給を着実に担保する。	○ 都は石油関係団体と石油燃料の安定供給に関する協定を締結するとともに、国や石油関係団体との連携体制を構築しており、引き続き協定の実効性を高める取組を進め、連携体制を強化していく。具体的には、平時から燃料供給が必要となる施設の情報等を把握するなど、災害時に円滑な燃料供給ができるよう、関係機関の協力を得ながら実践的な訓練を実施し、災害時に最大限の効果が発揮できる体制を整える。発災後の燃料確保が必須となる災害拠点病院等については、その供給を着実に担保する。
0507	2	4	5	7	(2)	<p>《都都市整備局》</p> <p>○ 災害時でも、自宅での生活継続を可能とする集合住宅(東京都LCP(Life Continuity Performance:居住継続性能)住宅)の普及を促進する。</p> <p>・ 既存のマンションや公社住宅等において、災害時でも、生活の継続に必要なエレベーターや給水ポンプの運転を可能とするコージェネレーション設備などの自立型発電設備と高圧一括受電による商用電源を併用したシステムを導入するプロジェクトの実施を促進する。</p> <p>・ 都営住宅の建替えにより創出した用地等において、民間事業者の創意工夫・技術力を活用し、コージェネレーション設備、蓄電機能等を備え、災害時にも生活の継続に必要な一定の電力を確保するマンション開発のモデルプロジェクトを実施する。</p> <p>・ 東京都LCP住宅の情報について、住宅所有者からの申請により都が登録し、ホームページ上での公表を行う「東京都LCP住宅情報登録・閲覧制度」の実施により、普及を促進する。</p>	<p>《都住宅政策本部》</p> <p>○ 災害時でも、自宅での生活継続を可能とする集合住宅(東京都LCP(Life Continuity Performance:居住継続性能)住宅)の普及を促進する。</p> <p>・ 東京都LCP住宅の情報について、住宅所有者からの申請により都が登録し、ホームページ上での公表を行う「東京都LCP住宅情報登録・閲覧制度」の実施により、普及を促進する。</p>
0508	2	4	5	7	(2)	(新設)	<p>《区市町村》《総務局》</p> <p>○ 区市町村は、災害対策本部が設置される庁舎の機能維持を図るため、非常用電源の整備等を促進する。</p> <p>○ 都は、区市町村の災害対策本部機能の充実強化を図るため、区市町村の非常用電源の整備等を支援する。</p>
0509	2	4	5	7	(2)	《東京電力》	《東京電力グループ》
0510	2	4	5	7	(2)	<p>表 設備別基準 火力発電</p> <p>○ 機器及び屋外鉄構の耐震設計は水平加速度 0.2~0.5G、建物については、建築基準法により耐震設計を行っている。</p>	<p>表 設備別基準 (削る)</p>

No.	部	章	節	項	目	旧	新
0511	2	4	5	7	(2)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 製造所・整圧所設備 ・ 重要度及び災害危険度の大きい設備の耐震性を向上させ安全性を確保する。 ・ 防火設備、保安用電力等の強化を行い、二次災害防止を図る。 ○ 供給設備 ・ 導管を高・中・低圧別に区分し、それぞれの状態に応じた最適な材料・継手構造等を採用し、耐震性の向上を図る。 ・ 全ての地区ガバナーにSIセンサーを設置し、揺れの大きさ(SI値)・ガスの圧力・流量を常時モニタリングする。 ・ この情報を解析し高密度に被害推定を行い、迅速な供給停止判断及び遮断する体制を整備する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 製造所・整圧所設備 ・ 重要度及び災害危険度の大きい設備の耐震性を向上させ安全性を確保する。 ・ 防火設備、保安用電力等の強化を行い、二次災害防止に努める。 ○ 供給設備 ・ 導管を高・中・低圧別に区分し、それぞれの状態に応じた最適な材料・継手構造等を採用し、耐震性の向上に努める。 ・ 全ての地区ガバナーにSIセンサーを設置し、揺れの大きさ(SI値)・ガスの圧力・流量を常時モニタリングする。 ・ この情報を解析し高密度に被害推定を行い、迅速な供給停止判断及び遮断する体制を整備。
0512	2	4	5	7	(2)	<p>表 その他の安全設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 安全装置付ガスメーターの設置 <p>建物内での二次災害を防止するため、<u>200ガル程度</u>の地震時にガスを遮断するマイコンメーターを設置</p>	<p>表 その他の安全設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 安全装置付ガスメーターの設置 <p>建物内での二次災害を防止するため、<u>震度5程度</u>の地震時にガスを遮断するマイコンメーターを設置</p>
0513	2	4	5	7	(2)	<p>«NTT東日本»</p>	<p>«各通信事業者»</p>
0514	2	4	5	7	(2)	<p>表 電気通信システム</p> <p>(5) 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置</p>	<p>表 電気通信システム</p> <p>(5) 主要な電気通信設備について、必要な予備電源（移動電源車配備、燃料確保/供給オペレーション等）を確保</p>
0515	2	4	5	7	(2)	<p>«各通信事業者»</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>コンビニエンスストアの店舗に非常用電話機を設置することにより、震災時に無料で安否確認等の緊急連絡を可能とし、災害時の情報ステーション化への取組を行う。</u> 	<p>«NTT東日本»</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>区市町村が指定した避難所（小中学校、公民館等）のうち各区市町村から設置要望のあった施設に災害時用公衆電話（特設公衆電話）を事前に設置することで災害時における避難者の通信手段を確保することを可能とする。</u> ○ <u>地震対策協議会又は、自治体が指定した公共施設、オフィスビル、ホテル、コンビニ、駅等の施設に災害時用公衆電話（特設公衆電話）を事前に設置することで災害時における帰宅困難者の通信手段を確保する。</u>
0516	2	4	5	7	(2)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人口密集地及び行政機関の通信確保に向けた対策を行う。 ○ 早期サービス復旧のための対策等を行う。 	<p>«各通信事業者»</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 人口密集地及び行政機関の通信確保に向けた対策を行う。 ○ 早期サービス復旧のための対策等を行う。
0517	2	4	5	7	(2)	<p>(新設)</p>	<p>«NTTドコモ» «KDDI» «ソフトバンク»</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>都庁、区市町村役場等の重要エリアの通信を確保するためにエンジンによる無停電化やバッテリー長時間化を実施する。</u>

No.	部	章	節	項	目	旧	新
0518	2	4	5	8	(2)	«都総務局»«都財務局»«都港湾局»«東京消防庁» ○ ライフライン復旧のための活動拠点については、各事業者が自ら確保することを基本とするが、全国からの応援により人員・資機材の数が膨大になる。このため、都は、広域応援を受け入れるため、東京二十三区一部事務組合の清掃工場21箇所を救出及び救助の活動拠点(ライフライン復旧活動拠点)として指定するとともに、若洲ゴルフリンクス及び白鬚東地区を候補地としてライフライン復旧活動拠点を確保し、災害時に活用する。	«都総務局»«都財務局»«都港湾局»«東京消防庁» ○ ライフライン復旧のための活動拠点については、各事業者が自ら確保することを基本とするが、全国からの応援により人員・資機材の数が膨大になる。このため、都は、広域応援を受け入れるため、東京二十三区一部事務組合の清掃工場21箇所を救出及び救助の活動拠点(ライフライン復旧活動拠点)として指定するとともに、若洲海浜公園、多摩地域の清掃工場5箇所及び白鬚東地区を候補地としてライフライン復旧活動拠点を確保し、災害時に活用する。
0519	2	4	5	9	(1)	都市機能の維持に向けたエネルギーの確保を推進するため、発電設備を備えた防災拠点の整備、公共施設や拠点施設の機能を維持するための自立・分散型電源の整備などにより電力の確保を図るとともに、コージェネレーションの導入やLPガスの活用を促進するなど、民間事業者との連携を推進する。	都、区市町村及び災害応急対策に係る機関は、都市機能の維持に向けたエネルギーの確保を推進するため、発電設備を備えた防災拠点の整備、公共施設や拠点施設の機能を維持するための自立・分散型電源の整備などにより電力の確保を図り、保有する電源設備等について、安全性の確保や平常時からの点検、操作訓練等に努めるとともに、コージェネレーションの導入やLPガスの活用を促進するなど、民間事業者との連携を推進する。
0520	2	4	5	9	(1)	表 都環境局 ○ 官民連携インフラファンドを通じて、電力供給を安定化	表 都環境局 (削る)
0521	2	4	5	9	(1)	表 都都市整備局 ○ 東京都LCP(Life Continuity Performance:居住継続性能)住宅の普及・推進	表 都住宅政策本部 ○ 東京都LCP(Life Continuity Performance:居住継続性能)住宅の普及・推進
0522	2	4	5	9	(1)	表 都下水道局 ○ 非常用発電設備やNaS電池の整備による停電や電力不足に対応する自己電源の増強	表 都下水道局 ○ 非常用発電設備の整備などによる停電や電力不足に対応する自己電源の増強
0523	2	4	5	9	(1)	表 警視庁 ○ 信号機の滅灯対策	表 警視庁 ○ 防災対応型信号機と信号機用非常用電源設備の整備推進
0524	2	4	5	9	(1)	表 東京ガス ガス事業者 (新設)	表 東京ガス ガス事業者 ○ 移動式ガス発生設備による臨時供給の実施
0525	2	4	5	9	(2)	«都総務局»«都各局» ○ 都は石油関係団体と石油燃料の安定供給に関する協定を締結しているが、改めてこの協定の実効性を高める取組を進めていく。具体的には、平時における燃料のストック状況、発災後の連絡体制、燃料の搬送体制、燃料供給を受ける施設の受入体制など細部にわたるまでその内容を検証するとともに、関係機関の協力を得ながら実践的な訓練を実施し、災害時に最大限の効果が発揮できる体制を整える。発災後の燃料確保が必須となる災害拠点病院等については、その供給を着実に担保する。	«都総務局»«都各局» ○ 都は石油関係団体と石油燃料の安定供給に関する協定を締結するとともに、国や石油関係団体との連携体制を構築しており、引き続き協定の実効性を高める取組を進め、連携体制を強化していく。具体的には、災害時に燃料供給が必要となる施設の情報を把握し、円滑な燃料供給ができるよう関係機関の協力を得ながら実践的な訓練を実施することで、災害時に最大限の効果が発揮できる体制を整える。発災後の燃料確保が必須となる災害拠点病院等については、その供給を着実に担保する。
0526	2	4	5	9	(2)	○官民連携インフラファンドによる発電事業や再生可能エネルギー事業への投資を通じて、電力供給の安定化を図る。	(削る)
0527	2	4	5	9	(2)	(新設)	○ 災害時に非常用電源としても有効な蓄電池、家庭用燃料電池等の導入を支援する。

No.	部	章	節	項	目	旧	新
0528	2	4	5	9	(2)	(新設)	○ 住宅用ソーラーパネルの非常用電源としての活用法について、ホームページ等を通じて普及啓発を行う。
0529	2	4	5	9	(2)	<p>「都都市整備局」</p> <p>○ 災害時でも、自宅での生活継続を可能とする集合住宅(東京都LCP(Life Continuity Performance:居住継続性能)住宅)の普及を促進する。</p> <p>・ 既存のマンションや公社住宅等において、災害時でも、生活の継続に必要なエレベーターや給水ポンプの運転を可能とするコージェネレーション設備などの自立型発電設備と高圧一括受電による商用電源を併用したシステムを導入するプロジェクトの実施を促進する。</p> <p>・ 都営住宅の建替えにより創出した用地等において、民間事業者の創意工夫・技術力を活用し、コージェネレーション設備、蓄電機能等を備え、災害時にも生活の継続に必要な一定の電力を確保するマンション開発のモデルプロジェクトを実施する。</p> <p>・ 東京都LCP住宅の情報について、住宅所有者からの申請により都が登録し、ホームページ上での公表を行う「東京都LCP住宅情報登録・閲覧制度」の実施により、普及を促進する。</p>	<p>「都住宅政策本部」</p> <p>○ 災害時でも、自宅での生活継続を可能とする集合住宅(東京都LCP(Life Continuity Performance:居住継続性能)住宅)の普及を促進する。</p> <p>・ 東京都LCP住宅の情報について、住宅所有者からの申請により都が登録し、ホームページ上での公表を行う「東京都LCP住宅情報登録・閲覧制度」の実施により、普及を促進する。</p>
0530	2	4	5	9	(2)	<p>「都下水道局」</p> <p>○ 停電時などの非常時においても下水道機能を維持するため、非常用発電設備が設置されていない施設や非常用電源の容量が不足している施設への早期導入を推進する。また、NaS電池未設置の水再生センターへの導入、太陽光発電設備などの未利用・再生可能エネルギーの導入など電源の多様化をさらに進めていく。</p>	<p>「都下水道局」</p> <p>○ 停電時などの非常時においても下水道機能を維持するため、非常用発電設備が設置されていない施設や非常用電源の容量が不足している施設への早期導入を推進する。また、太陽光発電設備などの未利用・再生可能エネルギーの導入など電源の多様化を更に進めていく。</p>
0531	2	4	5	9	(2)	○ 停電による信号機の滅灯に備え、自動起動式発電発電機等の信号機用電源設備の整備を推進する。	○ 停電時の交通安全や避難円滑化に向け、信号機用非常用電源設備や防災対応型信号機の整備を推進する。
0532	2	4	5	9	(2)	(新設)	<p>「区市町村」・「総務局」</p> <p>○ 区市町村は、災害対策本部が設置される庁舎の機能維持を図るため、非常用電源の整備等を促進する。</p> <p>○ 都は、区市町村の災害対策本部機能の充実強化を図るため、区市町村の非常用電源の整備等を支援する。</p>
0533	2	4	5	1	(3)	○ 首都高速道路・高速自動車国道及び一般道路6路線の合計7路線を「緊急自動車専用路」として一般車両の通行を禁止する。	○ 緊急自動車専用路指定予定路線を緊急自動車専用路として指定し、緊急自動車等以外の車両の通行を禁止する。
0534	2	4	5	1	(3)	<p>注1 緊急自動車専用路(7路線)</p> <p>国道4号(日光街道 ほか) 国道17号(中山道、白山通り ほか)</p> <p>国道20号(甲州街道 ほか) 国道246号(青山・玉川通り)</p> <p>目白通り 外堀通り</p> <p>首都高速道路・高速自動車国道</p>	<p>注1 緊急自動車専用路指定予定路線</p> <p>国道4号ほか(日光街道ほか) 国道17号ほか(白山通りほか)</p> <p>国道20号(甲州街道ほか) 国道246号(青山通りほか)</p> <p>都道8号ほか(目白通り) 都道405号ほか(外堀通りほか)</p> <p>都道8号(新目白通り)</p> <p>首都高速道路・東京高速道路株式会社線・自動車専用道路・高速自動車国道</p>
0535	2	4	5	1	(3)	【大震災時における交通規制図(第一次)】 図	【大震災時における交通規制図(第一次)】 図(更新)

No.	部	章	節	項	目	旧	新
0536	2	4	5	1	(3)	(イ)第二次交通規制 ○ 前記7路線を「緊急交通路」とするほか、その他の路線についても、被災状況等に応じて緊急交通路に指定する。	(イ)第二次交通規制 ○ 前記緊急自動車専用路指定予定路線を「緊急交通路」とするほか、その他の路線についても、被災状況等に応じて緊急交通路に指定する。
0537	2	4	5	1	(3)	注1 その他の「緊急交通路」の指定 第一京浜 第二京浜 京葉道路 目黒通り 青梅・新青梅街道 川越街道 北本通り 水戸街道 蔵前橋通り 中原街道 井の頭通り 三鷹通り 東八道路 小金井街道 志木街道 府中街道 茅窪街道 五日市街道 中央南北線 八王子武蔵村山線 三ツ木八王子線 新奥多摩街道 小作北通り 吉野街道 滝山街道 北野街道 川崎街道 大和バイパス 鎌倉街道 町田街道 多摩ニュータウン通り	注1 緊急交通路指定予定路線 国道1号（永代通り） 国道1号（第二京浜ほか） 国道6号（水戸街道ほか） 国道14号（京葉道路） 国道15号（第一京浜ほか） 国道17号（新大宮バイパス） 国道122号（北本通りほか） 国道254号（川越街道ほか） 国道357号（湾岸道路） 都道2号（中原街道） 都道4号ほか（青梅街道ほか） 都道7号ほか（井の頭通りほか） 都道312号（目黒通り） 都道7号（睦橋通り） 都道315号（蔵前橋通りほか） 都道16号（東京環状ほか） 国道20号（日野バイパスほか） 国道139号（旧青梅街道） 国道16号（東京環状） 国道16号（大和バイパスほか） 国道246号（大和厚木バイパス） 都道9号（稲城大橋通りほか） 都道14号（東八道路） 都道15号ほか（小金井街道） 都道17号ほか（府中街道ほか） 都道18号（鎌倉街道ほか） 都道20号ほか（川崎街道） 都道29号ほか（新奥多摩街道ほか） 都道43号ほか（茅窪街道ほか） 都道47号ほか（町田街道） 都道51号（町田厚木線） 都道59号（八王子武蔵村山線） 都道121号（三鷹通り） 都道153号ほか（中央南北線ほか） 都道158号（多摩ニュータウン通り） 都道169号ほか（新滝山街道ほか） 都道173号（北野街道） 都道248号ほか（新小金井街道） 都道256号（甲州街道）
0538	2	4	5	1	(3)	【大震災時における交通規制図(第二次)】 図	【大震災時における交通規制図(第二次)】 図（更新）
0539	2	4	5	1	(3)	(キ)緊急交通路等の実態把握 ○ 緊急交通路等の交通情報の収集は、ヘリコプター及び現場警備本部長(各警察署長)等からの報告によるほか、白バイ、パトカー等による緊急交通路等の視察、駐車抑止テレビシステムによる情報収集及び東京消防庁、道路管理者等の関係機関との情報交換等により、全般的な状況の把握に努める。	(キ)緊急交通路等の実態把握 ○ 緊急交通路等の交通情報の収集は、ヘリコプター及び現場警備本部長(各警察署長)等からの報告によるほか、白バイ、パトカー等による緊急交通路等の視察、交通テレビシステムによる情報収集及び東京消防庁、道路管理者等の関係機関との情報交換等により、全般的な状況の把握に努める。
0540	2	4	5	1	(3)	(新設)	○ 都知事は災害対策基本法第76条の6に基づき、緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するために緊急の必要があると認めるときは、都の管理する道路についてその区間を指定して、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動すること、その他当該指定をした道路の区間における緊急通行車両の通行を確保するために必要な措置をとることを命ずる。
0541	2	4	5	1	(3)	○ 被害の規模や状況によっては、都知事は自衛隊に支援を要請する。	○ 被害の規模や状況によっては、都知事は関東地方整備局及び自衛隊に支援を要請する。
0542	2	4	5	1	(3)	(新設)	○ 都知事は区市町村に対し、必要に応じてネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確認するために広域的な見地から指示を行う。
0543	2	4	5	1	(3)	○ 道路交通に関する被害状況等については、ヘリコプター、パトカー、白バイ、駐車抑止テレビシステム、警察署等からの報告によるほか、東京消防庁、自衛隊、道路管理者等の関係機関の現場担当者と緊密な情報交換を図り、実態把握に努める。	○ 道路交通に関する被害状況等については、ヘリコプター、パトカー、白バイ、交通テレビシステム、警察署等からの報告によるほか、東京消防庁、自衛隊、道路管理者等の関係機関の現場担当者と緊密な情報交換を図り、実態把握に努める。

No.	部	章	節	項	目	旧	新
0544	2	4	5	1	(3)	○ 緊急交通路等の確保のため、各警察署及び高速道路交通警察隊に放置車両対策班を編成し、放置車両の排除にあたるほか、道路管理者及び関係防災機関と協力し、道路上の障害物の除去にあたる。	○ 緊急交通路等の確保のため、各警察署及び高速道路交通警察隊に放置車両対策班を編成し、放置車両の排除にあたるほか、道路管理者及び関係防災機関と協力し、道路上の障害物の除去にあたる。
0545	2	4	5	2	(2)	○ 旅客等の安全確保及び緊急輸送を行うため、災害対策本部等を設置する。	○ 旅客及び施設等の安全確保を行うため、災害対策本部等を設置する。
0546	2	4	5	2	(2)	○ 駅や列車内での混乱防止のため、案内放送等による情報提供を行う。	○ 駅や列車内での混乱防止のため、案内放送等による情報提供を行うとともに、利用者に対してホームページやSNS等による情報提供を行う。
0547	2	4	5	2	(3)	・ 震災が発生した場合、各鉄道事業者は全機能をあげて、旅客及び施設の安全確保と緊急輸送を行うため、災害対策本部等を設置する。	・ 震災が発生した場合、各鉄道事業者は全機能をあげて、旅客及び施設等の安全確保を行うため、災害対策本部等を設置する。
0548	2	4	5	2	(3)	<u>(新設)</u>	・ 外国人の旅客に対しては、多言語を用いた文字や音声による情報提供を行い、適切な避難誘導を実施する。
0549	2	4	5	2	(3)	・ 各鉄道事業者は、震災時に事故が発生した場合、災害対策本部と関係機関が協力し、負傷者の救護を優先して実施する。	・ 各鉄道事業者は、震災時に事故が発生した場合、災害対策本部と関係機関が協力し、負傷者や障害者・高齢者等の避難行動要支援者の救護を優先して実施する。
0550	2	4	5	2	(3)	表 東武鉄道 ○ 押上駅においては、他鉄道事業者と連携し、防潮扉及び防水板により浸水を防止	表 東武鉄道 ○ 押上駅においては、他鉄道事業者と連携し、防潮扉及び防水板により浸水を防止 <u>(協議中)</u>
0551	2	4	5	2	(3)	表 東急電鉄 ○ 浸水により列車運転に支障があると予想された場合は、直ちに運輸司令長に報告するとともに、旅客を安全な場所に避難させる等の措置をとり、その状況を把握し駅長に報告	表 東急電鉄 ○ 浸水により列車運転に支障があると予想された場合は、直ちに運輸司令長に報告するとともに、旅客を安全な場所に避難させる等の措置をとり、その状況を把握し駅長に報告
0552	2	4	5	2	(3)	表 東京モノレール ○ 羽田空港駅、新整備場駅及び天空橋駅では防潮堤を築き浸水を防止するとともに、ずい道内は排水ポンプにより排水する。なお、浸水した場合は、直ちに旅客を安全な場所に誘導し安全確保を図る。	表 東京モノレール ○ 羽田トンネル排気塔をかき上げることにより浸水を防止する。
0553	2	4	5	2	(3)	表 東京モノレール <u>(新設)</u>	表 東京モノレール ○ 各トンネルにおいて少量の浸水があったときは、排水ポンプで排水する。
0554	2	4	5	2	(3)	表 東京モノレール <u>(新設)</u>	表 東京モノレール ○ 浸水した場合は、直ちに旅客を安全な場所に誘導し安全を図る。
0555	2	4	5	3	(1)	表 都建設局 ○ 河川管理施設及び工事箇所の被災の発見に努める。	表 都建設局 ○ 河川管理施設及び工事箇所の被災の発見に努め、必要な応急措置を実施

No.	部	章	節	項	目	旧	新
0556	2	4	5	3	(1)	表 都港湾局 ○ 高潮対策センターは、状況に応じ、その所管する水門を閉鎖するとともに排水機場を操作	表 都港湾局 ○ 高潮対策センター、第二高潮対策センターは、状況に応じ、その所管する水門を閉鎖するとともに排水機場を操作
0557	2	4	5	3	(1)	表 都港湾局 ○ 東京港の港湾施設については、緊急物資等の広域輸送基地(ふ頭)及び水上輸送基地を確保	表 都港湾局 ○ 東京港の港湾施設については、緊急物資等の広域輸送基地(ふ頭)及び東京港防災船着場を確保
0558	2	4	5	3	(1)	表 都港湾局 ○ 島しょ港湾・漁港施設については、被害状況を的確に把握し、応急対策に必要な技術的判断と援助を実施	表 都港湾局 ○ 島しょ港湾・漁港施設については、被害状況を的確に把握するとともに、応急対策に必要な技術的判断と援助を実施し、特に緊急物資輸送対応施設の応急対策を行って広域輸送基地を確保
0559	2	4	5	3	(1)	表 都港湾局 ○ 東京港の港湾施設については、関係機関及び関係民間団体の協力を得て、必要な措置を実施	表 都港湾局 ○ 東京港の港湾施設については、災害情報マップ「支援丸」を活用して被災情報の収集や重機の位置情報を確認し、関係機関及び関係民間団体の協力を得て、必要な措置を実施
0560	2	4	5	3	(1)	表 都港湾局 ○ 調布飛行場、東京ヘリポート等について、被害状況調査を実施	表 都港湾局 ○ 調布飛行場、東京ヘリポート等について、被害状況調査、臨時滑走路点検等を実施するとともに、運航者に対し空港の状況について周知
0561	2	4	5	3	(1)	○ 都は、災害時に河川が物資等の緊急輸送経路として活用できるように、避難場所等に隣接して防災船着場を整備している。 このうち、都所有の防災船着場についての発災時の運用は、統一的な運用の観点から、下記のとおりとする。	○ 都は、災害時に河川及び港湾が物資等の緊急輸送経路として活用できるように、避難場所等に隣接して防災船着場を整備している。 このうち、都所管の防災船着場についての発災時の運用は、統一的な運用の観点から、下記のとおりとする。
0562	2	4	5	3	(1)	表【防災船着場の運用】 都建設局 都・区災害対策本部等立ち上げ時 損傷の有無の点検を行い、安全を確認し、区災害対策本部へ引き継ぐ。引継ぎ後、都建設局本部に引継完了を報告	表【防災船着場の運用】 都建設局 都・区災害対策本部等立ち上げ時 損傷の有無の点検を行い、安全を確認し、区災害対策本部へ引き継ぐ。
0563	2	4	5	3	(1)	(新設)	表【防災船着場の運用】 機関名 都港湾局 都・区災害対策本部等設置期間中 運用支援主体 (損傷等に対する修繕・補修) 都・区災害対策本部等立ち上げ時 損傷の有無の点検を行い、安全を確認する。
0564	2	4	5	3	(2)	○ 発災直後において道路通行が不可能なときは、医療救護班や重篤患者の移送手段として、都建設局が所有する水上バス等を活用する。移送に当たっては、清掃船等により河川障害物除去が行われた後、安全を確保した上で実施する。	○ 発災直後において道路通行が不可能なときは、医療救護班等の移送手段として、都建設局が所有する水上バス等を活用する。移送に当たっては、清掃船等により河川障害物除去が行われた後、安全を確保した上で実施する。

No.	部	章	節	項	目	旧	新
0565	2	4	5	3	(3)	○ 東京海上保安部港内交通管制室の施設等に異常事態が発生した場合には、東京湾海上交通センター、隣接部署及び船舶等から情報を入手し、必要事項を所属巡視艇により在泊船に周知する。	(削る)
0566	2	4	5	3	(3)	○ 東京海上保安部港内交通管制室において、東京東航路及び東京西航路へ入出港する船舶に対し港則法に従い必要な交通管制信号を行い、航行規制を実施する。	○ 東京湾海上交通センターにおいて、東京東航路及び東京西航路へ入出港する船舶に対し港則法に従い必要な交通管制信号を行い、航行規制を実施する。
0567	2	4	5	3	(3)	○ 東京湾における海上交通の安全のため、東京湾海上交通センターにコンピュータと直結したレーダーを設置して、航行管制及び情報提供を行えるよう整備している。	○ 東京湾における海上交通の安全のため、東京湾海上交通センターにおいて航行管制及び情報提供を行えるよう整備している。
0568	2	4	5	3	(3)	【東京湾海上交通安全施設等図】 図	(削る)
0569	2	4	5	4	(2)	図	図（更新）
0570	2	4	5	4	(3)	(新設)	○ 区部及び多摩お客さまセンターが、水道施設や給水に関する異常等の情報を、住民等から寄せられる通報によって把握する。
0571	2	4	5	5	(3)	(新設)	○ 被害状況に応じ、他の大都市等へ復旧支援を要請し、その受入れに対応する。
0572	2	4	5	5	(3)	○ 緊急輸送道路を地上巡視し、下水道施設が起因する道路陥没等を早急に把握し、損傷状況に応じた応急復旧を実施する。	○ 緊急輸送道路などを地上巡視し、下水道施設が起因する道路陥没等を早急に把握し、損傷状況に応じた応急復旧を実施する。
0573	2	4	5	6	(1)	機関名 東京電力	機関名 東京電力グループ
0574	2	4	5	6	(1)	表 東京ガス ガス事業者 ○ 供給系統の切替え等による速やかなガス供給再開	表 東京ガス ガス事業者 ○ 遠隔再稼働による速やかなガス供給再開 ○ 移動式ガス発生設備による臨時供給
0575	2	4	5	6	(3)	《東京電力》 ○ 第一線機関等においては、予備品、貯蔵品等の在庫品を常に把握し、調達を必要とする資材は、近隣の第一線機関等相互による流用を実施する。広域にわたる被害等によりそれらの対応が困難な場合は、本店対策本部にて全ての資材を管理・確保する。	《東京電力グループ》 ○ 第一線機関等においては、予備品、貯蔵品等の在庫品を常に把握し、調達を必要とする資材は、近隣の第一線機関等相互による流用を実施する。広域にわたる被害等によりそれらの対応が困難な場合は、本店対策本部にて全ての資材を管理・確保する。
0576	2	4	5	6	(3)	○ 各電力会社と締結した「全国融通電力受給契約」及び隣接する各電力会社間に締結した「二社融通電力受給契約」に基づき、緊急災害時においてもこれに準じて実施する。	○ 各電力会社と締結した「全国融通契約」及び電力広域的運営推進機関の指示に基づき、緊急災害時においてもこれに準じて実施する。

No.	部	章	節	項	目	旧	新
0577	2	4	5	6	(3)	<p>「東京ガス」等「ガス事業者」</p> <p>○ 本会社に非常事態対策本部を設置するとともに、各事業所に支部を設置し、全社的な応急活動組織を編成(東京ガス以外の各社も、各社の規定に基づき態勢をとる。)</p> <p>○ 社内事業所及び官公庁、報道機関等からの被害情報を収集する。</p> <p>○ その他、状況に応じた措置を行う。</p> <p>○ 非常事態対策本部の指示に基づき、各事業所は有機的な連携を保ちつつ施設の応急措置にあたる。</p> <p>○ 施設を点検し、機能及び安全性を確認するとともに、必要に応じて調整修理する。</p> <p>○ 地震の発生直後にどの地域でどれだけの被害が起きたかを「超高密度リアルタイム地震防災システム」により被害推定し、ガスの供給停止の必要性等を総合的に評価して、適切な応急措置を行う。</p> <p>○ 供給停止地域については、供給可能な範囲で供給システムの切り替え等を行い、速やかなガス供給再開に努める。</p> <p>○ その他現場の状況により適切な措置を行う。</p> <p>○ 復旧用の資機材を確認し、調達を必要とする資機材は、次のいずれかの方法により確保する。</p> <p>・取引先、メーカー等からの調達</p> <p>・各支部間の流用</p> <p>・他ガス事業者からの融通</p>	<p>「東京ガス」等「ガス事業者」</p> <p>○ 地震の規模に応じて、本会社に非常事態対策本部を設置するとともに、必要な要員は自動参集する(東京ガス以外の各社も、各社の規定に基づき態勢をとる)。</p> <p>○ 被害状況に応じてあらかじめ定めたBCP(事業継続計画)を発動し、復旧業務と最低限必要な通常業務の両立を図る。</p> <p>○ 社内事業所及び官公庁、報道機関等からの被害情報の収集を行う。</p> <p>○ 施設を点検し、機能及び安全性を確認するとともに、必要に応じて調整修理する。</p> <p>○ ガス供給設備等に設置した地震センサーの観測状況に応じて、迅速な被害把握に努め適切な応急措置を行う。</p> <p>○ 被害が軽微な供給停止地域については、遠隔再稼働等を行い、速やかなガス供給再開に努める。</p> <p>○ その他現場の状況により、二次災害防止のため適切な措置を行う。</p> <p>○ 復旧用の資機材を確認し、調達を必要とする資機材は平素から分散して備蓄する。</p>
0578	2	4	5	7	(1)	<p>表 東京ガス ガス事業者</p> <p>○ 避難所等へのLPガス供給(再掲)</p>	<p>表 東京ガス ガス事業者</p> <p>○ 移動式ガス発生設備による臨時供給</p> <p>○ 避難所等へのLPガス供給</p>
0579	2	4	5	1	(2)	(新設)	<p>○ 著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害(以下「特定大規模災害」という。)等を受けた地方公共団体又はその団体の長から要請があり、かつ当該地方公共団体の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、当該地方公共団体又はその団体の長に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、被災地方公共団体に対する支援を行う。</p>
0580	2	4	5	2	(2)	<p>○ 長期にわたり営業再開が困難で、大規模復旧工事が必要と考えられる場合、局の震災対策本部及び事業部で復旧活動の基本方針を策定する。</p> <p>○ 施設等の安全性に重大な影響は与えず、補修工事等により営業再開が可能な場合、施設の管理部が復旧活動の基本方針を策定する。</p>	<p>○ 長期にわたり営業・運転の再開が困難で、大規模な復旧工事が必要と考えられる場合、局の災害対策本部で局全体の復旧活動の基本方針を策定する。その基本方針に基づき、施設の管理部が実施計画を策定し、施設の復旧を行う。</p> <p>○ 施設等の安全性に重大な影響は与えず、補修工事等により営業・運転再開が可能な場合、施設の管理部が復旧の実施計画を策定し、施設の復旧を行う。</p>
0581	2	4	5	3	(1)	<p>表 都港湾局</p> <p>○ 応急的な復旧作業は、関係業界との協定等により、特に広域輸送基地(ふ頭)及び、水上輸送基地を最優先に行い、その後、逐次一般港湾施設の復旧作業を実施</p>	<p>表 都港湾局</p> <p>○ 応急的な復旧作業は、関係業界との協定等により、特に広域輸送基地(ふ頭)及び東京港防災船着場を最優先に行い、その後、逐次一般港湾施設の復旧作業を実施</p>
0582	2	4	5	3	(2)	<p>○ 排水場施設に被害を生じた場合は、直ちに都建設局に報告し、移動排水ポンプ車の派遣を求め、これにより排水作業を継続し、内水の氾濫による被害の拡大を防止する。</p>	<p>○ 排水場施設に被害を生じた場合は、直ちに都建設局に報告し、移動式排水ポンプ車の派遣を求め、これにより排水作業を継続し、内水の氾濫による被害の拡大を防止する。</p>

No.	部	章	節	項	目	旧	新
0583	2	4	5	3	(2)	○ 河川管理施設が大規模な破損等の被害を受けた場合には、特に、氾濫水による被害の拡大防止に重点を置き、速やかに施設の復旧に努め、都及び区市町村の行う応急措置に関し、必要に応じて技術的指導を行う。なお、都が管理する河川管理施設については、応急復旧対策を全般的に実施する。	○ 都が管理する河川管理施設については、応急復旧対策を全般的に実施する。
0584	2	4	5	3	(2)	○ 排水機場施設の被害をとりまとめるほか、総合的判断の下に、移動排水ポンプ車の派遣を決定する。	○ 排水機場施設の被害をとりまとめるほか、総合的判断の下に、移動式排水ポンプ車の派遣を決定する。
0585	2	4	5	3	(2)	○ 港湾施設の復旧作業は、関係業界との協定等により、特に広域輸送基地(ふ頭)及び水上輸送基地を最優先に行い、その後、逐次一般港湾施設の復旧作業を行う。	○ 港湾施設の復旧作業は、関係業界との協定等により、特に広域輸送基地(ふ頭)及び東京港防災船着場を最優先に行い、その後、逐次一般港湾施設の復旧作業を行う。
0586	2	4	5	6	(1)	表 機関名 東京電力	表 機関名 東京電力グループ
0587	2	4	5	6	(2)	«東京電力»	«東京電力グループ»
0588	2	4	5	6	(2)	・ 検査用のガスを封じてガス管の健全性をチェックし、被害箇所を修理する。被害が多い地域では仮配管等を行う。	・ 検査用のガスを封じてガス管の健全性をチェックし、被害箇所の修理や仮配管等を行い、発生材で埋め戻しを行う。
0589	2	5				○ 総合的対応力の強化による津波等の被害の抑制 東京都沿岸部や区部東部の低地帯、島しょ地域においては、震災時の津波や、堤防等の決壊に伴う被害などへの対策を十分に講じておく必要がある。 東日本大震災の教訓を踏まえ、河川施設、海岸保全施設、港湾施設等の整備などのハード対策と、津波防災意識の啓発や、避難誘導体制の構築などのソフト対策をあわせて推進していくことが重要である。 本章では、ハード対策とソフト対策を組み合わせた総合的対応力の強化により、津波等の被害を最小限に抑える取組について示す。	○ 総合的対応力の強化による津波等の被害の抑制 東京都沿岸部や区部東部の低地帯、島しょ地域においては、震災時の津波や、堤防等の決壊に伴う被害などへの対策を十分に講じておく必要がある。 東日本大震災の教訓を踏まえ、河川施設、海岸保全施設等の整備や島しょ地域の港湾・漁港施設等の改良などのハード対策と、津波防災意識の啓発や、避難誘導体制の構築などのソフト対策を併せて推進していくことが重要である。 本章では、ハード対策とソフト対策を組み合わせた総合的対応力の強化により、津波等の被害を最小限に抑える取組について示す。
0590	2	5				○ 現在の対策の状況 都はこれまで、河川施設、海岸保全施設及び港湾施設の耐震対策等を進めるとともに、水門操作の迅速化を図るため、遠隔制御システムを導入してきた。また、訓練実施による津波防災意識の啓発、東京都防災行政無線等の整備による津波警報、注意報等の伝達体制の構築などにも取り組んできた。 島しょ地域においては、都が津波浸水ハザードマップ基本図を作成し、各町村の津波対策を支援するとともに、島内の幹線道路拡幅の推進等により、防災性の向上を図ってきた。	○ 現在の対策の状況 都はこれまで、河川施設、海岸保全施設等の耐震対策等を進めるとともに、水門操作の迅速化を図るため、遠隔制御システムを導入してきた。また、訓練実施による津波防災意識の啓発、東京都防災行政無線等の整備による津波警報、注意報等の伝達体制の構築などにも取り組んできた。 島しょ地域においては、都が津波浸水ハザードマップ基本図や津波避難計画モデルを作成し、各町村の津波対策を支援するとともに、島内の幹線道路拡幅の推進等により、防災性の向上を図ってきた。また、港湾・漁港施設等の耐波性・耐震性を確保するため、既存岸壁などの改良を実施している。

No.	部	章	節	項	目	旧	新
0591	2	5				○「首都直下地震等による東京の被害想定」を踏まえた課題 「首都直下地震等による東京の被害想定」では、東京都沿岸部において津波高を防御できる水門・防潮堤等が整備されているが、水門が機能しなかった場合には、津波による浸水被害が想定されている。また、海岸や河川の堤防等が損壊した場合は、被害が拡大するおそれがある。さらに、島しょ部においては、高い津波が到来するおそれがある。 迅速な情報伝達、避難誘導体制を構築するとともに、避難場所等の安全性の検証、河川施設、海岸保全施設、港湾施設等の耐震化等についての対策強化が必要である。	○「首都直下地震等による東京の被害想定」を踏まえた課題 「首都直下地震等による東京の被害想定」では、東京都沿岸部において津波高を防御できる水門・防潮堤等が整備されているが、水門が機能しなかった場合には、津波による浸水被害が想定されている。また、海岸や河川の堤防等が損壊した場合は、被害が拡大するおそれがある。 更に、島しょ部においては、高い津波が到来するおそれがある。 迅速な情報伝達、避難誘導体制を構築するとともに、避難場所等の安全性の検証、河川施設、海岸保全施設等の耐震化等についての対策強化や島しょ地域の港湾・漁港施設等の改良が必要である。
0592	2	5				○ 主な対策の方向性と到達目標 ・ 河川施設等の耐震・耐水対策等による津波被害の抑制 → <到達目標> 河川施設や港湾施設等における耐震・耐水対策等を推進 ・ 避難経路や避難所における安全性確保 → <到達目標> 津波浸水ハザードマップ及び津波避難計画の作成 ・ 島しょ地域の浸水被害の軽減 → <到達目標> 島しょ地域の海岸保全施設等の整備を推進 など 本章における対策の全体像は、次ページの体系図のとおり	○ 主な対策の方向性と到達目標 ・ 河川施設等の耐震・耐水対策等による津波被害の抑制 → <到達目標> 河川施設や海岸保全施設等における耐震・耐水対策等を推進 ・ 避難経路や避難所における安全性確保 → <到達目標> 津波浸水ハザードマップ及び津波避難計画の作成 ・ 島しょ地域の浸水被害の軽減 → <到達目標> 島しょ地域の港湾・漁港・海岸保全施設等の整備及び改良を推進 など 本章における対策の全体像は、次ページの体系図のとおり
0593	2	5	概要			○「地震・津波に伴う水害対策に関する都の基本方針」に基づく整備計画を策定し、河川、海岸、港湾施設等における耐震・耐水対策を推進	○「地震・津波に伴う水害対策に関する都の基本方針」に基づく整備計画を策定し、河川、海岸保全施設等における耐震・耐水対策を推進
0594	2	5	概要			○ 津波浸水予測に基づき6町村がハザードマップを作成	○ 被害想定による津波浸水想定に基づき6町村がハザードマップを作成
0595	2	5	概要			○「首都直下地震等による東京の被害想定」等を踏まえ、河川、海岸、港湾施設等の耐震・耐水性の確保のための対策を推進	○「首都直下地震等による東京の被害想定」等を踏まえ、河川、海岸保全施設等の耐震・耐水性の確保のための対策を推進
0596	2	5	概要			地震前の行動（予防対策） 河川・海岸・港湾施設等の整備	地震前の行動（予防対策） 河川・海岸保全施設等の整備
0597	2	5	概要			地震後の行動（復旧対策） 港湾・海岸・漁港施設等の復旧	地震後の行動（復旧対策） 港湾・海岸保全施設等の復旧
0598	2	5	概要			地震後の行動（復旧対策） 港湾施設等の復旧工事実施	地震後の行動（復旧対策） 港湾・漁港施設等の復旧工事実施
0599	2	5	1	1		1 河川、海岸、港湾施設等における耐震・耐水対策等の推進	1 河川、海岸保全施設等における耐震・耐水対策等の推進
0600	2	5	1	1		臨海部の耐震強化岸壁については、国際海上コンテナ輸送対応施設は5バース計画のうち3バースが完成しており、緊急物資輸送対応施設は26バース計画のうち11バースが完成している。	(削る)
0601	2	5	1	2		(新設)	海岸保全施設における水門等の制御や監視は高潮対策センター及び第二高潮対策センターで行っており、相互にバックアップ機能を有している。

No.	部	章	節	項	目	旧	新
0602	2	5	1	2		水防活動に必要な資器材については、水防倉庫395箇所（平成26年2月13日現在）に備蓄しており、各機関が定期的に点検を実施している。	水防活動に必要な資器材については、水防倉庫467箇所（平成30年1月19日現在）に備蓄しており、各機関が定期的に点検を実施している。
0603	2	5	1	3		都は、過去の津波被害状況等を踏まえて、平成16年度に伊豆諸島及び小笠原諸島を対象に、それぞれ津波浸水予測調査を行った。この調査を基に、平成18年度に島しょ町村が津波浸水ハザードマップを作成する際に参考となる津波浸水ハザードマップ基本図を作成した。この基本図に基づき、6町村が津波浸水ハザードマップを作成している。 —平成25年度には、「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定」における津波浸水想定に基づき、改めて津波浸水ハザードマップ基本図を作成し、島しょ町村に提供した。	都は、過去の津波被害状況等を踏まえて、平成16年度に伊豆諸島及び小笠原諸島を対象に、それぞれ津波浸水予測調査を実施し、平成18年度に島しょ町村が津波浸水ハザードマップを作成する際に参考となる津波浸水ハザードマップ基本図を作成した。 また、平成25年度には、「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定」における津波浸水想定に基づき、改めて津波浸水ハザードマップ基本図を作成し、この基本図に基づき、6町村が津波浸水ハザードマップを作成している。
0604	2	5	1	4		八丈島については、可搬型ヘリテレ受信装置を用いて臨時的に映像を受信することができるが、これ以外の地域では現地映像を録画して活用する。	八丈島については、固定型ヘリテレ受信装置を整備し、リアルタイムで映像を受信することができるが、これ以外の地域では現地映像を録画して活用する。
0605	2	5	2			【被害想定（元禄型関東地震）】 表 港湾施設被害 東京港の総バース183箇所のうち91箇所	（削る）
0606	2	5	2	1		1 河川、海岸、港湾施設等における耐震・耐水対策等の推進	1 河川、海岸保全施設等における耐震・耐水対策等の推進
0607	2	5	2	1		河川施設、海岸保全施設、港湾施設等は、震災時には重要な役割を担うため、首都直下地震等による東京の被害想定等を踏まえて耐震・耐水対策を推進する必要がある。	河川施設、海岸保全施設等は、震災時には重要な役割を担うため、首都直下地震等による東京の被害想定等を踏まえて耐震・耐水対策を推進する必要がある。
0608	2	5	2	1		震災時に海上輸送拠点として重要な役割を果たす耐震強化岸壁（国際海上コンテナ輸送対応施設、緊急物資輸送対応施設）の整備率は、45%と低く、震災時において首都圏の経済活動を停滞させないことを目的とする耐震強化岸壁（国際海上コンテナ輸送対応施設）の計画バース数は、コンテナバース数の約3割と少ない。	（削る）
0609	2	5	2	2		東京港の水門管理については、現在は、高潮対策センターから遠隔操作を行っているが、バックアップ機能の強化が必要である。	東京港の水門管理については、現在は、高潮対策センター及び第二高潮対策センターから遠隔操作を行っているが、地震後の津波襲来時など、確実に操作ができるよう水門等の操作体制の強化が必要である。
0610	2	5	2	6		対策の推進に当たっては、「首都直下地震等による東京の被害想定」や最新の科学的知見等を踏まえて再検証することが必要である。	対策の推進に当たっては、「首都直下地震等による東京の被害想定」、「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定」や最新の科学的知見等を踏まえて再検証することが必要である。
0611	2	5	3	1		1 河川、海岸、港湾施設等における耐震・耐水対策等の推進	1 河川、海岸保全施設等における耐震・耐水対策等の推進

No.	部	章	節	項	目	旧	新
0612	2	5	3	1		港湾施設については、耐震強化岸壁の整備目標数を増加させるとともに、整備を一層推進することにより、発災後も港湾機能を維持し、首都圏の市民生活、経済活動の安定を確保する。	(削る)
0613	2	5	3	2		高潮対策センターを2拠点化し、相互に遠隔操作を可能とするとともに、通信網の多重化により発災時の操作機能を強化し、東京都沿岸部を水害から守る。	二つの高潮対策センターにおける通信網のバックアップ機能等、水門等の操作体制を強化し、東京都沿岸部を水害から守る。
0614	2	5	4	1		1 河川、海岸、港湾施設等における耐震・耐水対策等の推進	1 河川、海岸保全施設等における耐震・耐水対策等の推進
0615	2	5	4	1		河川施設、海岸保全施設、港湾施設等については、必要な機能を確保するため、耐震対策等を講じるとともに、耐震強化岸壁の配置計画を見直し、整備を一層推進する。	河川施設、海岸保全施設等については、必要な機能を確保するため、耐震対策等を講じる。
0616	2	5	4	1		・ 耐震強化岸壁の施設数が増加するとともに、災害対応力を強化した配置とし、東京港の防災力を向上させる。	(削る)
0617	2	5	4	2		高潮対策センターの2拠点化や通信網の多重化等により、発災時における水門・陸こう等の操作機能等を確保する。	二つの高潮対策センターにおける通信網のバックアップ機能等、水門の操作体制を強化し、発災時における水門・陸こう等の操作機能等を確保する。
0618	2	5	4	4		都は、区市町村とともに、防災行政無線や全国瞬時警報システム（J-ALERT）、衛星画像等の多様な受信手段を用いることにより正確な津波警報・注意報等をいち早く都民に伝達する体制を整備する。	都は、区市町村とともに、防災行政無線や全国瞬時警報システム（J-ALERT）等の多様な受信手段を用いることにより正確な津波警報・注意報等をいち早く都民に伝達する体制を整備する。
0619	2	5	5			1 河川・海岸・港湾施設等の整備	1 河川・海岸保全施設等の整備
0620	2	5	5	1		1 河川・海岸・港湾施設等の整備	1 河川・海岸保全施設等の整備
0621	2	5	5	1	(1)	都と国土交通省関東地方整備局、区市町村は、管理区域である河川・海岸・港湾施設等の整備に連携して取り組む。	都と国土交通省関東地方整備局、区市町村は、管理区域である河川・海岸保全施設等の整備に連携して取り組む。
0622	2	5	5	1	(1)	表 都港湾局 ○「東京港海岸保全施設整備計画」に基づき、防潮堤、水門、排水機場等の海岸保全施設の耐震・耐水対策等を促進	表 都港湾局 ○「東京港海岸保全施設整備計画」に基づき、防潮堤、水門、排水機場等の海岸保全施設の耐震・耐水対策等を推進
0623	2	5	5	1	(1)	表 都港湾局 ○港湾施設は、物流拠点となるコンテナ埠頭のほか、岸壁、防波堤や護岸等の耐震・耐水対策を行い、岸壁手前には応急復旧時の資器材の保管・荷さばき場として機能する空地を確保	(削る)

No.	部	章	節	項	目	旧	新
0624	2	5	5	1	(2)	○ 東京都沿岸部における地震・津波・高潮に対する安全性を確保するため、平成24年12月に策定した「東京港海岸保全施設整備計画」に基づき、海岸保全施設整備を強力に推進する。	○ 東京都沿岸部における地震・津波・高潮に対する安全性を確保するため、平成24年12月に策定した「東京港海岸保全施設整備計画」に基づき、海岸保全施設整備を推進する。
0625	2	5	5	1	(2)	○ 水門、排水機場、防潮堤、埋立護岸等の耐震対策については、「首都直下地震等による東京の被害想定」等を踏まえ、最大級の地震が発生した場合においても、津波による浸水を防ぐことを基本とし、耐震性の強化を図る。	○ 水門、排水機場、防潮堤、内部護岸等の耐震対策については、「首都直下地震等による東京の被害想定」等を踏まえ、最大級の地震が発生した場合においても、津波による浸水を防ぐことを基本とし、耐震性の強化を図る。
0626	2	5	5	1	(2)	ウ 港湾施設 <<都港湾局> ○ 岸壁、防波堤、護岸等の港湾施設等について、大規模地震発生時の港湾機能を確保するため、首都直下地震等による東京の被害想定等や最新の科学的知見を踏まえ、耐震対策を推進していく。 ○ 耐震強化岸壁（国際海上コンテナ輸送対応施設、緊急物資輸送対応施設）の対象施設数と配置計画等について、港湾計画の見直しを行う。	<u>(削る)</u>
0627	2	5	5	1	(2)	エ 下水道施設	ウ 下水道施設
0628	2	5	5	1	(2)	○ 水再生センターやポンプ所について東京都防災会議で示された最大の津波高に対し、電気設備などへの浸水を防ぐ耐水対策を実施する。 ○ 下水道管内への津波や高潮などの逆流を防ぐ高潮防潮扉について、津波発生時の閉鎖の迅速化及び自動化を実施する。	<u>(削る)</u>
0629	2	5	5	2	(1)	都は、高潮対策センターの2拠点化や通信網の多重化による相互バックアップ機能の強化を図るとともに、陸ごうの閉鎖等を迅速・確実に行えるよう、陸ごうの削減や遠隔制御システムの導入を含め、操作体制を強化する。	都は、二つの高潮対策センターにおける通信網のバックアップ機能等、水門等の操作体制を強化するとともに、陸ごうの閉鎖等を迅速・確実に行えるよう、陸ごうの削減や遠隔制御システムの導入を含め、操作体制を強化する。
0630	2	5	5	2	(1)	表 都港湾局 ○ 高潮対策センターのバックアップ機能や、陸ごうの操作体制を強化	表 都港湾局 ○ 二つの高潮対策センターにおける通信網のバックアップ機能等、水門等の操作体制を強化
0631	2	5	5	2	(2)	○ 地震・津波・高潮に迅速かつ確実に対応するため、高潮対策センターの2拠点化を図るとともに、通信網の多重化等を推進する。	○ 地震・津波・高潮に迅速かつ確実に対応するため、高潮対策センターにおける通信網のバックアップ機能等、水門等の操作体制を強化するとともに、陸ごうの削減や遠隔制御システムの導入等を推進する。
0632	2	5	5	3	(1)	東京都における水防に関する組織は、以下組織図のとおりである。 図	東京都における水防に関する組織は、以下組織図のとおりである。 図（更新）
0633	2	5	5	8	(2)	<<都教育庁> ○ 防災教育副読本「地震と安全」や防災教育補助教材「小中学校版」[3. 1 1を忘れない]等を活用して、津波災害及び津波発生時の適切な避難行動について指導する。	<<都教育庁> ○ 「防災ノート～災害と安全～」を活用して、津波災害及び津波発生時の適切な避難行動について指導する。
0634	2	5	5	9	(2)	○ 首都直下地震等による東京の被害想定等に基づく技術的な検討を行い、護岸などの海岸保全施設や港湾・漁港施設の整備を進める。	○ 東日本大震災後の想定地震・津波の見直し等を踏まえ、護岸などの海岸保全施設や港湾・漁港施設の整備を進める。

No.	部	章	節	項	目	旧	新
0635	2	5	5	1	(2)	<p>○ 水防組織</p> <p>津波による災害の発生が予想される場合は、水防活動が行われる。都の水防計画は、水防法（昭和24年法律第193号）第7条に基づき、洪水、高潮、津波等による水害を防御し、被害を軽減することを目的として、東京都内の水防業務及びその円滑な実施のための必要な事項を規定したものであり、東京都地域防災計画風水害編における水防に関する具体的事項について定めている。</p> <p>以下に水防に関する都の組織等を参考に示す。</p> <p>ア 都の水防組織</p> <p>水防に関する都の組織は「予防対策 3（1）」のとおりである。</p> <p>イ 都及び水防管理団体等の水防活動</p> <p>都及び水防管理団体等は、津波のおそれがあるときは、直ちに事態に即応した配備態勢をとり、以下の水防活動を行う。</p> <p>水防活動の図</p> <p>※以上、平成26年度東京都水防計画から引用</p>	<p>○ 水防組織</p> <p>津波等による災害の発生が予想される場合は、水防活動が行われる。都の水防計画は、水防法（昭和24年法律第193号）第7条に基づき、洪水、高潮、津波等による水害を防御し、被害を軽減することを目的として、東京都内の水防業務及びその円滑な実施のための必要な事項を規定したものであり、東京都地域防災計画風水害編における水防に関する具体的事項について定めている。</p> <p>以下に水防に関する都の組織等を参考に示す。</p> <p>ア 都の水防組織</p> <p>水防に関する都の組織は「予防対策 3（1）」のとおりである。</p> <p>イ 都及び水防管理団体等の水防活動</p> <p>都及び水防管理団体等は、津波のおそれがあるときは、直ちに事態に即応した配備態勢をとり、以下の水防活動を行う。</p> <p>水防活動の図（更新）</p> <p>※以上、平成30年度東京都水防計画から引用</p>
0636	2	5	5	1	(3)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 震度5弱以上の地震発生時には、大島川、新小名木川、豎川、源森川、月島川水門及び、扇橋閘(こう)門を直ちに閉鎖する。 ・ 上記以外の水門又は震度4の地震発生時の全水門は、護岸損傷の有無、津波の発生状況、水位状況に応じて閉鎖する。 ・ 水位低下河川の排水機場及び関連の水門が閉鎖された排水機場は、定められた内水位を保持するように排水操作を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 震度5弱以上の地震発生時には、大島川、新小名木川、豎川、源森川、月島川水門及び、扇橋閘(こう)門を直ちに閉鎖する。 ○ 上記以外の水門又は震度4の地震発生時の全水門は、護岸損傷の有無、津波の発生状況、水位状況に応じて閉鎖する。 ○ 水位低下河川の排水機場及び関連の水門が閉鎖された排水機場は、定められた内水位を保持するように排水操作を行う。
0637	2	5	5	1	(3)	<p>○ 気象庁が津波警報を発表したとき若しくは震度5弱以上の地震を発表したとき又は高潮対策センターの地震計が震度5弱以上を表示したときは、全水門を閉鎖する。</p>	<p>○ 気象庁が東京湾内湾に津波警報を発表したとき若しくは震度5弱以上の地震を発表したとき又は高潮対策センターの地震計が震度5弱以上を表示したときは、全水門を閉鎖する。</p>
0638	2	5	5	2	(2)	<p>【大津波警報・津波警報・津波注意報等 伝達系統図】 図</p>	<p>【大津波警報・津波警報・津波注意報等 伝達系統図】 図（更新）</p>
0639	2	5	5	3	(1)	<p>表 警視庁</p> <p>○ 避難の指示の伝達及び避難誘導は迅速・的確に実施</p>	<p>表 警視庁</p> <p>○ 避難の指示の伝達及び避難誘導を迅速・的確に実施</p>
0640	2	5	5	3	(3)	<p>○ 避難誘導態勢</p> <p>・ 避難勧告、指示が出された場合には、関係消防署長は、津波の規模、襲来の状況及び消防部隊の運用状況を勘案し、必要な情報を沿岸区及び島しょ町村、警視庁等関係機関に通報する。</p>	<p>○ 避難誘導態勢</p> <p>・ 避難勧告、指示が出された場合には、関係消防署長は、津波の規模、襲来の状況及び消防部隊の運用状況を勘案し、必要な情報を関係自治体、警視庁等関係機関に通報する。</p>
0641	2	5	5	1	(1)	<p>表 沿岸区島しょ町村</p> <p>○ 水防活動と並行して管内の河川管理施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、被害箇所については、直ちに都に報告するとともに必要な措置を実施</p>	<p>表 沿岸区島しょ町村</p> <p>○ 水防活動と並行して管内の河川管理施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、被害箇所については、直ちに都に報告するとともに応急復旧を含む必要な措置を実施</p>
0642	2	5	5	1	(2)	<p>○ 排水場施設に被害を生じた場合は、直ちに都建設局に報告し、移動式排水ポンプ車の派遣を求め、これにより排水作業を継続し、内水の氾濫による被害の拡大を防止する。</p>	<p>○ 排水場施設に被害を生じた場合は、直ちに都建設局に報告し、移動式排水ポンプ車の派遣を求め、これにより排水作業を継続し、内水の氾濫による被害の拡大を防止する。</p>

No.	部	章	節	項	目	旧	新
0643	2	5	5	1	(2)	○ 排水機場施設の被害をとりまとめるほか、総合的判断の下に、移動排水ポンプ車の派遣を決定する。	○ 排水機場施設の被害を取りまとめるほか、総合的判断の下に、移動式排水ポンプ車の派遣を決定する。
0644	2	5	5	2	(2)	<p>◀都港湾局▶</p> ○ 港湾施設等の復旧作業は、関係業界との協定等により、特に広域輸送基地(ふ頭)及び、水上輸送基地を最優先に行い、その後、逐次一般港湾施設の復旧作業を行う。	<p>◀都港湾局▶</p> ○ 港湾施設等の復旧作業は、関係業界との協定等により、特に広域輸送基地(ふ頭)及び、東京港防災船着場を最優先に行い、その後、逐次一般港湾施設の復旧作業を行う。
0645	2	6				○ 広域的な視点からの応急対応力強化の基本的考え方 大規模な震災が発生した場合、発災直後の的確かつ迅速な初動対応が多くの命を救うことにつながる。このため、都の本部においても、被害の状況に応じた機動的な対応や、各局、区市町村、自衛隊をはじめとした関係防災機関との迅速かつ円滑な連携ができる体制の強化が必要である。一方で、一自治体単独での対応には自ずと一定の限界もあり、東日本大震災の教訓を踏まえると、初動時からの円滑な広域応援の調整が必要である。また、応援部隊が円滑に活動できる拠点施設等の確保も必要である。 本章では、大規模な地震が発生した場合における、東京都災害対策本部の体制や、国や域外の自治体などとの広域的な連携及び応援部隊の活動拠点の整備等について示す。	○ 広域的な視点からの応急対応力強化の基本的考え方 大規模な震災が発生した場合、発災直後の的確かつ迅速な初動対応が多くの命を救うことにつながる。このため、都の本部においても、被害の状況に応じた機動的な対応や、各局、区市町村、自衛隊をはじめとした関係防災機関との迅速かつ円滑な連携ができる体制の強化が必要である。一方で、一自治体単独での対応には自ずと一定の限界もあり、近年の災害の教訓を踏まえると、初動時からの円滑な広域応援の調整が必要である。また、応援部隊が円滑に活動できる拠点施設等の確保も必要である。 本章では、大規模な地震が発生した場合における、東京都災害対策本部の体制や、国や域外の自治体などとの広域的な連携及び応援部隊の活動拠点の整備等について示す。
0646	2	6				○ 現在の対策の状況 都は、大規模な震災時に迅速に災害活動を実施するため、東京都災害対策本部（全庁職員、約11万人体制）の設置等を定めている。また、広域連携体制として、九都県市における災害時相互応援協定、21大都市（政令市）における災害時相互応援協定、全国知事会との災害時相互応援協定、関西広域連合と九都県市との災害時の相互応援に関する協定を締結し応援体制を構築してきた。さらに、大規模救出救助活動拠点として、大規模な都立公園や河川敷など屋外施設32か所と清掃工場等屋内施設26か所を候補地として指定している。	○ 現在の対策の状況 都は、大規模な震災時に迅速に災害活動を実施するため、東京都災害対策本部（全庁職員、約11万人体制）の設置等を定めている。また、広域連携体制として、九都県市における災害時相互応援協定、21大都市（政令市）における災害時相互応援協定、全国知事会との災害時相互応援協定、関西広域連合と九都県市との災害時の相互応援に関する協定、水道事業に係る19大都市間の災害相互応援等に関する協定・覚書を締結し応援体制を構築してきた。更に、大規模救出救助活動拠点として、大規模な都立公園や河川敷など屋外施設35か所と清掃工場等屋内施設26か所を候補地としている。
0647	2	6				○ 主な対策の方向性と到達目標 ・ 初動対応体制の整備 → <到達目標> 迅速かつ的確な活動を可能とする強固な初動態勢の構築 ・ 広域連携体制の構築 → <到達目標> 近隣県や民間事業者との連携強化による円滑な広域連携 ・ 大規模救出活動拠点の整備、拡大 → <到達目標> 大規模救出活動や復旧活動拠点の確保 など	○ 主な対策の方向性と到達目標 ・ 初動対応体制の整備 → <到達目標> 迅速かつ的確な活動を可能とする強固な初動態勢の構築 ・ 広域連携体制の構築 → <到達目標> 近隣県や民間事業者との連携強化による円滑な広域連携 ・ 大規模救出救助活動拠点の整備、拡大 → <到達目標> 大規模な救出・救助活動や復旧活動拠点の確保 など
0648	2	6	概要			○ 都政のBCPの策定（平成20年度）及び各局マニュアルの整備、区市町村BCP策定支援	○ 都政のBCPの改定（平成29年度）及び各局マニュアルの整備、区市町村BCP策定支援
0649	2	6	概要			○ 大規模救出活動拠点の候補地として、都立公園等屋外施設32ヶ所と21清掃工場等屋内施設26ヶ所を指定	○ 大規模救出救助活動拠点の候補地として、都立公園等屋外施設35か所と清掃工場等屋内施設26か所を指定
0650	2	6	概要			都・区市町村の事業継続体制の確保	都・区市町村の業務継続体制の確保

No.	部	章	節	項	目	旧	新
0651	2	6	1	1		都の地域において大規模な災害が発生し、又は発生すると認められたときは、迅速に災害対策活動を実施できるよう東京都災害対策本部を設置する。また、震度6弱以上の地震が発生（島しょ除く。）した場合は、東京都災害対策本部を自動的に設置し、職員が参集する体制を整備している。	都の地域において大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策活動の推進を図るため必要があると認めるときは、東京都災害対策本部等を設置する。また、勤務時間外に震度6弱以上の地震が発生（島しょ除く。）した場合は、東京都災害対策本部を自動的に設置し、職員が参集する体制を整備している。
0652	2	6	1	3		大規模な災害発生後すぐに、広域支援・救助部隊等が被災者の救出及び救助等を行うための活動拠点として、オープンスペースを大規模救出救助活動拠点の候補地として指定している。	大規模な災害発生後すぐに、広域支援・救助部隊等が被災者の救出・救助等を行うための活動拠点として、オープンスペースを大規模救出救助活動拠点の候補地として指定している。
0653	2	6	1	3		・ 都立公園及び河川敷等屋外施設 32箇所 ・ 清掃工場等屋内施設 26箇所	・ 都立公園及び河川敷等屋外施設 35箇所 ・ 清掃工場等屋内施設 26箇所
0654	2	6	2	1		東日本大震災では被害は広範かつ甚大なものであり、被災地では自治体自身が被災した例もあり、被害状況や支援要請の集約に時間を要した。新たな被害想定では、多くの負傷者や自力脱出困難者や建物被害が想定され、救出・救助の実施に向け、情報収集や発信・分析、救助部隊の展開など、より効率的かつ効果的な体制を構築する必要がある。	東日本大震災では被害が極めて広範に及び、かつ甚大なものであった。また、被災地では自治体自身が被災した例もあり、被害状況や支援要請の集約に時間を要した。現行の被害想定では、多くの負傷者や自力脱出困難者、建物被害が想定されることから、迅速な救出・救助活動の実施に向けて、より効率的かつ効果的な体制を構築する必要がある。
0655	2	6	2	2		特に首都圏においては、域内に立川をはじめとする地域に防災拠点となる施設が複数あり、首都中枢機能の維持に向けて、近隣でのバックアップ体制の構築が効果的である。	(削る)
0656	2	6	3	1		初動対応体制の再構築	初動対応体制の構築
0657	2	6	3	1		都と関係防災機関が一体となって活動を展開できるよう、本部体制を見直し、災害対応・総合調整機能の強化や、自衛隊・警察・消防等との連絡調整機能の強化を図り、円滑な初動態勢を構築する。	都と関係防災機関が一体となって活動を展開できるよう、本部体制の検証・見直しを適宜実施し、災害対応・総合調整機能の強化や、自衛隊・警察・消防等との連絡調整機能の強化を図り、円滑な初動態勢を構築する。
0658	2	6	3	2		東日本大震災での教訓等を踏まえ、九都府市間で円滑な連絡調整や情報共有ができるよう、広域連携に係る調整体制を強化するとともに、防災関係機関や事業者を含めた協力機関との連携を推進する。	九都府市間で円滑な連絡調整や情報共有ができるよう、広域連携に係る調整体制を強化するとともに、防災関係機関や事業者を含めた協力機関との連携を推進する。
0659	2	6	4	1		災害対応の総合調整機能を強化するため、救出・救助統括室を設置し、自衛隊・警察・消防等との連絡調整機能を強化を図るなど都と関係機関とが連携して、本部の対処能力を向上するための体制を構築する。	都各局や自衛隊・警察・消防などの関係機関が相互連携し、災害対応の総合調整機能を強化することで、本部の対処能力を向上するための体制を構築する。
0660	2	6	4	2		現在の九都府市等の広域連携体制の一層の強化や、国、他県等と円滑な協力体制が取れるように都災害対策本部の下に国・他県市等広域調整部門を設置する。また、関係防災機関や事業者と連携して応急対応を実施するための連携チームを編成するなど、実践的かつ効果的な広域連携体制を構築していく。	現在の九都府市等の広域連携体制の一層の強化や、国、他県等と円滑な協力体制が取れるように都災害対策本部の下で受援応援体制をより強化していく。また、関係防災機関や事業者と連携して実践的かつ効果的な広域連携体制を構築していく。

No.	部	章	節	項	目	旧	新
0661	2	6	4	3		3 大規模救出活動や復旧活動拠点の確保	3 大規模な救出・救助活動や復旧活動拠点の確保
0662	2	6	4	3		公園等の整備などにより、大規模救出救助活動拠点や復旧活動のための拠点となるオープンスペースを確保するとともに、その円滑な活用に向けて、受援やオープンスペース等利用に係る計画を策定し、迅速な活動のための環境を整備していく。	公園等の整備などにより、大規模な救出・救助活動のための拠点や復旧活動のための拠点となるオープンスペースを確保するとともに、その円滑な活用に向けて、受援や発災時に備えた大規模救出救助活動拠点、復旧活動拠点に係る計画を策定し、迅速な活動のための環境を整備していく。
0663	2	6	5			枠中段 2 事業継続体制の確保	枠中段 2 業務継続体制の確保
0664	2	6	5	1	(1)	<p>○ 発災直後から応急対策活動を円滑に実施するために、必要な施設及び体制等を事前に整備する。</p> <p>○ 発災時は、都各局はもとより、自衛隊、警察、消防をはじめとする応援部隊なども含めて、応急対策活動にあたる関係機関が有機的に連携し、全体として一体となって活動を展開する必要がある。</p> <p>○ こうした活動を実現するため、具体的な初動時の対応や他県等からの支援の受入れ、オープンスペースの計画的な利用など、対策全般を統合的に運用するため、「首都直下地震等対処要領」を策定した。</p> <p>○ 地域ごとに異なる被害や地形等を踏まえ、自衛隊、警察、消防などの関係機関の能力を最大限発揮できるよう、陸・海・空の全てのインフラを活用するなど、実効ある体制を構築していく。</p>	<p>○ 発災直後から応急対策活動を円滑に実施するために、必要な施設及び体制等を事前に整備し、維持管理していく。</p> <p>○ 発災時は、都各局はもとより、自衛隊、警察、消防をはじめとする応援部隊なども含めて、応急対策活動にあたる関係機関が有機的に連携し、全体として一体となって活動を展開する必要がある。</p> <p>○ こうした活動を実現するため、具体的な初動時の対応や他県等からの支援の受入れ、オープンスペースの計画的な利用など、対策全般を統合的に運用するため、「首都直下地震等対処要領」を策定している。</p> <p>○ これまでの災害の教訓等を踏まえ、応急対策の分野ごとに検討を行い、都災害対策本部機能を適宜強化するとともに、男女共同参画や多様な視点を踏まえた態勢の構築に努める。</p> <p>○ 引き続き、地域ごとに異なる被害や地形等を踏まえ、自衛隊、警察、消防などの関係機関の能力を最大限発揮できるよう、陸・海・空の全てのインフラを活用するなど、実効ある体制を構築していくため、総合防災訓練等を実施していく。</p>
0665	2	6	5	1	(1)	表 都総務局 ○ 発災時における応急活動拠点の確保を図る。	(削る)
0666	2	6	5	1	(2)	(新設)	○ 発災時に備え、適切に保守点検等を行い、機能維持を図っていく。
0667	2	6	5	1	(2)	表 東京都庁舎の概要	表 東京都庁舎の概要（更新）
0668	2	6	5	1	(2)	○ 首都圏での甚大な地震災害の発生に備え、国が中心となって南関東地域の防災の拠点として、立川基地跡地に整備した立川広域防災基地内に、都は関係防災機関との連絡調整、救援物資等の輸送・集結・備蓄その他救援・救護に関する機能を持つ立川地域防災センター、東京消防庁は多摩指令室、航空隊、第八消防方面本部消防救助機動部隊等を整備している。	○ 立川地域防災センターは、南関東地域に広域的な災害が発生し、首都機能に甚大な被害が生じた場合を想定して国が整備した立川広域防災基地内にあり、東京都防災センターの指揮のもとに行われる多摩地域の防災活動の拠点施設である。 ○ 多摩地域の防災拠点としての機能について、充実・強化を図っていく。
0669	2	6	5	1	(2)	ウ 発災時の受援体制の整備 ○ 発災時には、「首都直下地震応急対策活動要領」やそれに基づく具体的な活動内容に係る計画により、国などから、支援物資や人的支援等を受けることになるが、それら支援を受け入れるため受援体制等を構築し、都側の体制を整備する。	(削る)
0670	2	6	5	1	(2)	Ⅰ 都総合防災訓練の実施	Ⅱ 都総合防災訓練等の実施

No.	部	章	節	項	目	旧	新
0671	2	6	5	1	(2)	<p>○ 参加機関は、都各局、区市町村、指定地方行政機関等、自衛隊、都民等とする。</p> <p>○ 訓練項目として、非常参集訓練、情報連絡訓練、本部運営訓練、現地実動訓練、医療救護活動訓練、道路障害物除去（啓開）作業訓練、ライフライン復旧訓練等を実施する。</p>	<p>○ 参加対象は、都各局、区市町村、指定地方行政機関等、自衛隊、都民等とする。</p> <p>○ 訓練項目は、非常参集訓練、情報連絡訓練、本部運営訓練、現地実動訓練、医療救護活動訓練、道路障害物除去（啓開）作業訓練、ライフライン復旧訓練、住民避難訓練等を実施する。</p>
0672	2	6	5	1	(2)	<p>オ 区市町村の防災訓練</p> <p>○ 区市町村は、地域における第一次的防災機関として災害対策活動の円滑を期するため、防災訓練に必要な組織及び訓練実施方法等に関する計画を定め、平常時よりあらゆる機会をとらえ、訓練の実施に努める。</p> <p>○ 訓練項目は、本部運営訓練、非常参集訓練、現地実動訓練、図上訓練を実施する。</p> <p>○ 参加関係機関は、区市町村、地域住民、事業者、都、防災機関等とする。</p>	<p>エ 区市町村の防災訓練</p> <p>○ 区市町村は、地域における第一次的防災機関として災害対策活動の円滑を期するため、防災訓練に必要な組織及び訓練実施方法等に関する計画を定め、平常時よりあらゆる機会をとらえ、訓練の実施に努める。</p> <p>○ 訓練項目は、本部運営訓練、非常参集訓練、現地実動訓練、図上訓練を実施する。</p> <p>○ 参加対象は、区市町村、地域住民、事業者、都、防災機関等とする。</p>
0673	2	6	5	1	(2)	<p>カ 警視庁の防災訓練</p> <p>○ 訓練項目は、警備要員の招集及び部隊編成訓練、情報収集伝達訓練、各級警備本部設置、交通規制訓練、避難誘導訓練、広報訓練、救出救護訓練、津波対策訓練、通信伝達訓練、装備資器材操作訓練とする。</p>	<p>オ 警視庁の防災訓練</p> <p>○ 訓練項目は、警備要員の招集及び部隊編成訓練、情報収集伝達訓練、各級警備本部設置、交通規制訓練、避難誘導訓練、広報訓練、救出救助訓練、津波対策訓練、通信伝達訓練、装備資器材操作訓練とする。</p>
0674	2	6	5	1	(2)	主 東京消防庁の震災消防訓練	カ 東京消防庁の震災消防訓練
0675	2	6	5	2		2 事業継続体制の確保	2 業務継続体制の確保
0676	2	6	5	2	(1)	表 都総務局 (新設)	表 都総務局 ○ 各局マニュアルの整備促進
0677	2	6	5	2	(1)	表 日本銀行 ○ 外部関係先（官庁、金融・決済機関等）との連携強化、3市場BCP合同訓練等への参加	(削る)
0678	2	6	5	2	(2)	○ BCPとは、Business Continuity Planの略であり、災害発生時等に短時間で重要な機能を再開し、事業を継続するために事前に準備しておく対応方針を計画として作成するものである。	○ BCPとは、Business Continuity Planの略であり、大規模災害発生時に優先的に取り組むべき重要業務（以下、「非常時優先業務」という。）をあらかじめ特定し、業務を実施するために必要な執行体制や執行環境、継続に必要な資源を確保すること等、大規模災害発生時においても適切な業務遂行を確保するための対応方針を計画として作成するものである。
0679	2	6	5	2	(2)	(新設)	○ 都政のBCPでは、計画の実効性確保のために、①全庁を挙げた災害対応態勢を直ちに確立する、②非常時優先業務を確実に実施する、③通常業務は原則として休止するという、3つの基本姿勢を定めている。
0680	2	6	5	2	(2)	○ その内容としては、事業のバックアップのシステムやオフィスの確保、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認などが典型である。	(削る)

No.	部	章	節	項	目	旧	新
0681	2	6	5	2	(2)	<p>○ 事業継続の取組は、以下の特徴をもっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業に著しいダメージを与えかねない重大被害を想定すること。 ・ 災害後に活用できる資源に制限があると認識し、継続すべき重要業務を絞り込むこと。 ・ 各重要業務の担当ごとに、どのような被害が生じるとその重要業務の継続が危うくなるかを抽出して検討すること。 ・ 重要業務の継続に不可欠で、再調達や復旧の制約となりがちな重要な要素(ボトルネック)を洗い出し、重点的に対処すること。 ・ 重要業務の目標復旧時間を設定し、その達成に向け事前準備をすること。 ・ 指揮命令系統の維持、情報の発信・共有、災害時の経営判断の重要性など、危機管理や緊急時対応の要素を含んでいること。 	<p>○ 業務継続の取組は、以下の特徴をもっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害後に活用できる資源に制限があると認識し、非常時優先業務を絞り込むこと。 ・ 非常時優先業務の特定にあたっては、業務の継続に著しい影響を与えかねない最大規模の被害を引き起こす災害を想定し、想定とは異なる災害についても、最大規模の災害を想定した非常時優先業務を基本として、災害の種類や規模に応じた対応ができるよう、実効性の確保に向けた取組を推進していくこと。 ・ 非常時優先業務は、全ての業務を洗い出し、タイムラインに応じて着手すべき業務を絞り込み、特に発災後1週間以内に着手する業務を非常時優先業務として区分する。 ・ 各非常時優先業務の担当ごとに、どのような被害が生じるとその業務の継続が危うくなるかを抽出して検討すること。 ・ 非常時優先業務の継続に不可欠で、再調達や復旧の制約となりがちな重要な要素(ボトルネック)を洗い出し、重点的に対処すること。 ・ BCPに定める主な内容としては、権限の代行、職員の参集体制、代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、情報通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ、非常時優先業務の特定、受援応援体制の整備、執行環境の確保など、発災時の業務継続の上で欠かすことのできない要素を含んでいること。
0682	2	6	5	2	(2)	【BCP策定による事業の確保と早期復旧のイメージ図】 図	【非常時優先業務の整理に基づく休日・夜間発災時における業務継続のイメージ】 図（更新）
0683	2	6	5	2	(2)	○ BCPの策定に当たっては、同計画に基づき対策を実践するとともに、その結果を点検・是正し、見直しを行うなど、継続的な取組を平時から実施することが重要である。	(削る)
0684	2	6	5	2	(2)	○ 応急活動を行う一方で、都の通常の行政サービスについても、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、全ての業務が最短で提供できるよう、あらかじめ対策を立てておく必要がある。	(削る)
0685	2	6	5	2	(2)	(新設)	○ 大規模災害が発生した場合、都は、応急対策や復旧・復興対策の主体として重要な役割を担うとともに、災害時においても継続して行わなければならない通常業務にも従事する必要がある。
0686	2	6	5	2	(2)	○ このため、都は、災害時に都の各局の機能が最短の期間で復旧し、被害の影響を最小限に抑えることを目的に、平成20年度に都政のBCPを策定し、各局マニュアルを整備してきた。しかしながら、今回の東日本大震災により、非常時優先業務の見直しなど、新たなボトルネックが明らかになったことから、都政のBCP及び各局マニュアル等について改訂し、発災時の対応力を向上させていく。	(削る)
0687	2	6	5	2	(2)	(新設)	○ 都自らも被災し、利用できる資源に制約がある状況下に置かれる場合に備えて、都政のBCPにおいて、大規模災害発生時に優先的に実施する業務と、これを実施するために必要な執行体制、執行環境、必要な資源の確保等実効性の向上に向けた取組等を定め、業務の継続性を確保していく。

No.	部	章	節	項	目	旧	新
0688	2	6	5	2	(2)	○ BCPについては、災害の種類別などにより対応を分けて整理をする。 また、監理団体のBCP策定を支援する。	(削る)
0689	2	6	5	2	(2)	(新設)	○ 都政のBCPに基づいて非常時優先業務を効果的に遂行するためには、教育や訓練を繰り返し実施していくことが重要であり、各局をまたいだ全庁的な認識の共有を図り、都庁一丸となった災害対応を行う意識を醸成することが必要である。
0690	2	6	5	2	(2)	○ BCM（Business Continuity Management 事業継続マネジメント）については、これまで「都政のBCP推進委員会」において、定期的に推進してきたが、BCMの一層の推進を図るため、国、区市町村、事業者団体などの関係機関と連携した実践的な訓練の実施やBCMの推進体制の在り方等について検討を進め、PDCAサイクルにのった災害対応のブラッシュアップを図っていく。	○ BCM（Business Continuity Management 業務継続マネジメント）を全庁的に運用・推進するために「東京都BCM推進委員会」を設置し、①PLAN（計画の策定）、②DO（教育・訓練の実施）、③CHECK（点検・検証）、④ACTION（計画の見直し）というサイクルを通じた都政のBCPの持続的改善を図っていく。
0691	2	6	5	2	(2)	(新設)	○ また、各局マニュアルの継続的な改善や管理団体のBCP策定支援、複数局が関係する課題について検討体制を整備する等、災害対応力を強化していく。
0692	2	6	5	2	(2)	○ 区市町村においては、都政のBCPを踏まえ、その業務に関するBCPを検討し、迅速な復旧体制を構築していくことが必要である。	○ 区市町村においては、都政のBCPを踏まえ、その業務に関するBCPを策定し、迅速な災害対策体制を構築していくことが必要である。
0693	2	6	5	2	(2)	○ 都は、区市町村におけるBCPの見直しや策定の推進に向けて、今回の震災等を踏まえた検証・見直しへの助言等を行うなど、引き続き、区市町村を支援していく。	○ 都は、区市町村におけるBCPの見直しや策定の推進に向けて、助言等を行うなど、引き続き、区市町村を支援していく。
0694	2	6	5	3	(1)	表 東京消防庁 (新設)	表 東京消防庁 ○ 孤立が想定される地区における救助訓練を実施 ○ 立体救助訓練ユニットを配備し、安全かつ実践的な訓練を実施 ○ 特別区消防団に対する教育訓練の充実
0695	2	6	5	3	(1)	表 区市町村 ○ 消防訓練所等において区市町村消防団の教育訓練を充実	表 区市町村 ○ 消防訓練所等において市町村消防団の教育訓練を充実
0696	2	6	5	3	(2)	(新設)	○ 震災時等に重機等の特殊な車両や資器材の円滑な活用が図れるよう、平時から技術者養成や訓練を継続して行うことで更なる災害対応力の向上に努める。
0697	2	6	5	3	(2)	(新設)	○ 長期間に及ぶ消防活動を間隙なく継続するため、震災時における職員の後方支援体制や、消防車両の整備体制の充実強化を図る。
0698	2	6	5	3	(2)	(新設)	○ 不整地走行能力の高い車両や広域浸水地域を滑走可能な特殊ボートを用いて災害に早期着手する新たな消防部隊を整備する。

No.	部	章	節	項	目	旧	新
0699	2	6	5	3	(2) <u>(新設)</u>		○ 緊急消防援助隊など全国からの応援部隊の受け入れや平常時の消防隊の訓練などが可能な総合的な防災拠点を活用し、災害対応力の強化を図る。
0700	2	6	5	4	(1)	○ 災害時において他の地方公共団体の円滑な協力が得られるよう、都においては他の地方公共団体と協定を締結し、協力態勢を構築している。 (資料第79「都と他の地方公共団体等との広域的な相互応援協力」P394)	○ 災害時において他の地方公共団体の円滑な協力が得られるよう、都においては他の地方公共団体と協定を締結するなど、協力態勢を構築している。 (資料第○「都と他の地方公共団体等との広域的な協力」P○) ○ 都は、全国の地方公共団体や関係機関等からの応援を受け入れ、区市町村とも連携して被災地支援につなげていくため、応援応援を担う部門の手順やルール等を明確にした「東京都災害時応援応援計画」を策定している。 ○ 区市町村においても、地域防災計画等に災害時の応援応援計画を位置づけるよう努めるものとされており、都は区市町村の災害時応援応援計画等の策定に向けて必要な支援を行う。
0701	2	6	5	4	(1) <u>(新設)</u>		表 機関名 対策内容 都総務局 ○ 相互応援協定等の締結 ○ 災害時応援応援計画の策定 ○ 区市町村の災害時応援応援計画等の策定支援 区市町村 ○ 相互応援協定等の締結 ○ 区市町村の災害時応援応援計画等の策定
0702	2	6	5	4	(2) <u>(新設)</u>		(2) 詳細な取組内容
0703	2	6	5	4	(2)	・ 地震防災・危機管理対策部会の下に、危機管理対策担当者会議、地震対策担当者会議、相互応援PTを設置し、防災・危機管理対策の研究や意見交換を行うほか、災害時の相互応援に関する事項について検討している。	・ 地震防災・危機管理対策部会の下に、実務担当者会議を設置し、防災・危機管理対策の研究や意見交換を行うほか、災害時の相互応援に関する事項について検討している。
0704	2	6	5	4	(2)	○ 東日本大震災の教訓を活かし、都道府県相互の広域体制の一層の強化を図るため、協定を改正（平成24年5月）した。 <u>(主な改正内容)</u> ・ 広域応援の基盤となるカバー（支援）体制の規定を新設 ・ 広域応援に係る事務を迅速かつ的確に実施するため、全国知事会に「緊急広域災害対策本部」を設置する規定を新設 ○ 今後、首都直下地震に対応可能な広域応援体制の構築等について、全国知事会災害対策特別委員会の下に設置されたワーキンググループにおいて、検討する。	<u>(削る)</u>
0705	2	6	5	4	(2) <u>(新設)</u>		○ 発災時に迅速かつ的確に支援を行うため、あらかじめカバー（支援）県を定めておくとともに、ブロック連絡会議等において広域応援体制に関する見直し等を行っている。
0706	2	6	5	4	(2) <u>(新設)</u>		エ 被災市区町村応援職員確保システム ○ 「被災市区町村応援職員確保システムに関する要綱」に基づき、総務省及び関係機関（全国知事会、全国市長会、全国町村会等）が協力して、全国の地方公共団体の人的支援を最大限活用して被災市区町村を支援することとしている。

No.	部	章	節	項	目	旧	新
0707	2	6	5	5	(1)	表 都財務局 ○ 発災時における応急活動拠点の整備を図る。	_(削る)_
0708	2	6	5	5	(2)	ア オープンスペースの確保	ア オープンスペースの確保・整備
0709	2	6	5	5	(2)	○ 震災時に、避難誘導、救出・救助、医療搬送、ボランティア参集、ライフライン復旧などの応急対策活動を迅速かつ効率的に行うことで、人命の保護と被害の軽減を図るとともに、震災後の都民生活の再建と都市復興を円滑に進めることができる。そのため、事前にこれら活動に供する土地及び家屋の確保に努めることを東京都震災対策条例で定めている。	○ 震災時には、避難誘導、救出・救助、医療搬送、ボランティア参集、ライフライン復旧などの応急対策活動を迅速かつ効率的に行うことで、人命の保護と被害の軽減を図るとともに、震災後の都民生活の再建と都市復興を円滑に進めることができる。そのため、事前にこれら活動の拠点等となる土地及び家屋の確保に努めることを東京都震災対策条例で定めている。
0710	2	6	5	5	(2)	○ 都は、区部南部に大規模救出救助活動拠点の整備を検討する。	_(削る)_
0711	2	6	5	5	(2)	○ 医療機関近接ヘリコプター緊急離着陸場については、都が指定する災害拠点病院から概ね5km以内の陸路地点に医療機関近接ヘリコプター緊急離着陸場を指定する。	○ 医療機関近接ヘリコプター緊急離着陸場については、都が指定する災害拠点病院からおおむね5km以内の陸路地点に医療機関近接ヘリコプター緊急離着陸場を選定する。
0712	2	6	5	5	(2)	ウ 大規模救出救助活動拠点等の確保	ウ 大規模救出救助活動拠点等の確保・整備
0713	2	6	5	5	(2)	○ 都は、自衛隊、警察災害派遣隊（広域緊急援助隊）、緊急消防援助隊（消防）、その他の広域支援・救助部隊等のベースキャンプとして活用するオープンスペース（大規模救出救助活動拠点）を国や区市町村及び関係機関と協議の上、あらかじめ確保する。	○ 都は、自衛隊、警察災害派遣隊（警察）、緊急消防援助隊（消防）、その他の広域支援・救助部隊等のベースキャンプとして活用するオープンスペース（大規模救出救助活動拠点）を国や区市町村及び関係機関と協議の上、あらかじめ確保する。
0714	2	6	5	5	(2)	○ 広域支援・救助部隊等が被災者の救出及び救助等を行うための活動拠点である大規模救出救助活動拠点について、区部・多摩地域において大きな被害が想定される地域に近接し、大型ヘリコプターの臨時離着陸スペース及び広域応援部隊の活動スペースとして1.5ヘクタール以上の活動面積の確保が可能な大規模な都立公園や河川敷など屋外施設32か所、車両スペースの確保が可能な清掃工場等屋内施設26か所を、候補地として指定している。 発災時には活動拠点となるオープンスペースが必要であり、船舶を活用した救出救助活動を展開するために、大小様々な官公庁船等が集結可能なエリア等も含め、引き続き拠点を確保していく。	○ 広域支援・救助部隊等が被災者の救出及び救助等を行うための活動拠点である大規模救出救助活動拠点について、区部・多摩地域において大きな被害が想定される地域に近接し、大型ヘリコプターの臨時離着陸スペース及び広域応援部隊の活動スペースとして1.5ヘクタール以上の活動面積の確保が可能な大規模な都立公園や河川敷など屋外施設35か所、車両スペースの確保が可能な清掃工場等屋内施設26か所を、候補地としている。 発災時には活動拠点となるオープンスペースが必要であり、船舶を活用した救出救助活動を展開するために、大小様々な官公庁船等が集結可能なエリア等も含め、引き続き拠点を確保していく。
0715	2	6	5	5	(2)	○ 公園や高速道路のサービスエリアなどの整備等を推進し、大規模救出救助活動拠点の充実を図る。	○ 公園などの整備等を推進し、大規模救出救助活動拠点の充実を図る。
0716	2	6	5	5	(2)	エ ヘリサインの設置	エ ヘリサインの整備

No.	部	章	節	項	目	旧	新
0717	2	6	5	5	(2)	○ ヘリサインの設置に当たっては、「九都県市首脳会議防災対策委員会による申し合わせ」を基準にする。	○ ヘリサインの整備に当たっては、「九都県市首脳会議防災対策委員会による申し合わせ」を基準にする。
0718	2	6	5	1	(1)	表 現地災害対策本部 ○ 設置場所 ・ 災害現場又は区市町村庁舎等	表 現地災害対策本部 ○ 設置場所 ・ 災害現場又は区市町村庁舎等
0719	2	6	5	1	(3)	ア 東京都災害対策本部の組織 図	ア 東京都災害対策本部の組織 図（更新）
0720	2	6	5	1	(3)	○ 現地災害対策本部は、災害現場又は区市町村庁舎等に設置し、分掌事務等は以下のとおり。（本部規則より） <構成> ・ 現地災害対策本部長は、本部長が副本部長又は本部員の中から指名する者をもって充てる。 ・ 現地災害対策副本部長は、本部長が指名する本部の職員(局長及び支庁長が指名する職員)をもって充てる。 ・ 現地災害対策本部に、その他の職員として、現地災害対策本部員及び現地災害対策本部派遣員を置き、現地災害対策本部員は本部長が指名する者をもって充て、現地災害対策本部派遣員は関係防災機関の長が指名した職員をもって充てる。	○ 現地災害対策本部は、災害現場又は区市町村庁舎等に設置し、分掌事務等は以下のとおり。（本部規則より） <構成> ・ 現地災害対策本部長は、本部長が指名する副本部長又は本部員の中から指名する者とする。 ・ 現地災害対策副本部長は、本部長が指名する本部の職員(局長及び支庁長が指名する職員)とする。 ・ 現地災害対策本部には、その他の職員として、現地災害対策本部員及び現地災害対策本部派遣員を置く。現地災害対策本部員は本部長が指名する者とし、現地災害対策本部派遣員は関係防災機関の長が指名した職員とする。
0721	2	6	5	1	(3)	(新設)	(現地派遣所)
0722	2	6	5	1	(3)	○ 被災地での応急対策活動を機動的に実施するため、危機管理監の下に「現地機動班」を編成する。 ○ 現地機動班は、原則として、各区市町村にある都の施設を活動拠点とし、人命・人身に係る応急対策業務を優先して行うとともに、被害情報の収集や都各局が実施する応急対策業務の応援、被災者の救援などを行う。	○ 被災地での応急対策活動を機動的に実施するため、危機管理監の指揮 下に「現地機動班」を編成する。 ○ 現地機動班は、原則として、各区市町村にある都の施設などを活動拠点とし、人命・人身に係る応急対策業務を優先して行うとともに、被害情報の収集や都各局が実施する応急対策業務の応援、被災者の救援などを行う。
0723	2	6	5	1	(3)	イ 東京都災害対策本部の運営 ○ 知事は、都の地域において大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、災害対策活動の推進を図るため、都本部を設置する。ただし、夜間休日等の勤務時間外において震度6以上の地震(島しょを除く。)が発生した場合は、都本部を自動的に設置する。	イ 東京都災害対策本部の運営 (本部の設置及び廃止) ○ 知事は、都の地域において大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策活動の推進を図るため必要があると認めるときは、都本部を設置する。ただし、夜間休日等の勤務時間外において震度6弱以上の地震(島しょを除く。)が発生した場合は、自動的に設置する。
0724	2	6	5	1	(3)	○ 都本部の組織及び運営については、災害対策基本法、本部条例、本部規則及び本部運営要綱により定める。 (資料第84「大規模地震発生時における初動態勢確立目標」別冊P465)	○ 都本部の組織及び運営については、災害対策基本法、本部条例、本部規則及び本部運営要綱により定める。

No.	部	章	節	項	目	旧	新
0725	2	6	5	1	(3)	<p>○ 本部長(知事)は、都本部が設置されたときは、直ちにその旨を各局長及び地方隊長並びに国(消防庁)に通知する。また、必要があると認められたときは、次に掲げる者に対して都本部の設置を通知する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 区市町村長 ・ 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関の長又は代表者 ・ 陸上自衛隊第1師団長、海上自衛隊横須賀地方総監、航空自衛隊航空指揮群司令 ・ 厚生労働大臣、国土交通大臣 ・ 隣接県知事 	<p>○ 本部長(知事)は、都本部が設置されたときは、直ちにその旨を各局長及び地方隊長並びに国(総務省消防庁)に通知する。また、必要があると認められたときは、次に掲げる者に対して都本部の設置を通知する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 区市町村長 ・ 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関の長又は代表者 ・ 陸上自衛隊第1師団長、海上自衛隊横須賀地方総監、航空自衛隊航空総隊司令官 ・ 厚生労働大臣、国土交通大臣 ・ 隣接県知事
0726	2	6	5	1	(3)	<p>○ 危機管理監は、都本部が設置されたとき、原則として東京都防災センター(都庁第一本庁舎9階)に直ちに本部長室を開設する。</p> <p>○ 危機管理監は、本部長室の機能を確保するため、防災行政無線設備の保全等に必要な措置を行う。</p> <p>○ 本部長は、本部長室の所掌事務について審議する必要があるときは、副本部長及び本部員を招集する。</p> <p>○ 総務局長と危機管理監は、協働しつつ役割を分担し、応急対策事務を担う。</p> <p>○ 本部長は、特に必要があると認めるときは、本部長室の構成員以外の者に対し、本部長室への出席を求める。</p> <p>○ 局長は、その所掌事項に関し、本部長室に付議すべき事項があるときは、速やかに本部長室に付議する。</p> <p>○ 危機管理監は、局相互間の連絡調整を図る必要があると認めるとき、又は本部連絡員から要求があったときは、総務局総合防災部長に命じて本部連絡員調整会議を開催する。</p>	<p>(本部長室)</p> <p>○ 本部長室は、都本部が設置されたとき、原則として東京都防災センターに直ちに開設される。</p> <p>○ 本部長室は、次の事項について本部の基本方針を審議策定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都本部の非常配備態勢及び廃止に関すること ・ 重要な災害情報の収集及び伝達に関すること ・ 避難の勧告又は指示に関すること ・ 災害救助法の適用に関すること ・ 区市町村の相互応援に関すること ・ 局長、地方隊長及び区市町村長に対する事務の委任に関すること ・ 自衛隊に対する災害派遣の要請に関すること ・ 政府機関、他府県、公共機関、駐留軍及び海外政府機関等に対する応援の要請に関すること ・ 公用令書による公用負担に関すること ・ 災害対策に要する経費の処理方法に関すること ・ 前各号に掲げるもののほか、重要な災害対策に関すること <p>○ 本部長は、本部長室の所掌事務について審議する必要があるときは、副本部長及び本部員を招集する。</p> <p>○ 本部長は、特に必要があると認めるときは、本部長室の構成員以外の者に対し、本部長室への出席を求める。</p> <p>○ 局長は、その所掌事項に関し、本部長室に付議すべき事項があるときは、速やかに本部長室に付議する。</p>
0727	2	6	5	1	(3)	<p>(救出・救助統括室、部門・連携チーム)</p> <p>○ 都本部が設置された場合、都総務局は、本部の応急対策活動を迅速かつ円滑に進めるため、救出・救助統括室、部門、連携チームを設置する。</p> <p>○ 救出・救助統括室は、総合防災部・自衛隊・警視庁・東京消防庁・海上保安庁で構成し、各機関からの災害情報の共有、各機関が行う災害対処の活動に必要な支援・調整、総合防災部情報統括担当による関係機関の活動に関する情報集約、分析及び今後の展開予想を実施する。</p> <p>○ 医療救護活動、物資の調達や搬送、道路やライフラインの復旧等の様々な応急活動を一体的に実施するため、本部の下に各局、防災機関、関係団体、事業者で構成する連携チームを設置する。</p> <p>○ 関係機関が一同に会し相互に情報の共有化等を図ることで、各対策について円滑に調整し迅速に対応することを目的とする。</p> <p>○ 各連携チームは、チーム内の関係者間はもとより、他チームや各部門とも相互に連携し、各種対策を適切に実施する。</p> <p>○ 総務局長は、主に広報・広聴部門や庶務部門などの事務を統括する。</p> <p>○ 危機管理監は、主に、自衛隊・警察・消防・海上保安庁との調整(救出・救助統括室)、各局や区市町村の調整部門などの事務を統括し、総務局総合防災部長が補佐する。</p>	<p>(本部長室事務局)</p> <p>○ 都本部が設置された場合、都総務局は、本部長室の事務局として本部の応急対策活動を迅速かつ円滑に進めるため、対策分野ごとに部門等を設置する。</p> <p>○ 部門等のうち、救出・救助統括室は、総務局・自衛隊・警視庁・東京消防庁・海上保安庁で構成し、各機関からの災害情報の共有、各機関が行う災害対処の活動に必要な支援・調整等を実施する。また、必要に応じ、救出・救助統括室内に航空運用調整班を設置し、航空機の運用及び安全に関する調整を行う。この際、航空運用調整班は、各機関からの、航空機の知識・運用に長けた派遣者で可能な限り構成するものとする。</p> <p>○ 部門等のうち、連携チームは、医療救護活動、物資の調達・輸送、道路やライフラインの復旧など、対策分野ごとに、各局、防災機関、関係団体、事業者等で構成し、関係機関が一同に会し相互に情報の共有化等を図ることで、各対策を円滑に調整し迅速に対応する。また、連携チームは、発災後の被災状況等に応じて、臨機応変に適宜新設するものとする。</p>
0728	2	6	5	1	(3)	<p>【都の災害対策本部内の部門・チーム組織図】 図の削除</p>	<p>(削る)</p>

No.	部	章	節	項	目	旧	新
0729	2	6	5	1	(3)	ウ 本部長等の職務 ○ 本部長は、都本部の事務を総括し、都本部の職員を指揮監督する。 ○ 副本部長は、副知事、警視總監及び消防總監をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故のあるときは、その職務を代理する。 ○ 本部長は、局長、危機管理監及び本部長が都の職員の中から指名した者をもって充て、本部長の命を受け、本部長室の事務に従事する。	ウ 本部長等の職務 ○ 本部長は、都本部の事務を総括し、都本部の職員を指揮監督する。 ○ 副本部長は、副知事、警視總監及び消防總監とし、本部長を補佐し、本部長に事故のあるときは、その職務を代理する。 ○ 本部長は、局長、危機管理監及び本部長が都の職員の中から指名した者とし、本部長の命を受け、本部長室の事務に従事する。
0730	2	6	5	1	(3)	○ 本部長室は、次の事項について本部の基本方針を審議策定する。 ・ 都本部の非常配備態勢及び廃止に関すること ・ 重要な災害情報の収集及び伝達に関すること ・ 避難の勧告又は指示に関すること ・ 災害救助法の適用に関すること ・ 区市町村の相互応援に関すること ・ 局長、地方隊長及び区市町村長に対する事務の委任に関すること ・ 自衛隊に対する災害派遣の要請に関すること ・ 政府機関、他府県、公共機関、駐留軍及び海外政府機関等に対する応援の要請に関すること ・ 公用令書による公用負担に関すること ・ 災害対策に要する経費の処理方法に関すること ・ 前各号に掲げるもののほか、重要な災害対策に関すること	(削る)
0731	2	6	5	1	(3)	オ 本部連絡員等について ○ 本部連絡員は、局長が局に所属する課長級の職にある者のうちから指名し、本部長室及び局並びに局相互間の連絡調整に当たる。 ○ 本部長室には局との連絡のための通信要員を伴い出席する。 ○ 本部員代理は、局長が局に所属する課長級以上の職にある者の内から指名し、災害発生時に本部員である局長が参集するまでの間、本部長の指示や計画に基づく応急対策について職員を指揮するなど本部員の職務を代理する。	オ 本部連絡員等について ○ 本部連絡員は、局長が局に所属する課長級の職にある者のうちから指名し、本部長室及び局並びに局相互間の連絡調整に当たる。 ○ 危機管理監は、局相互間の連絡調整を図る必要があると認めるとき、又は本部連絡員から要求があったときは、総務局総合防災部長に命じて本部連絡員調整会議を開催する。 ○ 本部長室には局との連絡のための通信要員を伴い出席する。 ○ 本部員代理は、局長が局に所属する者の内から指名し、災害発生時に本部員である局長が参集するまでの間、本部長の指示や計画に基づく応急対策について職員を指揮するなど本部員の職務を代理する。
0732	2	6	5	1	(3)	カ 国の現地対策本部との連携 ○ 国の現地対策本部が設置（東京都庁第二本庁舎1階ホールに設置）された場合、都本部は、受入れ及び派遣対応を行い、国の現地対策本部との連携を密にして、円滑な応急対策の推進を図る。 ○ 国の現地対策本部が有明の丘基幹的広域防災拠点に設置された場合、都本部は、派遣対応を行い、国の現地対策本部との連携を密にして、円滑な応急対策の推進を図る。	カ 国の現地対策本部との連携 ○ 都本部は、国の現地対策本部が東京都庁第一本庁舎5階大会議場に設置される場合は受入れ及び派遣対応を行い、有明の丘基幹的広域防災拠点に設置される場合は派遣対応を行う。そして、国の現地対策本部との連携を密にして、円滑な応急対策の推進を図る。
0733	2	6	5	1	(3)	【国の現地対策本部の受入対応】 図 「（設備部門（班）） 通信回線等準備」	【国の現地対策本部の受入対応】 図 「（情報班） 通信回線等開設準備」
0734	2	6	5	1	(3)	【国の現地対策本部の派遣対応】 図 （各部門又は情報班・資料班）	【国の現地対策本部の派遣対応】 図 （各部門）

No.	部	章	節	項	目	旧	新
0735	2	6	5	1	(3)	ク 都本部の運営を確保する施設 都本部の運営を確保するに当たり、東京都防災センターの機能を活用するとともに、多摩地域の防災拠点としての立川地域防災センターの機能を高めていく。	ク 都本部の運営を確保する施設 都本部の運営を確保するに当たり、東京都防災センターの機能を活用するとともに、多摩地域の防災拠点としての立川地域防災センターの機能を活用する。
0736	2	6	5	1	(3)	○ 東京都防災センターの各室の機能 ・ 災害対策本部室：災害対策活動の審議・決定を行う。 ・ 指令情報室：災害対策について情報処理及び対策立案等を行う。 ・ 通信室：区市町村等防災機関との情報連絡を行う。 ・ 防災機関室：都各局及び防災機関等の各機関相互間の調整、都各局・防災機関が情報連絡を行う。 ・ 警視庁連絡室：警視庁本部等との通信連絡等を行う。 ・ 東京消防庁連絡室：東京消防庁本庁等との通信連絡等を行う。 ・ 海上保安庁連絡室：海上保安庁等との通信連絡等を行う。	○ 東京都防災センターの各室の機能 ・ 災害対策本部室：災害対策活動の審議・決定を行う。 ・ 指令情報室：災害対策について情報処理及び対策立案等を行う。 また区市町村等防災機関との情報連絡を行う。 ・ 防災機関室：都各局及び他県市や防災機関等における各機関相互間の調整・情報連絡を行う。 ・ 警視庁連絡室：警視庁本部等との通信連絡等を行う。 ・ 東京消防庁連絡室：東京消防庁本庁等との通信連絡等を行う。 ・ 海上保安庁連絡室：海上保安庁等との通信連絡等を行う。 ・ 自衛隊災害時連絡室：各自衛隊本部等との通信連絡等を行う。
0737	2	6	5	1	(3)	(立川地域防災センター) ○ 立川地域防災センターは、東京都防災センターの指揮のもとに行われる多摩地域の防災活動の拠点施設であり、情報収集及び連絡調整等の機能を有している。 ○ 災害時は、原則として、併設の災害対策職員住宅の入居職員により運用する。 ○ 多摩地域で災害が発生し、状況により本部長が必要と認めるときは、立川市内に存する都の出先事業所に勤務する職員のうちから、指名された職員により運用する。 ○ 立川基地には、国の立川広域防災基地が設置され、国の災害対策本部の予備施設である立川防災合同庁舎をはじめ、陸上自衛隊や海上保安庁、警視庁、東京消防庁、立川市役所等の施設が集積している。こうした特性を生かして、地域の市町村や防災機関及び国の立川広域防災基地所在の各施設との連携を図るとともに、多摩地域の防災拠点としての立川地域防災センターの機能を高めていく。	(立川地域防災センター) ○ 立川地域防災センターは、南関東地域に広域的な災害が発生し、首都機能に甚大な被害が生じた場合を想定して国が整備した立川広域防災基地内にあり、東京都防災センターの指揮の下に行われる多摩地域の防災活動の拠点施設であり、情報収集・連絡調整、救援物資の備蓄・輸送、要員確保などの機能を有している。 ○ 災害時は、原則として、併設の災害対策職員住宅の入居職員により運用する。 ○ 立川広域防災基地には、国の災害対策本部の予備施設である立川防災合同庁舎をはじめ、陸上自衛隊や海上保安庁、警視庁、東京消防庁、立川市役所等の施設が集積している。こうした特性を生かし、地域の市町村や防災機関、立川広域防災基地所在の各施設との連携を図る。
0738	2	6	5	1	(3)	(非常配備態勢) ○ 被害その他の状況により、本部長が必要と認めるときに発令する。	(非常配備態勢) ○ 災害その他の状況により、本部長が必要と認めるときに発令する。
0739	2	6	5	1	(3)	(特別非常配備態勢) ○ 夜間休日等の勤務時間外において震度6弱以上の地震(島しょを除く。)が発生したときに発令する。	(特別非常配備態勢) ○ 夜間、休日等の勤務時間外において震度6弱以上の地震(島しょを除く。)が発生したときに発令する。
0740	2	6	5	1	(3)	(新設)	○ 現地機動班 ・ 被災地での応急対策活動を機動的に実施するため、危機管理監の指揮下に「現地機動班」を編成する。 ・ 現地機動班は、原則として、各区市町村にある都の施設などを活動拠点とし、人命に係る応急対策業務を優先して行うとともに、被害情報の収集などを行う。 ・ 現地機動班の活動拠点となる各施設については、東京都防災行政無線など応急対策活動の実施に必要な資機材を整備する。 ・ 現地機動班の運用等については、総務局総合防災部長が定める。

No.	部	章	節	項	目	旧	新
0741	2	6	5	1	(3)	【特別非常配備態勢に係る配備職員の指定基準】 表	【特別非常配備態勢に係る配備職員の指定基準】 表(更新)
0742	2	6	5	1	(3)	<p>コ 夜間休日等における初動態勢の確保</p> <p>○ 夜間・休日等に発生する地震災害等の非常事態に対処するため、夜間防災連絡室及び東京都災害対策職員住宅を設置し、初動態勢を確保する。</p> <p>○ 夜間防災連絡室に主任連絡員及び連絡員を置き、以下の業務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地震災害等に関する情報収集及び連絡 ・ 気象情報の収集及び連絡 ・ 都総務局総合防災部職員に対する災害情報等の連絡 ・ 東京消防庁等に対する救急患者の輸送に係る要請及び連絡 ・ 都総務局総合防災部長等が東京都防災センターに登庁するまでの間、災害対策本部設置業務及び災害対策本部構成局への連絡、関係防災機関に対する要請 ・ 災害対策職員住宅に入居する災害対策連絡員等に対する災害情報等の連絡 ・ 上記のほか特に総合防災部長等が指示する業務 	<p>コ 夜間休日等における初動態勢の確保</p> <p>○ 夜間・休日等に発生する地震災害等の非常事態に対処するため、夜間防災連絡室及び東京都防災センター周辺及び立川地域防災センターに東京都災害対策職員住宅を設置し、初動態勢を確保する。</p> <p>○ 夜間防災連絡室に主任連絡員及び連絡員を置き、以下の業務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 気象情報の収集及び資料作成 ・ 地震及び台風等の災害に関する情報収集及び資料作成 ・ 危機管理に関する情報収集及び資料作成 ・ 火災、救急事故及び救助事故等に関する総務省消防庁への報告 ・ 島しょにおける急患搬送にかかる要請及び連絡 ・ 総合防災部職員及び各局防災主管課職員等への情報連絡 ・ 大規模災害の発生時等における災害対策本部の立上げ並びに災害対策本部構成局及び関係防災機関等に対する情報伝達 ・ 災害対策本部の設置時における総合防災部職員の災害対応業務等の補助 ・ 上記のほか、特に総合防災部長等が指示する業務
0743	2	6	5	1	(3)	<p>○ 東京都防災センター周辺及び立川地域防災センターに整備した災害対策職員住宅の入居者(都総務局総合防災部の職員を除く。)は、発災時における情報の収集連絡、都本部の運営事務に従事する。</p> <p>○ 上記職員は夜間防災連絡室から参集の連絡があった場合、又は夜間休日等の勤務時間外において特別非常配備態勢がとられた場合には、直ちに、東京都防災センター若しくは立川地域防災センターに参集し、都総務局総合防災部長の指揮下に入る。また、都本部が設置された場合は、原則として、設置から72時間までの間は、都本部の運営事務に従事する。</p> <p>○ 災害対策職員住宅に入居している都総務局総合防災部の職員は、夜間防災連絡室からの連絡又は都の地域において地震が発生した場合、及び都の地域に影響のある津波の発生を知った場合は、直ちに情報収集を行う。地震等により被害が発生した場合、震度5弱以上の地震の場合及び津波警報等が発表された場合には速やかに東京都防災センターに参集し、必要な対応措置をとる。</p>	<p>○ 災害対策職員住宅に入居している都総務局総合防災部の職員は、夜間防災連絡室からの連絡又は都の地域において地震が発生した場合や、都の地域に影響のある津波が発生した場合には、直ちに情報収集を行う。また、震度5弱以上の地震の場合、津波注意報等が発表された場合、地震等により被害が発生した場合は、速やかに東京都防災センターに参集し、必要な対応措置をとる。</p> <p>○ 災害対策職員住宅に入居している都総務局総合防災部以外の職員は、夜間防災連絡室から参集の連絡があった場合、又は夜間休日等の勤務時間外において特別非常配備態勢等がとられた場合には、直ちに、東京都防災センター又は立川地域防災センターに参集し、都総務局総合防災部長の指揮下に入り、災害情報の収集・連絡や都本部の運営事務に従事する。</p>
0744	2	6	5	1	(3)	<p>○ 都の地域に災害が発生した場合において、必要があると認められるときは、都防災会議を開催し、災害復旧に関し関係機関の連絡調整を要する。</p>	<p>○ 都の地域に災害が発生した場合において、必要があると認められるときは、都防災会議を開催し、災害復旧に関して、都及び関係機関相互間での連絡調整を図る。</p>
0745	2	6	5	2	(2)	<p>表 情報収集等</p> <p>○ 警防本部、方面隊本部、署隊本部は、所定の計画に基づき地震被害予測システムの結果、119番通報、高所見張情報、情報活動隊による情報、参集職(団)員情報、消防ヘリコプターによる地震被害判読システム等を活用し、積極的に災害情報収集を行う。</p>	<p>表 情報収集等</p> <p>○ 警防本部、方面隊本部、署隊本部は、所定の計画に基づき地震被害予測システムの結果、119番通報、高所見張情報、情報活動隊及び参集職(団)員情報による早期災害情報システム等を活用した情報、消防ヘリコプターによる地震被害判読システム等を活用し、積極的に災害情報収集を行う。</p>
0746	2	6	5	3	(2)	【応援協力・派遣要請のフロー】 図	【応援協力・派遣要請のフロー】 図(更新)

No.	部	章	節	項	目	旧	新
0747	2	6	5	3	(3)	<p>○ 区市町村長が知事に応援又は応援のあっせんを求める場合、都総務局(総合防災部防災対策課)に対し、次に掲げる事項についてまず口頭又は電話等をもって要請し、後日文書により改めて処理する。</p>	<p>○ 区市町村長が知事に応援又は応援のあっせんを求める場合、都本部に対し、次に掲げる事項についてまず口頭又は電話等をもって要請し、後日文書により改めて処理する。</p>
0748	2	6	5	3	(3)	<p>○ 防災機関の長又は代表者は、都に対し災害応急対策の実施を要請し若しくは応援を求めようとするとき、又は区市町村若しくは他の防災機関等の応援のあっせんを依頼しようとするときは、都総務局(総合防災部防災対策課)に対し、次に掲げる事項についてまず口頭又は電話等をもって要請し、後日文書により改めて処理する。</p>	<p>○ 防災機関の長又は代表者は、都に対し災害応急対策の実施を要請し若しくは応援を求めようとするとき、又は区市町村若しくは他の防災機関等の応援のあっせんを依頼しようとするときは、都本部に対し、次に掲げる事項についてまず口頭又は電話等をもって要請し、後日文書により改めて処理する。</p>
0749	2	6	5	3	(3)	<p>○ 東京電力は、非常災害対策用資機材の備蓄を効率的に行うとともに、災害時の不足資機材の調達を迅速、容易にするため、各電力会社及び電源開発株式会社と、非常災害対策用資機材の相互融通態勢を整えている。</p> <p>○ 東京電力は、各電力会社と締結した「全国融通電力供給契約」及び隣接する各電力会社間において締結された「二社融通電力供給契約」に基づき、緊急災害時においても電力の融通ができるよう取り決めている。</p>	<p>○ 東京電力グループは、非常災害対策用資機材の備蓄を効率的に行うとともに、災害時の不足資機材の調達を迅速、容易にするため、復旧用資材の規格の統一を電力会社間で進めるほか、電力広域的運営推進機関の「防災業務計画」に基づき、他事業者と非常災害対策用資機材の相互融通体制を整えている。</p> <p>○ 東京電力パワーグリッド本社本部は、各電力会社と締結した「全国融通契約」及び電力広域的運営推進機関の指示に基づき、緊急災害時においても電力の融通ができるよう取り決めている。</p>
0750	2	6	5	3	(3)	(資料第○「都と防災機関等との相互協力」別冊P○)	(資料第○「都と防災機関等との協力」別冊P○)
0751	2	6	5	3	(3)	<p>オ 広域応援協力</p> <p>(ア) 九都県市における災害時相互応援</p> <p>○ 「九都県市災害時相互応援に関する協定」に基づき、首都圏を構成する九都県市域内で震度5弱以上の地震が発生した場合には、相互に連絡し合い、災害状況や災害対策本部の設置状況等について把握し、通信連絡体制を確保する。</p> <p>○ 首都圏の複数の都県市で震度6弱以上の地震が発生した場合には、「九都県市広域防災プラン(震災編)」に基づき、九都県市共同運営による応援調整本部を設置し、九都県市間の応援を調整する。</p>	<p>オ 広域応援協力</p> <p>(ア) 九都県市における災害時相互応援</p> <p>○ 「九都県市災害時相互応援に関する協定」に基づき、首都圏を構成する九都県市域内で大規模な地震、風水害及びその他災害等が発生又は発生の恐れがある場合には、相互に連絡し合い、災害状況や災害対策本部の設置状況等について把握し、情報連絡体制を確立する。</p> <p>○ また、被災状況に応じ、九都県市共同運営による応援調整本部を設置し、九都県市間の応援を調整する。</p> <p>○ 九都県市域内での対応が困難な場合は、「関西広域連合と九都県市との災害時の相互応援に関する協定」に基づき、関西広域連合に応援要請を行う。</p> <p>一方、関西広域連合域内で大規模な地震、風水害及びその他災害等が発生又は発生する恐れがある場合には、同協定に基づき、応援を実施する。</p>
0752	2	6	5	3	(3)	<p>オ 広域応援協力</p> <p>(ア) 九都県市における災害時相互応援</p> <p>上記に転記した文以外の全文</p>	(削る)
0753	2	6	5	3	(3)	<p>○ 被災県は、自らが所属するブロック以外のブロックを構成する都道府県に対して、全国知事会を通じて広域応援を要請する。</p> <p>○ 被災県が属するブロックに隣接したブロックは、幹事県の調整の下、被災県への応援を行う。</p>	(削る)

No.	部	章	節	項	目	旧	新
0754	2	6	5	3	(3)	(新設)	<p>(エ) 被災市区町村応援職員確保システム</p> <p>○ 「被災市区町村応援職員確保システムに関する要綱」に基づき、総務省及び関係機関（全国知事会、全国市長会、全国町村会等）が協力して、全国の地方公共団体の人的資源を最大限活用して被災市区町村を支援する。</p> <p>○ 総務省及び関係団体で構成する被災市区町村応援職員確保調整本部の調整の下、各ブロック知事会（関係都道府県）における支援体制を構築するとともに、関係都道府県との協議により被災市区町村応援職員確保現地調整会議を設置し、被災市区町村ごとに対口支援団体等を決定する。（第一段階支援）</p> <p>○ 対口支援団体等による第一段階支援だけでは対応が困難である場合又は困難であると見込まれる場合、全国の地方公共団体による支援を実施する。（第二段階支援）</p> <p>○ 対口支援団体としての支援は、都道府県及び当該都道府県の区域内の区市町村が一体となって行う。</p> <p>○ 被災市区町村は、自らが行う災害マネジメントについて支援が必要な場合に総務省に対し、災害マネジメント総括支援員の派遣を要請することができる。</p>
0755	2	6	5	3	(3)	(新設)	<p>(オ) 他水道事業者との災害相互応援等</p> <p>○ 東京都及び18大都市は、「19大都市水道局災害時相互応援に関する覚書」に基づき、水道事業に関し、災害が発生した際の大都市間の相互応援として、飲料水の供給や施設の応急復旧等に必要な資器材の提供等を実施する。</p> <p>○ また、東京都は、仙台市、大阪市、岡山市、千葉県の水水道事業者と相互救援等に関する協定や覚書を締結し、大規模災害等により被災した場合に、迅速かつ円滑な救援活動を相互に行う、又は相手側から受けることとしている。</p> <p>○ 更に、公益社団法人日本水道協会を通じた、全国的な相互応援の仕組みが構築されている。</p>
0756	2	6	5	3	(3)	(新設)	<p>○ 海外からの支援の受け入れは、政府の緊急災害対策本部及び現地対策本部が調整窓口となって行なう。緊急災害対策本部の連絡窓口は都本部となる。</p>
0757	2	6	5	4	(2)	○ 都本部は、地震発生後、オープンスペースの被害状況、使用の可否について、都各局、区市町村、関係機関等から情報収集し、その状況について継続的に把握する。	○ 都本部は、地震発生後、オープンスペースの被害状況、使用の可否について、現地機動班、都各局、区市町村、関係機関等から情報収集し、その状況について継続的に把握する。
0758	2	7				<p>○ 情報通信の重要性と対策の基本的考え方</p> <p>被災状況などの災害関連情報は、関係機関による応急対策などの具体的な活動を展開する上で欠かせない。このような必要な情報を伝達するためには、発災時に機能する通信網を確保していく必要がある。更には、行政機関等における通信だけでなく、家族との安否確認のための情報通信も、発災時の混乱を避けるために必要となる。</p> <p>本章では、発災後の情報通信の確保に向け、防災機関等の相互の通信、住民の方々への情報提供、住民相互の情報伝達についての対策を示す。</p>	<p>○ 情報通信の重要性と対策の基本的考え方</p> <p>被災状況などの災害関連情報は、関係機関による応急対策などの具体的な活動を展開する上で欠かせない。このような必要な情報を伝達するためには、発災時に機能する通信網を確保していく必要がある。更には、行政機関等における通信だけでなく、家族との安否確認のための情報通信も、発災時の混乱を避けるために必要となる。</p> <p>本章では、発災後の情報通信の確保に向け、防災機関等の相互の通信、都民及び外国人を含めた来訪者への情報提供、住民相互の情報伝達についての対策を示す。</p>
0759	2	7				<p>○ 現在の対策の状況</p> <p>都はこれまで、東京都防災行政無線網を都庁と各区市町村、防災機関、都の主要出先機関等との間に整備するとともに、災害情報システム（DIS）を防災機関や区市町村等81機関に整備するなど、防災機関等における通信網を確保してきた。</p>	<p>○ 現在の対策の状況</p> <p>都はこれまで、東京都防災行政無線網を都庁と各区市町村、防災機関、都の主要出先機関等との間に整備するとともに、災害情報システム（DIS）を防災機関や区市町村等81機関に整備するなど、防災機関等における通信網を確保してきた。加えて、東京都防災ホームページや東京都防災Twitter、東京都防災アプリ等を活用して、都民への情報発信を行っているところである。</p>

No.	部	章	節	項	目	旧	新
0760	2	7				<p>○「首都直下地震等による東京の被害想定」を踏まえた課題 「首都直下地震等による東京の被害想定」では、固定電話の不通、停電などの被害及び携帯電話の不通分布が想定されている。 こうした想定を踏まえ、平常時に使用している電話などの通信網だけではなく、発災時に備え、多様な通信手段による通信網の確保に取り組む必要がある。</p>	<p>○「首都直下地震等による東京の被害想定」を踏まえた課題 「首都直下地震等による東京の被害想定」では、固定電話の不通、停電などの被害及び携帯電話の不通分布が想定されている。 こうした想定を踏まえ、平常時に使用している電話などの通信網だけではなく、発災時に備え、メールやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を含めた多様な通信手段による通信網の確保に取り組む必要がある。</p>
0761	2	7	概要			<p>○ 防災ホームページによる都民への情報提供</p>	<p>○ 東京都防災ホームページや東京都防災Twitter、東京都防災アプリなどによる都民への情報提供</p>
0762	2	7	概要			<p>○ 迅速な報道に向けた体制の整理、ソーシャルメディアなど新たな情報提供ツールの活用による多様化</p>	<p>○ 迅速な報道に向けた体制の整理、ソーシャルメディアなど多様な情報提供ツールの活用による多様化</p>
0763	2	7	概要			<p>地震前の行動（予防対策） ○ 住民等への情報提供体制の整備 ソーシャルメディアなど新たな情報提供ツールを活用</p>	<p>地震前の行動（予防対策） ○ 住民等への情報提供体制の整備 ソーシャルメディアなど多様な情報提供ツールを活用</p>
0764	2	7	概要			<p>地震直後の行動（応急対策） ○ 広報・広聴体制等 ソーシャルメディアなど新たな情報提供ツールを活用</p>	<p>地震直後の行動（応急対策） ○ 広報・広聴体制等 ソーシャルメディアなど多様な情報提供ツールを活用</p>
0765	2	7	1	1		<p>都庁を中心とした東京都防災行政無線網を各区市町村、防災機関、都の主要出先機関等との間に整備するとともに、防災機関や区市町村等81機関に災害情報システム（DIS）を整備している。</p>	<p>都庁を中心とした東京都防災行政無線網を各区市町村、防災機関、都の主要出先機関等との間に整備するとともに、防災機関や区市町村等92か所に災害情報システム（DIS）を整備している。</p>
0766	2	7	1	1		<p>・統制局2、中継局25、端末局316、移動局546(平成25年6月1日現在)) ・携帯電話被災情報登録者95名(平成23年8月1日現在) (災害情報システム(DIS)に携帯電話を活用した画像情報を取り込む。)</p>	<p>・統制局2、中継局27、端末局330、移動局537(平成30年6月1日現在)) (災害情報システム(DIS)に携帯電話を活用した画像情報を取り込む。)</p>
0767	2	7	1	2		<p>東京都防災ホームページを活用した都民への情報提供や報道機関への情報提供体制を整えている。</p>	<p>東京都防災ホームページや東京都防災Twitter、東京都防災アプリを活用した都民への情報提供や、報道機関への情報提供体制を整えている。</p>
0768	2	7	2	2		<p>東京都防災ホームページへのアクセス集中により、閲覧や更新に時間がかかるなどの問題が発生したり、防災行政無線による音声内容が場所によって聞き取りにくいなどの確実に情報提供できる体制となっていないことから、適切な情報を迅速かつ確実に提供できる体制整備が必要である。</p>	<p>防災行政無線による音声内容が場所によって聞き取りにくいなど確実に情報提供できる体制となっていないことから、他媒体の活用等により、適切な情報を迅速かつ確実に提供できる体制整備が必要である。</p>
0769	2	7	3	1		<p>防災行政無線や災害情報システムの機能拡充に加え、それを補完する多様な通信手段を配備するなど、行政機関内の情報連絡体制を確保する。また、防災行政無線、専用電話、衛星携帯電話等の配備により、外部機関との重層的な連絡体制を構築する。</p>	<p>防災行政無線や災害情報システムの機能拡充に加え、それを補完する多様な通信手段を配備するなど、行政機関内の情報連絡体制を確保する。機能拡充に当たっては被害情報等を迅速かつ正確に収集・一元化・分析するため、地理情報システム(GIS)機能、ビッグデータやSNS分析ツールを利用した災害情報の収集・分析と応急対策への活用等、最新の情報通信関連技術の活用を考慮する。また、防災行政無線、専用電話、衛星携帯電話等の配備により、外部機関との重層的な連絡体制を構築する。</p>

No.	部	章	節	項	目	旧	新
0770	2	7	3	2		東京都防災ホームページの機能強化や、ソーシャルメディアなど新たな情報提供ツールの活用、鉄道事業者による情報提供により、住民への情報提供を推進する。また、災害情報システムを一層活用した効率的な情報共有と集計を実施し、報道発表を迅速化して報道対応の円滑化を図るなど、報道機関との連携を密にする。	東京都防災ホームページの機能強化や、SNSや東京都防災アプリ、デジタルサイネージなど多様な情報提供ツールの活用、鉄道事業者による情報提供により、住民への情報提供を推進する。また、災害情報システムを一層活用した効率的な情報共有と集計を実施し、報道発表を迅速化して報道対応の円滑化を図るなど、報道機関との連携を密にする。
0771	2	7	4	1		1 業務用MCA無線、衛星電話などの補完手段の確保	1 情報連絡・収集・提供体制の強化
0772	2	7	4	1		関係機関の業務用MCA無線の増設、下水道施設を活用したバックアップルートを含む光ファイバーの敷設、行政利用への無償提供を拡大するなど通信ネットワークを強化する。また、東京スカイツリー等の高所カメラを活用した動画情報等の充実を図り、災害時における情報連絡体制を構築する。	防災行政無線回線網のループ構成化や下水道施設を活用した光ファイバーの行政への無償利用拡大などにより通信ネットワークを強化する。また、衛星携帯電話や業務用MCA無線等の配備により情報連絡体制を強化する。 東京スカイツリー等の高所カメラを活用した動画情報等の充実を図り、災害時における情報連絡体制を構築する。
0773	2	7	4	2		都庁内のみならず区市町村や関係機関との災害情報の共有化を進めるとともに、迅速な報道体制と都民に提供する災害情報の充実を図り、自助・共助における意思決定を支援する仕組みを一層強化する。 また、ソーシャルメディアなど新たな情報提供ツールを活用し、迅速な情報提供体制を整備する。	都庁内のみならず区市町村や関係機関との災害情報の共有化を進めるとともに、迅速な報道体制と都民に提供する災害情報の充実を図り、自助・共助における意思決定を支援する仕組みを一層強化する。 また、ソーシャルメディアなど多様な情報提供ツールを活用し、迅速な情報提供体制を整備する。
0774	2	7	4	3		一時滞在施設等において、無線LANの設置やSNSなど新たな情報基盤を強化し、通信手段の多様化を図る。	一時滞在施設等において、無線LANの設置やSNS（ソーシャル・ネットワークワーキング・サービス）を含めたソーシャルメディアなど多様な情報基盤を強化し、通信手段の多様化を図る。
0775	2	7	5	1	(1)	表 都総務局 (新設)	表 都総務局 ○ Lアラート（災害情報共有システム（※4）の利用） ○ 地理空間情報の活用 ○ SNS分析ツールを利用した災害情報の収集・分析と応急対策への活用
0776	2	7	5	1	(1)	表 都各局 (新設)	表 都各局 ○ 地理空間情報の活用
0777	2	7	5	1	(1)	表 東京消防庁 (新設)	表 東京消防庁 ○ 関係防災機関相互の災害情報等をリアルタイムで共有する体制の構築
0778	2	7	5	1	(1)	表 陸上自衛隊 ○ 東京都と東部方面総監部との間の通信基盤の整備促進	表 陸上自衛隊 ○ 都本部との情報連絡体制を構築
0779	2	7	5	1	(1)	表 海上保安庁 ○ 東京都と東京海上保安部との間の情報連絡体制の構築検討	表 海上保安庁 ○ 都本部との情報連絡体制を構築
0780	2	7	5	1	(1)	(新設)	※ Lアラート（災害情報共有システム） 総務省が全国に普及促進しているもので、ICTを活用して、災害時の避難勧告・指示など地域の安心・安全に関するきめ細かな情報の配信を簡素化・一括化し、テレビ、ラジオなどの様々なメディアを通じて、地域住民に迅速かつ効率的に提供することを実現する情報基盤。

No.	部	章	節	項	目	旧	新
0781	2	7	5	1	(2)	<p>・ 東京都災害情報システム（DIS） 災害時に防災機関等から収集した被害・措置情報等を都本部が一元的に管理し、都の災害対策活動に資するとともに、端末設置機関が、これら災害情報を活用し各機関の災害対策活動に役立てる。 また、区市町村や防災機関等との連携やあらかじめ登録された都職員などから災害発生時に、携帯電話のカメラ機能を利用して撮影した被災画像等を送信するなど多様な種類の情報を収集し、地図情報を基盤とした意思決定を支援する。 都庁LANや区市町村等の保有するシステム、都民向け東京都防災ホームページ等との連携を強め、行政機関内の効果的な連携や、都民への防災情報提供の充実を図る。</p>	<p>・ 東京都災害情報システム（DIS） 災害時に防災機関等から収集した被害・措置情報等を都本部が一元的に管理し、都の災害対策活動に資するとともに、端末設置機関が、これら災害情報を活用し各機関の災害対策活動に役立てる。 また、被害箇所や気象情報、被害想定などの防災基礎情報を地図情報上にレイヤ標記し、作戦地図機能を活用することで、災害対策の意思決定を支援する。 クラウド技術の活用や区市町村等の保有するシステム、都民向け東京都防災ホームページ等との連携を強め、行政機関内の効果的な連携や、都民への防災情報提供の充実を図る。</p>
0782	2	7	5	1	(2)	<p>○ 都総務局、警視庁及び東京消防庁は、島しょ地域全体におけるヘリテレ映像のリアルタイム受信を可能とし、都、警視庁及び東京消防庁で共有する体制を検討する。</p>	<p>○ 都総務局、警視庁及び東京消防庁は、島しょ地域全体におけるヘリテレ映像のリアルタイム受信を可能とし、都、警視庁及び東京消防庁で共有する。</p>
0783	2	7	5	1	(2)	<p>○ 都は、防災行政無線網、災害情報システム（DIS）、画像情報等について、東部方面総監部等への情報提供体制を検討し、自衛隊との情報共有を強化する。</p>	<p>○ 都は、防災行政無線網、災害情報システム（DIS）、画像情報等について、東部方面総監部等への情報提供体制を構築し、自衛隊との情報共有を強化する。</p>
0784	2	7	5	1	(2)	<p>○ 都は、東京海上保安部との映像情報等の共有を検討し、海上保安庁との情報連絡体制を強化していく。</p>	<p>○ 都は、東京海上保安部との映像情報等の共有体制を構築し、海上保安庁との情報連絡体制を強化する。</p>
0785	2	7	5	1	(2)	<p>○ 都（一部島しょ地域分）、東京消防庁、都内の各区市町村及び気象庁が設置した地震計（103基）を災害情報システム（DIS）に取り込むことでネットワーク化を図り、各防災機関に震度情報を提供する。これにより、各防災機関が相互に協力しながら、迅速な初動対応を行い、被害を最小限に抑える体制を確立する。</p>	<p>○ 都（一部島しょ地域分）、東京消防庁、都内の各区市町村及び気象庁が設置した地震計（103基）を災害情報システム（DIS）に取り込み、気象庁へ送信することでネットワーク化を図り、各防災機関に震度情報を提供する。これにより、各防災機関が相互に協力しながら、迅速な初動対応を行い、被害を最小限に抑える体制を確立する。</p>
0786	2	7	5	1	(2)	<p>（新設）</p>	<p>○ 現行の災害情報システム（DIS）は、平成23年度から運用を続けているが、10年が経過するタイミングである令和3年度稼働に向けた再構築を予定している。再構築に当たっては、被害情報等を迅速かつ正確に収集・一元化・分析するため、GIS機能、ビッグデータやSNS分析ツールを利用した災害情報の収集・分析と応急対策への活用等、最新の情報通信関連技術の活用を考慮する。</p>
0787	2	7	5	1	(2)	<p>（新設）</p>	<p>○ 都、区市町村及び関係機関が有する災害情報等をリアルタイムで共有する体制の構築に向けた取組を進める。</p>
0788	2	7	5	1	(2)	<p>○ 海上保安庁は、東京都と東京海上保安部との間の映像情報等の共有を検討し、情報連絡体制を強化していく。</p>	<p>○ 海上保安庁は、東京都と東京海上保安部との間の映像情報等の共有体制を構築し、情報連絡体制を強化する。</p>
0789	2	7	5	1	(2)	<p>（新設）</p>	<p>○ 平常時より設備・機器の点検や操作の習熟等に努める。</p>
0790	2	7	5	1	(2)	<p>（新設）</p>	<p>○ 災害に関する情報の収集等に当たっては、地理空間情報の活用に努める。</p>

No.	部	章	節	項	目	旧	新
0791	2	7	5	2	(1)	表 都政策企画局 ○ 放送要請・報道要請等に関する協定の締結など新聞社及び放送機関との連携体制を整備	表 都政策企画局 ○ 放送要請・報道要請等に関する協定の締結など、報道機関との連携体制を整備
0792	2	7	5	2	(1)	表 都総務局 ○ 防災Twitterなど新たな情報提供ツールの活用	表 都総務局 ○ 防災Twitter、東京都防災アプリ、都等保有のデジタルサイネージなど多様な情報提供ツールの活用
0793	2	7	5	2	(1)	表 都生活文化局 ○ 防災Twitterをはじめとする防災関連情報を、都庁広報Twitterにより幅広く発信	表 都生活文化局 ○ 防災Twitterをはじめとする防災関連情報を、東京都庁広報課Twitterにより幅広く発信
0794	2	7	5	2	(1)	表 機関名 都建設局 都港湾局 都水道局 都下水道局	表 機関名 都産業労働局 都建設局 都港湾局 都水道局 都下水道局
0795	2	7	5	2	(1)	表 関東総合通信局 ○ 公共情報コモンズ等による住民への防災情報伝達システムの整備促進	表 関東総合通信局 ○ Lアラート（災害情報共有システム）による住民への防災情報伝達システムの整備促進
0796	2	7	5	2	(1)	表 機関名 東京電力 東京ガス NTT東日本 NTTドコモ NTTコミュニケーションズ KDDI ソフトバンクモバイル ソフトバンク	表 機関名 東京電力グループ 東京ガス NTT東日本 NTTドコモ NTTコミュニケーションズ KDDI ソフトバンク
0797	2	7	5	2	(2)	○ 災害時のアクセス集中に耐えられる、東京都防災ホームページを整備する。	○ 災害時のアクセス集中に強く、外国語対応を迅速に行うための自動翻訳機能を持った東京都防災ホームページを整備する。
0798	2	7	5	2	(2)	○ 防災Twitter及び公共情報コモンズなど新たな情報提供ツールを活用し、迅速な災害時の情報提供体制を整備する。	○ 防災Twitter及びLアラート（災害情報共有システム）を利用した東京都防災アプリやデジタルサイネージなど多様な情報提供ツールを活用し、迅速な災害時の情報提供体制を整備する。なお、デジタルサイネージの情報発信のためのルール作りについては、検討を進める。
0799	2	7	5	2	(2)	(新設)	○ 防災マップの作成等、多様な手段により防災関連情報を提供する。
0800	2	7	5	2	(2)	防災行政無線を高度化することで、災害時に通信を断絶することなく情報伝達するとともに、公共情報コモンズ等をはじめ、あらゆる通信・放送手段を連携させて、地域住民に情報を伝達する防災情報伝達システムを検討する。	○ 防災行政無線を高度化することで、災害時に通信を断絶することなく情報伝達するとともに、Lアラート（災害情報共有システム）等をはじめ、あらゆる通信・放送手段を連携させて、地域住民に情報を伝達する防災情報伝達システムを検討する。

No.	部	章	節	項	目	旧	新
0801	2	7	5	2	(2)	○ ライフライン5社（NTT東日本、NTTドコモ、東京電力、東京ガス、都水道局）は、在京ラジオ7社（日本放送協会、TBSラジオ&コミュニケーションズ、文化放送、ニッポン放送、ラジオ日本、エフエム東京、J-WAVE）と構築している恒久的ネットワークにより、在京ラジオ7社と必要に応じて、被害状況、復旧状況などの情報を共有する。	○ ライフライン5社（NTT東日本、NTTドコモ、東京電力、東京ガス、都水道局）は、在京ラジオ7社（日本放送協会、TBSラジオ、文化放送、ニッポン放送、ラジオ日本、エフエム東京、J-WAVE）と構築している恒久的ネットワークにより、在京ラジオ7社と必要に応じて、被害状況、復旧状況などの情報を共有する。
0802	2	7	5	3	(1)	表 鉄道事業者 ○ 駅における情報提供体制の整備	表 都交通局 鉄道事業者 ○ 駅における情報提供体制の整備 ○ ホームページやSNS等を利用した情報提供体制の整備
0803	2	7	5	3	(2)	○ SNSなど新しい通信基盤を活用した情報提供体制の整備を推進する。	○ SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を含めたソーシャルメディアなど多様な通信基盤を活用した情報提供体制の整備を推進する。
0804	2	7	5	3	(2)	「鉄道事業者」 ○ 駅での情報提供など発災時における利用者への情報提供体制を整備する。	「都交通局」 「鉄道事業者」 ○ 駅での情報提供やホームページ及びSNS等を利用した情報提供など発災時における利用者への情報提供体制を整備する。
0805	2	7	5	1	(2)	図	図（更新）
0806	2	7	5	1	(2)	図下段 （新設）	* 3 市町村消防団の場合
0807	2	7	5	1	(3)	○ 都本部への通信連絡は、東京都防災センター内指令情報室及び通信室において処理する。	○ 都本部への通信連絡は、東京都防災センター内指令情報室において処理する。
0808	2	7	5	1	(3)	・ 都本部と任意の防災機関との間に直通回線（ホットライン）を設定	（削る）
0809	2	7	5	1	(3)	○ 災害情報システム（DIS）の携帯電話を活用した被災情報収集として、あらかじめ登録された都職員などの情報提供者は、災害発生時に、携帯電話のカメラ機能を利用して撮影した被災画像等を都総務局総合防災部に送信する。また、それらの情報により被災状況等を迅速に把握し、初動対応・応急対策実施等の判断材料として活用する。	○ 災害情報システム（DIS）の機能を活用し、各局の参集状況や被災箇所状況を報告する。
0810	2	7	5	1	(3)	○ 具体的な対応については、「放送を活用した避難勧告等の情報伝達の申し合わせ」の内容による。 ・ 実施機関 東京都、都内区市町村、東京都域又は都域を超える広域区域を事業区域とする各放送機関 ・ 伝達する情報 a 避難準備（要配慮者避難情報） b 避難勧告 c 避難指示 d 警戒区域の設定	○ 具体的な対応については、「放送を活用した避難勧告等の情報伝達の申し合わせ」の内容による。 ・ 実施機関 東京都、都内区市町村、東京都域又は都域を超える広域区域を事業区域とする各放送機関 ・ 伝達する情報 a 避難準備・高齢者等避難開始 b 避難勧告 c 避難指示（緊急） d 警戒区域の設定

No.	部	章	節	項	目	旧	新
0811	2	7	5	2	(1)	表 都総務局 ○ 現地の状況調査及び被害状況等とりまとめ	表 都総務局 ○ 被害状況等とりまとめ
0812	2	7	5	2	(1)	表 警視庁 ○ 都への通報、関係機関との情報交換 ○ 地震被害判読システム等による災害情報収集	表 警視庁 ○ 都への通報、関係機関との情報交換 ○ 安否・被害情報確認システムによる参集途上の職員からの被害状況等の収集 ○ 地震被害判読システム等による災害情報収集
0813	2	7	5	2	(1)	表 東京消防庁 ○ 高所カメラ、地震被害判読システム等による災害情報収集	表 東京消防庁 ○ 高所カメラ、地震被害判読システム、早期災害情報システム等による災害情報収集
0814	2	7	5	2	(1)	(新設)	表 関東地方測量部 ○ 情報収集及び連絡
0815	2	7	5	2	(1)	表 関東総合通信局 ○ 災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車の貸出し	表 関東総合通信局 (削る)
0816	2	7	5	2	(1)	表 機関名 NTT東日本 NTTコミュニケーションズ* NTTドコモ KDDI ソフトバンクモバイル ソフトバンクテレコム	表 機関名 NTT東日本 NTTコミュニケーションズ* NTTドコモ KDDI ソフトバンク
0817	2	7	5	2	(2)	【東京都災害情報システム(DIS)の場合】 図	【東京都災害情報システム(DIS)の場合】 図 (更新)
0818	2	7	5	2	(3)	○ 都総務局は、状況により必要がある場合は、災害地調査班を編成し、現地の状況を調査する。ただし、班の数及び構成その他必要事項は、事態に応じ適宜定める。 ・ 調査事項は、災害原因、被害状況、応急措置状況、災害地住民の動向及び要望事項、現地活動の隘路、その他必要事項とする。 ・ 現地調査に当たっては、災害対策用車両の有効適切な活用を図り、調査の結果を逐一都総務局に報告する。なお、調査の際、重要な情報があるときは、直ちに報告する。	(削る)
0819	2	7	5	2	(3)	○ 各方面本部、各警察署及び地震被害判読システムから収集した情報を、都に通報するとともに、東京消防庁、自衛隊等の関係機関と情報交換を図る。	○ 各方面本部、各警察署及び安否・被害情報確認システム、地震被害判読システムから収集した情報を、都に通報するとともに、東京消防庁、自衛隊等の関係機関と情報交換を図る。

No.	部	章	節	項	目	旧	新
0820	2	7	5	2	(3)	<p>○ 各消防署管内の被害状況及び各種消防活動の状況等について、次の手段により収集した情報を、とりまとめて都に通報するとともに、警視庁、自衛隊等の関係機関と情報交換を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高所高感度カメラを用いた管内の火災発生状況、建物倒壊状況等の把握 ・ 地震計ネットワーク、地震被害予測システム、延焼シミュレーション等を活用した被害状況の予測 ・ 消防車両、情報活動隊、広報車隊、巡回情報収集班等による被害状況の把握 ・ 地震被害判読システムによる被害状況及び各種消防活動状況の把握 ・ 消防団員の参集者が収集した被害状況の把握 	<p>○ 各消防署管内の被害状況及び各種消防活動の状況等について、次の手段により収集した情報を、適宜、都に伝達・共有するとともに、警視庁、自衛隊等の関係機関と情報交換を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高所高感度カメラを用いた管内の火災発生状況、建物倒壊状況等の把握 ・ 地震計ネットワーク、地震被害予測システム、延焼シミュレーション等を活用した被害状況の予測 ・ 消防車両、情報活動隊、広報車隊、巡回情報収集班等による早期災害情報システム等を活用した被害状況の把握 ・ 地震被害判読システムによる被害状況及び各種消防活動状況の把握 ・ 消防職（団）員の参集者が早期災害情報システム等を活用して収集した被害状況の把握
0821	2	7	5	2	(3)	<p>表【報告の種類・期限等】 報告の種類 入力期限 入力画面 発災通知 即時 発災情報 被害措置概況速報 即時及び都が通知する期限内 災害総括 被害情報 措置情報 要請通知 即時 要請情報 確定報 災害確定報告 応急対策を終了した後20日以内 災害総括 確定報 各種確定報告 同上 被害情報 措置情報 災害年報 4月20日 災害総括</p>	<p>表【報告の種類・期限等】 報告の種類 入力期限 入力画面 発災通知 即時 被害第1報告 被害措置概況速報 即時及び都が通知する期限内 被害数値報告 被害箇所報告 要請通知 即時 支援要請 確定報 災害確定報告 応急対策を終了した後20日以内 被害数値報告 確定報 各種確定報告 同上 被害箇所報告 災害年報 4月20日 被害数値報告</p>
0822	2	7	5	2	(3)	<p>○ 被災地域の通信確保を目的として、衛星携帯電話、MCA無線機及び簡易無線機を被災地域に対して速やかに無償貸与する。</p>	<p>○ 被災地域の通信確保を目的として、<u>災害対策用移動通信機器</u>（衛星携帯電話、MCA無線機及び簡易無線機）を被災地域に対して速やかに無償貸与する。</p>
0823	2	7	5	2	(3)	<p>○ 災害発生時に、重要な通信・放送設備の電源供給が途絶又はそのおそれが生じた場合、総務省が全国に配備している移動電源車を貸出し、電源の応急確保に資する。</p>	<p>○ 災害発生時に、重要な通信・放送設備の電源供給が途絶又はそのおそれが生じた場合、総務省が全国に配備している<u>災害対策用移動電源車</u>を貸出し、電源の応急確保に資する。</p>
0824	2	7	5	2	(3)	<p>○ 「災害救助法」が適用された場合等には避難所などに、<u>り災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。</u></p>	<p>（削る）</p>
0825	2	7	5	2	(3)	<p>○ 災害発生により著しく通信輻輳が発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の災害用安否確認サービスを速やかに提供する。</p>	<p>○ 災害発生により著しく通信輻輳が発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（web171）、災害用伝言板等の災害用安否確認サービスを速やかに提供する。</p>
0826	2	7	5	2	(3)	<p>（新設）</p>	<p>《NTT東日本》 ○ 「災害救助法」が適用された場合等には避難所などに、<u>り災者が利用する災害時公衆電話（特設公衆電話）の設置に努める。</u></p>
0827	2	7	5	2	(3)	<p>表 その他 鉄道不通 汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする</p>	<p>表 その他 鉄道不通 列車の運行が不能となった程度の被害とする</p>

No.	部	章	節	項	目	旧	新
0828	2	7	5	3	(1)	表 都総務局 ○ 都政策企画局その他の関係機関に対し必要な情報提供の指示及び要請、無線一斉通報	表 都総務局 ○ 都政策企画局その他の関係機関に対し必要な情報提供の指示及び要請、無線一斉通報 ○ 各広報媒体を活用し、災害対策本部の発する情報を基に広報活動を実施 ○ 東京都防災ホームページを災害対策用に切り替え、迅速な情報提供を行うほか、東京都防災Twitter、東京都防災アプリを活用して災害情報等を発信 ○ 東京都等が保有するデジタルサイネージにおいて災害情報を発信
0829	2	7	5	3	(1)	表 東京管区気象台 ○ 地震・津波の詳しい状況やその解説、余震の見通しや防災上の留意事項など	表 東京管区気象台 ○ 地震・津波の詳しい状況やその解説、地震活動の見通しや防災上の留意事項など
0830	2	7	5	3	(1)	表 機関名 NTT東日本 NTTコミュニケーションズ* NTTドコモ KDDI ソフトバンクモバイル ソフトバンク	表 機関名 NTT東日本 NTTコミュニケーションズ* NTTドコモ KDDI ソフトバンク
0831	2	7	5	3	(1)	表 機関名 東京電力	表 機関名 東京電力グループ
0832	2	7	5	3	(1)	(新設)	(注) 総務局と生活文化局は、災害発生時に、協働して広報発信を行うものとする。
0833	2	7	5	3	(2)	ア 都本部からの報道機関への発表 ○ 都本部からの発表は、都庁記者クラブ(第一本庁舎6階)等において行う。 なお、本部長室での直接の取材は受け付けない。 ○ 都本部の報道機関への窓口は、都政策企画局とする。 ○ 都本部の決定事項及び各局の発表事項は、都政策企画局が行う。	ア 都本部からの報道機関への発表 ○ 都本部からの報道発表は、都庁記者クラブ(第一本庁舎6階)等において行う。 ○ 報道機関からの問い合わせに係る対応は、都政策企画局とする。 ○ 都本部及び各局の報道発表に関する庁内調整は、都政策企画局が行う。
0834	2	7	5	3	(2)	(新設)	○ 都災害対策本部は、警察、消防、区市町村等から提供された人的被害関連情報の一元的な集約・調整、整理・突合・精査を行い、報道機関への発表を行う。
0835	2	7	5	3	(2)	イ 警視庁・東京消防庁からの報道機関への発表 ○ 警視庁及び東京消防庁が収集した災害情報等については、それぞれの庁内記者クラブ等に対して発表することができる。 ただし、人的被害等に関する情報については、原則、東京都が発表した後必要に応じて発表する。	イ 警視庁・東京消防庁からの報道機関への発表 ○ 警視庁及び東京消防庁が収集した災害情報等については、それぞれの庁内記者クラブ等に対して発表することができる。 ただし、人的被害等に関する情報については、原則、東京都が発表した後必要に応じて発表する。
0836	2	7	5	3	(3)	○ 防災Twitter及び公共情報コモンズなどの情報提供ツールを活用し、情報提供を行う。	○ 防災Twitter及び東京都防災アプリ、Lアラート(災害情報共有システム)などの情報提供ツールを活用し、情報提供を行う。
0837	2	7	5	3	(3)	(新設)	○ 報道総括に関することを担当する理事の職にある者は、本部の報道発表に関する事項や災害時の広報に関する事項を総合調整する。

No.	部	章	節	項	目	旧	新
0838	2	7	5	3	(3)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 応急対策開始後に行う広報内容は、次のとおりである。 ・ 水道施設の被害概要及びおおよその復旧見込み ・ 復旧作業の実施方針 ・ 応急給水の実施方針及び給水拠点での応急給水実施状況 ・ 住民の注意すべき事項及び協力要請 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 応急対策開始後に行う広報内容は、次のとおりである。 ・ 水道施設の被害概要及びおおよその復旧見込み ・ 復旧作業の実施方針 ・ 応急給水の実施方針及び災害時給水ステーションでの応急給水実施状況 ・ 住民の注意すべき事項及び協力要請
0839	2	7	5	3	(3)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広域的な広報は、給水対策本部広報担当が都本部を通じて、報道機関の協力を得て実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広域的な広報は、給水対策本部広報担当が都本部を通じて、報道機関の協力を得て実施する他、ホームページ・SNSを活用して行う。
0840	2	7	5	3	(3)	<ul style="list-style-type: none"> ・ ホームページ・SNS等を活用した情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ホームページ・SNS・消防アプリ等を活用した情報提供
0841	2	7	5	3	(3)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地震・津波の詳しい状況やその解説、余震の見通しや防災上の留意事項などを広報する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地震・津波の詳しい状況やその解説、地震活動の見通しや防災上の留意事項などを広報する。
0842	2	7	5	3	(3)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 通信の不通状況、利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧状況、災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板等、災害用伝言板（web171）の提供開始情報等の広報を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 通信の不通状況、利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧状況、災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（web171）、災害用伝言板等の提供開始情報等の広報を行う。
0843	2	7	5	3	(3)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公式ホームページのほか、報道機関、自治体との協力により広報を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公衆電話の無料化を行ったときは公式ホームページのほか、報道機関、自治体との協力により広報を実施する。（NTT東日本）
0844	2	7	5	3	(3)	<p>「東京電力」</p>	<p>「東京電力グループ」</p>
0845	2	8				医療救護等対策	医療救護・保健等対策
0846	2	8				<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療救護等対策の基本的な考え方 震災時には、家屋やブロック塀の倒壊、火災、崖崩れ等により多数の負傷者が発生することが想定され、災害発生直後、多数の負傷者に対し迅速に医療救護活動を行わなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療救護・保健等対策の基本的な考え方 震災時には、家屋やブロック塀の倒壊、火災、崖崩れ等により多数の負傷者が発生することが想定されるため、災害発生直後から多数の負傷者に対し迅速に医療救護活動を行わなければならない。
0847	2	8				(新設)	<p>東日本大震災では、津波の被害などにより、多くの医療機関が損壊し、医療機能が喪失した。一方で、全国から多くの医療支援が行われ、こうした支援を適切に活用して医療機能を発揮することが求められた。</p>
0848	2	8				<p>都はこれまで、一刻も早い救命措置等が行えるよう東京DMATの編成、医療救護班等の確保及び搬送体制を整備してきた。また、災害拠点病院に災害用救急医療資器材の配備や補充用医薬品を備蓄するなど医薬品等を確保している。</p>	<p>そのため、都は、一刻も早い救命措置等が行えるよう東京DMATの編成、医療救護班等の確保及び搬送体制を整備するとともに多くの負傷者の医療を確保するため災害拠点病院及び災害拠点連携病院を整備した。</p> <p>また、災害拠点病院に災害用救急医療資器材の配備や補充用医薬品を備蓄するなど医薬品等を確保した上、災害時の情報を共有できるよう広域災害救急医療情報システムを全病院（救急診療所を含む。）に整備するなど、災害時における医療機能の確保に努めてきた。</p>
0849	2	8				<p>災害時における多くの重症者の医療を確保するため、災害拠点病院を整備するとともに、災害時の情報を共有できるよう広域災害救急医療情報システムを救急告示医療機関に整備するなど、災害時における医療機能の確保に努めてきた。</p>	(削る)

No.	部	章	節	項	目	旧	新
0850	2	8				(新設)	更に、医療救護活動に必要な情報を集約・一元化し、迅速かつ確かな医療救護活動が行えるよう、災害医療コーディネーターを配置し、医療救護活動を統括・調整する体制を確保している。
0851	2	8				(新設)	加えて、精神保健医療ニーズに対応するため、都立病院等及び民間精神科医療機関（病院・診療所等）との協力による医療提供体制の確保に努めるとともに、東京DPATの整備を進めており、また、大規模災害時に保健所の指揮調整機能等を支援するための健康危機管理支援チーム（DHEAT）の整備を進めている。
0852	2	8				東日本大震災では、津波の被害などにより、多くの医療機関が損壊し、医療機能が喪失した。一方で、全国から多くの医療支援が行われ、こうした支援を適切に活用して医療機能を発揮することが求められた。「首都直下地震等による東京の被害想定」では、約15万人が負傷すると想定されており、こうした多数の負傷者へ対応するためには、限られた医療資源を有効に活用できるよう調整する機能が必要である。	首都直下地震などの大規模災害発生時に、限られた医療資源を最大限に活用するため、医療機関が発災直後から医療機能の継続や災害拠点病院をはじめとした医療機関の受入体制の充実が求められている。
0853	2	8				また、医薬品や医療資器材についても、備蓄などの方法により確実に確保するとともに、医療機能を提供するための基盤となる医療機関の耐震化などを進める必要がある。	また、医薬品や医療資器材についても、備蓄などの方法により確実に確保するとともに、医療機能を提供するための基盤となる医療機関の耐震化や事業継続計画（BCP）の策定などを促進する必要がある。
0854	2	8				・初動医療体制の確立 → <到達目標> 災害医療コーディネーターを中心とした災害医療体制を構築	・初動医療体制の確立 → <到達目標> 災害医療コーディネーターを中心とした災害医療体制を強化
0855	2	8				・医療施設等の基盤整備 → <到達目標> 全ての病院の耐震化の促進（災害拠点病院の耐震化100%）、災害拠点病院の医療機能の維持及び確実な情報連絡体制の構築 など	・医療施設等の基盤整備 → <到達目標> 全ての病院の耐震化の促進（災害拠点病院の耐震化100%）、災害拠点病院等の医療機能の維持及び確実な情報連絡体制の構築など
0856	2	8	概要			○東京DMAT、医療救護班等の初動医療体制を整備	○東京DMAT、医療救護班、東京DPAT等の初動医療体制を整備
0857	2	8	概要			○災害拠点病院75病院を指定、救急医療機関に広域災害救急医療情報システム（EMIS）を整備	○全病院（救急診療所を含む。）に広域災害救急医療情報システム（EMIS）を整備
0858	2	8	概要			○膨大な数の負傷者に対応するため、限られた医療資源を活用できるよう都内の医師や応援医療チームの受入及び配置等の調整機能が必要	○膨大な数の負傷者等に対応するため、限られた医療資源を活用できるよう都内の医師や応援医療チームの受入及び配置等の調整機能が必要
0859	2	8	概要			○発災当初の医療資器材等については、一定の備蓄があるが、一方で、医薬品等の資器材の枯渇に備えた供給体制が未整備	○発災当初の医療資器材等については、一定の備蓄があるが、一方で、医薬品等の資器材の枯渇に備えた供給体制の強化が必要
0860	2	8	概要			(新設)	○精神科領域での初動医療体制の整備を推進
0861	2	8	概要			○被害情報を効率的に（一元的に）集約して、発災直後から限られた医療資源を最大限活用できるようコーディネート体制を構築し、速やかな初動医療体制を確保	○被害情報を効率的に（一元的に）集約して、発災直後から限られた医療資源を最大限活用できるよう災害医療コーディネーターを中心としたコーディネート体制を構築し、速やかな初動医療体制を確保

No.	部	章	節	項	目	旧	新
0862	2	8	概要			○災害医療コーディネーターを中心とした災害医療体制を構築	○災害医療コーディネーターを中心とした災害医療体制を強化
0863	2	8	概要			○医薬品等の確保に向けて、薬剤師会や事業者と連携した供給体制の構築	○医薬品等の確保に向けて、薬剤師会や事業者と連携した供給体制の強化
0864	2	8	概要			○全ての病院の耐震化の促進（災害拠点病院の耐震化100%）、災害拠点病院の医療機能の維持及び確実な情報連絡体制の構築	○全ての病院の耐震化の促進（災害拠点病院の耐震化100%）、災害拠点病院等の医療機能の維持及び確実な情報連絡体制の構築
0865	2	8	概要			地震前の行動（予防対策） ○初動医療体制の整備	地震前の行動（予防対策） ○初動医療体制等の整備
0866	2	8	概要			地震前の行動（予防対策） ○初動医療体制の整備 <u>（新設）</u>	地震前の行動（予防対策） ○初動医療体制の整備 医療救護活動の確保
0867	2	8	概要			地震前の行動（予防対策） ○初動医療体制の整備 <u>（新設）</u>	地震前の行動（予防対策） ○初動医療体制の整備 東京DPATの整備及び精神科医療体制の確保
0868	2	8	概要			地震前の行動（予防対策） ○初動医療体制の整備 <u>（新設）</u>	地震前の行動（予防対策） ○初動医療体制の整備 応援保健医療活動チームの受入体制の整備
0869	2	8	概要			地震前の行動（予防対策） ○初動医療体制の整備 負傷者の搬送体制を整備	地震前の行動（予防対策） ○初動医療体制の整備 負傷者等の搬送手段の確保
0870	2	8	概要			地震前の行動（予防対策） ○医薬品・医療資器材の確保 医薬品等の備蓄及び供給体制の整備	地震前の行動（予防対策） ○医薬品・医療資器材の確保 医薬品・医療資器材等の備蓄及び供給体制の整備
0871	2	8	概要			地震前の行動（予防対策） ○医薬品・医療資器材の確保 東京DMATカー等医療資器材等の充実	地震前の行動（予防対策） ○医薬品・医療資器材の確保 東京DMATカーの配備
0872	2	8	概要			地震直後の行動（応急対策） ○初動医療体制	地震直後の行動（応急対策） ○初動医療体制等
0873	2	8	概要			地震直後の行動（応急対策） ○初動医療体制 <u>（新設）</u>	地震直後の行動（応急対策） ○初動医療体制 東京DMAT・都医療救護班等による救護活動の実施

No.	部	章	節	項	目	旧	新
0874	2	8	概要			地震直後の行動（応急対策） ○ 初動医療体制 搬送先や搬送手段、方法など迅速な調整及び広域医療搬送拠点（SCU）と連携した広域搬送の実施	地震直後の行動（応急対策） ○ 初動医療体制 搬送先や搬送手段、方法など迅速な調整及び航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）と連携した広域搬送の実施
0875	2	8	概要			地震直後の行動（応急対策） ○ 初動医療体制 保健活動班・巡回精神相談チームなど医療支援（初動医療から引継ぎ）	地震直後の行動（応急対策） ○ 初動医療体制 東京DPATなどによる医療支援（初動医療から引継ぎ）
0876	2	8	概要			地震直後の行動（応急対策） ○ 初動医療体制 保健活動班・巡回精神相談チームなど医療支援（初動医療から引継ぎ）	地震直後の行動（応急対策） ○ 初動医療体制 DHEATや保健活動班による支援
0877	2	8	概要			地震直後の行動（応急対策） ○ 医療施設の確保 災害拠点病院を中心に医療機関の空床の利用や収容能力の臨時拡大等を図るなど医療施設を確保	地震直後の行動（応急対策） ○ 医療施設の確保 災害拠点病院等に対し空床の利用や収容能力の臨時拡大等を図るなど医療施設を確保
0878	2	8	1	1		東京DMAT指定病院を25病院指定し、約1,000名のDMATの隊員を養成するほか、都医療救護班を確保するなど、初動医療体制を整備している。	東京DMAT指定病院を25病院指定し、約1,000名のDMATの隊員を確保している。また、都医療救護班、東京DPAT等を確保するとともに、災害医療コーディネーターを中心に災害時の医療救護活動の統括・調整を実施するなど、初動医療体制を整備している。
0879	2	8	1	1		また、医療搬送業務協定の締結による民間航空機（ヘリコプター）の活用や、患者等搬送事業者との協定による傷病者搬送について、搬送体制を整備している。	更に、医療搬送業務協定の締結による民間航空機（ヘリコプター）の活用や、患者等搬送事業者との協定による傷病者搬送について、搬送体制を整備している。
0880	2	8	1	1		<ul style="list-style-type: none"> 東京DMAT指定病院 25病院 都医療救護班 211班 都歯科医療救護班 110班 都薬剤師班 200班 災害拠点病院ヘリコプター緊急離着陸場 21か所 	<ul style="list-style-type: none"> 東京DMAT指定病院 25病院 都医療救護班 219班 都歯科医療救護班 110班 都薬剤師班 200班 災害拠点病院ヘリコプター緊急離着陸場 21か所 東京DPAT登録病院 25病院
0881	2	8	1	2		最大で500名まで対応できる災害用救急医療資器材を全ての災害拠点病院に配備し、更に約7万4千人に対応できる補充用医薬品の防災倉庫への備蓄や東京DMAT指定病院に災害時医療支援車（東京DMATカー）の配備など災害時に対応できる医薬品等を確保している。	最大で500名まで対応できる災害用救急医療資器材を全ての災害拠点病院に備蓄し、更に約7万4千人に対応できる補充用医薬品の防災倉庫への備蓄や東京DMAT指定病院に災害時医療支援車（東京DMATカー）の配備など災害時に対応できる医薬品等を確保している。
0882	2	8	1	2		<ul style="list-style-type: none"> 災害時応急用資器材 100セット 現場携行用資器材 71セット 	<ul style="list-style-type: none"> 災害時応急用資器材 107セット 現場携行用資器材 81セット
0883	2	8	1	3		災害拠点病院等の医療機能を確保するため、医療施設を対象に耐震化等施設整備事業を実施するとともに、自家発電装置の設置やエレベーター閉じ込め防止対策を推進している。また、救急告示医療機関を対象に広域災害救急医療情報システム（EMIS）（※）を整備している。	災害拠点病院等の医療機能を確保するため、医療施設を対象に耐震化等施設整備事業を実施するとともに、自家発電装置の設置等を推進している。また、全病院（救急診療所を含む。）を対象に広域災害救急医療情報システム（EMIS）（※）を整備している。

No.	部	章	節	項	目	旧	新
0884	2	8	1	3		<ul style="list-style-type: none"> 災害拠点病院の指定 75病院（平成26年3月31日現在） 広域災害救急医療情報システムの整備 322病院（平成26年3月31日現在） 	<ul style="list-style-type: none"> 災害拠点病院の指定 82病院（平成31年3月31日現在） 災害拠点連携病院の指定 137病院（平成31年3月31日現在） 広域災害救急医療情報システムの整備 649病院（平成31年3月31日現在）
0885	2	8	1	3		<p>※ 広域災害救急医療情報システム（EMIS：イームス）Emergency Medical Information Systemの略で、災害時に被災した都道府県を越えて医療機関の稼動状況など災害医療に関わる情報を共有し、被災地域での迅速かつ適切な医療・救護に関わる各種情報を集約・提供することを目的とするシステム</p>	<p>※ 広域災害救急医療情報システム（EMIS：イームス）Emergency Medical Information Systemの略で、災害時に被災した都道府県を越えて医療機関の稼動状況など災害医療に関わる情報を共有し、被災地域での迅速かつ適切な医療・救護に関わる各種情報を集約・提供することを目的とするシステムをいう。</p>
0886	2	8	2	1		1 初動医療体制の確立	1 初動医療体制等の確立
0887	2	8	2	1		このため、限られた医療資源を最大限有効に活用できるよう応援医療チームの受入れ及び配置などについて迅速に調整する機能が必要であり、そのためには、被災状況や医療機関の活動状況等を迅速に把握できる情報連絡体制の構築が必要である。	このため、限られた医療資源を最大限有効に活用できるよう他道府県からの保健医療活動チームの受入れ及び配置などについて迅速に調整する機能が必要であり、そのためには、被災状況や医療機関の活動状況等を迅速に把握できる情報連絡体制の構築が必要である。
0888	2	8	2	1		<u>（新設）</u>	更に、災害時において円滑に医療救護活動を行えるよう、引き続き地域の実情に沿った区市町村の体制強化を図る取組が必要である。
0889	2	8	2	1		また、傷病者や応援医療チーム等の搬送について、具体的な手段を確保する必要がある。	また、傷病者や応援保健医療活動チーム等の搬送について、具体的な手段を確保する必要がある。
0890	2	8	2	4		また、区部及び多摩地域の18か所の火葬施設（火葬炉は227炉）のみで火葬処理を行うとすると、相当の期間が必要となるため、都内火葬場の被害状況に応じて、広域火葬実施計画による都外での火葬も検討する必要がある。	また、区部及び多摩地域の18か所の火葬施設（火葬炉は171炉）のみで火葬処理を行うとすると、相当の期間が必要となるため、都内火葬場の被害状況に応じて、広域火葬実施計画による都外での火葬も検討する必要がある。
0891	2	8	3	1		1 初動医療体制の確立	1 初動医療体制等の確立
0892	2	8	3	1		<u>（新設）</u>	更に、地域の実情に応じて構築している災害時の情報連絡システムや緊急医療救護所の設置場所などが円滑に機能するよう、引き続き体制強化を図っていく。
0893	2	8	3	1		<u>（新設）</u>	また、精神科領域の災害時における医療体制の整備を推進するとともに、小児・周産期に係る災害時の情報収集や関係機関との調整機能について体制を構築する。
0894	2	8	3	1		また、関係各局や東京消防庁、警視庁、自衛隊等の搬送機能を有する関係機関・団体と連携して、搬送手段を確保する。	合わせて、関係各局や東京消防庁、警視庁、自衛隊等の搬送機能を有する関係機関・団体と連携して、搬送手段を確保する。
0895	2	8	3	3		災害時において、全ての医療機関の役割分担を明確にした上で、医療施設の耐震化を促進するとともに、BCP（事業継続計画）の策定支援を行う。	災害時において、全ての医療機関の役割分担を明確にした上で、医療施設の耐震化を促進するとともに、事業継続計画（BCP）の策定支援を行う。

No.	部	章	節	項	目	旧	新
0896	2	8	3	3		特に、災害拠点病院については、病院の医療機能を維持できるように、施設の耐震化の促進、水、食料、自家発電に必要な燃料等の確保などライフライン機能を確保する。	また、災害拠点病院については、病院の医療機能を維持できるように、施設の耐震化の促進、水、食料、自家発電に必要な燃料等の確保などライフライン機能を確保する。
0897	2	8	3	3		(新設)	更に、災害拠点精神科病院についても、精神科医療を行うための診療機能を維持できるように、体制整備を進めていく。
0898	2	8	4	1		1 災害医療コーディネーターを中心とした災害医療体制を構築 東京都災害医療コーディネーターの医学的な助言に基づき都全域の医療資源を配分するとともに、二次保健医療圏ごとに地域災害医療連携会議を設置し、東京都地域災害医療コーディネーターを中心とした迅速かつ確実な情報連絡体制や地域の実情を踏まえた医療連携体制を構築する。	1 災害医療コーディネーターを中心とした災害医療体制を強化 東京都災害医療コーディネーターの医学的な助言に基づき都全域の医療資源を配分するとともに、二次保健医療圏ごとに地域災害医療連携会議を設置し、東京都地域災害医療コーディネーターを中心とした迅速かつ確実な情報連絡体制や地域の実情を踏まえた医療連携体制を強化する。
0899	2	8	4	1		負傷者等の搬送については、緊急度や搬送人数等に応じて、陸路、空路及び水路を最大限に活用した搬送手段を確保するとともに、他県等被災地域外への負傷者等の搬送を行う広域医療搬送拠点臨時医療施設（SCU）の設置場所を確保する。	負傷者等の搬送については、緊急度や搬送人数等に応じて、陸路、空路及び水路を最大限に活用した搬送手段を確保するとともに、他県等被災地域外への負傷者等の搬送を行う航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）の設置場所を確保する。
0900	2	8	4	2		2 医薬品等の確保に向けて、薬剤師会や事業者と連携した供給体制の構築 医薬品や医療資器材の確保に向けて、薬剤師会や卸売販売業者と連携した供給体制を構築する。 また、医薬品等の確保については、医療機関が、卸売販売業者から購入することを基本とするため、都は卸売販売業者が早期に復旧できるよう支援し、医療機関において、卸売販売業者が復旧するまでの間に必要となる医薬品等を備蓄するよう働き掛ける。	2 医薬品等の確保に向けて、薬剤師会や事業者と連携した供給体制の強化 医薬品や医療資器材の確保に向けて、薬剤師会や卸売販売業者と連携した供給体制を強化する。 また、医薬品等の確保については、医療機関及び薬局が、卸売販売業者から購入することを基本とするため、都は卸売販売業者が早期に復旧できるよう支援し、医療機関及び薬局において、卸売販売業者が復旧するまでの間に必要となる医薬品等を備蓄するよう働き掛ける。
0901	2	8	4	3		3 全ての病院の耐震化の促進（災害拠点病院は耐震化100%）、災害拠点病院の医療機能の維持及び確実な情報連絡体制の構築 災害拠点病院は、診療機能を有する施設が耐震構造を有していることとし、その他の医療機関についても、耐震診断や耐震化を推進する。 また、災害拠点病院など医療機能の維持が特に必要となる病院においては、災害時にも水、食料、自家発電に必要な燃料等を確保するため、協定締結団体等と連携するなど多角的な供給体制を確立するとともに、衛星携帯電話の整備促進など、複数の通信手段による確実な情報連絡体制を構築する。	3 全ての病院の耐震化の促進（災害拠点病院は耐震化100%）、災害拠点病院等の医療機能の維持及び確実な情報連絡体制の構築 災害拠点病院は、診療機能を有する施設が耐震構造を有していることとし、その他の医療機関についても、耐震診断や耐震化を推進する。 また、災害拠点病院等医療機能の維持が特に必要となる病院においては、災害時にも水、食料、自家発電に必要な燃料等を確保するため、協定締結団体等と連携するなど多角的な供給体制を確立するとともに、衛星携帯電話の整備促進など、複数の通信手段による確実な情報連絡体制を構築する。 更に、災害拠点精神科病院についても、精神科医療を行うための診療機能の維持や確実な情報連絡体制を構築する。
0902	2	8	5	1		1 初動医療体制等の整備	1 初動医療体制等の整備
0903	2	8	5	1		1 初動医療体制等の整備	1 初動医療体制等の整備

No.	部	章	節	項	目	旧	新
0904	2	8	5	1-1	(1)	表 都福祉保健局 ○ 把握すべき医療機関の被害状況及び活動状況等の事項を事前に整理 ○ 東京都災害医療コーディネーターを中心とした都全域の情報連絡体制を構築 ○ 災害拠点中核病院等に設置する医療対策拠点において、東京都地域災害医療コーディネーターを中心に、圏域内及び東京都災害医療コーディネーターとの情報共有等の情報連絡体制を構築 ○ 東京都災害医療コーディネーター及び東京都地域災害医療コーディネーターによる医療資源の調整機能の確立 ○ 東京都地域災害医療コーディネーターと関係機関の情報通信訓練等を実施	表 都福祉保健局 ○ 把握すべき医療機関の被害状況及び活動状況等の事項を事前に整理 ○ 東京都災害医療コーディネーターを中心とした都全域の情報連絡体制及び東京都地域災害医療コーディネーターを中心とした圏域内の情報連絡体制を確保し、各コーディネーターによる統括・調整機能の確立
0905	2	8	5	1-1	(1)	表 区市町村 ○ 区市町村内の医療機関及び医療救護班等との連絡体制を確立	表 区市町村 ○ 区市町村内の医療機関及び地区医療救護班等との連絡体制を確立
0906	2	8	5	1-1	(1)	(新設)	表 区市町村 ○ 急性期における医療救護所及び医療救護活動拠点の設置
0907	2	8	5	1-1	(1)	表 区市町村 ○ 区市町村災害医療コーディネーターの設置と二次保健医療圏医療対策拠点及び区市町村域内の情報連絡体制の構築	表 区市町村 ○ 区市町村災害医療コーディネーターを中心とした二次保健医療圏医療対策拠点及び区市町村管内の関係機関との情報連絡体制を構築
0908	2	8	5	1-1	(1)	表 区市町村 ○ 急性期における医療救護活動拠点の設置	表 区市町村 (削る)
0909	2	8	5	1-1	(2)	○ 都は、東京都災害医療コーディネーターが、都全域の被災状況や医療機関の活動状況等について迅速に把握できるように、東京都地域災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン(※)、都医師会、都歯科医師会、都薬剤師会及び区市町村などの関係機関と連携し、情報連絡体制を構築する。	○ 都は、東京都災害医療コーディネーターが、都全域の被災状況や医療機関の活動状況等について迅速に把握できるように、東京都地域災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン(※)、都医師会、都歯科医師会、都薬剤師会及び区市町村などの関係機関と連携し、情報連絡体制を構築する。 ※ 災害時小児周産期リエゾン 災害時に、都が小児・周産期医療に係る保健医療活動の総合調整を適切かつ円滑に行えるよう支援する者であり、災害医療コーディネーターをサポートすることを目的として、都から任命された者。
0910	2	8	5	1-1	(2)	イ 各二次保健医療圏の情報連絡体制	イ 二次保健医療圏の情報連絡体制
0911	2	8	5	1-1	(2)	○ 都は、東京都地域災害医療コーディネーターが、二次保健医療圏内の被災状況や医療機関の活動状況等について迅速に把握できるように、情報連絡体制を構築する。	○ 都は、東京都地域災害医療コーディネーターが、二次保健医療圏内の被災状況や医療機関の活動状況等について迅速に把握できるように、情報連絡体制を構築するとともに、情報通信訓練等を実施する。
0912	2	8	5	1-1	(2)	○ 都は、二次保健医療圏を単位として地域災害医療連携会議を設置し、東京都地域災害医療コーディネーターを中心として、圏域内の医療資源の把握や医療機関及び行政機関等との連携など、地域の特性に応じた具体的な方策を検討する。	○ 東京都地域災害医療コーディネーターは、地域災害医療連携会議を開催し、圏域内の医療資源の把握や医療機関及び行政機関等との連携など、地域の特性に応じた具体的な方策を検討する。
0913	2	8	5	1-1	(2)	(新設)	○ 二次保健医療圏ごとに、傷病者の搬送や受け入れ医療機関の調整、関係機関同士の連絡体制などを確認・検証するための図上訓練を実施する。

No.	部	章	節	項	目	旧	新
0914	2	8	5	1-1	(2)	○ 区市町村は、区市町村内の医療救護活動を統括・調整するために医学的な助言を行う区市町村災害医療コーディネーターを設置する。	○ 区市町村は、区市町村内の医療救護活動を統括・調整するために医学的な助言を行う区市町村災害医療コーディネーターを任命する。
0915	2	8	5	1-1	(2)	表 東京都災害医療コーディネーター 都全域の医療救護活動を統括・調整するために <u>医学的な助言を行う、都が指定するコーディネーター</u>	表 東京都災害医療コーディネーター 都内全域の医療救護活動を統括・調整するため、 <u>都に対して医学的な助言を行う都が指定する医師</u>
0916	2	8	5	1-1	(2)	表 東京都地域災害医療コーディネーター 各二次保健医療圏域の医療救護活動を統括・調整するために <u>都が指定するコーディネーター</u>	表 東京都地域災害医療コーディネーター 各二次保健医療圏域の医療救護活動を統括・調整するため、 <u>都が指定する医師</u>
0917	2	8	5	1-1	(2)	表 区市町村災害医療コーディネーター 区市町村内の医療救護活動を統括・調整するために <u>医学的な助言を行う、区市町村が指定するコーディネーター</u>	表 区市町村災害医療コーディネーター 区市町村内の医療救護活動を統括・調整するため、 <u>区市町村に対して医学的な助言を行う区市町村が指定する医師</u>
0918	2	8	5	1-2		1-2 医療救護活動の確保	1-2 医療救護活動等の確保
0919	2	8	5	1-2	(1)	表 都福祉保健局 ○ 東京DMAT隊員を養成	表 都福祉保健局 ○ 東京DMAT及び東京DPAT隊員を養成
0920	2	8	5	1-2	(1)	表 都福祉保健局 ○ 病院や薬局等医療機関のBCP（事業継続計画）策定を支援	表 都福祉保健局 ○ 病院や薬局等医療機関の事業継続計画（BCP）策定を支援
0921	2	8	5	1-2	(1)	表 都福祉保健局 <u>（新設）</u>	表 都福祉保健局 ○ DHEAT構成員の養成
0922	2	8	5	1-2	(1)	表 都福祉保健局 <u>（新設）</u>	表 都福祉保健局 ○ 応援保健医療活動チームの受入体制の整備
0923	2	8	5	1-2	(1)	表 都病院経営本部 ○ 都立病院（広尾・墨東・多摩総合医療センター）に東京DMATチームを整備	表 都病院経営本部 ○ 都立病院（広尾病院・墨東病院・多摩総合医療センター）に東京DMATを整備
0924	2	8	5	1-2	(1)	<u>（新設）</u>	表 都病院経営本部 ○ 都立病院（松沢病院・広尾病院・墨東病院・多摩総合医療センター・小児総合医療センター）・公社病院（豊島病院）に東京DPATを整備
0925	2	8	5	1-2	(1)	表 区市町村 ○ 区市町村内の医療機関、医療救護班、歯科医療救護班、薬剤師班等の確保	表 区市町村 ○ 区市町村内の医療機関、 <u>地区医療救護班、地区歯科医療救護班、地区薬剤師班等の確保</u>
0926	2	8	5	1-2	(1)	表 区市町村 ○ 緊急医療救護所及び医療救護所の設置場所の確保	表 区市町村 ○ 緊急医療救護所及び <u>避難所医療救護所</u> の設置場所を確保

No.	部	章	節	項	目	旧	新
0927	2	8	5	1-2	(1)	表 区市町村 ○ 医療救護活動拠点の設置場所の確保	表 区市町村 ○ 医療救護活動拠点の設置場所を確保
0928	2	8	5	1-2	(2)	○ 東京DMATのチーム編成は原則として医師1名、看護師等2名の計3名を基準とする。	○ 東京DMATのチーム編成は原則として医師1名、看護師等2名の計3名を基準とする。ただし、必要に応じて業務調整員を含めることができる。
0929	2	8	5	1-2	(2)	※ 東京DMAT（東京Disaster Medical Assistance Team：ディーマット） 大震災等の自然災害や交通事故等の災害現場で救命処置等を行うための専門知識を習得した医師、看護師等で編成される災害医療派遣チーム	※ 東京DMAT（東京Disaster Medical Assistance Team：ディーマット） 大震災等の自然災害や交通事故等の災害現場で救命処置等を行うための専門知識を習得した医師、看護師等で編成される災害医療派遣チームをいう。
0930	2	8	5	1-2	(2)	(新設)	イ 東京DPATの確保・養成 ○ 都は平成30年度に発足した東京DPAT(※)の隊員への研修を行う。 ○ 東京DPATのチーム編成は、精神科医師、看護師、業務調整員等を含めた4名を標準とする ※ 東京DPAT（東京Disaster Psychiatric Assistance Team：ディーパット） 被災地域の精神保健医療ニーズの把握、他の保健医療体制との連携、各種関係機関等とのマネージメント、専門性の高い精神医療の提供と精神保健活動の支援を行うために、専門的な研修・訓練を受けた災害派遣精神医療チーム
0931	2	8	5	1-2	(2)	イ 医療救護班等の確保	ウ 医療救護班等の確保
0932	2	8	5	1-2	(2)	(新設)	○ 病院又は区市町村の医療救護活動を応援・補完する立場から、東京都医師会、東京都歯科医師会及び東京都薬剤師会などの関係機関と協定や委託契約を締結し、医療救護活動の体制を確保している。
0933	2	8	5	1-2	(2)	○ 災害時における迅速な医療活動等を確保するため、都医療救護班（都医師会に限る。）、都歯科医療班、都薬剤師班の従事者に災害時医療従事者登録証を事前に発行している。	○ 災害時における迅速な医療活動等を確保するため、都医療救護班（都医師会に限る。）、都歯科医療救護班、都薬剤師班の従事者に災害時医療従事者登録証を事前に発行している。
0934	2	8	5	1-2	(2)	○ 医療救護班、歯科医療救護班及び薬剤師班等を編成できるように、地区医師会、地区歯科医師会及び地区薬剤師会等と協定を締結する。	○ 地区医療救護班、地区歯科医療救護班及び地区薬剤師班等を編成できるように、地区医師会、地区歯科医師会及び地区薬剤師会等と協定を締結する。
0935	2	8	5	1-2	(2)	○ あらかじめ医療救護所を設置できる場所を確保する。	○ あらかじめ医療救護所を設置する場所を定めておく。
0936	2	8	5	1-2	(2)	○ 区市町村は、災害拠点病院等の近接地等区市町村があらかじめ指定する場所に、緊急医療救護所の設置場所を確保する。	○ 災害拠点病院等の近接地等（病院開設者の同意がある場合は、病院敷地内を含む。）に、あらかじめ緊急医療救護所の設置場所を確保する。

No.	部	章	節	項	目	旧	新
0937	2	8	5	1-2	(2)	○ 区市町村は、急性期以降に医療救護活動拠点を設置して、区市町村災害医療コーディネーターを中心に、医療救護所や在宅療養者の医療支援に関する調整・情報交換等を行うことができるように、体制を整備する。	○ 医療救護活動拠点を設置し、区市町村災害医療コーディネーターを中心に、医療救護所や在宅療養者の医療支援に関する調整・情報交換等を行うことができるように、体制を整備する。
0938	2	8	5	1-2	(2)	㉒ 医療機関等の機能維持に向けた取組み	㉒ 医療機関等の機能維持に向けた取組み
0939	2	8	5	1-2	(2)	○ 都福祉保健局は、医療機関等がBCP（事業継続計画）を策定できるように、支援する。	○ 都福祉保健局は、医療機関等が事業継続計画（BCP）を策定できるように、支援する。
0940	2	8	5	1-2	(2)	表 緊急医療救護所 区市町村が、超急性期において災害拠点病院等の近接地等に設置・運営する救護所で、主に傷病者のトリアージ（※）、軽症者に対する応急処置及び搬送調整を行う場所	表 緊急医療救護所 区市町村が、発災後速やかに、災害拠点病院などの近接地等（病院開設者の同意がある場合は、病院敷地内を含む。）に設置する医療救護所で、主に傷病者のトリアージ（※）、軽症者に対する応急処置及び搬送調整を行う場所
0941	2	8	5	1-2	(2)	表 医療救護所 区市町村が、区市町村地域防災計画に基づいて、医療救護活動を実施する場所	表 避難所医療救護所 区市町村が、おおむね急性期以降に、避難所内に設置する医療救護所（病院がない地域等は、おおむね超急性期までに設置）
0942	2	8	5	1-2	(2)	表 医療救護活動拠点 区市町村が、急性期以降に、医療救護所や在宅療養者の医療支援に関して調整・情報交換する場所	表 医療救護活動拠点 区市町村が、医療救護所や在宅療養者の医療支援に関して調整・情報交換する場所
0943	2	8	5	1-2	(2)	※ トリアージ トリアージとは、災害発生時などに多数の傷病者が発生した場合に、傷病の緊急度や重症度に応じて治療優先度を定めることをいう。	※ トリアージ 災害発生時などに多数の傷病者が発生した場合に、傷病者を傷病の緊急度や重症度に応じて治療優先度を定めることをいう。
0944	2	8	5	1-2	(2)	(新設)	オ DHEAT構成員の養成・確保 ○ 都は、DHEAT（※）構成員の人材育成を図るとともに、資質の維持向上を図るための研修等を実施する。 ※ DHEAT（Disaster Health Emergency Assistance Team：ディーヒート） 被災都道府県の保健医療調整本部及び被災都道府県等の保健所の指揮調整機能の支援のために、災害発生時の健康危機管理に係る指揮調整等に関する専門的な研修・訓練を受けた都道府県等の職員を中心として編成する災害時健康危機管理支援チーム
0945	2	8	5	1-2	(2)	(新設)	カ 応援保健医療活動チームの受入れ体制の整備 ○ 都福祉保健局は、都外から参集する応援保健医療活動チームを速やかに受け入れ、迅速な医療救護活動に繋げるために、受入れ体制を整備する。 ※ 応援保健医療活動チーム 日本DMAT、医療救護班、JMAT、日本赤十字社救護班、国立病院機構、日本病院会、全日本病院協会、日本歯科医師会、日本薬剤師会、日本看護協会及び災害派遣精神医療チーム（DPAT）などの医療チーム、保健師チーム、管理栄養士チーム等
0946	2	8	5	1-3	(1)	1-3 負傷者等の搬送体制の整備	1-3 負傷者等の搬送体制の確保

No.	部	章	節	項	目	旧	新
0947	2	8	5	1-3	(1)	表 都福祉保健局 ○ 被災地域外への広域搬送を確保するため、 <u>広域医療搬送拠点臨時医療施設（SCU）</u> （※）の設置場所を確保	表 都福祉保健局 ○ 被災地域外への広域搬送を確保するため、 <u>航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）</u> （※）の設置場所を確保
0948	2	8	5	1-3	(1)	表 東京消防庁 ○ <u>患者等搬送事業者</u> と協定を締結	表 東京消防庁 ○ <u>東京民間救急コールセンター登録事業者連絡協議会</u> と協定を締結
0949	2	8	5	1-3	(1)	※ <u>広域医療搬送拠点臨時医療施設（SCU：エスシーユー）</u> <u>Staging Care Unit</u> の略で、 <u>広域搬送拠点に搬送された患者を被災地域外へ搬送するに当たり、長時間の搬送に要する処置等を行う臨時医療施設をいう。</u>	※ <u>航空搬送拠点臨時医療施設（SCU：エスシーユー）</u> <u>広域搬送拠点に搬送された患者を被災地域外へ搬送するに当たり、長時間の搬送に要する処置等を行う臨時医療施設をいう。SCUは、Staging Care Unit の略。</u>
0950	2	8	5	1-3	(2)	○ 自衛隊、警察災害派遣部隊（ <u>広域緊急援助隊</u> ）、緊急消防援助隊、その他の広域支援・救助部隊等の活動拠点として使用するオープンスペースを国や区市町村及び関係機関等と協議の上、あらかじめ確保する。	○ 自衛隊、警察災害派遣隊（ <u>警察</u> ）、緊急消防援助隊（ <u>消防</u> ）、その他の広域支援・救助部隊等の活動拠点として使用するオープンスペースを国や区市町村及び関係機関等と協議の上、あらかじめ確保する。
0951	2	8	5	1-3	(2)	○ <u>広域医療搬送拠点臨時医療施設（SCU）</u> の設置・運営について、体制を整備する。	○ <u>航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）</u> の設置・運営について、体制を整備する。
0952	2	8	5	1-3	(2)	<u>（新設）</u>	○ <u>応援保健医療活動チームの参集・待機場所について調整・確保する。</u>
0953	2	8	5	2	(2)	○ 薬剤師会と連携し、災害薬事センター（旧称：医薬品ストックセンター）設置場所、運営方法、卸売販売業者からの調達方法等をあらかじめ協議	○ <u>地区薬剤師会</u> と連携し、災害薬事センター（旧称：医薬品ストックセンター）設置場所、運営方法、卸売販売業者からの調達方法等をあらかじめ協議
0954	2	8	5	2	(2)	○ 薬剤師班の編成体制等を整備	○ <u>都薬剤師班</u> の編成体制等を整備
0955	2	8	5	2	(2)	○ 都、卸売販売業者及び災害時協力協定締結団体（※）は、災害時の医薬品等の供給体制を構築する。なお、医薬品等の供給の優先順位については、 <u>東京都災害医療コーディネーター</u> 等に助言を求めるとする。	○ 都、卸売販売業者及び災害時協力協定締結団体（※）は、災害時の医薬品等の供給体制を構築する。なお、医薬品等の供給の優先順位については、 <u>災害拠点病院に優先供給することを基本的な考え方とし、状況により逐次、東京都災害医療コーディネーターに助言を求めるとする。</u>
0956	2	8	5	2	(2)	<u>（新設）</u>	○ <u>災害拠点精神科病院は、医薬品等を備蓄する。</u>
0957	2	8	5	2	(2)	○ 災害拠点連携病院、災害医療支援病院、診療所、歯科診療所及び薬局は、災害時においても診療を継続できるようBCP（事業継続計画）を作成し、それに基づき医薬品等の備蓄に努める。	○ 災害拠点連携病院、 <u>災害拠点精神科連携病院</u> 、災害医療支援病院、診療所、歯科診療所及び薬局は、災害時においても診療を継続できるよう事業継続計画（BCP）を作成し、それに基づき医薬品等の備蓄に努める。
0958	2	8	5	3	(1)	表 都福祉保健局 ○ <u>災害拠点病院</u> を指定	表 都福祉保健局 ○ <u>災害拠点病院を指定し、重症者等を中心とした受入体制を確保</u>
0959	2	8	5	3	(1)	表 都福祉保健局 ○ 救急告示を受けた病院等を、 <u>災害拠点連携病院</u> として指定し、中等症者等を中心とした受入体制を確保	表 都福祉保健局 ○ 救急告示を受けた病院等から、 <u>災害拠点連携病院</u> を指定し、中等症者等を中心とした受入体制を確保

No.	部	章	節	項	目	旧	新
0960	2	8	5	3	(1)	表 都福祉保健局 (新設)	表 都福祉保健局 ○ 災害拠点精神科病院を指定し、措置入院患者及び隔離・拘束中の患者を受け入れる体制を確保 ○ 災害拠点精神科連携病院を指定し、医療保護入院患者を受け入れる体制を確保
0961	2	8	5	3	(1)	表 都福祉保健局 ○ 医療機関の耐震化とともに、多角的な水の確保、電力等のライフライン機能確保やBCP（事業継続計画）の策定を支援	表 都福祉保健局 ○ 医療機関の耐震化の促進とともに、多角的な水の確保、電力等のライフライン機能の確保や事業継続計画（BCP）の策定を支援
0962	2	8	3	3	(1)	表 都病院経営本部 ○ 耐震化を推進	表 都病院経営本部 (削る)
0963	2	8	3	3	(1)	表 都病院経営本部 (新設)	表 都病院経営本部 ○ 基幹災害拠点病院である広尾病院の再整備
0964	2	8	5	3	(2)	○ 「大規模災害時における石油燃料の安定供給に関する協定」に基づき、石油燃料の安定供給を図るとともに、災害拠点病院等の重要施設について、非常時において72時間の稼働を可能とするため、ランニングストック方式を含め、必要となる非常用発電燃料を確保する。	○ 「大規模災害時における石油燃料の安定供給に関する協定」に基づき、石油燃料の安定供給を図るとともに、災害拠点病院等の重要施設について、非常時において72時間の稼働を可能とするため、国など関係者との連携体制を構築し、必要となる非常用発電燃料の確保に努める。
0965	2	8	5	3	(2)	○ 離着陸場が整備されていない災害拠点病院等については、オープンスペースの利用に関する計画などに基づき、近隣に緊急離着陸場を確保する。	○ ヘリコプターの臨時離着陸場が整備されていない災害拠点病院等については、オープンスペースの利用に関する計画などに基づき、近隣に緊急離着陸場を確保する。
0966	2	8	5	3	(2)	○ 災害に対する総合地域危険度を勘案して次の基準から災害拠点病院を指定している。 ・ 原則として200床以上の病床を有する救急告示医療機関であること ・ 建物が耐震・耐火構造であること ・ 重症者を応急的に収容するための講堂、会議室の転用面積が広いこと等 ○ 災害拠点病院は、3日分程度の燃料、食料、飲料水、医薬品等を備蓄する。 ○ 災害拠点病院のヘリコプター臨時離着陸場を確保する。	○ 二次保健医療圏ごとの医療資源や病院の収容能力、地域の実情等を踏まえ、次の基準から災害拠点病院を指定している。 ・ 原則として200床以上の病床を有する救命救急センター又は第二次救急医療機関 ・ 建物が耐震・耐火構造 ・ 多数の患者を受け入れるスペースや備蓄スペースを有する ・ 通常時の6割程度の発電容量を確保できる非常用発電設備を保有し、3日程度の燃料を確保する ・ 3日分程度の食料、飲料水、医薬品等を備蓄する。 ・ ヘリコプター臨時離着陸場を確保する。
0967	2	8	5	3	(2)	○ 都は、主に中等症者や容態の安定した重症者を受け入れる医療機関として、救急告示を受けた病院及び都が認める病院を災害拠点連携病院として指定する。	○ 主に中等症者や容態の安定した重症者を受け入れる医療機関として、救急告示を受けた病院及び都が認める病院を災害拠点連携病院として指定する。
0968	2	8	5	3	(2)	○ 都は、専門医療や慢性疾患への対応等、区市町村地域防災計画に基づく医療救護活動を行う医療機関として、災害拠点病院及び災害拠点連携病院以外の全ての病院を災害医療支援病院として位置付ける。	○ 専門医療や慢性疾患への対応等、区市町村地域防災計画に基づく医療救護活動を行う医療機関として、災害拠点病院及び災害拠点連携病院以外の全ての病院を災害医療支援病院として位置付ける。
0969	2	8	5	3	(2)	○ 医療機関のライフライン機能維持等BCP（事業継続計画）の策定を支援するなど、災害拠点病院等の発災時の対応能力向上に向けた取組を行う。	○ 病院、診療所、歯科診療所及び薬局における発災時の対応能力向上に向けた取組として、事業継続計画（BCP）及び災害対応マニュアル等の策定を支援する。

No.	部	章	節	項	目	旧	新
0970	2	8	5	3	(2)	表 災害拠点病院 主に重症者の収容・治療を行う病院 (基幹災害拠点病院、地域災害拠点中核病院及び地域災害拠点病院として都が指定する病院)	表 災害拠点病院 主に重症者の収容・治療を行う都が指定する病院 (基幹災害拠点病院、地域災害拠点中核病院及び地域災害拠点病院で構成される)
0971	2	8	5	3	(2)	表 災害拠点連携病院 主に中等症者や容態の安定した重症者の収容・治療を行う病院 (救急告示を受けた病院等で都が指定する病院)	表 災害拠点連携病院 主に中等症者や容態の安定した重症者の収容・治療を行う都が指定する病院
0972	2	8	5	3	(2)	表 災害医療支援病院 専門医療、慢性疾患への対応、区市町村地域防災計画に定める医療救護活動を行う病院 (災害拠点病院及び災害拠点連携病院を除く全ての病院)	表 災害医療支援病院 主に専門医療、慢性疾患への対応、区市町村地域防災計画に定める医療救護活動を行う病院 (災害拠点病院及び災害拠点連携病院を除く全ての病院)
0973	2	8	5	3	(2)	(新設)	【災害拠点精神科病院等】 指定区分 説明 災害拠点精神科病院 措置入院患者及び隔離・拘束中の患者の受け入れを行う病院で、国の示した基準等に基づき都が指定する病院 災害拠点精神科連携病院 医療保護入院患者の受け入れを行う都が指定する病院
0974	2	8	3	3	(2)	(新設)	○都心部唯一の基幹災害拠点病院である広尾病院の災害医療機能を強化するため、再整備を進める。
0975	2	8	3	3	(2)	○都病院経営本部が所有する防災上重要な建物のうち、耐震性に疑問のある棟について「病院経営本部耐震化整備プログラム」に基づき、耐震化を完了させる。	(削る)
0976	2	8	5			1 初動医療体制	1 初動医療体制等
0977	2	8	5			表 区分 急性期（72時間～1週間）	表 区分 急性期（72時間～1週間程度）
0978	2	8	5			表 区分 亜急性期（1週間～1か月）	表 区分 亜急性期（1週間～1か月程度）
0979	2	8	5			表 区分 慢性期（1～3か月）	表 区分 慢性期（1～3か月程度）

No.	部	章	節	項	目	旧	新
0980	2	8	5			表 発災直後 想定される状況 建物の倒壊や火災等の発生により傷病者が多数発生し、救出救助活動が開始される状況	表 発災直後 想定される状況 建物の倒壊や火災等の発生により、傷病者が多数発生し、救出救助活動が開始される状況
0981	2	8	5			表 急性期 想定される状況 被害状況が少しずつ把握でき、ライフライン等が復活し始めて、人的・物的支援の受入体制が確立されている状況	表 急性期 想定される状況 被害状況が少しずつ把握でき、ライフライン等が復旧し始めて、人的・物的支援の受入体制が確立されている状況
0982	2	8	5			表 亜急性期 想定される状況 地域医療やライフライン機能、交通機関等が徐々に回復している状況	表 亜急性期 想定される状況 地域医療やライフライン機能、交通機関等が徐々に復旧している状況
0983	2	8	5			表 慢性期 想定される状況 避難生活が長期化しているが、ほぼ復活して、地域の医療機関や薬局が徐々に再開している状況	表 慢性期 想定される状況 避難生活が長期化しているが、 <u>ライフラインが</u> ほぼ復旧して、地域の医療機関や薬局が徐々に再開している状況
0984	2	8	5			災害時の医療救護活動のフェーズ区分と必要な活動 図	災害時の医療救護活動のフェーズ区分と必要な活動 図（更新）
0985	2	8	5			1 初動医療体制	1 初動医療体制等
0986	2	8	5	1	(新設)		都福祉保健局を保健医療調整本部（※）として位置づけ、関係各機関と協力し、以下保健医療活動の総合調整を図る。 ※ 保健医療調整本部 平成29年7月5日付厚生労働省関係局連名通知「大規模災害時の保健医療活動に係る体制の整備について」において示された組織。 大規模災害時に都道府県災害対策本部の下に設置され、保健医療活動チームの派遣調整、保健医療活動に関する情報連携、整理及び分析等の保健医療活動の総合調整を行う。
0987	2	8	5	1-1	(1)	表 都福祉保健局 ○ 東京都地域災害医療コーディネーターは、各二次保健医療圏内の医療機関の被害状況等を収集し、東京都災害医療コーディネーターと情報を共有 ○ 医療機関の被害状況及び活動状況等を区市町村と情報を共有	表 都福祉保健局 ○ 東京都地域災害医療コーディネーターは、各二次保健医療圏内の医療機関の被害状況等を収集し、東京都災害医療コーディネーターと情報を共有 ○ 医療機関の被害状況及び活動状況等を区市町村と情報を共有
0988	2	8	5	1-1	(2)	【発災直後の連携体制（イメージ）】 図	【発災直後の医療連携体制（イメージ）】 図（更新）

No.	部	章	節	項	目	旧	新
0989	2	8	5	1-1	(3)	○ 東京都災害医療コーディネーターが中心となり、区市町村、東京消防庁、都医師会、都歯科医師会及び都薬剤師会など関係機関が連携して被害状況及び医療機関の活動状況、他県からのDMAT・医療チームの派遣状況などの情報を一元的に収集する。	○ 東京都災害医療コーディネーターが中心となり、区市町村、東京消防庁、都医師会、都歯科医師会及び都薬剤師会など関係機関が連携して被害状況及び医療機関の活動状況、他県からのDMAT・DPAT・医療チームの派遣状況などの情報を一元的に収集する。
0990	2	8	5	1-1	(3)	○ 二次保健医療圏ごとに医療対策拠点を設置し、圏内の被害状況や医療機関の活動状況等の情報を東京都地域災害医療コーディネーターを中心に収集する。	○ 二次保健医療圏ごとに医療対策拠点を設置し、東京都地域災害医療コーディネーターを中心に圏内の被害状況や医療機関の活動状況等の情報を収集する。
0991	2	8	5	1-2	(1)	表 都福祉保健局 (新設)	表 都福祉保健局 ○ 災害時の精神科医療ニーズに対応するため、東京DPATを派遣
0992	2	8	5	1-2	(1)	表 都福祉保健局 ○ 区市町村から要請があった場合、又は都において医療救護の必要があると認めた場合は、都が編成する都医療救護班等を派遣	表 都福祉保健局 ○ 区市町村から要請があった場合、又は都において医療救護の必要があると認めた場合は、都医療救護班等を派遣
0993	2	8	5	1-2	(1)	表 都福祉保健局 ○ 基幹災害拠点病院を含む地域災害拠点中核病院に二次保健医療圏医療対策拠点を設置	表 都福祉保健局 ○ 基幹災害拠点病院及び地域災害拠点中核病院に二次保健医療圏医療対策拠点を設置
0994	2	8	5	1-2	(1)	表 区市町村 ○ 避難所等に医療救護所を設置	表 区市町村 ○ 避難所等に避難所医療救護所を設置
0995	2	8	5	1-2	(1)	表 区市町村 ○ 医療救護体制が不足する場合には、東京都地域災害医療コーディネーターに応援を求めるほか、都に対し応援を要請	表 区市町村 ○ 医療救護体制が不足する場合には、東京都地域災害医療コーディネーターに応援を求める
0996	2	8	5	1-2	(1)	表 都医師会 ○ 都から「災害時の医療救護活動についての協定」に基づく医療救護班の派遣要請があった場合は、地区医師会に対し、都医療救護班としての活動等を要請	表 都医師会 ○ 都から「災害時の医療救護活動についての協定書」に基づく医療救護班の派遣要請があった場合は、都医療救護班を編成・派遣
0997	2	8	5	1-2	(1)	表 都医師会 ○ 災害の状況により、自主的な判断に基づき、要請を待たずに医療救護活動を実施することが出来る。	(削る)
0998	2	8	5	1-2	(1)	表 都歯科医師会 ○ 都から「災害時の歯科医療救護活動についての協定」に基づく歯科医療救護班の派遣要請があった場合は、地区歯科医師会に対し、都歯科医療救護班としての活動等を要請	表 都歯科医師会 ○ 都から「災害時の歯科医療救護活動についての協定」に基づく歯科医療救護班の派遣要請があった場合は、都歯科医療救護班を編成・派遣
0999	2	8	5	1-2	(1)	表 都薬剤師会 ○ 都から「災害時の救護活動についての協定」に基づく薬剤師の派遣要請があった場合は、各地区に対し、都薬剤師班としての活動等を要請	表 都薬剤師会 ○ 都から「災害時の救護活動についての協定」に基づく薬剤師の派遣要請があった場合は、都薬剤師班を編成・派遣

No.	部	章	節	項	目	旧	新
1000	2	8	5	1-2	(1)	表 献血供給事業団 ○ 指定地方公共機関としての責務に基づき、積極的に医療救護活動等に協力する。	(削る)
1001	2	8	5	1-2	(1)	(新設)	表 献血供給事業団 ○ 都外から血液製材の輸送要請があった場合、東京都赤十字血液センター等と協力して行う。
1002	2	8	5	1-2	(1)	表 都看護協会 ○ 都から「災害時の救護活動についての協定」に基づく看護師の派遣要請があった場合は、医療救護所等における看護業務を行う。	表 都看護協会 ○ 都から「災害時の救護活動についての協定書」に基づく要請があった場合は、応急救護の実施及び衛生材料の提供等、医療救護所等における看護業務を行う。
1003	2	8	5	1-2	(1)	表 都柔道接骨師会	表 都柔道整復師会
1004	2	8	5	1-2	(1)	表 都柔道整復師会 ○ 都から「災害時における応急救護活動についての協定」に基づく協力要請があった場合は、応急救護の実施及び衛生材料の提供等、医療救護活動等に協力する。	表 都柔道整復師会 ○ 都から「災害時における応急救護活動についての協定書」に基づく協力要請があった場合は、応急救護の実施及び衛生材料の提供等、医療救護活動等に協力する。
1005	2	8	5	1-2	(2)	○ 都は、医療機関に対して、空床の確保や収容能力の臨時拡大等の対応を行うよう要請する。	○ 医療機関に対して、空床の確保や収容能力の臨時拡大等の対応を行うよう要請する。
1006	2	8	5	1-2	(2)	○ 都は、都医師会、都歯科医師会、都薬剤師会及び日赤東京都支部等の関係機関に対して、都医療救護班、都歯科医療救護班及び都薬剤師班（以下、「都医療救護班等」という）の編成を要請し、区市町村からの要請を受けて派遣する。	○ 都医師会、都歯科医師会、都薬剤師会及び日赤東京都支部等の関係機関に対して、都医療救護班、都歯科医療救護班及び都薬剤師班（以下、「都医療救護班等」という）の編成を要請し、区市町村からの要請を受けて派遣する。
1007	2	8	5	1-2	(2)	○ 医療救護班は、「災害時医療救護活動マニュアル」、「災害時歯科医療救護活動マニュアル」及び「災害時における薬剤師班活動マニュアル」等に基づき、区市町村が設置した医療救護所等において医療救護活動を実施する。	○ 都医療救護班等は、各区市町村の計画等に基づき、区市町村が設置した医療救護所等において医療救護活動を実施する。
1008	2	8	5	1-2	(2)	(新設)	○ 都内被害状況に応じ東京DPATを派遣する。
1009	2	8	5	1-2	(2)	○ 医療救護所を設置する場所は、原則として500人以上の避難所、二次避難所（※）、医療機関及び災害現場とする。	(削る)
1010	2	8	5	1-2	(2)	※ 二次避難所（福祉避難所） 一般的な避難所での避難生活が困難な要配慮者のため特別な配慮がなされた避難所	(削る)
1011	2	8	5	1-2	(2)	【災害時医療救護の流れ】 図	【災害時医療救護の流れ】 図（更新）

No.	部	章	節	項	目	旧	新
1012	2	8	5	1-2	(3)	○ 都は、東京DMATチームが効果的な活動を行えるよう、東京DMAT指定病院と情報の共有等を行うなど連携を密にするとともに、医療従事者等の迅速かつ円滑な派遣に努める。	○ 都は、東京DMATが効果的な活動を行えるよう、東京DMAT指定病院と情報の共有等を行うなど連携を密にするとともに、医療従事者等の迅速かつ円滑な派遣に努める。
1013	2	8	5	1-2	(3)	○ 都は、災害現場の東京DMATチームとの連絡体制の確立に努めるとともに、必要に応じ東京DMATに対し、医療資器材等の支援を行う。	○ 都は、災害現場の東京DMATとの連絡体制の確立に努めるとともに、必要に応じ東京DMATに対し、医療資器材等の支援を行う。
1014	2	8	5	1-2	(3)	(新設)	ウ 東京DPATの活動 ○ 東京DPATは、「東京都災害派遣精神医療チーム運営要領」に基づき活動拠点本部での活動や被災区市町村での精神保健医療活動等を行う。 ○ 災害発生直後から、被災した精神科病院の患者の搬送の支援や急性増悪患者の対応、災害派遣医療チーム等との連携を行うため、東京DPATを派遣する。 ○ 都は、各被災現場の被害状況、出場可能な登録医療機関及びチーム数等を踏まえ、出場先及び出場順序について、都福祉保健局、都病院経営本部と協議し決定する。決定に際しては、必要に応じて東京都災害医療コーディネーターに助言を求める。 ○ 他県からの応援DPATの受入れに当たっては厚生労働省（DPAT事務局）と調整するとともに、活動状況等について、派遣した当該他県市等へ情報提供する。
1015	2	8	5	1-2	(3)	ウ 医療救護班等の活動	エ 医療救護班等の活動
1016	2	8	5	1-2	(3)	表 医療救護班 ○ 傷病者に対する応急処置 ○ 災害拠点病院等への転送の要否及び転送順位の決定 ○ 輸送困難な患者、軽症患者等に対する医療 ○ 助産救護 ○ 死亡の確認 ○ 以上のほか、状況に応じて遺体の検案に協力する。	表 医療救護班 ○ 傷病者に対するトリアージ ○ 傷病者に対する応急処置及び医療 ○ 傷病者の収容医療機関への転送の要否及び搬送順位の決定 ○ 死亡の確認及び遺体の検案への協力 ○ 助産救護 ○ その他、都と協議の上必要と認められる業務
1017	2	8	5	1-2	(3)	表 薬剤師班 ○ 医療救護所及び医薬品の集積場所等における医薬品の仕分け、管理	表 薬剤師班 ○ 医療救護所及び医薬品の集積場所等における医薬品等の仕分け、管理及び受発注
1018	2	8	5	1-2	(3)	○ 都医療救護班(計211班) (ア) 都立・公社病院 26班(医師1名、看護師1名、事務その他1名) (イ) 都医師会 92班(医師1名、看護師1名、事務その他1名) (ウ) 日赤東京都支部 32班(医師1名、看護師3名、事務その他2名) (エ) 災害拠点病院 61班(医師1名、看護師1名、事務その他1名)	○ 都医療救護班(計219班) 平成31年3月31日現在 (ア) 都立・公社病院 26班(医師1名、看護師1名、事務その他1名) (イ) 都医師会 94班(医師1名、看護師1名、事務その他1名) (ウ) 日赤東京都支部 32班(医師1名、看護師3名、事務その他2名) (エ) 災害拠点病院 67班(医師1名、看護師1名、事務その他1名)
1019	2	8	5	1-2	(3)	エ 医療救護活動協力機関の活動内容 ○ 都柔道接骨師会は、医療救護所等において、医師の指示に基づく応急救護を行う。	オ 医療救護活動協力機関の活動内容 ○ 都柔道整復師会は、医療救護所等において、医師の指示に基づく応急救護を行う。
1020	2	8	5	1-2	(3)	オ 職種による色の定め	カ 職種による色の定め

No.	部	章	節	項	目	旧	新
1021	2	8	5	1-2	(3)	カ dERU（デルー：国内型緊急対応ユニット（※））による活動 ※ dERU（domestic Emergency Response Unit） 日本赤十字社の緊急仮設診療所設備（大型テント、医療資機材）とそれを輸送する車両(3.5t)及び訓練された要員、そしてそれらを円滑に運用するためのシステムの総称（東京に2基、その他全国に8基）。	主 dERU（デルー：国内型緊急対応ユニット（※））による活動 ※ dERU（domestic Emergency Response Unit） 日本赤十字社の緊急仮設診療所設備（大型テント、医療資機材）とそれを輸送する車両及び訓練された要員、そしてそれらを円滑に運用するためのシステムの総称（東京に2基、その他全国に8基）。
1022	2	8	5	1-3	(1)	表 都福祉保健局 ○ 災害拠点病院の対応能力では不足する場合に、都は「 <u>九都県市災害時相互応援協定</u> 」及び「 <u>首都直下地震応急対策活動要領</u> 」に基づき、関係機関に対し医療機関への広域搬送に必要な措置を要請	表 都福祉保健局 ○ 災害拠点病院の対応能力では不足する場合に、都は「 <u>九都県市相互応援協定</u> 」及び「 <u>首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画</u> 」等に基づき、関係機関に対し医療機関への広域搬送に必要な措置を要請
1023	2	8	5	1-3	(1)	表 警視庁 自衛隊 第三管区海上保安部（東京海上保安部） ○ ヘリコプター等を活用し、 <u>広域医療搬送拠点臨時医療施設（SCU）</u> 等へ搬送	表 警視庁 自衛隊 第三管区海上保安部（東京海上保安部） ○ ヘリコプター等を活用し、 <u>航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）</u> 等へ搬送
1024	2	8	5	1-3	(2)	○ 搬送は、原則として被災現場から医療救護所までは区市町村が対応し、医療救護所から災害拠点病院等の医療機関までは都及び区市町村が対応する。	○ 搬送は、原則として被災現場から医療救護所までは区市町村が対応し、 <u>医療機関又は医療救護所から災害拠点病院等の病院までは、都及び区市町村が対応する。</u>
1025	2	8	5	1-3	(2)	○ 医療救護所の責任者は、災害拠点病院等に収容すべき傷病者がいる場合には、 <u>区市町村等に搬送を要請する。</u>	○ 医療機関や医療救護所に対応できない重症者は、 <u>日本DMATなどの医療従事者による医療搬送を中心とする。搬送車両がない場合は、都又は区市町村が調達する。</u>
1026	2	8	5	1-4	(1)	表 都福祉保健局 <u>(新設)</u>	表 都福祉保健局 ○ <u>DHEATに関する総合的な連絡調整を行う。</u>
1027	2	8	5	1-4	(1)	表 都福祉保健局 <u>(新設)</u>	表 都福祉保健局 ○ <u>被災区市町村からの応援要請に基づき、避難所での精神保健相談、支援者支援等を行う東京DPAT及び他県DPATを派遣</u>
1028	2	8	5	1-4	(1)	環境衛生指導班、食品衛生指導班の詳細は、本章P392参照	環境衛生指導班、食品衛生指導班の詳細は、本章「 <u>防疫体制の確立</u> 」P○参照
1029	2	8	5	1-4	(3)	<u>(新設)</u>	ア 保健所の指揮調整機能支援等 « <u>都福祉保健局</u> » ○ <u>DHEATに関する総合的な連絡調整を行う。</u> ○ <u>被災区、中核市及び保健所政令市からの要請に基づき、DHEATを派遣する。</u> ○ <u>国へ他道府県及び指定都市からのDHEATの応援派遣に関する調整を依頼する。</u> ○ <u>他道府県及び指定都市からのDHEATの派遣場所の調整を行う。</u>
1030	2	8	5	1-4	(3)	ア 保健活動	イ 保健活動

No.	部	章	節	項	目	旧	新
1031	2	8	5	1-4	(3)	(新設)	<p>ウ 地域精神保健活動</p> <p>《都福祉保健局》</p> <p>○ 都全体の精神保健に関する情報を収集し、迅速に区市町村へ提供する。</p> <p>○ 被災状況に応じて、東京DPAT登録医療機関へ派遣要請を行うとともに、厚生労働省（DPAT事務局）を通して、他県DPATへも派遣要請をし、受入れの調整を行う。</p> <p>○ 被災区市町村の要請に基づき、東京DPAT及び他県DPATを派遣する。</p> <p>○ 避難所等での精神疾患の急性増悪者等への対応等を行うため、東京DPAT及び他県DPATを派遣し、災害派遣医療チーム・保健師チーム等と連携により支援を行う。</p> <p>○ 東京DPAT及び他県DPATは、被災区市町村の災害医療コーディネーターの助言の下、避難所での保健師チーム等との連携により、精神保健相談、精神保健に関する普及啓発等の活動を実施する。</p> <p>○ 東京DPAT及び他県DPATは、被災区市町村で活動する支援者に対して、支援者の心身の健康を維持できるような助言等を行う。</p> <p>○ 東京都全域及び区市町村間の精神保健医療に関する連絡調整を行う。</p> <p>○ 都立の3つの精神保健福祉センターにおいて、精神保健福祉相談を実施する。</p>
1032	2	8	5	1-4	(3)	<p>イ こころのケア</p> <p>《都福祉保健局》</p> <p>○ 精神障害者・精神疾患患者への対応として都立病院等及び民間精神科医療機関との協力による医療提供体制の確保に努める。</p> <p>○ 避難所や住宅等での精神疾患の発症・急変への対応等を行うため、巡回精神相談チームを編成し、保健活動班と連携を図りながら、必要に応じて避難所等へ派遣する。</p> <p>○ 被災した精神障害者の継続的医療の確保に努める。</p> <p>○ 被災した精神科病院の入院患者については、東京精神科病院協会と連携し、被災を免れた地域の精神科病院への転院を図る。</p> <p>○ 被災の状況により通院が困難になった患者に対しては、巡回精神相談チームが対応する。</p> <p>○ 措置診察体制のため指定医の確保等を行う。</p> <p>○ 措置患者の緊急受入れについては、一時的に都立病院で行い、その後民間精神科病院等の協力を得て患者を転送する。</p> <p>○ 近隣の病院等とも十分に連携を図りながら対応にあたる。</p> <p>○ 都全体の精神保健に関する情報を収集し、タイムリーに区市町村へ提供する。</p> <p>○ 必要に応じて近県市に精神保健医療従事者の派遣を要請し、受入れの調整を行う。</p> <p>○ 東京都全域及び区市町村間の精神保健医療に関する連絡調整を行う。</p>	<p>エ 精神医療体制の確保</p> <p>《都福祉保健局》</p> <p>○ 被災した精神科病院の入院患者については、災害拠点精神科病院及び災害拠点精神科連携病院への受け入れを円滑に行う。また、東京精神科病院協会等と連携し、別途受入れ先を確保する。</p> <p>○ 転院については、東京DPAT及び他県DPATを派遣し、日本DMAT等との連携により行う。</p> <p>○ 東京DPAT及び他県DPATは、派遣された区市町村内の精神科医療機関の機能補完を行う。</p> <p>○ 精神科災害医療体制の状況を把握し、必要に応じて厚生労働省（DPAT事務局）及び他県の精神科病院に転院先の要請を行う。</p> <p>○ 措置入院の体制確保</p> <p>○ 措置患者の緊急受入れについては、一時的に都立病院で行い、その後、東京都の精神科災害医療体制の中で空床状況を確認し患者を転送する。</p> <p>○ 措置診察体制のため指定医の確保等を行う。</p>
1033	2	8	5	1-4	(3)	ウ 在宅難病患者への対応	オ 在宅難病患者への対応
1034	2	8	5	1-4	(3)	エ 在宅人工呼吸器使用者への対応	カ 在宅人工呼吸器使用者への対応
1035	2	8	5	1-4	(3)	オ 透析患者等への対応	キ 透析患者等への対応
1036	2	8	5	1-4	(3)	カ 被災動物の保護	ク 被災動物の保護
1037	2	8	5	2	(1)	<p>表 都福祉保健局</p> <p>○ 原則、医薬品等の物資の支援を受け入れないが、支援があった場合には、必要に応じて被災地外に医薬品集積センターを設置し、仕分けた上で区市町村へ提供</p>	<p>表 都福祉保健局</p> <p>○ 必要に応じて医薬品集積センターを設置し、仕分けた上で区市町村へ提供</p>

No.	部	章	節	項	目	旧	新
1038	2	8	5	2	(1)	<p>表 都薬剤師会</p> <p>○ 区市町村災害医療コーディネーター、東京都地域災害医療コーディネーター及び東京都災害医療コーディネーターの業務に協力</p> <p>○ 被災地内の地区薬剤師会は、区市町村の要請を受け、災害薬事センター（旧称：医薬品ストックセンター）における医薬品の仕分け・管理、救護所での調剤、薬剤師班の調整等を行う。</p> <p>○ 医薬品等の物資の支援があり、都の要請があった場合に限り、被災地外に設置される医薬品集積センターにおける仕分け・管理等を行う。</p>	<p>表 都薬剤師会 地区薬剤師会</p> <p>○ 区市町村災害医療コーディネーター、東京都地域災害医療コーディネーター及び東京都災害医療コーディネーターの業務に協力</p> <p>○ 被災地内の地区薬剤師会は、区市町村の要請を受け、災害薬事センター（旧称：医薬品ストックセンター）における医薬品の仕分け・管理、救護所での調剤、地区薬剤師班の調整等を行う。</p> <p>○ 都の要請があった場合、医薬品集積センターにおける仕分け・管理等を実施</p>
1039	2	8	5	2	(1)	<p>表 献血供給事業団</p> <p>○ 災害発生後、速やかに都内各事業団支所の被災状況を調査し、その機能の復旧を図るとともに、本部を中心に状況に応じた血液製剤の供給体制をとる。</p>	<p>表 献血供給事業団</p> <p>○ 都外から血液製剤の輸送要請があった場合、東京都赤十字血液センター等と協力して行う。</p>
1040	2	8	5	2	(2)	【卸売販売業者からの医薬品調達の流れ】	【卸売販売業者からの医薬品等調達の流れ】
1041	2	8	5	2	(2)	① 区市町村は、卸売販売業者へ必要な医薬品を発注し、卸売販売業者が区市町村へ納品する。	① 区市町村は、卸売販売業者へ必要な医薬品等を発注し、卸売販売業者が区市町村へ納品する。
1042	2	8	5	2	(2)	<u>(新設)</u>	④ 卸売販売業者は、全ての発注に対応できない場合、原則として、災害拠点病院へ優先的に医薬品等を供給する。ただし、東京都災害医療コーディネーターの助言があった場合は、別途対応する。
1043	2	8	5	3	(1)	<p>表 第三管区海上保安本部（東京海上保安部）</p> <p>○ 傷病者搬送のための巡視船艇、航空機又は医療設備を有する巡視船を出動</p>	<p>表 第三管区海上保安本部（東京海上保安部）</p> <p>○ 傷病者搬送のための巡視船艇、航空機を出動</p>
1044	2	8	5	3	(2)	○ 災害時には、多くの負傷者等に対応するため、災害拠点病院をはじめ、全ての医療機関の空床利用や収容能力の臨時拡大等を図る。	○ 災害時には、多くの負傷者等に対応するため、災害拠点病院等に対し空床利用や収容能力の臨時拡大等を図る。
1045	2	8	5	3	(3)	○ 災害医療支援病院のうち、小児医療、周産期医療、精神医療及び透析医療その他専門医療への対応を行う病院は、原則として診療機能を継続し、それ以外の全ての病院は、慢性疾患への対応や区市町村地域防災計画に定める医療救護活動を行う。	○ 災害医療支援病院のうち、周産期医療、小児救急医療、精神医療及び透析医療その他専門医療への対応を行う病院は、原則として診療機能を継続し、それ以外の全ての病院は、慢性疾患への対応や区市町村地域防災計画に定める医療救護活動を行う。
1046	2	8	5	3	(3)	○ 救急告示を受けた診療所、透析や産科の専門的医療を行う診療所は、原則として診療機能を継続し、それ以外の診療所、歯科診療所及び薬局は、原則として区市町村地域防災計画に定める医療救護活動を行う。	○ 救急告示を受けた有床診療所、透析や産科の専門的医療を行う診療所は、原則として診療機能を継続し、それ以外の診療所、歯科診療所及び薬局は、原則として区市町村地域防災計画に定める医療救護活動を行い、診療継続に努める。
1047	2	8	5	3	(3)	<u>(新設)</u>	○ 被災病院にいる措置入院患者及び隔離・拘束中の患者については、災害拠点精神科連携病院へ、医療保護入院患者については、災害拠点精神科連携病院へ、それぞれ搬送して治療を行う。

No.	部	章	節	項	目	旧	新
1048	2	8	5	4	(1)	表 警視庁 ○ 救助・救出活動に伴い発見・収容した遺体を適切に取り扱う。	表 警視庁 ○ 救出救助活動に伴い発見・収容した遺体を適切に取り扱う。
1049	2	8	5	4	(1)	表 警視庁 ○ おおむね2日間身元確認調査を行っても身元が判明しない場合は、所持金品とともに遺体を区市町村長に引き継ぐ。	表 警視庁 ○ おおむね2日間身元確認調査を行っても身元が判明しない場合は、所持金品と共に遺体を区市町村長に引き継ぐ。
1050	2	9				○ 現在の対策の状況 都は、国とともに、首都圏自治体、鉄道・通信事業者、民間団体等からなる「首都直下地震帰宅困難者等対策協議会」（以下この章において「協議会」という。）を平成23年9月に設置し、平成24年9月に最終報告及びガイドラインを取りまとめた。また、平成24年11月には、「東京都帰宅困難者対策実施計画」を策定した。 都民、事業者、行政等のそれぞれの役割に応じた帰宅困難者対策への取組を明文化した東京都帰宅困難者対策条例が平成25年4月に施行。 行き場のない帰宅困難者を保護するため、平成25年4月に都立施設200か所を一時滞在施設（約7万人分）として指定。 安全確保後の帰宅支援のため、災害時帰宅支援ステーションを9,752か所確保している。（平成25年10月8日現在）	○ 現在の対策の状況 都は、国とともに、首都圏自治体、鉄道・通信事業者、民間団体等からなる「首都直下地震帰宅困難者等対策協議会」（以下この章において「協議会」という。）を設置し、平成24年9月に最終報告及びガイドラインを取りまとめ、これに基づき「東京都帰宅困難者対策実施計画」を策定（平成24年11月）するとともに、都民、事業者、行政等のそれぞれの役割に応じた帰宅困難者対策への取組を明文化した東京都帰宅困難者対策条例を施行（平成25年4月）した。 また、対策を更に前進させるため、有識者等で構成する「今後の帰宅困難者対策に関する検討会議」を設置し、報告書を公表（平成30年2月）した。 これまでに一時滞在施設を1,013か所（370,458人分）確保するとともに、災害時帰宅支援ステーションを11,046か所確保している。
1051	2	9	概要			（新設）	○ 「今後の帰宅困難者対策に関する検討会議」報告書
1052	2	9	概要			（新設）	○ 一時滞在施設を1,013か所（370,458人分）確保
1053	2	9	概要			○ 安全確保後の帰宅支援のため、災害時帰宅支援ステーションを9,752か所整備（平成25年10月8日現在）	○ 災害時帰宅支援ステーションを11,046か所整備（平成30年2月現在）
1054	2	9	概要			○ 東京都帰宅困難者対策条例の普及啓発	○ 東京都帰宅困難者対策条例に基づく取組の普及啓発
1055	2	9	概要			○ 東京都帰宅困難者対策条例の周知徹底	○ 東京都帰宅困難者対策条例に基づく取組の周知徹底
1056	2	9	概要			○ 東京都帰宅困難者対策条例の周知徹底	○ 帰宅困難者対策条例に基づく取組の周知徹底
1057	2	9	1	4		（新設）	4 今後の帰宅困難者対策に関する検討会議 東日本大震災から8年が経過し、当時の記憶が薄れつつあることから、今後の帰宅困難者対策の方向性の検討と取組の推進に向けた課題整理のため、有識者等で構成する「今後の帰宅困難者対策に関する検討会議」を平成29年9月に設置し、平成30年2月に報告書を公表した。
1058	2	9	1	5		4 一時滞在施設の確保 都は、都立施設200か所を一時滞在施設（約7万人分）として指定し、備蓄品の配備を行うとともに、都と一時滞在施設間の情報連絡体制の整備等を行った。	5 一時滞在施設の確保 都立施設を指定するとともに、国、区市町村、民間事業者と協力し、一時滞在施設を1,013か所（370,458人分）確保した（平成31年4月現在）。内訳は、国等施設26か所（10,169人分）、都立施設221か所（80,479人分）、区市町村施設247か所（99,796人分）、民間施設519か所（180,014人分）。

No.	部	章	節	項	目	旧	新
1059	2	9	1	6		5 帰宅支援ステーションの整備 混乱収拾後の帰宅支援のため、災害時帰宅支援ステーションを9,752か所確保した。（平成25年10月8日現在）	6 帰宅支援ステーションの整備 混乱収拾後の帰宅支援のため、災害時帰宅支援ステーションを11,046か所確保した。（平成30年2月現在）
1060	2	9	2	1		1 東京都帰宅困難者対策条例の周知徹底における課題 東京都帰宅困難者対策条例について、都民、事業者などにおいても周知徹底を図り、従業員等の施設内待機に係る計画の作成や3日間の水・食料等の備蓄を行うことが必要である。	1 東京都帰宅困難者対策条例に基づく取組の周知徹底における課題 東京都帰宅困難者対策条例で規定した内容について、都民、事業者などにおいても周知徹底を図り、従業員等の施設内待機に係る計画の作成や3日間の水・食料等の備蓄を行うことが必要である。
1061	2	9	3	1		1 東京都帰宅困難者対策条例の周知徹底	1 東京都帰宅困難者対策条例に基づく取組の周知徹底
1062	2	9	5			表 1 帰宅困難者対策条例の周知徹底	表 1 帰宅困難者対策条例に基づく取組の周知徹底
1063	2	9	5	1		1 帰宅困難者対策条例の周知徹底	1 帰宅困難者対策条例に基づく取組の周知徹底
1064	2	9	5	1	(1)	首都直下地震等への備えを万全とするためには、「自助」、「共助」、「公助」による総合的な対応が不可欠である。帰宅困難者等の発生による混乱を防止するための一斉帰宅の抑制などの条例の内容を周知徹底する必要がある。	首都直下地震等への備えを万全とするためには、「自助」、「共助」、「公助」による総合的な対応が不可欠である。帰宅困難者等の発生による混乱を防止するための一斉帰宅の抑制などの条例に基づく取組の内容を周知徹底する必要がある。
1065	2	9	5	1	(1)	表 都総務局 (新設)	表 都総務局 ○ 駅前に多数の帰宅困難者が発生したとの想定で、駅、駅周辺事業者、公共施設の管理者などが連携し、混乱防止や安全確保に努めるため地元自治体と合同で帰宅困難者対策訓練を実施
1066	2	9	5	1	(2)	ア 東京都帰宅困難者対策条例の周知徹底	ア 東京都帰宅困難者対策条例に基づく取組の周知徹底
1067	2	9	5	1	(2)	○ 都及び区市町村は、都民や事業者、そして行政機関が取り組むべき基本的事項について定めた、東京都帰宅困難者対策条例について、ホームページ、パンフレットの配布、説明会の実施等により普及啓発を図る。	○ 都及び区市町村は、都民や事業者、そして行政機関が取り組むべき基本的事項について定めた、東京都帰宅困難者対策条例の内容について、ホームページ、パンフレットの配布、説明会の実施等により普及啓発を図る。
1068	2	9	5	1	(2)	(新設)	帰宅困難者対策の必要性を訴求する動画の活用や従業員の一斉帰宅抑制に積極的に取り組む企業等を認定する制度などを通じ、対策に協力する都民・企業等の裾野拡大を図るとともに、災害時の助け合いの気運を醸成する。
1069	2	9	5	1	(2)	○ 電話の輻輳や停電等の影響を受けない衛星携帯電話、PHS、無線機など、参加団体間の情報共有のための連絡体制を計画的に整備する。	○ 電話の輻輳や停電等の影響を受けない衛星携帯電話、無線機など、参加団体間の情報共有のための連絡体制を計画的に整備する。
1070	2	9	5	1	(2)	○ 駅前滞留者対策協議会が所在する駅周辺の地域特性を踏まえ、現地本部又は情報提供ステーションの大型の掲示板（情報共有ボード）や防災行政無線に加え、大型ビジョンやエリアメール、SNSの活用も検討する。	○ 駅前滞留者対策協議会が所在する駅周辺の地域特性を踏まえ、現地本部又は情報提供ステーションの大型の掲示板（情報共有ボード）や防災行政無線に加え、大型ビジョンやエリアメール、SNS、スマートフォンのアプリなどを積極的に活用する。

No.	部	章	節	項	目	旧	新
1071	2	9	5	1	(2)	・ 外国人への対応 誘導の案内や情報提供などについて配慮する。例えば、英語、中国語等の誘導案内板による対応を検討する。	・ 外国人への対応 誘導の案内や情報提供などについて配慮する。例えば、英語、中国語等の誘導案内板による対応や、外国人でも分かりやすいピクトグラム・「やさしい日本語」の活用を検討する。
1072	2	9	5	1	(2)	○ 学校等は、学校危機管理マニュアル等に基づき保護者等との連絡体制を平時より整備するとともに、発災時には、児童・生徒等の学校内又は他の安全な場所での待機、その他児童・生徒等の安全確保のために必要な措置を行う。	○ 学校等は、学校危機管理マニュアル等に基づくとともに、必要に応じ災害時の児童生徒の安否確認ハンドブック等を参考にし、保護者等との連絡体制を平時より整備し、発災時には、児童・生徒等の学校内又は他の安全な場所での待機、その他児童・生徒等の安全確保のために必要な措置を行う。
1073	2	9	5	1	(2)	(新設)	カ 帰宅困難者対策訓練の実施 ○ 首都直下地震により、多数の帰宅困難者が発生したとの想定で、駅、駅周辺事業者、公共施設の管理者などが連携し、混乱の防止や安全確保に努めるために必要な措置を講じる。 ○ 地元自治体や近隣自治体と連携を図ることにより、一斉帰宅抑制、安否確認、一時滞在施設の開設・誘導、要配慮者の特別搬送、帰宅支援など帰宅困難者が発生した際に必要となる訓練を合同で実施する。
1074	2	9	5	1	(2)	カ 都民における準備	主 都民における準備
1075	2	9	5	3	(1)	表 都都市整備局 ○ 都市開発の機を捉え、一時滞在施設の整備を促進	表 都都市整備局 ○ 都市開発の機会を捉え、一時滞在施設の整備を促進
1076	2	9	5	3	(1)	(新設)	表 都下水道局 ○ ターミナル駅や一時滞在施設等からの排水を受け入れる下水道管とマンホールの接続部の耐震化
1077	2	9	5	3	(2)	○ 都は、所管する施設で受入が可能なものを一時滞在施設として指定し、都民・事業者に周知する（都立施設に約2万人確保）。 （資料第131「一時滞在施設候補 一覧」別冊P○○○～○○○）	○ 都は、所管する施設で受入が可能なものを一時滞在施設として指定し、都民・事業者に周知する（都立施設に約8万人確保）。 （資料第○「一時滞在施設一覧」別冊P○～○）
1078	2	9	5	3	(2)	【「一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン」における一時滞在施設の考え方】	【「一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン」における一時滞在施設の考え方（H27.2改定）】
1079	2	9	5	3	(2)	(1) 背景 首都直下地震等発生時において、駅周辺の滞留者や路上等の屋外で被災した外出者等は、帰宅が可能となるまでの間に待機する場所がないことが想定されている。そのため、このような帰宅困難者等を一時的に受け入れるための一時滞在施設をできるだけ多く確保するとともに、災害時における運営方法をあらかじめ明確にしていく必要がある。	(1) 背景 首都直下地震等発生時において、駅周辺の滞留者や路上等の屋外で被災した外出者等は、帰宅が可能となるまでの間に待機する場所がないことが想定されている。そのため、このような帰宅困難者等を一時的に受け入れるための一時滞在施設をできるだけ多く確保するとともに、災害時における運営方法をあらかじめ明確にしていく必要がある。また、2020年には東京オリンピック・パラリンピックが開催されることから、国内外の観光客や外国人を想定した対策が急務である。
1080	2	9	5	3	(2)	ア 帰宅困難者 地震発生時に外出している者のうち、近距離徒歩帰宅者（近距離を徒歩で帰宅する人）を除いた帰宅断念者（自宅が遠距離にあること等により帰宅できない人）と遠距離徒歩帰宅者（遠距離を徒歩で帰宅する人）	ア 帰宅困難者 大規模地震の発生により、公共交通機関が広範囲に運行を停止し、自分の間、復旧の見通しがない場合において、徒歩で帰宅することが困難なものをいう。具体的には、地震発生時に外出している者のうち、近距離徒歩帰宅者（近距離を徒歩で帰宅する人）を除いた帰宅断念者（自宅が遠距離にあること等により帰宅できない人）と遠距離徒歩帰宅者（遠距離を徒歩で帰宅する人）をいう。

No.	部	章	節	項	目	旧	新
1081	2	9	5	3	(2)	イ 一時滞在施設 帰宅が可能になるまで待機する場所がない帰宅困難者を一時的に受け入れる施設	イ 一時滞在施設 帰宅が可能になるまで待機する場所がない帰宅困難者を一時的に受け入れる施設をいう。あらかじめ公表するものと、あらかじめ公表しないものとに分けられる。
1082	2	9	5	3	(2)	ウ 災害時帰宅支援ステーション 災害時、救急・救助活動が落ち着いた後に帰宅困難者の徒歩帰宅を支援するため、水道水、トイレ、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報などを提供する施設	ウ 災害時帰宅支援ステーション 災害時、救急・救助活動が落ち着いた後に帰宅困難者の徒歩帰宅を支援するため、水道水、トイレ、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報等を提供する施設をいう。
1083	2	9	5	3	(2)	エ 避難所 地震による家屋の倒壊、焼失などで被害を受けた者又は現に被害を受けるおそれのある者を一時的に受け入れ、保護するため区市町村が開設する施設	エ 避難所 地震による家屋の倒壊、焼失等で被害を受けた者又は被害を受けるおそれのある者を一時的に受け入れ、保護するため、 <u>区市町村又は民間事業者等が開設する施設をいう。</u>
1084	2	9	5	3	(2)	オ 施設管理者 一時滞在施設として提供する施設を所有・管理する事業者等	オ 施設管理者 一時滞在施設として提供する施設を管理する事業者等をいう。施設の特性によって、施設の所有者、占有者、管理者のいずれか又は複数該当する。
1085	2	9	5	3	(2)	カ 施設滞在者 一時滞在施設内に滞在している帰宅困難者等	カ 施設滞在者 一時滞在施設内に滞在している帰宅困難者等をいう。
1086	2	9	5	3	(2)	(3) 対象施設 一時滞在施設の対象となる施設は、帰宅困難者等を一時的に受け入れることについて、 <u>都県や市区町村の指定を受けるか、協定を締結した施設とする。</u> 例えば、集会場、庁舎やオフィスビルのエントランスホール、ホテルの宴会場、学校等が想定される。 一時滞在施設として使用する施設については、当該施設が発災時において担うべき役割、立地条件や施設ごとの特徴を踏まえるとともに、施設の安全性の観点から、 <u>昭和56年の新耐震基準を満たした建物（耐震改修により同基準を満たした建物を含む。）</u> であることが必要である。	(3) 対象施設 一時滞在施設の対象となる施設は、 <u>都県や区市町村から帰宅困難者等を一時的に受け入れることについての指定を受けるか、又は協定を締結した施設の全部又は一部の区域を基本とする。</u> 例えば、集会場、庁舎やオフィスビル、ホテル、学校等に加え、 <u>地下道等も想定される。</u> 一時滞在施設として使用する施設については、当該施設が発災時において担うべき役割、立地条件や施設ごとの特徴を踏まえるとともに、施設の安全性の観点から、 <u>耐震性（昭和56年に導入された新耐震基準）を有した建物（耐震改修により同基準を満たした建物を含む。）</u> であることが必要である。 また、平成26年4月1日に施行された建築基準法施行令において、 <u>特定天井（脱落によって重大な危害を生ずるおそれのあるものとして国土交通大臣が定める天井をいう。）の脱落防止措置が定められており、改正規定が適用される天井は脱落防止措置を講ずる必要がある。</u>
1087	2	9	5	3	(2)	(4) 開設基準 ア 一時滞在施設は、受け入れた帰宅困難者が安全に帰宅開始できるまで、 <u>最長で発災後3日間の運営を標準とする。</u> イ 帰宅困難者の受入は、 <u>床面積当たり3.3㎡につき2人の収容を目安とする。</u>	(4) 開設基準 ア 一時滞在施設は、受け入れた帰宅困難者が安全に帰宅開始できるまでの間、 <u>原則として発災後3日間の運営を標準とする。</u> イ 帰宅困難者の受入れは、 <u>床面積3.3㎡当たり2人の収容（必要な通路の面積は参入しない。）を目安とする。</u>
1088	2	9	5	3	(2)	(5) 施設管理者の役割 施設管理者は、災害発生時の状況に応じて、可能な範囲で以下の支援を行う。 また、必要に応じて受入者へ施設運営の協力を要請する。 ア 施設の安全を確認した後、帰宅困難者を速やかに受け入れる。 イ 水や食料、 <u>ブランケット</u> などの支援物資を配布する。 ウ トイレやごみの処理などの施設の衛生管理を行う。 エ 周辺の被害状況や道路、鉄道の運行状況などの情報収集及び受入者に対する情報提供を行う。	(5) 施設管理者の役割 施設管理者は、災害発生時の状況に応じて、可能な範囲で以下の支援を行う。 また、必要に応じて受入者へ施設運営の協力を要請する。 ア 施設の安全を確認した後、 <u>受入スペースに帰宅困難者を速やかに受け入れる。</u> イ 水や食料、 <u>毛布</u> 等の支援物資を配布する。 ウ トイレやごみの処理等の施設の衛生管理を行う。 エ 周辺の被害状況や道路、鉄道の運行状況等の情報収集及び受入者に対する情報提供を行う。

No.	部	章	節	項	目	旧	新
1089	2	9	5	3	(2)	<p>(6) 要配慮者や通学中の小中学生のニーズへの対応 施設管理者は、区市町村や関係機関とも連携し、要配慮者や通学中の小中学生のニーズに対応する。</p> <p>ア 要配慮者、通学の小中学生等 待機スペースの一部を優先スペースにすることや具体的な避難誘導方法を検討する。</p> <p>あわせて、障害者については必要な支援や配慮を受けるためのヘルプカードの活用やユニバーサルデザインの掲示物の活用などが考えられ、今後、関係機関とも連携しながら検討する。</p> <p>イ 外国人 誘導の案内や情報提供などについて配慮する。例えば、英語、中国語等の誘導案内板による対応なども実施する。</p>	<p>(6) 要配慮者や通学中の小中学生のニーズへの対応 施設管理者は、区市町村や関係機関とも連携し、要配慮者や通学中の小中学生のニーズに対応する。</p> <p>ア 要配慮者、通学の小中学生等 待機スペースの一部をこれらの者への優先スペースにすることや、一時滞在施設から緊急に避難が必要となった場合の具体的な避難誘導方法を検討する。</p> <p>あわせて、障害者については必要な支援や配慮を受けるためのヘルプカードの活用やユニバーサルデザインの案内板の活用等が考えられ、今後、関係機関とも連携しながら検討する。</p> <p>イ 外国人 2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピックを踏まえ、誘導の案内や情報提供などについては、外国人でもわかりやすいビクトグラム等の活用や、英語、中国語等の外国語の誘導案内板による対応も検討する。</p>
1090	2	9	5	3	(2)	<p>○ 都は、広域的な立場から、国、区市町村、事業者団体に対して、一時滞在施設の確保について協力を求める。国が所有・管理する施設については、区市町村又は都からの要請を受け、又は自主的に国が一時滞在施設として帰宅困難者等を受け入れる。</p>	<p>○ 都は、広域的な立場から、国、区市町村、事業者団体に対して、一時滞在施設の確保について協力を求める。特に、多数の帰宅困難者の発生が見込まれる主要ターミナル駅周辺を中心に、大規模な施設を有する団体等への働き掛けを強化するなどの取組を進めていく。国が所有・管理する施設については、区市町村又は都からの要請を受け、又は自主的に国が一時滞在施設として帰宅困難者等を受け入れる。</p>
1091	2	9	5	3	(2)	<p>○ 一時滞在施設として確保した施設の名称や所在地等は、原則として公表する。 民間施設等で施設管理者側が非公表を希望した場合でも、発災時は公表を前提とし、発災時は、地域における施設への誘導方法などと整合性を図ることにより開示する。あわせて行政機関や駅前滞留者対策協議会等の関係機関において情報共有する。</p>	<p>○ 一時滞在施設として確保した公立施設の名称や所在地等は、原則として公表する。 民間施設等で施設管理者側が非公表を希望した場合でも、発災時は公表を前提とし、発災時は、地域における施設への誘導方法などと整合性を図ることにより開示する。あわせて行政機関や駅前滞留者対策協議会等の関係機関において情報共有する。</p>
1092	2	9	5	3	(2)	<p>(新設)</p>	<p>○ 都立の一時滞在施設には、受け入れた帰宅困難者が安否確認や情報収集を行いやすくするため、災害時用公衆電話（特設公衆電話）及びWi-Fiアクセスポイントを整備する。</p>
1093	2	9	5	3	(2)	<p>(新設)</p>	<p>○ 要配慮者等への対応を図るため、一時滞在施設の待機スペースの一部を要配慮者への優先スペースとすることや、外国人にも分かりやすいビクトグラム等の活用、「やさしい日本語」、英語、中国語等の誘導案内板等による対応を検討するなど受け入れのための態勢を整備する。</p>
1094	2	9	5	3	(2)	<p>【「一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン」における一時滞在施設の運営】</p>	<p>【「一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン」における一時滞在施設の運営（H27.2改定）】</p>
1095	2	9	5	3	(2)	<p>(1) 運営計画の作成 施設管理者は、帰宅困難者等の受入れに係る運営計画又は防災計画をあらかじめ作成しておく。 その際、可能であれば、他の一時滞在施設等との連携、行政機関との連携、地域における帰宅困難者対策の取組への参加等についても運営計画又は防災計画に明記する。 施設管理者は、運営計画又は防災計画を冊子等にまとめ、自らの従業員等に周知する。 テナントビルの場合や事業者が複数存在する複合ビルの場合、施設管理者は他の事業者等と連携し、建物ごとの個別の事情に応じて、あらかじめ役割分担を取り決める。</p>	<p>(1) 運営計画の作成 施設管理者は、帰宅困難者等の受入れに係る運営計画又はこの受入れを含む防災計画をあらかじめ作成しておく。 その際、可能であれば、他の一時滞在施設等との連携、行政機関との連携、地域における帰宅困難者対策の取組への参加等についても運営計画又は防災計画に明記する。その際、その地域がビジネス街なのか、繁華街なのか、商業地域と住宅地との混在地域なのかなど、地域の特性を反映した計画とすることも重要である。 施設管理者は、運営計画又は防災計画を冊子等にまとめ、自らの従業員等に周知する。 テナントビルの場合や事業者が複数存在する複合ビルの場合、施設管理者は他の事業者等と連携し、建物ごとの個別の事情に応じて、あらかじめ役割分担を取り決める。</p>

No.	部	章	節	項	目	旧	新
1096	2	9	5	3	(2)	ア 施設内における受入場所	ア 施設内における受入場所 受入場所の選定に際しては、余震等の可能性を考慮して、天井部等から物が落下するおそれのある場所を避けることが重要である。 また、受入場所については、暗がりの部屋、入り組んだ場所のように管理が行き届かない場所を避け、防犯面についても配慮しておくことが重要である。
1097	2	9	5	3	(2)	イ 受入定員 約3.3㎡当たり2人を目安とする。ただし、実際の定員の算出に当たっては、施設の状況や特性を考慮する。また、通路として使用する部分等についても考慮する。	イ 受入定員 約3.3㎡当たり2人を目安とする。ただし、実際の定員の算出に当たっては、施設の状況や特性を考慮する。また、通路として使用する部分等についても定員の算出から除外する。
1098	2	9	5	3	(2)	ウ 運営要員の確保 ・ 施設管理者は、一時滞在施設の運営に係る要員の確保に努める。 ・ 施設滞在者による運営補助やボランティアの活用等も検討する。	ウ 運営要員の確保 ・ 自社ビルの施設管理者は、一時滞在施設の運営に係る要員を自社内から確保するように努める。テナントビルの場合や事業者が複数存在する複合ビルの場合の施設所有者は、当該ビルの管理者及び占有者等と連携し、建物ごとの個別の事情に応じて、所有者・テナント・自治体の3者間による協定を結ぶなどして、一時滞在施設の運営に係る要員の確保に努める。この場合、運営に係る役割分担と責任についてもあらかじめ決めておくことが望ましい。 ・ 施設滞在者による運営補助やボランティアの活用等も検討する。
1099	2	9	5	3	(2)	(新設)	オ 帰宅困難者の受入れの手順
1100	2	9	5	3	(2)	オ 一時滞在施設の受入者への情報提供の手順	カ 一時滞在施設の受入者への情報提供の手順
1101	2	9	5	3	(2)	カ 備蓄品の配布手順	主 備蓄品の配布手順
1102	2	9	5	3	(2)	主 要配慮者のニーズへの対応	ク 要配慮者のニーズへの対応
1103	2	9	5	3	(2)	ク セキュリティ・警備体制の構築 施設管理者は、施設内・事務所内にある商品・物品や重要情報を適切に管理する体制の整備を行う。 また、帰宅困難者を受け入れた際のトラブル防止（盗難等）の体制の整備もあわせて行う。	ク セキュリティ・警備体制の構築 施設管理者は、施設内・事務所内にある商品・物品や重要情報等について、受け入れた帰宅困難者による盗難等のトラブル防止の体制の整備を行う。
1104	2	9	5	3	(2)	ア 平時からの施設の安全確保 一時滞在施設として確保された施設については、災害時に帰宅困難者等を受け入れられるよう日頃からオフィス家具類の転倒・落下・移動防止対策、事務所内ガラス飛散防止対策等に努める。また、災害発生時の建物内の点検箇所をあらかじめ定めておくとともに、安全点検のためのチェックリストを作成する。 なお、従業員等で設備等の応急復旧に対応する場合には、工具類の備えについても検討する。また、停電時等の対応も含め、建物及び施設滞在者の安全確認の方針等を一時滞在施設の運営計画又は防災計画で定めておく。	ア 平時からの施設の安全確保 一時滞在施設として確保された施設については、災害時に帰宅困難者等を受け入れられるよう日頃からオフィス家具類の転倒・落下・移動防止対策、事務所内ガラス飛散防止対策等に努める。また、災害発生時の建物内の点検箇所（受入れのための安全確保という観点から、建物の構造部だけでなく、天井や天井設置設備等も重要となる。）をあらかじめ定めておくとともに、安全点検のためのチェックシートを作成する。 なお、従業員等で設備等の応急復旧に対応する場合には、工具類の備えについても検討する。また、停電時等に一時滞在施設として運営すべきか否か、運営する場合には建物及び施設滞在者の安全確認の方針等を一時滞在施設の運営計画又は防災計画で定めておく。

No.	部	章	節	項	目	旧	新
1105	2	9	5	3	(2)	<p>イ 記録・帳票の整備</p> <p>施設管理者は、事後に災害救助法による費用の支弁を地元自治体に求めることを考慮し、地元自治体における避難所運営基準等に準じて、書類・帳票等を一時滞在施設に整備し、保存しておくことが望ましい。具体的な書類・帳票等については、地元自治体や事業者が、それぞれの実情を踏まえて作成する。以下に必要と考えられる書類・帳票等を例示する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受入者名簿 ・ 受入記録日計表 ・ 物品受払簿 ・ 一時滞在施設運営及び収容状況記録票 ・ 一時滞在施設設置に要した物品受払証拠書類 	<p>イ 書類・帳票の整備</p> <p>施設管理者は、事後に災害救助法による費用の支弁を地元自治体に求めることを考慮し、地元自治体における避難所運営基準等に準じて、書類・帳票等を一時滞在施設に整備し、保存しておくことが望ましい。具体的な書類・帳票等については、施設管理者が、それぞれの実情を踏まえて作成する。以下に必要と考えられる書類・帳票等を例示する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受入者名簿 ・ 受入記録日計表 ・ 一時滞在施設運営及び収容状況記録票 ・ 一時滞在施設設置及び運営に要した物品受払証拠書類
1106	2	9	5	3	(2)	<p>工 安否確認のための体制整備（特設公衆電話、Wi-Fiなど）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 帰宅困難者が家族等と安否確認を行えるよう、特設公衆電話やWi-Fi等の通信手段を整備しておく。 ・ 災害用伝言板等の災害用安否確認サービス等の使い方を説明できる体制を整えておく。 	<p>工 安否確認のための体制整備（災害時公衆電話（特設公衆電話）、Wi-Fiなど）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 帰宅困難者が家族等と安否確認を行えるよう、災害時公衆電話（特設公衆電話）やWi-Fi等の通信手段を整備し設置できるよう努める。 ・ 災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（web171）、災害用伝言板等の災害用安否確認サービス等の使い方を説明できる体制を整えておく。
1107	2	9	5	3	(2)	<p>オ 備蓄品、非常用電源設備等の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設管理者は、受け入れた帰宅困難者等が災害後留まれるよう、必要な水、食料、ブランケットなどの物資の備蓄に努める。 	<p>オ 備蓄品、非常用電源設備等の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設管理者は、帰宅困難者の受入れに必要な水、食料、毛布、ブランケット、簡易トイレ等の物資の備蓄に努める。提供する備蓄食料については賞味期限等の一般的な衛生管理に留意することが重要である。
1108	2	9	5	3	(2)	<p>（4）訓練等における定期的な手順の確認</p> <p>施設管理者は、地震を想定した自衛消防訓練等にあわせて、一時滞在施設の開設に関する訓練を年1回以上定期的に実施し、帰宅困難者等の受入の手順等について確認し、必要な場合は手順の改善を行う。</p> <p>また、施設管理者は当該訓練の結果について検証し、必要に応じて計画等に反映させる。</p>	<p>（4）訓練等による定期的な手順の確認</p> <p>施設管理者は、地震を想定した自衛消防訓練等にあわせて、一時滞在施設の開設に関する訓練を年1回以上定期的に実施し、帰宅困難者等の受入れの手順等について確認し、必要な場合は手順の改善を行う。</p> <p>また、施設管理者は当該訓練の結果について検証し、必要に応じて計画等に反映させる。</p>
1109	2	9	5	3	(2)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間一時滞在施設の確保に関する支援策 <p>民間施設の協力を得るために、国、都、区市町村は、必要な仕組みや補助等の支援策について検討する。都は、地域の実情に応じて、民間の一時滞在施設へ備蓄等の支援などを、東京都帰宅困難者対策実施計画に基づき実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間一時滞在施設の確保に関する支援策 <p>民間施設の協力を得るために、国、都、区市町村は、必要な仕組みや補助等の支援策について検討する。都は、地域の実情に応じて、民間の一時滞在施設に対する備蓄品購入費用の補助をはじめとする様々な支援策を実施する。</p>
1110	2	9	5	3	(2)	<p>（新設）</p>	<p>○ 都下水道局は、帰宅困難者のトイレ機能を確保するため、ターミナル駅や一時滞在施設等から排水を受け入れる下水道管とマンホールの接続部の耐震化を実施する。</p>
1111	2	9	5	4	(1)	<p>表 通信事業者</p> <p>○ 災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の災害用安否確認サービスの普及啓発、防災訓練等における利用体験の実施</p>	<p>表 通信事業者</p> <p>○ 災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（web171）、災害用伝言板等の災害用安否確認サービスの普及啓発、防災訓練等における利用体験の実施</p>
1112	2	9	5	4	(2)	<p>○ 都は、全都立学校（島しょを除く。）を災害時帰宅支援ステーションに指定し、指定された都立学校への連絡手段を確保する。</p> <p>また、沿道の民間施設等と協定を締結して新たな災害時帰宅支援ステーションとして位置付けることを検討する。</p>	<p>○ 都は、全都立学校（島しょを除く。）を災害時帰宅支援ステーションに指定し、指定された都立学校への連絡手段を確保する。</p> <p>また、沿道の民間施設等と協定を締結して災害時帰宅支援ステーションの拡大を図る。</p>

No.	部	章	節	項	目	旧	新
1113	2	9	5	1-1	(1)	表 通信事業者 ○ 災害用伝言ダイヤル、災害伝言板等の利用を周知	表 通信事業者 ○ 災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（web171）、災害用伝言板等の利用を周知
1114	2	9	5	1-3	(2)	一時滞在施設運営のフロー図 図	一時滞在施設運営のフロー図 図（更新）
1115	2	9	5	1-3	(3)	・ 電話、特設公衆電話、FAX、Wi-Fi等の通信手段の確保	・ 電話、災害時用公衆電話（特設公衆電話）、FAX、Wi-Fi等の通信手段の確保
1116	2	9	5	1	(3)	○ 鉄道事業者は、折り返し運転の実施状況、乗り継ぎが可能な路線等に係る情報を都や報道機関に提供する。国土交通省の「大規模地震発生時における首都圏鉄道の運転再開のあり方に関する協議会」の結果を踏まえ、「駅間停車列車の扱い」や「線路等の点検方法」などについて検討し、見直しが必要な事項については、各事業者の防災計画を改訂するなどして対応する。	○ 鉄道事業者は、折り返し運転の実施状況、乗り継ぎが可能な路線等に係る情報を都や報道機関に提供する。国土交通省の「大阪北部地震における運転再開等に係る対応に関する連絡会議」の結果を踏まえ、「運転再開までの対応」や「利用者への情報提供」などについて検討し、見直しが必要な事項については、各事業者の防災計画を改訂するなどして対応する。
1117	2	9	5	2	(1)	表 日本郵便 ○ 郵便局（4局）に設置した災害時帰宅経路案内板により、道路被災状況等を掲出 ○ 郵便局において、各種災害情報の提供	（削る）
1118	2	9	5	2	(2)	○ 日本郵便は、郵便局（4局）に設置した災害時帰宅経路案内板により、道路被災状況等の掲出を行う。また、郵便局において、各種災害情報の提供を行う。	（削る）
1119	2	10				○ 避難者対策の重要性と対策内容の基本的考え方 住民の避難に備え、事前に避難場所や避難所を指定し、発災時の避難体制を整備しておくことが必要である。	○ 避難者対策の重要性と対策内容の基本的考え方 住民の避難に備え、災害対策基本法に基づき、区市町村長が事前に避難場所や避難所を指定し、発災時の避難体制を整備しておくことが必要である。
1120	2	10				○ 現在の対策の状況 また、避難所については、都内で避難所2,937か所（協定施設等を含む。）、二次避難所（福祉避難所）1,209か所が確保されており、避難所の収容人数は約329万人である。 都は現在、広域避難プロジェクトにおいて、自治体の枠を越えた迅速な連携を可能にするための枠組みを検討している。	○ 現在の対策の状況 避難所については、都内で避難所2,964か所（避難所が使用できない場合や収容可能人数を超えた場合等により開設する避難所、協定施設等を含む。）、福祉避難所1,397か所が確保されており、避難所の収容人数は約317万人である。 また、都は自治体の枠を越えた迅速な連携を可能にするための枠組みの他、高齢者や外国人など要配慮者の避難対策の検討を進めている。
1121	2	10	概要			○ 広域避難プロジェクトが発足	○ 区市町村における要配慮者対策の支援や外国人への防災知識の普及・啓発等を推進
1122	2	10	概要			○ 区部においては、平成25年10月現在、避難場所197か所、地区内残留地区34か所、避難道路58路線を指定	○ 区部においては、平成30年6月現在、避難場所213か所、地区内残留地区37か所、避難道路58路線を指定
1123	2	10	概要			○ 平成25年4月1日現在、都内で避難所2,937か所（協定施設等を含む。）、二次避難所（福祉避難所）1,209か所が確保されている。	○ 平成30年4月1日現在、都内で避難所2,964か所、福祉避難所1,397か所が確保されている。
1124	2	10	概要			○ 「避難所管理運営の指針（区市町村向け）」を平成24年度に改訂し、区市町村の避難所運営を支援している。	○ 「避難所管理運営の指針」を平成29年度に改訂し、区市町村の避難所運営を支援している。

No.	部	章	節	項	目	旧	新
1125	2	10	概要			○ 自治体の枠を越える大規模災害時における、避難先の確保や広域避難も含めた確かな避難誘導の在り方について検討が必要	○ 昨今の災害を踏まえ、要配慮者をはじめとした避難者が安全に避難できる体制について、更なる検討が必要
1126	2	10	概要			○ 自治体の枠を越えた避難先の確保や避難誘導の仕組みを構築	○ 避難行動要支援者や外国人をはじめとした避難者が適切に避難できる体制を整備
1127	2	10	概要			○ 避難体制の整備 避難行動要支援者対策の強化	○ 避難体制の整備 避難行動要支援者や外国人対策の強化
1128	2	10	1	1		都県境を越える大規模水害発生時に、自治体の枠を越え、迅速な連携を可能にするための枠組みづくりを目指し、都、区市町村や防災機関、学識経験者などからなる広域避難プロジェクトを発足し、検討を進めている。	自治体の枠を越え、迅速な連携を可能にするための枠組みづくりを目指し、検討を進めている。また、区市町村における要配慮者対策の支援や外国人への防災知識の普及・啓発等、高齢者や外国人など要配慮者をはじめ、避難者が安全に避難できる体制について検討を進めている。
1129	2	10	1	2		区部においては、平成25年10月現在、避難場所197か所、地区内残留地区34か所、避難道路58路線を指定している。	区部においては、平成30年6月現在、避難場所213か所、地区内残留地区37か所、避難道路58路線を指定している。
1130	2	10	1	3		平成25年4月1日現在、都内で避難所2,937か所（協定施設等を含む。）、二次避難所（福祉避難所）1,209か所（平成25年6月31日時点）が確保されている。避難所の収容人数は約328万人となっている。なお、都内公立小中学校の耐震化率は平成25年4月現在、98.2%である。 また、「避難所管理運営の指針（区市町村向け）」を平成24年度に改訂し、区市町村の避難所運営を支援している。	平成30年4月1日現在、都内で避難所2,964か所、福祉避難所1,397か所が確保されている。避難所の収容人数は約317万人となっている。なお、都内公立小中学校の耐震化率は平成30年4月現在、99.9%である。 また、「避難所管理運営の指針」を平成29年度に改訂し、区市町村の避難所運営を支援している。
1131	2	10	1	3		（新設）	※ 福祉避難所 一般的な避難所での避難生活が困難な要配慮者のため特別な配慮がなされた避難所
1132	2	10	2	1		（新設）	また、昨今の災害を踏まえ、高齢者や外国人など要配慮者をはじめ、避難者が安全に避難できる体制について、更なる検討が必要である。
1133	2	10	2	2		区部において、避難場所によっては、避難有効面積が不十分な場合や指定された避難場所が遠く、その避難距離が長くなる場合がある。	区部において、避難場所によっては、指定された避難場所が遠く、その避難距離が長くなる場合がある。
1134	2	10	3	3		避難所における安全性の確保や避難所管理運営マニュアル等における女性や要配慮者のニーズに応じた対策について定める。	災害関連死（※）の抑制にも影響する、避難所等における良好な生活環境の確保に向けて、避難所における安全性の確保や避難所管理運営マニュアル等における女性や要配慮者のニーズに応じた対策、車中泊など避難所に滞在することができないと判断した被災者への配慮について定める。 （※）災害関連死：当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）
1135	2	10	4	1		1 自治体の枠を越えた避難先の確保や避難誘導の仕組みを構築 広域避難プロジェクトにおいて、広域避難シミュレーションを実施し、その結果を踏まえて、実効性のある避難対策を構築し、自治体の枠を越えた避難先の確保や避難誘導の仕組みを構築する。	1 避難体制の整備 自治体の枠を越えた避難先の確保や避難誘導の仕組みを構築していく。また、避難支援プランの策定の推進等、避難行動要支援者を適切に避難誘導できる体制を整備する他、外国人が情報を迅速に収集し、適切な避難行動等をとれる体制を整備していく。

No.	部	章	節	項	目	旧	新
1136	2	10	4	2		「防災都市づくり推進計画」（平成22年1月）に基づき、避難場所の整備を進めていく。 ・ 2015（平成27）年度までに避難有効面積が不足する避難場所を解消 ・ 2015（平成27）年度までに避難距離が3 km以上となる避難圏域を解消 避難場所の量的確保や安全性等の確保	「防災都市づくり推進計画」（平成28年3月）に基づき、避難場所の整備を進めていく。 ・ 2020（令和2）年度までに避難距離が3 km以上となる避難圏域を解消 避難場所の量的確保や安全性等の確保
1137	2	10	5	1	(1)	表 都福祉保健局 (新設)	表 都福祉保健局 ○ 災害福祉広域支援ネットワークにおける災害時の活動体制の構築に向けた検討
1138	2	10	5	1	(1)	表 東京消防庁 ○ 地域が一体となった協力体制（消防のふれあいネットワークづくりの推進）	表 東京消防庁 ○ 地域が一体となった協力体制づくりの推進
1139	2	10	5	1	(2)	«都総務局» ○ 自治体の枠を越えた広域避難の体制を構築するため、国の「大規模水害対策に関する専門調査会報告」などを踏まえながら、区市町村や防災機関、学識経験者などからなる検討組織を設置して広域避難プロジェクトを推進し、広域避難シミュレーションを実施して避難先の確保や的確な避難誘導の在り方について検討していく。	«都総務局» ○ 自治体の枠を越えた広域避難の体制を構築するため、区市町村や関係機関等と連携して、避難先の確保や的確な避難誘導の在り方について検討していく。
1140	2	10	5	1	(2)	○ 九都県市における「広域避難モデルプロジェクト」の検討などを踏まえながら、震災時に、域外の自治体の円滑な協力が得られるよう、締結している協定の充実等を図る。	(削る)
1141	2	10	5	1	(2)	(新設)	○ 災害の発生に備えて、災害福祉広域支援ネットワーク構成団体がネットワークを構成し、日頃からの関係構築、広域訓練の実施等を通じ、災害時の活動体制構築に向けた取り組みを推進する。
1142	2	10	5	1	(2)	(新設)	○ 都民一人ひとりが災害時に援助を必要としている方へ円滑に手助けができるよう、ヘルプマークやヘルプカードの活用を促進する。
1143	2	10	5	1	(2)	(オ) 避難場所等の周知 ○ 効率的・効果的な避難を実現するため、避難場所や避難所、一時集合場所などの役割、安全な避難方法について、区市町村と連携を図りながら周知する。	(オ) 避難場所等の周知 ○ 東京都ホームページや「東京都防災アプリ」における東京都防災マップにより防災施設等を周知するほか、効率的・効果的な避難を実現するため、避難場所や避難所、一時集合場所などの役割、要配慮者についても考慮した安全な避難方法について、区市町村と連携を図りながら周知する。
1144	2	10	5	1	(2)	○ 避難行動要支援者等の安全を確保するため、地域が一体となった協力体制（消防のふれあいネットワーク）づくりを推進する。	○ 避難行動要支援者等の安全を確保するため、地域が一体となった協力体制づくりを推進する。
1145	2	10	5	1	(2)	(新設)	○ 区市町村は、避難勧告等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。

No.	部	章	節	項	目	旧	新
1146	2	10	5	1	(2)	○ 効率的・効果的な避難を実現するため、避難場所や避難所、一時集合場所などの役割、安全な避難方法について、都と連携を図りながら周知していく。	○ 効率的・効果的な避難を実現するため、避難場所や避難所、一時集合場所などの役割、安全な避難方法について、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等を行いつつ、都と連携を図りながら周知していく。
1147	2	10	5	1	(2)	○ 内閣府が策定した「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン（案）」に基づき、避難すべき区域及び判断基準（具体的な考え方）を含めたマニュアルを策定するなど、避難勧告等が適切なタイミングで適当な対象地域に発令できるよう努める。	○ 内閣府が策定した「避難勧告等に関するガイドライン」に基づき、避難すべき区域及び判断基準（具体的な考え方）を含めたマニュアルを策定するなど、避難勧告等が適切なタイミングで適当な対象地域に発令できるよう努める。また、当該ガイドラインに記載されている「立退き避難が必要な居住者等に求める行動」（P○）（「近隣の安全な場所への移動」「屋内安全確保」等）について、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。
1148	2	10	5	1	(2)	○ 高齢者、障害者等の要配慮者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平時より避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、避難誘導体制の整備を図る。	○ 高齢者、障害者、外国人等の要配慮者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平時より避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、避難誘導体制の整備を図る。
1149	2	10	5	2	(1)	表 都都市整備局 ○ 区部における避難場所、避難道路、地区内残留地区の指定	表 都都市整備局 ○ <u>東京都震災対策条例に基づき</u> 、区部における避難場所、避難道路、地区内残留地区の指定
1150	2	10	5	2	(1)	表 都下水道局 ○ 避難所からの排水を受ける管きよの耐震化	表 都下水道局 ○ <u>避難所などからの排水を受け入れる下水道管とマンホールの接続部の耐震化</u>
1151	2	10	5	2	(1)	表 区市町村 ○ 各市町村における避難場所の指定 ○ 避難所の指定・確保及び住民への周知 ○ 避難所の安全性確保	表 区市町村 ○ <u>災害対策基本法に基づく避難場所・避難所の指定</u> ○ <u>避難場所・避難所等の住民への周知</u> ○ <u>避難場所・避難所等の安全性確保</u>
1152	2	10	5	2	(1)	表 機関名 東京電力	表 機関名 <u>東京電力グループ</u>
1153	2	10	5	2	(2)	<u>(新設)</u>	<u>避難場所標識を新たに設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するとともに、当該標識の見方に関する周知を図る。あわせて、当該標識の多言語対応（英語、中国語、韓国語）も図る。</u>
1154	2	10	5	2	(2)	○ 避難所や主要な駅への供給ルートにおける水道管路の耐震継手化を優先的に進めていく。	○ <u>避難所や主要な駅への供給ルートにおける水道管路の耐震継手化を優先的に進めていく。（第2部第4章「安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保」P○参照）</u>
1155	2	10	5	2	(2)	○ 避難所等からの排水を受け入れる下水道管とマンホールの接続部の耐震化を実施する。	○ <u>避難所等のトイレ機能を確保するため、これらの施設から排水を受け入れる下水道管とマンホールの接続部の耐震化を実施する。</u>
1156	2	10	5	2	(2)	«東京電力»	« <u>東京電力グループ</u> »
1157	2	10	5	2	(2)	<u>(新設)</u>	<u>区市町村長は、災害対策基本法及び施行令等に定める基準等に基づき、避難場所及び避難所を指定する。</u>

No.	部	章	節	項	目	旧	新
1158	2	10	5	2	(2)	○ 各区市町村の地域防災計画において、あらかじめ避難所（二次避難所を含む。）を指定し、住民に周知しておく。	○ 各区市町村の地域防災計画において、あらかじめ避難場所及び避難所（福祉避難所を含む。）を指定し、住民に周知しておく。避難場所等の災害種別や避難場所と避難所の役割が違ふことについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。
1159	2	10	5	2	(2)	○ 避難所に指定した建物については、早期に耐震診断等を実施し、また、消防用設備等の点検を確実に行う等、安全性を確認・確保するとともに、被災者の性別も踏まえプライバシーの確保や生活環境を良好に保つよう努める。	○ 避難所に指定した建物については、早期に耐震診断等を実施し、また、消防用設備等の点検を確実に行う等、計画的に安全性を確認・確保するとともに、被災者の性別も踏まえプライバシーの確保や生活環境を良好に保つよう努める。
1160	2	10	5	2	(2)	○ 自宅や避難所で生活している要配慮者に対し、状況に応じ、医療や介護など必要なサービスを提供するため、あらかじめ社会福祉施設等を二次避難所（福祉避難所）として指定しておく。	○ 自宅や避難所で生活している要配慮者に対し、状況に応じ、医療や介護など必要なサービスを提供するため、あらかじめ社会福祉施設等を福祉避難所として指定しておく。
1161	2	10	5	2	(2)	○ 二次避難所（福祉避難所）は、耐震・耐火・鉄筋構造に加えて要配慮者の特性を踏まえバリアフリーを備えた建物を利用する。	○ 福祉避難所は、耐震・耐火・鉄筋構造に加えて要配慮者の特性を踏まえバリアフリーを備えた建物を利用する。
1162	2	10	5	2	(2)	○ 多摩地域30市町村及び島しょ地域9町村は、災害対策基本法第42条第2項第2号に基づき、それぞれ地域防災計画の中で避難場所を定め、大地震時に発生する延焼火災などから住民の生命の保護を図っている。なお、避難場所については、避難に必要な施設・設備を含めて整備する。避難場所・避難道路の指定については、津波等の浸水想定を考慮し、安全を確保できるように選定する。	○ 避難場所については、避難に必要な施設・設備を含めて整備する。避難場所・避難道路の指定については、津波等の浸水想定を考慮し、安全を確保できるように選定する。災害の想定等により必要に応じて、近隣の区市町村の協力を得て、避難場所を近隣市町村に設けるものとする。
1163	2	10	5	2	(2)	（新設）	○ 指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示した上で、標識の見方に関する周知に努めるものとする。
1164	2	10	5	3	(2)	<p>「都福祉保健局」</p> <p>○ 「避難所管理運営の指針（区市町村向け）」、要配慮者対策に係る指針を改訂し、区市町村における「避難所管理運営マニュアル」の作成・改訂を働き掛けるなど、区市町村における取組を支援する。なお、指針の改訂に当たっては、女性の参画を推進するとともに、要配慮者の視点等を踏まえて対応する。</p>	<p>「都福祉保健局」</p> <p>○ 「避難所管理運営の指針」、要配慮者対策に係る指針を改訂し、区市町村における「避難所管理運営マニュアル」の作成・改訂を働き掛けるなど、区市町村における取組を支援する。なお、指針の改訂に当たっては、女性の参画を推進するとともに、要配慮者の視点等を踏まえて対応する。</p>
1165	2	10	5	3	(2)	○ 区市町村から収集する避難所・二次避難所（福祉避難所）設置に関する情報については、関係部署において情報の共有化を図る。	○ 区市町村から収集する避難所・福祉避難所設置に関する情報については、関係部署において情報の共有化を図る。
1166	2	10	5	3	(2)	（新設）	○ 指定避難所へ冷房設備の整備を行う区市町村を支援し、避難所機能の向上を図る。
1167	2	10	5	3	(2)	（新設）	<p>○ 避難所となる公立学校のトイレの洋式化やマンホールトイレ等の災害用トイレ整備を行う区市町村を支援し、避難所機能の向上を図る。</p> <p>○ 都教育庁は、都立高校体育館の空調設備の整備を推進し、避難所となった際の良好な環境の確保に資する。</p> <p>○ 避難所となる公立学校の体育館等へ空調設置の整備を行う区市町村を支援し、避難所機能の向上を図る。</p>
1168	2	10	5	3	(2)	○ 避難所の管理運営が混乱なく円滑に行われるよう、「避難所管理運営の指針（区市町村向け）」及び「避難所の防火安全対策」に基づき、事前に「避難所管理運営マニュアル」を作成する。	○ 避難所の管理運営が混乱なく円滑に行われるよう、「避難所管理運営の指針」及び「避難所の防火安全対策」に基づき、事前に「避難所管理運営マニュアル」を作成する。

No.	部	章	節	項	目	旧	新
1169	2	10	5	3	(2)	(新設)	<p>○ 「避難所管理運営マニュアル」の作成や訓練等に当たっては、避難者の刻々と変化するニーズに寄り添うためにも、ボランティアや職能団体等、専門性を有した外部支援者等の協力を得ながら、避難者によって自主的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。</p>
1170	2	10	5	3	(2)	(新設)	<p>○ 避難所には、受け入れた避難者が安否確認や情報収集を行いやすくするため、災害時用公衆電話（特設公衆電話）やWi-Fiアクセスポイント等の整備のほか、発災時の速やかな設置や利用者の適切な利用への誘導が可能な体制整備に努める。</p> <p>○ 災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（web171）等の災害用安否確認サービス等の使い方を説明できる体制整備に努める。</p>
1171	2	10	5	4	(1)	(新設)	<p>4 車中泊</p> <p>(1) 対策内容と役割分担</p> <p>表 機関名 対策内容</p> <p>都総務局 都福祉保健局</p> <p>○ 車中泊者発生抑制に向けた普及啓発</p> <p>警視庁</p> <p>○ 大震災時の交通規制及び新たな自動車の乗り出し自粛依頼に係る普及啓発</p> <p>区市町村</p> <p>○ 車中泊者発生抑制に向けた普及啓発</p> <p>○ 避難所環境の整備促進</p>
1172	2	10	5	4	(2)	(新設)	<p>(2) 詳細な取組内容</p> <p>ア 都における震災時の車中泊に係る基本的考え方</p> <p>○ 以下の理由により、都内における車中泊は、原則、認めることは困難である。</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京都震災対策条例により車両での避難を禁止していること ・大震災発生時は、人命救助や消火活動等のため、都内では、警視庁から、新たな自動車の乗り出し自粛依頼や、大規模な交通規制が実施されること ・緊急自動車専用路（警視庁等の交通規制）の対象以外においても、道路上等における駐車が被災者支援等に致命的な影響を与える可能性が大きいこと ・都内では、オープンスペースは限定的で、発災時における応急活動等の用途が決定している場所が多く存在すること ・エコノミークラス症候群等、健康問題に対する適切な対応に課題があること
1173	2	10	5	4	(2)	(新設)	<p>イ 車中泊者発生抑制に向けた取組</p> <p>《都》《区市町村》</p> <p>○ 発災時の混乱防止に向け、以下の事項について、ホームページやツイッター、其他媒体等で、予め都民に普及啓発し意識の醸成に努める。</p> <p>(啓発事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京都震災対策条例の趣旨（車両による避難の禁止） ・大震災時の交通規制及び新たな自動車の乗り出し自粛依頼 ・緊急輸送道路以外の区市町村道等も避難所支援等に必須の輸送路であり、閉塞すると支援が滞る懸念があること ・都内の大規模な公園等は発災時の用途が定められていること ・過去の災害においても、車中泊等により健康被害が生じており、健康リスクが存在しうること <p>《区市町村》</p> <p>○ 区市町村においては、多様な避難者が安全に安心して避難生活を送れるよう、平素から避難所環境の整備等に努めていく。</p>

No.	部	章	節	項	目	旧	新
1174	2	10	5	1	(1)	表 都本部 (新設)	表 都本部 ○ 避難勧告等の対象地域、判断時期等についての助言
1175	2	10	5	1	(2)	避難準備 要配慮者等の避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならぬ段階	避難準備・高齢者等避難開始 避難勧告や避難指示（緊急）を発令することが予想される場合
1176	2	10	5	1	(2)	避難勧告 通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならぬ段階	避難勧告 災害による被害が予想され、人的被害が発生する可能性が高まった場合
1177	2	10	5	1	(2)	避難指示 人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況	避難指示（緊急） 災害が発生するなど状況が更に悪化し、人的被害の危険性が非常に高まった場合
1178	2	10	5	1	(3)	○ 高齢者や障害者等の要配慮者については、障害の特性や住環境などを踏まえ、避難方法に配慮して、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら適切に避難誘導し、安否確認を行う。	○ 高齢者や障害者、外国人等の要配慮者については、障害の特性や住環境、言語の違いなどを踏まえ、避難方法に配慮して、防災担当部局と福祉担当部局等との連携の下、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら適切に避難誘導し、安否確認を行う。
1179	2	10	5	1	(3)	(新設)	○ 区市町村から求めがあった場合には、避難勧告等の対象地域、判断時期等について助言するものとする。
1180	2	10	5	1	(3)	【避難勧告等により立ち退き避難が必要な住民に求める行動】 (内閣府「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン（案）」より)	【避難勧告等により立ち退き避難が必要な住民に求める行動】 (内閣府「避難勧告等に関するガイドライン」より)
1181	2	10	5	1	(3)	表 立ち退き避難が必要な住民に求める行動	表 立ち退き避難が必要な居住者等に求める行動
1182	2	10	5	1	(3)	表 避難準備情報 ・気象情報に注意を払い、立ち退き避難の必要について考える。 ・立ち退き避難が必要と判断する場合は、その準備をする。 ・（災害時）要配慮者は、立ち退き避難する。	表 避難準備・高齢者等避難開始 ・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立ち退き避難する。 ・その他の人は立ち退き避難の準備を整えたとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。 ・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立ち退き避難することが強く望まれる。
1183	2	10	5	1	(3)	表 避難勧告 ・立ち退き避難する。	表 避難勧告 ・予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立ち退き避難する。 ・指定緊急避難場所への立ち退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねない自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」※1への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」※2を行う。

No.	部	章	節	項	目	旧	新
1184	2	10	5	1	(3)	表 避難指示 ・避難勧告を行った地域のうち、立ち退き避難をしそびれた者が立ち退き避難する。 ・土砂災害から、立ち退き避難をしそびれた者が屋内安全確保をする。 ・津波災害から、立ち退き避難する。	表 避難指示（緊急） ・既に災害が発生していてもおかしくない極めて危険な状況となっており、未だ避難していない人は、予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ緊急に避難する。 ・指定緊急避難場所への立ち退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」※1への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」※2を行う。
1185	2	10	5	1	(3)	※ 津波災害は、危険地域からの一刻も早い避難が必要であることから、「避難準備情報」「避難勧告」は発令せず、基本的には「避難指示」のみを発令する。	※1 近隣の安全な場所：指定緊急避難場所ではないが、近隣のより安全な場所・建物等 ※2 屋内安全確保：その時点で居る建物内において、より安全な部屋等への移動 注 突発的な災害の場合、市町村長からの避難勧告等の発令が間に合わないこともあるため、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。特に、津波については強い揺れ又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、気象庁の津波警報等の発表や市町村長からの避難指示（緊急）の発令を待たずに、居住者等が自発的かつ速やかに立ち退き避難をすることが必要である。
1186	2	10	5	2	(1)	表 都福祉保健局 ○ 避難所及び二次避難所（福祉避難所）開設状況の把握	表 都福祉保健局 ○ 避難所及び福祉避難所開設状況の把握
1187	2	10	5	2	(1)	表 都福祉保健局 （新設）	表 都福祉保健局 ○ 福祉避難所等への福祉専門職派遣による運営支援
1188	2	10	5	2	(1)	表 都福祉保健局 （新設）	表 都福祉保健局 ○ 保健医療調整本部としての位置づけの下、保健医療活動の総合調整を図る。
1189	2	10	5	2	(1)	○ 二次避難所（福祉避難所）の開設	○ 福祉避難所の開設
1190	2	10	5	2	(3)	（二次避難所（福祉避難所））	（福祉避難所）
1191	2	10	5	2	(3)	○ 区市町村の報告に基づき、二次避難所（福祉避難所）の所在地等について把握する。	○ 区市町村の報告に基づき、福祉避難所の所在地等について把握する。
1192	2	10	5	2	(3)	○ 開設済み二次避難所（福祉避難所）について、区市町村に対し、定期的に受入可能人数を確認する。	○ 開設済み福祉避難所について、区市町村に対し、定期的に受入可能人数を確認する。
1193	2	10	5	2	(3)	（新設）	○ 災害福祉広域支援ネットワークを活用し、福祉避難所及び社会福祉施設の被災状況等の情報を集約、共有する。また、庁内に東京都災害福祉広域調整センターを設置し、被災していない区市町村又は他道府県からの福祉応援職員を総合調整を行い、被災し運営に支障を来している福祉避難所等へ応援職員を派遣する。

No.	部	章	節	項	目	旧	新
1194	2	10	5	2	(3)	«都福祉保健局» ○ 都立施設について、状況に応じ、地域の二次避難所（福祉避難所）としての役割を果たせるように連絡調整する。	«都福祉保健局» ○ 都立施設について、状況に応じ、地域の福祉避難所としての役割を果たせるように連絡調整する。
1195	2	10	5	2	(3)	(新設)	○ ボランティアや職能団体等、専門性を有した外部支援者等の協力を得られるよう努めるとともに、必要に応じて、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。
1196	2	10	5	2	(3)	○ 二次避難所（福祉避難所）を開設したときは、開設日時、場所、避難者数（介護等に特段の配慮を要する避難者の数とその状況を含む。）、開設予定期間、避難所周辺の状況等を、速やかに所定の様式により、都福祉保健局及び地元警察署、消防署等関係機関に連絡する。	○ 福祉避難所を開設したときは、開設日時、場所、避難者数（介護等に特段の配慮を要する避難者の数とその状況を含む。）、開設予定期間、避難所周辺の状況等を、速やかに所定の様式により、都福祉保健局及び地元警察署、消防署等関係機関に連絡する。
1197	2	10	5	2	(3)	(新設)	○ 福祉避難所等において運営に支障を来している場合、東京都災害福祉広域調整センターへ福祉専門職員の派遣を要請する。派遣を受けた場合、福祉専門職員の福祉避難所等への派遣調整を行う。
1198	2	10	5	2	(3)	・ 殺菌、消毒剤の調整	・ 殺菌、消毒剤の適切な使用
1199	2	10	5	2	(3)	○ 要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、障害特性や個々の状態、ニーズを把握し、必要に応じ二次避難所（福祉避難所）への移送、福祉施設等への入所、介護職員等の派遣等を行うものとする。	○ 要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、障害特性や個々の状態、ニーズを把握し、必要に応じ福祉避難所への移送、福祉施設等への入所、介護職員等の派遣等を行うものとする。
1200	2	10	5	2	(3)	○ 二次避難所（福祉避難所）の運営は、障害特性に応じた支援が必要であり、避難所から二次避難所（福祉避難所）への移送手段についても確保する。	○ 福祉避難所の運営は、障害特性に応じた支援が必要であり、避難所から福祉避難所への移送手段についても確保する。
1201	2	10	5	3	(1)	(新設)	3 車中泊 (1) 対策内容と役割分担 表 機関名 対策内容 都本部 ○ 車中泊者発生抑制に向けた普及啓発 ○ 車中泊者等に関する区市町村への情報提供 ○ 必要な避難所確保のための区市町村支援（再掲） 都福祉保健局 ○ 車中泊者発生抑制に向けた普及啓発 ○ 車中泊者等の情報収集（区市町村） ○ 避難所管理運営に関する支援（再掲） 警視庁 ○ 大震災時の交通規制及び新たな自動車の乗り出し自粛依頼に係る普及啓発 区市町村 ○ 車中泊者発生抑制に向けた普及啓発 ○ 避難所環境の整備促進 ○ 車中泊者等の状況把握及び都福祉保健局への報告 ○ 避難所に来訪できない車中泊者への必要に応じた支援（エコミークラス症候群等防止のための普及啓発等）

No.	部	章	節	項	目	旧	新
1202	2	10	5	3	(2)	(新設)	<p>（2）詳細な取組内容</p> <p>○ 発災時には、以下のとおり対応することを原則とするが、地域性や避難所運営組織等の状況を踏まえ、適切な対応を図る。</p> <p>《都》《区市町村》</p> <p>○ 都における震災時の車中泊に係る基本的考え方（P○）に基づき、啓発事項（P○）について、発災後にも積極的な呼び掛け等を行い、混乱を防止する。</p> <p>○ 在宅避難ができない被災者に対しては、避難所に避難するよう呼び掛ける。</p> <p>《都本部》</p> <p>○ 車中泊など避難所に滞在することができないと判断した被災者等を含めた避難者等に係る情報について知り得た場合、区市町村に対し提供に努める。</p> <p>《都福祉保健局》</p> <p>○ 区市町村から、車中泊など避難所に滞在することができないと判断した被災者等を含めた避難者等に係る情報の早期把握に努める。</p> <p>《区市町村》</p> <p>○ 区市町村は、車中泊など避難所に滞在することができないと判断した被災者等を含めた避難者等に係る情報の早期把握に努める。</p> <p>○ 健康面等についての相談・支援などは、区市町村において現行で想定されている体制の中で、必要に応じて都や地域等と連携の上、対応に努める。併せて、エコミークラス症候群等防止のための普及啓発等に努める。</p>
1203	2	10	5	4		3 動物救護	4 動物救護
1204	2	10	5	4	(2)	<p>図</p> <p>緊急災害時動物救援本部</p> <p>（公財）日本動物愛護協会</p> <p>（公社）日本動物福祉協会</p> <p>（公社）日本愛玩動物協会</p> <p>（公社）日本獣医師会</p>	<p>図</p> <p>一般財団法人</p> <p>ペット災害対策推進協会</p> <p>（公社）日本獣医師会</p>
1205	2	10	5	4	(2)	<p>図</p> <p>（社）東京都家庭動物愛護協会</p>	<p>図</p> <p>（一社）家庭動物愛護協会</p>
1206	2	10	5	5		4 ボランティアの受入れ	5 ボランティアの受入れ
1207	2	10	5	6		5 被災者の他地区への移送	6 被災者の他地区への移送
1208	2	11				<p>○ 現在の対策の状況</p> <p>都と区市町村は、クラッカー、アルファ化米などの食料、調製粉乳のほか、毛布、肌着、敷物などの生活必需品を備蓄するとともに、米穀、副食品、生活必需品等物資の調達について、あらかじめ業界団体等と協定を締結している。</p> <p>また、都は震災時の飲料水等を確保するため、居住場所からおおむね半径2kmの距離内に1か所の給水拠点を整備している。</p> <p>備蓄倉庫は都が21か所、区市町村が3,048か所を整備しているほか、都は物資の積替・配送等を行う広域輸送基地を27か所を整備している。</p> <p>東京都トラック協会と車両供給に関して契約するなど輸送手段の確保に努めているほか、都備蓄倉庫での荷さばき作業の協力に関する協定を締結している。さらに、石油燃料の安定供給のため、石油連盟及び東京都石油商業組合と協定を締結している。</p>	<p>○ 現在の対策の状況</p> <p>都と区市町村は、クラッカー、アルファ化米などの食料、調製粉乳のほか、毛布、敷物、紙おむつ、生理用品などの生活必需品を備蓄するとともに、食料、生活必需品等物資の調達について、あらかじめ物販事業者や業界団体等と協定を締結している。</p> <p>また、都は震災時の飲料水等を確保するため、居住場所からおおむね半径2kmの距離内に1か所の災害時給水ステーション（給水拠点）を整備している。</p> <p>備蓄倉庫は都が20か所、区市町村が2,936か所を整備しているほか、都は物資の積替・配送等を行う広域輸送基地を21か所整備している。</p> <p>東京都トラック協会と車両供給に関して契約するなど輸送手段の確保に努めているほか、都備蓄倉庫での荷さばき作業の協力に関する協定を締結している。更に、石油燃料の安定供給のため、石油連盟、東京都石油商業組合及び石油製品販売事業者と協定を締結している。</p>

No.	部	章	節	項	目	旧	新
1209	2	11				<ul style="list-style-type: none"> ○ 主な対策の方向性と到達目標 ・備蓄量の増加と調達先の拡大 → <到達目標> 都と区市町村合わせて3日分の物資を確保 物販事業者と連携した強固な調達体制の構築 ・備蓄倉庫及び輸送拠点の整備 → <到達目標> 支援物資の荷さばき機能の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 主な対策の方向性と到達目標 ・3日分の備蓄の継続とニーズに応じた物資の確保 → <到達目標> 都と区市町村合わせた3日分の備蓄の確保を継続、要配慮者等に配慮した備蓄の推進、国や物販事業者等と連携した強固な調達体制の構築 ・備蓄倉庫及び輸送拠点の整備 → <到達目標> 物資の荷さばき機能の強化
1210	2	11	概要			<ul style="list-style-type: none"> ○ 都と区市町村は震災後2日分の物資を備蓄 ○ 震災時には、米穀、漬物・つくだ煮、味噌・醤油等を業界団体から調達、加工食品、生鮮食品を生協から調達 ○ 備蓄倉庫のほか、トラクターミナルなどの広域輸送基地を整備 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都と区市町村は震災後おおむね3日分の物資を備蓄 ○ 震災時には、物販事業者（小売事業者）、生協、業界団体から食料・生活必需品等を調達 ○ 備蓄倉庫のほか、多摩広域防災倉庫・トラクターミナルなどの広域輸送基地を整備
1211	2	11	概要			<ul style="list-style-type: none"> ○ 物資の途絶が2日以上に及ぶおそれがある。 ○ 現在の調達体制では、多様なニーズに対応できない懸念がある。 ○ 支援物資の保管場所の不足、輸送拠点での物流事業者との連携不足等により、震災時の荷さばきの仕組みが機能不全になるおそれがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 多様なニーズに対応できる調達体制を整備する必要がある。 ○ 物流事業者と連携し、震災時に迅速に物資を搬出できる体制を整備する必要がある。
1212	2	11	概要			<ul style="list-style-type: none"> ○ 備蓄量の増加と調達先の拡大 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 震災後3日分の備蓄を継続 ○ 備蓄物資の充実と調達体制の整備
1213	2	11	概要			<ul style="list-style-type: none"> ○ 3日分の物資の確保と強固な調達体制の構築 ○ 支援物資の荷さばき機能の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 3日分の備蓄の継続確保、要配慮者等に配慮した備蓄の推進 ○ 国や物販事業者等と連携した強固な調達体制の構築 ○ 物資の荷さばき機能の強化
1214	2	11	1	1		<p>都と区市町村は、避難者用に、クラッカー、アルファ化米、乾パンなどの食料、調製粉乳のほか、毛布、肌着、敷物、ローソクなどの生活必需品を備蓄するとともに、米穀、副食品、加工食品、生鮮食品、生活必需品等物資の調達について、あらかじめ業界団体、東京都生活協同組合連合会等に協力を依頼している。</p>	<p>都と区市町村は、避難者用に、クラッカー、アルファ化米などの食料、調製粉乳のほか、毛布、敷物、紙おむつ、生理用品などの生活必需品を備蓄するとともに、食料や生活必需品等物資の調達について、あらかじめ物販事業者や業界団体等に協力を依頼している。</p>
1215	2	11	1	1		<p>また、都は震災時の飲料水等を確保するため、居住場所からおおむね半径2kmの距離内に1か所の給水拠点を整備している。</p>	<p>また、都は震災時の飲料水等を確保するため、居住場所からおおむね半径2kmの距離内に1か所の災害時給水ステーション（給水拠点）を整備している。</p>
1216	2	11	1	1		<ul style="list-style-type: none"> ・都と区市町村を合わせて、おおむね2日分の食料を確保（3日目からは、調達物資（炊き出し等）での対応を想定） ・被災乳幼児（2歳未満）用の調整粉乳等を都と区市町村を合わせて、おおむね7日分確保 ・給水拠点203か所整備（都民約1,300万人に一人1日3ℓの給水を行うとして、約3週間分以上の水量に相当） ・区市町村で、浄水装置3,378個備蓄（平成23年4月1日現在） ・白鬚東防災拠点（機能：貯水槽 約2,700㎡、都備蓄倉庫も併設） 	<ul style="list-style-type: none"> ・都と区市町村を合わせて、おおむね3日分の食料を確保（4日目からは、国・他道府県等や物販事業者（小売事業者等）からの調達物資等での対応を想定） ・被災乳幼児（2歳未満）用の調整粉乳等を都と区市町村を合わせて、おおむね7日分確保 ・災害時給水ステーション（給水拠点）215か所整備（25mプール約2,100杯に相当する約106万㎡の水を確保）（平成31年4月1日現在） ・区市町村で、浄水装置3,378個備蓄（平成23年4月1日現在） ・白鬚東防災拠点（機能：貯水槽 約2,700㎡、都備蓄倉庫も併設）

No.	部	章	節	項	目	旧	新
1217	2	11	1	2		<p>・ 都備蓄倉庫21か所（29,776㎡）、区市町村備蓄倉庫3,048か所（187,050㎡）を整備（平成25年4月1日現在）</p> <p>・ 輸送拠点として、広域輸送基地を20か所（陸上5、海上12、航空3）、広域輸送基地を補完する水上輸送基地及びその他の拠点を69か所指定</p>	<p>・ 都備蓄倉庫20か所、区市町村備蓄倉庫2,936か所を整備（区市町村備蓄倉庫 平成29年4月1日現在）</p> <p>・ 輸送拠点として、広域輸送基地を21か所（陸上6、海上12、航空3）、広域輸送基地を補完する水上輸送基地を98か所指定</p>
1218	2	11	1	3		<p>都トラック協会、都庁輸送組合、日本通運、東京バス協会、東海汽船、調布空港協議会、東京ヘリポート協議会等と協定・契約締結等により、車両・船舶・ヘリコプターの確保に努めている。</p>	<p>都トラック協会、都庁輸送組合、日本通運、東京バス協会、関東旅客船協会、調布空港協議会、東京ヘリポート協議会等と協定・契約締結等により、車両・船舶・ヘリコプターの確保に努めている。</p>
1219	2	11	1	3		<p>平成20年に石油連盟及び東京都石油商業組合との間で石油燃料の安定供給に関する協定を締結し、毎年、訓練を実施している。</p>	<p>また、石油燃料の安定供給のため、石油連盟、東京都石油商業組合及び石油製品販売事業者との間で協定を締結し、毎年、訓練を実施している。</p>
1220	2	11	1	3		<p>物資輸送のオペレーションは、都災害対策本部に参集した都職員が行うこととなり、関係者との連絡手段は電話やファックスを主としている。</p>	<p>備蓄物資の放出の調整、物資の調達及び輸送調整に関するオペレーションは、都災害対策本部の下に設置する物資・輸送調整チームが行う。</p>
1221	2	11	2	1		<p>被害の程度によっては、物資の途絶が2日以上に及び、備蓄している食料が足りなくなるおそれや、区市町村が物資の供給や都への物資要請を行えなくなる可能性がある。</p>	<p>被害の程度によっては、物資の途絶が3日以上に及び、備蓄している食料が足りなくなるおそれや、区市町村による物資の供給や都への物資要請を行えなくなる可能性がある。</p>
1222	2	11	2	1		<p>また、避難者の多様なニーズに応えるためには、高齢者など要配慮者、食事制限のある方や子供、男女のニーズの違いに一定の配慮をした食料・生活必需品を確保する必要があるが、現在の調達体制だけでは避難者の多様なニーズに対応できない懸念がある。</p>	<p>また、高齢者など要配慮者及び女性の視点にも配慮した食料・生活必需品の備蓄や多様なニーズに対応できる調達体制を整備する必要がある。</p>
1223	2	11	2	1		<p>また、給水拠点が遠い地域等への対応も図る必要がある。</p>	<p>また、災害時給水ステーション（給水拠点）が遠い地域等への対応も図る必要がある。</p>
1224	2	11	2	2		<p>物資の保管場所の不足、都備蓄倉庫及び広域輸送基地での物流事業者との連携不足等により、発災時の荷さばきの仕組みが機能不全になるおそれがあり、都備蓄倉庫及び広域輸送基地における災害時の効率的な運営体制について検証する必要がある。</p>	<p>都備蓄倉庫及び広域輸送基地においては、発災時に迅速・的確に物資を荷捌きすることが求められることから、効率的な運用体制を整備する必要がある。</p>
1225	2	11	2	3		<p>発災時における物資輸送を的確に行うことができるよう、物流事業者等の活用も視野に入れた、東京都災害対策本部の物資輸送体制を強化する必要がある。</p>	<p>物流事業者等と連携を強化するとともに関係者間の情報の共有化や連絡体制を整備し、発災時における円滑な物資輸送を行う必要がある。</p>
1226	2	11	3	1		<p>○ 食料・生活必需品等の確保 備蓄量の増加と調達先の拡大により、災害時に必要な物資を確保できる体制を構築する。そのため、都と区市町村は連携して備蓄するなど、発災後3日分の食料・生活必需品等の確保に努める。 都の備蓄物資は区市町村の要請に基づき放出することになっているが、要請を待つとまかないと認める場合は、都は区市町村からの要請を待たずに、必要な物資又は資材の供給（プッシュ型支援）を行う。 また、都は、物販事業者（小売事業者等）との連携強化等により、様々なニーズに対応できるよう調達体制の拡充に努める。</p>	<p>○ 食料・生活必需品等の確保 都は、区市町村と連携し、発災後3日分の物資を継続して備蓄する。また、備蓄にあたっては、高齢者など要配慮者及び女性の視点にも配慮した食料・生活必需品の確保に努める。 都の備蓄物資は区市町村の要請に基づき放出することになっているが、要請を待つとまかないと認める場合は、都は区市町村からの要請を待たずに、必要な物資の供給（プッシュ型支援）を行う。 また、都は、国・他道府県等や物販事業者（小売事業者等）との連携強化等により、受入体制の整備や多様なニーズに対応できるよう調達体制の強化に努める。災害時においては、物資供給を適正かつ円滑に行われるよう区市町村、国・他道府県及び物販事業者（小売事業者等）との連絡調整を行う。</p>

No.	部	章	節	項	目	旧	新
1227	2	11	3	1		<p>○ 水の確保</p> <p>防災市民組織等が水道局職員の参集を待たずに、円滑な応急給水活動を開始することができるように施設整備等を行う。</p> <p>また、給水拠点が遠い地域等については、区市町村が確保している受水槽、プール、消火栓等の施設を活用するなど多面的な飲料水の確保に向けて、必要な取組を行う。</p> <p>なお、飲料水確保策については、都水道局及び区市町の役割分担を基本としつつ、自助・共助による応急給水の実施を支援する。</p> <p>生活用水についても同様に復旧状況も踏まえ、必要量の確保に努める。</p>	<p>○ 水の確保</p> <p>区市町や防災市民組織等が水道局職員の参集を待たずに、円滑な応急給水活動を開始することができるように施設整備等を行う。</p> <p>また、災害時給水ステーション（給水拠点）が遠い地域等については、区市町村が確保している受水槽、プール、消火栓等及び避難所応急給水栓などの施設を活用するなど多面的な飲料水の確保に向けて、必要な取組を行う。</p> <p>なお、飲料水確保策については、都水道局及び区市町の役割分担を基本としつつ、自助・共助による応急給水の実施を支援する。</p> <p>生活用水についても同様に復旧状況も踏まえ、必要量の確保に努める。</p>
1228	2	11	3	2		<p>物流事業者と連携した備蓄倉庫及び広域輸送基地における効率的な運営体制を構築するとともに、倉庫事業者と連携し、広域輸送基地に集積した支援物資を保管する場所を確保する。</p> <p>また、都備蓄倉庫の整理統合や新しい倉庫の確保について検討を行うとともに、避難所やその近隣の物資の分散備蓄を促進する。</p>	<p>物流事業者と連携した備蓄倉庫からの搬出体制の強化及び広域輸送基地における効率的な運営体制を構築する。また、倉庫事業者と連携し、広域輸送基地に集積した支援物資を保管する場所を確保する。</p> <p>更に、都備蓄倉庫の整理統合や新しい倉庫の確保について検討を行うとともに、避難所やその近隣の物資の分散備蓄を促進する。</p>
1229	2	11	4	1		<p>1 3日分の物資の確保と強固な調達体制の構築</p> <p>発災直後は道路障害物除去作業が完了していないことや、人命救助活動が優先されることにより、長距離の物資輸送が困難と予想される。そのため、発災後3日間は原則として地域内備蓄で対応するものとし、都と区市町村の役割分担等を整理した上で、発災後3日間で必要となる食料・水・生活必需品等を備蓄などにより確保する。</p>	<p>1 発災後3日分の備蓄の継続確保と要配慮者等に配慮した備蓄の推進</p> <p>発災後3日間は原則として地域内備蓄で対応するものとし、都と区市町村の役割分担等を整理した上で、発災後3日間で必要となる食料・水・生活必需品等を備蓄などにより確保する。また、備蓄にあたっては、高齢者など要配慮者及び女性の視点にも配慮した食料・生活必需品の備蓄を推進する。</p>
1230	2	11	4	2		<p>また、避難者の多様なニーズに応え、物資の供給を円滑に実施するため、物販事業者（小売事業者等）との新たな連携等により、強固な調達体制を構築する。</p>	<p>2 国や物販事業者等と連携した強固な調達体制の構築</p> <p>国・他道府県等からの支援物資の受入体制の整備を行うとともに、避難者の多様なニーズに応え、物資の供給を円滑に実施するため、物販事業者（小売事業者等）との連携の強化により、強固な調達体制を構築する。</p>
1231	2	11	4	3		<p>2 支援物資の荷さばき機能の強化</p> <p>備蓄倉庫及び広域輸送基地での物資の受入れ・仕分け・積替え等の荷さばき作業を、民間の物流事業者等の施設・ノウハウを活用して、円滑に進める体制を構築する。</p>	<p>3 物資の荷さばき機能の強化</p> <p>備蓄物資を迅速、効率的に搬出するため、備蓄倉庫における保管方法等について改善・推進する。</p> <p>広域輸送基地での物資の受入れ・仕分け・積替え等の荷さばき作業を、民間の物流事業者等の施設・ノウハウを活用して、円滑に進める体制を構築する。</p>
1232	2	11	4	4		<p>3 物流事業者等と連携した円滑な物資輸送体制の構築</p> <p>東京都災害対策本部内に物流事業者等も含めたチームを編成する等、物資輸送のオペレーション体制を再構築し、発災時において、物資輸送に関する情報収集、判断、連絡調整等を迅速かつ的確に行えるようにする。</p>	<p>4 物流事業者等と連携した円滑な物資輸送体制の構築</p> <p>東京都災害対策本部内に物流事業者等も含めたチームを編成し、発災時において、物資輸送に関する情報収集、判断、連絡調整等を迅速かつ的確に行えるようにする。</p>
1233	2	11	5	1	(1)	表 都総務局 (新設)	表 都総務局 ○ 要請があった場合に備えて、あらかじめ食料・生活必需品の調達体制を構築
1234	2	11	5	1	(1)	表 都都市整備局 ○ 都民、事業者による物資の備蓄を促進するため、都市開発の機会を捉え、防災備蓄倉庫の整備を促進	表 都都市整備局 ○ 都民、事業者による物資の備蓄を促進するため、都市開発の機会を捉え、防災備蓄倉庫の整備を促進
1235	2	11	5	1	(2)	(新設)	○ 災害時においても円滑な物資調達が行えるよう、物販事業者と連携した訓練等を実施する。

No.	部	章	節	項	目	旧	新
1236	2	11	5	1	(2)	○ 都市開発の機を捉え、大規模な新規の民間建築物に対して、防災備蓄倉庫の整備を促進する。	○ 都市開発の機会を捉え、大規模な新規の民間建築物に対して、防災備蓄倉庫の整備を促進する。
1237	2	11	5	1	(2)	«都福祉保健局» ○ 区市町村が被災により物資調達不能となった場合に、当該区市町村に対し、要請を待たずに迅速な支援（プッシュ型支援）ができるよう、あらかじめ必要な品目を備蓄するなど支援体制を整える。 ○ 区市町村の避難所やその近隣に、物資を分散して備蓄することにより、発災時において避難者に迅速に物資を提供できるよう、区市町村と連携して、分散備蓄等により発災後3日分の物資の確保に努める。	«都福祉保健局» ○ 区市町村が被災により物資が調達不能となった場合に、当該区市町村に対し、要請を待たずに迅速な支援（プッシュ型支援）ができるよう、あらかじめ必要な品目を備蓄するなど支援体制を整える。 ○ 区市町村の避難所やその近隣に、物資を分散して備蓄することにより、発災時において避難者に迅速に物資を提供できるよう、区市町村と連携し、発災後3日分の備蓄の継続に努める。
1238	2	11	5	1	(2)	<u>(新設)</u>	○ 迅速かつ効率的に物資を搬出するために必要な保管体制の整備に努める。
1239	2	11	5	1	(2)	○ 避難者の多様なニーズに対応できるよう、備蓄・調達品目及び数量等について検証する。	○ 高齢者など要配慮者及び女性の視点にも配慮するなど、避難者の多様なニーズに対応できるよう、備蓄・調達品目及び数量等について検証する。
1240	2	11	5	1	(2)	○ 主食については、クラッカー、アルファ化米、即席めんのほか、お粥や調製粉乳など、要配慮者のニーズに対応した食品を確保する。	○ 主食については、クラッカー、アルファ化米、即席めんのほか、お粥やアレルギー対応食、調製粉乳など、要配慮者のニーズに対応した食品を確保する。
1241	2	11	5	1	(2)	<u>(新設)</u>	○ 民間事業者と締結した「災害時における物資の調達支援協力に関する協定」に基づき、災害発生時には、乳児用液体ミルクを緊急に調達し提供する。また今後、乳幼児用液体ミルクの災害時の備蓄についても検討する。 ○ 子育て世代の方などが乳児用液体ミルクに関して正しく理解し、適切に使用できるよう、普及啓発を進めていく。
1242	2	11	5	1	(2)	<u>(新設)</u>	○ 災害時においても円滑な物資輸送等が行えるよう、物流事業者等と連携した搬出訓練等を実施する。
1243	2	11	5	1	(2)	<u>(新設)</u>	○ 災害時においても円滑な物資調達が行えるよう、東京都生活協同組合連合会と連携した訓練等を実施する。
1244	2	11	5	1	(2)	<u>(新設)</u>	○ 災害時においても円滑な物資調達が行えるよう、業界等と連携した訓練等を実施する。
1245	2	11	5	1	(2)	<u>(新設)</u>	○ 災害時においても円滑な物資調達が行えるよう、業界等と連携した訓練等を実施する。
1246	2	11	5	1	(2)	○ 区市町村は都と連携して、分散備蓄等により発災後3日分の物資の確保に努める。	○ 区市町村は都と連携して、分散備蓄等により発災後3日分の備蓄の確保に努める。
1247	2	11	5	2	(1)	表 都総務局 ○ 震災時の飲料水等を確保するため、給水拠点（※1）を設置	表 都総務局 ○ 震災時の飲料水等を確保するため、 <u>災害時給水ステーション（給水拠点）</u> （※1）を設置
1248	2	11	5	2	(1)	表 都総務局 ○ 給水拠点となる応急給水槽（※2）及び浄水場(所)・給水所において、応急給水に必要な施設や資器材等を整備	表 都総務局 ○ <u>災害時給水ステーション（給水拠点）</u> となる応急給水槽（※2）及び浄水場(所)・給水所において、応急給水に必要な施設や資器材等を整備

No.	部	章	節	項	目	旧	新
1249	2	11	5	2	(1)	表 都都市整備局 ○ 都民、事業者による飲料水の備蓄を促進するため、都市開発の機会を捉え、防災備蓄倉庫の整備を促進 ○ 防災都市づくり施策として整備してきた地域における防災上の拠点について、局が所管している給水拠点となる貯水槽などの既存の施設の維持管理・更新を適切に実施	表 都都市整備局 ○ 都民、事業者による飲料水の備蓄を促進するため、都市開発の機会を捉え、防災備蓄倉庫の整備を促進 ○ 防災都市づくり施策として整備してきた地域における防災上の拠点について、局が所管している災害時給水ステーション（給水拠点）となる貯水槽などの既存の施設の維持管理・更新を適切に実施
1250	2	11	5	2	(1)	表 都水道局 ○ 給水拠点となる応急給水槽及び浄水場(所)・給水所において、応急給水に必要な資器材等を管理	表 都水道局 ○ 災害時給水ステーション（給水拠点）となる応急給水槽及び浄水場(所)・給水所において、応急給水に必要な資器材等を管理
1251	2	11	5	2	(1)	表 都水道局 ○ 給水拠点である浄水場(所)・給水所において、災害発生時に参集の上活動する要員をあらかじめ指定	表 都水道局 ○ 災害時給水ステーション（給水拠点）である浄水場(所)・給水所において、災害発生時に参集の上活動する要員をあらかじめ指定
1252	2	11	5	2	(1)	表 都水道局 <u>(新設)</u>	表 都水道局 ○ 区市町が避難所等において、消火栓等からの応急給水ができるよう、スタンドパイプ等の応急給水用資器材を貸与 ○ 区市町が避難所等の敷地内において、応急給水ができるよう、給水管の耐震化と併せて応急給水栓を整備
1253	2	11	5	2	(1)	※1 給水拠点 災害時の断水に備え、飲料水を確保している浄水場（所）、給水所等及び応急給水槽をいう。居住場所からおおむね半径2km程度の距離内に1か所ある給水拠点には、応急給水用資器材を配備している。	※1 災害時給水ステーション（給水拠点） 災害時の断水に備え、飲料水を確保している浄水場（所）、給水所等及び応急給水槽等をいう。居住場所からおおむね半径2km程度の距離内に1か所ある災害時給水ステーション（給水拠点）には、応急給水用資器材を配備している。
1254	2	11	5	2	(2)	ア 給水拠点の整備 《都》 ○ 都は、震災時の飲料水等を確保するため、居住場所からおおむね半径2kmの距離内に1か所の給水拠点の設置を目標とし、浄水場(所)・給水所等の施設を活用するとともに、給水拠点がない空白地域の早期解消を図るため、応急給水槽の建設を行ってきた。その結果、これまでに203か所の給水拠点（浄水場、給水所、応急給水槽等）を確保している。	ア 災害時給水ステーション（給水拠点）の整備 《都》 ○ 都は、震災時の飲料水等を確保するため、居住場所からおおむね半径2kmの距離内に1か所の災害時給水ステーション（給水拠点）の設置を目標とし、浄水場（所）・給水所等の施設を活用するとともに、給水拠点がない空白地域の早期解消を図るため、応急給水槽の建設を行ってきた。その結果、これまでに215か所の災害時給水ステーション（給水拠点）となる施設（浄水場、給水所、応急給水槽等）を確保している。
1255	2	11	5	2	(2)	○ 給水拠点が遠い地域等への対応については、地域特性を踏まえた多面的な飲料水等の確保に向けて、区市町村が確保している受水槽、プール、消火栓、災害用井戸等の施設を活用するなど、区市町村と連携して応急給水に万全を期する。	○ 災害時給水ステーション（給水拠点）が遠い地域等への対応については、地域特性を踏まえた多面的な飲料水等の確保に向けて、区市町村が確保している受水槽、プール、消火栓等、避難所応急給水栓、災害用井戸等の施設を活用するなど、区市町村と連携して応急給水に万全を期する。
1256	2	11	5	2	(2)	○ 浄水場（所）、給水所等にエンジンポンプなど応急給水用資器材の計画的な更新を図り、資器材の整備を推進するとともに、これら資器材を収納する倉庫を整備する。	○ 浄水場（所）、給水所等に仮設給水栓など応急給水用資器材の計画的な更新を図り、資器材の整備を推進するとともに、これら資器材を収納する倉庫を整備する。

No.	部	章	節	項	目	旧	新
1257	2	11	5	2	(2)	○ 区市町や防災市民組織等が、水道局職員の見学を待たずに応急給水活動ができるよう、浄水場（所）・給水所の給水拠点において、施設用地内に応急給水エリアを区画し、給水ユニット式応急給水ポンプ、常設給水栓、照明設備等の整備及び施設方法の変更を行う。	○ 区市町や防災市民組織等が、水道局職員の見学を待たずに応急給水活動ができるよう、浄水場（所）・給水所の災害時給水ステーション（給水拠点）において、施設用地内に応急給水エリアを区画し、給水ユニット式応急給水ポンプ、常設給水栓、照明設備等の整備及び施設方法の変更を行う。
1258	2	11	5	2	(2)	○ 防災都市づくり施策として整備してきた地域における防災上の拠点について、発災時に給水拠点として活用できるものは、その役割を明確にするとともに、貯水槽などの既存の施設の維持管理・更新を適切に実施し、発災時における機能の確保を図っていく。	○ 防災都市づくり施策として整備してきた地域における防災上の拠点について、発災時に災害時給水ステーション（給水拠点）として活用できるものは、その役割を明確にするとともに、貯水槽などの既存の施設の維持管理・更新を適切に実施し、発災時における機能の確保を図っていく。
1259	2	11	5	2	(2)	【浄水場（所）・給水所等及び応急給水槽の施設数、確保水量（平成26年4月1日現在）】	【浄水場（所）・給水所等及び応急給水槽の施設数、確保水量（平成31年4月1日現在）】
1260	2	11	5	2	(2)	表 区部 多摩 計 施設数 確保水量 浄水場（所）・給水所等 31 571,580 93 364,800 124 936,380 小規模応急給水槽（100ml） 22 2,200 3 300 25 2,500 計 100 645,480 103 375,600 203 1,021,080	表 区部 多摩 計 施設数 確保水量 浄水場（所）・給水所等 32 617,980 96 365,970 128 983,950 小規模応急給水槽（100ml） 26 2,600 7 700 33 3,300 計 105 692,280 110 377,170 215 1,069,450
1261	2	11	5	2	(2)	（資料第144「給水拠点となる施設一覧表」別冊P595）	（資料第〇「災害時給水ステーション（給水拠点）となる施設一覧表」別冊P〇）
1262	2	11	5	2	(2)	都は、給水拠点での応急給水を補完するため、消火栓等からの応急給水について、区市町と覚書を締結の上、応急給水用資器材の貸与及び訓練を実施する。	都は、災害時給水ステーション（給水拠点）での応急給水を補完するため、消火栓等からの応急給水について、区市町と覚書を締結の上、応急給水用資器材の貸与及び訓練を実施する。
1263	2	11	5	2	(2)	（新設）	また、避難所応急給水栓からの応急給水について、区市町と覚書を締結の上、応急給水用資器材の譲渡を実施する。
1264	2	11	5	2	(2)	都は、都民、事業者による飲料水の備蓄を促進するため、都市開発の機会を捉えて、大規模な新規の民間建築物に対して防災備蓄倉庫の整備を促進する。	都は、都民、事業者による飲料水の備蓄を促進するため、都市開発の機会を捉えて、大規模な新規の民間建築物に対して防災備蓄倉庫の整備を促進する。
1265	2	11	5	3	(2)	○ 区市町村が選定した地域内輸送拠点を把握する。	○ 区市町村が指定した地域内輸送拠点を把握する。
1266	2	11	5	3	(2)	（新設）	○ 災害時においても円滑な物資輸送等が行えるよう、物流事業者等と連携した搬出訓練等を実施する。
1267	2	11	5	3	(2)	○ 区市町村が避難所等へ食料及び生活必需品等を搬送するための仕分け・一時的保管機能を持つ場所として、あらかじめ地域内輸送拠点を選定し、都福祉保健局に報告する。	○ 区市町村が避難所等へ食料及び生活必需品等を搬送するための仕分け・一時的保管機能を持つ場所として、あらかじめ地域内輸送拠点を指定し、都福祉保健局に報告する。

No.	部	章	節	項	目	旧	新
1268	2	11	5	3	(2)	表 広域輸送基地 他県等からの緊急物資等の受入れ、一時保管、域内輸送拠点等への積替・配送等の拠点。トラックターミナル、ふ頭、空港など	表 広域輸送基地 国・他道府県等からの緊急物資等の受入れ、一時保管、域内輸送拠点等への積替・配送等の拠点。多摩広域防災倉庫※、トラックターミナル、ふ頭、空港など ※令和元年度末に全面活用開始予定
1269	2	11	5	3	(2)	表 域内輸送拠点 区市町村の地域における緊急物資等の受入、配分、被災地への輸送等への拠点	表 域内輸送拠点 区市町村の地域における緊急物資等の受入、配分、避難所への輸送等への拠点
1270	2	11	5	5	(1)	表 都生活文化局 都福祉保健局 都産業労働局 都中央卸売市場	表 都総務局 都生活文化局 都福祉保健局 都産業労働局 都中央卸売市場
1271	2	11	5	6	(2)	○ 都は、石油連盟（製造・卸業）及び東京都石油商業組合（小売）等と「大規模災害時における石油燃料の安定供給に関する協定」を締結し、対策を進めている。	○ 都は、石油連盟（製造・卸業）及び東京都石油商業組合（小売）等と「大規模災害時における石油燃料の安定供給に関する協定」を、石油製品販売事業者と「大規模災害時における石油燃料確保のための備蓄等に関する協定」を締結し、対策を進めている。
1272	2	11	5	6	(2)	○ 協定の実効性を高めるため、関係機関の協力を得ながら実践的な訓練を実施するとともに、平時における燃料のストック状況、発災後の連絡体制、燃料の搬送体制、燃料供給を受ける施設の受入体制など細部にわたり実効性のある体制を構築する。	○ 協定の実効性を高め、災害時に円滑な燃料供給ができるよう、関係機関の協力を得ながら実践的な訓練を実施し、災害時に最大限の効果が発揮できる体制を整える。
1273	2	11	5	6	(2)	○ 東京都石油商業組合と連携し、石油燃料の買取・保管（ランニングストック方式）（※）を行う。	○ また、協定を締結した石油製品販売事業者と連携し、石油燃料の買取・保管（ランニングストック方式）（※）を行い、石油燃料を確保している。
1274	2	11	5	6	(2)	<u>（新設）</u>	○ 更に、災害時に一般車両が給油所に殺到することを抑制するため、日頃から車両の燃料を満タンにする「満タン運動」を展開し、自家用車等の燃料の日常備蓄を促進していく。
1275	2	11	5	1		<u>（新設）</u>	都は、発災時において、物資の調達、保管、搬送など物資対策全般を一体的に運用するため、都災害対策本部の下に物資・輸送調整チームを設置する。物資・輸送調整チームは都庁各局（総務局、財務局、生活文化局、福祉保健局、産業労働局、中央卸売市場、港湾局）、関係団体、事業者などで構成し、関係者間で必要な情報共有や調整を行い、円滑なオペレーションを図る。
1276	2	11	5	1	(1)	<u>（新設）</u>	※輸送車両の確保については、「応急対策 第6 輸送車両の確保」を参照
1277	2	11	5	1	(2)	※ 炊き出し等の体制が整うまでの間は、都及び区市町村の備蓄又は調達する食料等を支給する。 ※ 道路障害物除去が本格化し、輸送が可能と考えられる4日目以降は、原則として米飯による炊き出し等を行うとともに、被災者の多様な食料需要に応えるため、弁当、おにぎり等加工食品の調達体制を整える。	<u>（削る）</u>

No.	部	章	節	項	目	旧	新
1278	2	11	5	1	(2)	<p><配布基準> ○ 配布基準は、原則として、災害救助法施行細則に定めるところによる。 ○ ただし、この基準により難しい事情がある場合(期間の延長、特別基準の設定)は、避難所開設期間延長の承認申請と同様に、別途、知事の事前承認(内閣総理大臣の承認を含む。)を得て定める。</p>	(削る)
1279	2	11	5	1	(3)	○ 主として避難所生活者を対象に <u>食品</u> を放出する。	○ 主として避難所生活者を対象に <u>食料及び生活必需品</u> を放出する。
1280	2	11	5	1	(3)	(新設)	※ 道路障害物除去が本格化し、輸送が可能と考えられる4日目以降は、原則として米飯による炊き出し等を行うとともに、被災者の多様な食料需要に応えるため、弁当、おにぎり等加工食品の調達体制を整える。
1281	2	11	5	1	(3)	ア 食品の給与	(削る)
1282	2	11	5	1	(3)	○ 震災時における被災者への食品等の給与を実施する。 ○ 被災者に対する食品の給与は、区市町村が開設する避難所等において、災害救助法の定める基準に従って行う。 ○ 被災者に食品等の給与を実施する場合、給食の順位、給食の範囲、献立、炊き出し方法等について定めるとともに、炊き出しに必要な人員、調理器具、熱源等を確保する。 ○ 備蓄物資(クラッカー等)として都福祉保健局が区市町村に事前に配置してあるものは、都福祉保健局長の承認を得て区市町村が輸送し被災者に給与する。 ただし、緊急を要する場合は、被災者への給与を優先して実施し、事後に報告するものとする。 ○ 必要に応じて、災害情報システム(DIS)への入力等により、都福祉保健局に備蓄物資の放出を要請し、地域内輸送拠点で受領する。	○ 震災時における被災者への食料及び生活必需品の給与を実施する。 ○ 被災者に対する食料及び生活必需品の給与は、区市町村が開設する避難所等において、災害救助法の定める基準に従って行う。 ○ 被災者に食料の給与を実施する場合、給食の順位、給食の範囲等について考慮する。 ○ 献立、炊き出し方法等について定めるとともに、炊き出しに必要な人員、調理器具、熱源等を確保する。 ○ 備蓄物資として都福祉保健局が区市町村に事前に配置してある食料及び生活必需品は、都福祉保健局長の承認を得て区市町村が輸送し被災者に給与する。 ただし、緊急を要する場合は、被災者への給与を優先して実施し、事後に報告するものとする。
1283	2	11	5	1	(3)	イ 生活必需品の給(貸)与 ○ 震災時における被災世帯に対する生活必需品等の給(貸)与を実施する。 ○ 被災者に生活必需品等を給(貸)与する場合、災害救助法の定める基準に従って、配分方法等について定める。 ○ 被災した区市町村において給(貸)与の実施が困難な場合、知事に応援を要請する。 ○ 備蓄物資(毛布、敷物等)として、都福祉保健局が区市町村に事前に配置してあるものは、都福祉保健局長の承認を得て区市町村が輸送し被災者に給(貸)与する。ただし、緊急を要する場合は事後に報告する。 ○ 必要に応じて、災害情報システム(DIS)への入力等により、都福祉保健局に備蓄物資の放出を要請し、地域内輸送拠点で受領する。	○ 被災した区市町村において給(貸)与の実施が困難な場合、知事に応援を要請する。 ○ 必要に応じて、災害情報システム(DIS)への入力等により、都福祉保健局に備蓄物資の放出を要請し、地域内輸送拠点で受領する。
1284	2	11	5	2	(1)	表 都水道局、区市町村 ○ 給水拠点での応急給水 ○ 給水拠点からの距離がおおむね半径2 km以上離れている避難場所について、車両による応急給水	表 都水道局、区市町村 ○ 災害時給水ステーション(給水拠点)での応急給水 ○ 災害時給水ステーション(給水拠点)からの距離がおおむね半径2 km以上離れている避難場所、医療施設及び福祉施設などについて、車両輸送による応急給水
1285	2	11	5	2	(1)	表 都水道局、区市町村 ○ 必要に応じて区市町との役割分担に基づき、消火栓等からの仮設給水栓による応急給水	表 都水道局、区市町村 ○ 必要に応じて、消火栓等からの仮設給水栓による応急給水

No.	部	章	節	項	目	旧	新
1286	2	11	5	2	(1)	表 都水道局、区市町村 <u>(新設)</u>	表 都水道局、区市町村 ○ <u>避難所応急給水栓による応急給水</u>
1287	2	11	5	2	(1)	表 都水道局、区市町村 ○ <u>医療施設等への車両による応急給水</u>	<u>(削る)</u>
1288	2	11	5	2	(1)	(資料第144「給水拠点となる施設一覧表」別冊P595)	(資料第○「災害時給水ステーション(給水拠点)となる施設一覧表」別冊P○)
1289	2	11	5	2	(2)	の実施に係る計画を定め、給水態勢を確立	<u>応急給水の実施に係る計画を定め、給水態勢を確立</u>
1290	2	11	5	2	(3)	○ 震災情報システム等により、迅速かつ的確に給水状況や住民の避難状況など必要な状況を把握す及び浄水場(所)・給水所等の給水拠点で応急給水を行う。	○ 震災情報システム等により、迅速かつ的確に給水状況や住民の避難状況など必要な状況を把握する。 ○ <u>浄水場(所)・給水所等の災害時給水ステーション(給水拠点)で応急給水を行う。</u>
1291	2	11	5	2	(3)	○ 給水拠点からの距離がおおむね2 km以上離れている避難場所では、車両による応急給水を行う。	○ <u>災害時給水ステーション(給水拠点)からの距離がおおむね2 km以上離れている避難場所等で、関係行政機関等から要請があり、必要と認められる場合には、車両輸送による応急給水を行う。給水車の要請が多数の場合は、原則、「病院等」「水を供給できない給水拠点」「避難所」の対応順位で、応急給水を行う。</u>
1292	2	11	5	2	(3)	○ 断水地域の状況、水道施設の復旧状況等に応じて、特に必要がある場合に、仮設給水栓による応急給水を行う。	○ 断水地域の状況、水道施設の復旧状況等に応じて、特に必要がある場合に、 <u>消火栓等に仮設給水栓を接続して応急給水を行う。</u>
1293	2	11	5	2	(3)	<u>(新設)</u>	○ <u>避難所応急給水栓が設置されている場合は、区市町が応急給水用資器材を接続して応急給水を行う。</u>
1294	2	11	5	2	(3)	ウ 給水拠点での都と区市町の役割分担	ウ <u>災害時給水ステーション(給水拠点等)での都と区市町の役割分担</u>
1295	2	11	5	2	(3)	○ 浄水場(所)・給水所等においては、都が応急給水に必要な資器材等を設置し、区市町が住民等への応急給水を行う。なお、都職員の参集を待たずに応急給水が行えるような施設の改造等を行った給水拠点では、区市町が指定した住民による応急給水も可能である。	○ 浄水場(所)・給水所等においては、都が応急給水に必要な資器材等を設置し、区市町が住民等への応急給水を行う。なお、都職員の参集を待たずに応急給水が行えるような施設の改造等を行った <u>災害時給水ステーション(給水拠点)</u> では、区市町が指定した住民による応急給水も可能である。
1296	2	11	5	2	(3)	<u>(新設)</u>	○ <u>避難所応急給水栓を活用した応急給水については、区市町が応急給水用資器材を接続して応急給水を行う。</u>
1297	2	11	5	3		都は、発災時において、物資の調達、保管、搬送など物資対策全般を一体的に運用するため、都災害対策本部の下に物資調整チームを設置する。物資調整チームは都庁各局（総務局、生活文化局、福祉保健局、産業労働局、中央卸売市場等）、関係団体、事業者などで構成し、道路の被災状況などの情報を関係者間で共有しながら、円滑なオペレーションを図る。	<u>(削る)</u>
1298	2	11	5	3	(1)	表 都総務局 <u>(新設)</u>	表 都本部 ○ 国・他道府県等との連絡調整

No.	部	章	節	項	目	旧	新
1299	2	11	5	3	(1)	表 都福祉保健局 ○ 状況により、関係局等に調達を依頼し、直ちに所要量を確保するとともに、都本部を通じて他道府県へ応援を要請	表 都福祉保健局 ○ 状況により、関係局等に調達を依頼し、直ちに所要量を確保するとともに、都本部を通じて国・他道府県等へ応援を要請
1300	2	11	5	3	(1)	表 農林水産省生産局 ○ 都産業労働局長からの米穀の放出要請に対応する	表 農林水産省政策統括官付貿易業務課 ○ 都からの米穀の放出要請に対応する。
1301	2	11	5	3	(1)	表 関東農政局 ○ 都知事からの生鮮食料品の出荷要請に対応する。	表 関東農政局 ○ 都からの生鮮食料品の出荷要請に対応する。
1302	2	11	5	3	(1)	_(新設)_	表 関東経済産業局 ○ 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保を行う。
1303	2	11	5	3	(1)	表 関東農政局東京地域センター ○ 農林水産省生産局が都産業労働局長から米穀の放出要請を受けた場合は、農林水産省生産局と連絡調整を行う。	_(削る)_
1304	2	11	5	3	(1)	_(新設)_	※輸送車両の確保、物資の輸送については、「応急対策 第6 輸送車両の確保」及び「復旧対策 第6 物資の輸送」を参照
1305	2	11	5	3	(2)	【米穀の調達フロー図】 図	【米穀の調達フロー図】 図 (更新)
1306	2	11	5	3	(3)	«都総務局» _(新設)_	«都本部» ○ 国・他道府県等に物資の調達を要請する。（「応急対策 第4 国・他道府県等からの支援物資の受入れ・配分」参照）
1307	2	11	5	3	(3)	○ あらかじめ協力依頼している物販事業者（小売事業者等）に物資の調達を要請する。	○ 都福祉保健局から食料、生活必需品等の応急生活物資についての調達の依頼があった場合は、物販事業者（小売事業者等）に物資の調達を要請する。
1308	2	11	5	3	(3)	○ 都福祉保健局から食料、生活必需品等の応急生活物資についての調達の依頼があった場合は、直ちに東京都生活協同組合連合会に調達を要請する。	○ 都福祉保健局から食料、生活必需品等の応急生活物資についての調達の依頼があった場合は、東京都生活協同組合連合会に調達を要請する。
1309	2	11	5	3	(3)	○ 米穀の調達 ・都福祉保健局から米穀の調達について依頼があった場合は、農林水産省生産局と協議を行い、米穀販売事業者の在庫状況により精米を調達して提供する。 ・米穀販売事業者の在庫で不足する場合は、農林水産省生産局と協議し、他県からの応援を求めるほか、政府保有の玄米を米穀販売事業者等に委託して精米し、調達する。	○ 米穀の調達 ・都福祉保健局から米穀の調達について依頼があった場合は、農林水産省政策統括官付貿易業務課と協議を行い、米穀販売事業者の在庫状況により精米を調達して提供する。 ・米穀販売事業者の在庫で不足する場合は、農林水産省政策統括官付貿易業務課と協議し、他県からの応援を求めるほか、政府保有の玄米を米穀販売事業者等に委託して精米し、調達する。

No.	部	章	節	項	目	旧	新
1310	2	11	5	3	(3)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 副食品及び調味料の調達 ・ 道路の障害物除去が本格化する4日目以後は、原則として米飯の炊き出しにより給食することから、都福祉保健局長から副食品(漬物、つくだ煮等)及び調味料(味噌、醤油)についての調達依頼があった場合は、あらかじめ協力依頼している業界等を通じ必要量を調達する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 副食品及び調味料の調達 ・ 道路の障害物除去が本格化する4日目以後は、原則として米飯の炊き出しにより給食することから、都福祉保健局長から副食品(漬物、つくだ煮等)及び調味料(味噌、醤油)についての調達依頼があった場合は、あらかじめ協力依頼している業界等を通じ必要量を調達する。
1311	2	11	5	3	(3)	《農林水産省生産局》 <ul style="list-style-type: none"> ○ 都産業労働局長から米穀の放出要請を受けた場合は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」(平成21年5月29日付21総食第113号総合食料局長通知)により処理する。 	《農林水産省政策統括官付貿易業務課》 <ul style="list-style-type: none"> ○ 都から米穀の放出要請を受けた場合は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に定める災害救助法又は国民保護法が発動された場合の特例により処理する。
1312	2	11	5	3	(3)	《関東農政局》 <ul style="list-style-type: none"> ○ 都が調達困難な生鮮食料品の出荷要請を知事から受けた場合は、関係団体等への連絡調整等を行う。 	《関東農政局》 <ul style="list-style-type: none"> ○ 都から調達困難な生鮮食料品の出荷要請を受けた場合は、速やかに管内の需給動向を把握し、農林水産本省と情報共有を図り、必要な措置を講ずる。
1313	2	11	5	3	(3)	《関東農政局東京地域センター》 <ul style="list-style-type: none"> ○ 農林水産省生産局が都産業労働局長から米穀の放出要請を受けた場合は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、農林水産省生産局との連絡調整を行う。 	(削る)
1314	2	11	5	3	(3)	《関東経済局》 <ul style="list-style-type: none"> ○ 都の要請により、所管に係る生活必需品、災害復旧資材等の防災関係物資の適正な価格による円滑な供給、あせん又はその準備措置を講ずる。 	《関東経済産業局》 <ul style="list-style-type: none"> ○ 都の要請により、所管に係る生活必需品、災害復旧資材等の防災関係物資の適正な価格による円滑な供給、あせん又はその準備措置を講ずる。
1315	2	11	5	4	(1)	表 都本部 <ul style="list-style-type: none"> ○ 国（現地対策本部）との連絡調整 ○ 他県等との連絡調整 	表 都本部 <ul style="list-style-type: none"> ○ 国（現地対策本部）との連絡調整 ○ 他道府県等との連絡調整 ○ 広域輸送基地の開設 ○ 広域輸送基地での支援物資の受入れ・荷さばき等 ○ 広域輸送基地から地域内輸送拠点への輸送
1316	2	11	5	4	(2)	図 国・他道府県	図 国・他道府県等
1317	2	11	5	4	(2)	図 国・他道府県等への要請の要否を判断	図 ・国・他道府県等への要請の要否を判断 ・広域輸送基地の開設
1318	2	11	5	4	(2)	図 <国> 「首都直下地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画等に基づき、発災後ただちに物資の調達を開始	図 <国> 「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に基づき、発災後ただちに物資の調達を開始
1319	2	11	5	4	(2)	図 (要請が必要な場合) 国・他道府県へ物的支援を要請 受入場所や日時を調整	図 (要請が必要な場合) 国・他道府県等へ物的支援を要請 受入場所や日時を調整

No.	部	章	節	項	目	旧	新
1320	2	11	5	4	(2)	図 ※広域輸送基地での受入れ・荷さばき及び区市町村の地域内輸送基地への輸送については、「復旧対策 6 物資の輸送」参照	図 ※広域輸送基地での受入れ・荷捌き及び区市町村の地域内輸送拠点への輸送については、「復旧対策 第6 物資の輸送」参照
1321	2	11	5	4	(3)	(新設)	<都本部>
1322	2	11	5	4	(3)	○ 必要がある場合は、現地対策本部に、調達を必要とする理由、必要な品目及び数量等必要事項を示し、物資調達を要請する。	○ 国が「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に基づくプッシュ型支援を実施する場合、その必要量等を現地対策本部と調整する。 ○ 区市町村からの具体的な要請に基づき、国に要請する場合は、現地対策本部に、調達を必要とする理由、必要な品目及び数量等必要事項を示し、物資調達を要請する。
1323	2	11	5	4	(3)	イ 地方公共団体との相互応援 ○ 発災後、必要に応じて、あらかじめ他県等と締結している相互応援協定に基づき、必要な品目、数量及び受入場所等を明らかにして物的支援を要請する。 ○ 要請に当たっては、受入場所までの経路、輸送手段、受領日時等について相手方と調整する。 ○ 受入場所（広域輸送基地）からの輸送について関係局と調整する。	(削る)
1324	2	11	5	4	(3)	ウ 地方公共団体との相互応援協定 ○ 都は、必要に応じて、九都府県市災害時相互応援に関する協定、震災時等の相互応援に関する協定等の相互応援協定に基づき、他の地方公共団体等に物資調達を要請する。 ○ 上記のほか、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合は、備蓄物資又は資材の供給に関し、他道府県等と相互に協力するよう努める。	イ 地方公共団体との相互応援協定 ○ 都は、必要に応じて、全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定、九都府県市災害時相互応援に関する協定、震災時等の相互応援に関する協定等の相互応援協定に基づき、他の地方公共団体等に物資調達を要請する。 ○ 要請に当たっては、受入場所までの経路、輸送手段、受領日時等について相手方と調整する。 ○ 受入場所（広域輸送基地）からの輸送について関係局と調整する。 ○ 上記のほか、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合は、備蓄物資又は資材の供給に関し、他道府県等と相互に協力するよう努める。
1325	2	11	5	5		平成24年7月31日に発表された、中央防災会議防災対策推進検討会議の最終報告では、「個人が被災地に小口・混載の支援物資を送ることは、被災地において内容物の確認、仕分けなどの作業が必要となり、被災地方公共団体の負担になることから、特定個人向けのものであって配送も可能な場合を除き、抑制を図るべきである。」とされている。	平成24年7月31日に発表された、中央防災会議防災対策推進検討会議の最終報告では、「個人が被災地に小口・混載の支援物資を送ることは、被災地において内容物の確認、仕分けなどの作業が必要となり、被災地方公共団体の負担になることから、特定個人向けのものであって配送も可能な場合を除き、抑制を図るべきである。」とされている。
1326	2	11	5	6	(1)	表 区市町村 ○ 独自に調達計画を立てる。所要車両が調達不能になった場合は、都財務局へ調達あっせんを要請	表 区市町村 ○ 独自に調達計画を立てる。所要車両が調達できない場合は、都財務局へ調達あっせんを要請
1327	2	11	5	6	(2)	○ 都財務局は所要車両を調達し、用途別必要量に応じて、請求局に引き渡す。	○ 都財務局は所要車両を調達し、用途別必要量に応じて、都各局に対して適宜配分する。
1328	2	11	5	6	(3)	・特殊車両	・四輪駆動車

No.	部	章	節	項	目	旧	新
1329	2	11	5	6	(3)	○ 他道府県及び関係防災機関から車両の供与があったときは、集中受付を行い、各局及び区市町村の要請を踏まえ、マッチングを行う。	○ 他道府県及び関係防災機関から車両の供与があったときは、集中受入を行う。
1330	2	11	5	7	(1)	表 都本部 ○ 船舶必要数を調整し、都港湾局へ調達を指示	表 都本部 ○ 船舶必要数を調整し、 <u>都建設局</u> 、都港湾局へ調達を指示
1331	2	11	5	7	(1)	<u>(新設)</u>	表 都建設局 ○ 使用可能な船舶を都本部に報告
1332	2	11	5	7	(1)	表 都港湾局 <u>(新設)</u>	表 都港湾局 ○ 使用可能な船舶を都本部に報告
1333	2	11	5	7	(2)	(2) 業務手順 図	(2) 業務手順 図 <u>(更新)</u>
1334	2	11	5	7	(3)	<u>(新設)</u>	«関係区» ○ 都本部へ物資の輸送及び人員の搬送のため、必要船舶を請求する。
1335	2	11	5	9	(1)	表 都総務局 ○ 都内の被災状況及び交通規制の状況等の情報を収集し、石油連盟等に提供する。	表 都本部 ○ 国との連絡調整 ○ 都内の被災状況及び交通規制の状況等の情報を収集し、石油連盟等に提供する。
1336	2	11	5	9	(1)	表 機関名 石油連盟 東京都石油業協同組合 東京都石油商業組合	表 機関名 石油連盟 東京都石油業協同組合 東京都石油商業組合 石油製品販売事業者
1337	2	11	5	9	(3)	○ 給油の必要が生じた場合、給油対象施設の担当者等は、 <u>最初に</u> 平時の取引先に給油を依頼する。	○ 給油の必要が生じた場合、給油対象施設の担当者等は、 <u>まずは</u> 、平時の取引先に給油を依頼する。
1338	2	11	5	9	(3)	○ 平時の取引先での給油調達が不可能な場合、「 <u>大規模災害時における石油燃料の安定供給に関する協定</u> 」の緊急供給施設については、供給を担当する石油連盟の加盟会社等に給油を要請する。	○ 平時の取引先での給油調達が不可能な場合、 <u>都各局を経由し</u> 、都本部へ要請する。
1339	2	11	5	9	(3)	○ <u>ただし、震度6弱以上の地震が起きた場合、石油連盟の加盟会社は要請の有無にかかわらず、可能な限り石油燃料供給の準備を整えて、供給活動を開始する。</u>	<u>(削る)</u>
1340	2	11	5	9	(3)	○ 給油対象施設の施設担当者等は、石油商業組合及び石油業協同組合の加盟会社等に給油の要請をする。	○ 都本部は、各局からの要請に基づき、協定締結団体・事業者に給油を要請する。
1341	2	11	5	9	(3)	<u>(新設)</u>	○ 都本部は、協定締結団体・事業者での給油調達が不可能な場合、 <u>国へ要請する。</u>

No.	部	章	節	項	目	旧	新
1342	2	11	5	1		被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化し、多様化すると考えられる。また、要配慮者、女性、子供など避難者の特性によって必要となる物資は異なる。 区市町村は変化していく避難者ニーズの把握及びニーズに対応した物資の確保及び配布に努めるとともに、生理用品、女性用下着の配布は女性が行うなど、物資の配布方法についても配慮する。 都は広域的見地から区市町村を補完するため、事業者と連携した調達体制を整えて、必要な物資の確保に努める。 企業、団体からの大口の義援物資について、上記の調達体制の中で受入れを検討する。	被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化し、多様化すると考えられる。また、要配慮者、女性、子供など避難者の特性によって必要となる物資は異なる。 区市町村は、変化していく避難者ニーズの把握及びニーズに対応した物資の確保及び配布に努めるとともに、生理用品、女性用下着の配布は女性が行うなど、物資の配布方法についても配慮する。 都は、広域的見地から区市町村を補完するため、国・他道府県等からの支援物資の受入体制及び事業者からの調達体制を整えて、必要な物資の確保に努める。 企業、団体からの大口の義援物資について、上記の体制の中で受入れを検討する。
1343	2	11	5	2	(3)	○ 被災した区市町村長から炊き出しの要請があった場合、都福祉保健局は、都総務局等に対して応援を依頼するとともに、日本赤十字社に対して応援要請等の措置を講じる。	○ 被災した区市町村長から炊き出しの要請があった場合、都福祉保健局は、都本部等に対して応援を依頼するとともに、日本赤十字社に対して応援要請等の措置を講じる。
1344	2	11	5	5	(1)	表 関東農政局 ○ 緊急輸送の要請及びメーカーへの円滑な輸送に係る連絡調整	表 関東農政局 ○ 応急用食料・物資調達に係る情報を提供
1345	2	11	5	5	(1)	表 関東農政局東京地域センター ○ 応急用食料の流通在庫に関する情報提供に協力	（削る）
1346	2	11	5	5	(3)	○ 知事の要請を受け、応援食料品の円滑な調達を確保するため、輸送当局に対する緊急輸送の要請及びメーカーへの円滑な輸送に係る連絡調整等を行う。	○ 都から応急用食料・物資調達に関して要請を受けた場合、速やかに農林水産本省と情報共有を図り、必要な措置を講ずる。
1347	2	11	5	5	(3)	「関東農政局東京地域センター」 ○ 応急用食料(精米、即席めん、パン、レトルト食品等)の流通在庫に関する情報の提供等について、知事の要請に協力する。	（削る）
1348	2	11	5	6		都は、発災時において、物資の調達、保管、搬送など物資対策全般を一体的に運用するため、都災害対策本部の下に物資調整チームを設置する。物資調整チームは都庁各局（総務局、生活文化局、福祉保健局、産業労働局、中央卸売市場等）、関係団体、事業者などで構成し、道路の被災状況などの情報を関係者間で共有しながら、円滑なオペレーションを図る。	（削る）
1349	2	11	5	6	(1)	表 都本部 ○ 国・他道府県等からの支援物資で、滞留の可能性のある物資について一時保管する。	表 都本部 ○ 調達した物資、国・他道府県等から陸上輸送による応援物資等を、区市町村の指定する地域内輸送拠点に輸送 ○ 国・他道府県等からの支援物資で、滞留の可能性のある物資について一時保管する。
1350	2	11	5	6	(1)	表 都福祉保健局 ○ 調達した物資、他道府県等から陸上輸送による応援物資等を、区市町村の指定する地域内輸送拠点に輸送	表 都福祉保健局 ○ 調達した物資、国・他道府県等から陸上輸送による応援物資等を、区市町村の指定する地域内輸送拠点に輸送

No.	部	章	節	項	目	旧	新
1351	2	11	5	6	(1)	表 都生活文化局 都産業労働局 都中央卸売市場 ○ 調達した物資を、区市町村の選定する地域内輸送拠点まで輸送	表 都生活文化局 都産業労働局 都中央卸売市場 ○ 調達した物資を、 <u>広域輸送基地</u> 又は区市町村の指定する地域内輸送拠点まで輸送
1352	2	11	5	6	(1)	(新設)	※ <u>広域輸送基地</u> の開設及び輸送車両については、「応急対策 第3 国・他道府県等からの支援物資の受入れ・配分」「応急対策 第6 輸送車両の確保」を参照
1353	2	11	5	6	(2)	○ 調達物資の輸送 ・ 調達した食料及び生活必需品等は、 <u>原則として広域輸送基地を一時的積替基地として活用し、区市町村が選定する地域内輸送拠点へ</u> 、調達業者等の協力を得て輸送する。 ・ 応援要請時には、原則として、状況に応じた適正な車両規模による単種類積載を依頼する。	○ 調達物資の輸送 ・ 調達した食料及び生活必需品等は、 <u>広域輸送基地</u> 又は <u>区市町村が指定する地域内輸送拠点</u> へ、調達業者等の協力を得て輸送する。 ・ 応援要請時には、原則として、状況に応じた適正な車両規模による単種類積載を依頼する。
1354	2	11	5	6	(2)	○ 他道府県等からの支援物資の輸送 ・ 他道府県等から陸上輸送による支援物資等は、 <u>原則としてトラックターミナル等で引き継ぎ、都福祉保健局が区市町村の指定する地域内輸送拠点に輸送する。</u> ・ 応援要請時には、原則として、状況に応じた適正な車両規模による単種類積載を依頼する。	○ 国・他道府県等からの支援物資の輸送 ・ 他道府県等から陸上輸送による支援物資等は、 <u>多摩広域防災倉庫やトラックターミナル等で引き継ぎ、都総務局や都福祉保健局が区市町村の指定する地域内輸送拠点に輸送する。</u> ・ 応援要請時には、原則として、状況に応じた適正な車両規模による単種類積載を依頼する。
1355	2	11	5	6	(2)	図【陸上搬送概念図】 他道府県等からの支援物資	図【陸上搬送概念図】 国・他道府県等からの支援物資
1356	2	11	5	6	(2)	図【陸上搬送概念図】 <u>広域輸送基地</u> (立川地域防災センター、トラックターミナル等)	図【陸上搬送概念図】 広域輸送基地
1357	2	11	5	6	(2)	図【陸上搬送概念図】 地域内輸送拠点 (区市町村本庁舎、体育館 等)	図【陸上搬送概念図】 地域内輸送拠点
1358	2	11	5	6	(2)	図【陸上搬送概念図】 大型車で輸送された物資は、 <u>トラックターミナルで、4 t 以下の車両に積替え</u>	図【陸上搬送概念図】 大型車で輸送された物資は、 <u>広域輸送基地で、4 t 以下の車両に積替え</u>
1359	2	11	5	6	(3)	(新設)	○ 国・他道府県等からの陸上輸送による支援物資等は、 <u>多摩広域防災倉庫を活用し、区市町村の指定する地域内輸送拠点に輸送する。</u>
1360	2	11	5	6	(3)	(新設)	○ 調達した物資を、 <u>調達業者等の協力を得て、区市町村の指定する地域内輸送拠点まで輸送し、引き渡す。</u>
1361	2	11	5	6	(3)	○ 区市町村が <u>選定した地域内輸送拠点を把握する。</u>	○ 区市町村が <u>指定した地域内輸送拠点を把握する。</u>

No.	部	章	節	項	目	旧	新
1362	2	11	5	6	(3)	○ 他道府県等からの陸上輸送による支援物資等は、原則としてトラックターミナル等（集積した生活必需品等は保管場所として確保した民間倉庫等）を一時積替基地として活用し、あらかじめ協力を依頼している民間物流事業者等の協力を得て区市町村の指定する地域内輸送拠点に輸送する。	○ 国・他道府県等からの陸上輸送による支援物資等は、トラックターミナル等（集積した生活必需品等は保管場所として確保した民間倉庫等）を一時積替基地として活用し、あらかじめ協力を依頼している民間物流事業者等の協力を得て区市町村の指定する地域内輸送拠点に輸送する。
1363	2	11	5	6	(3)	○ 調達した物資は、原則としてトラックターミナル等を一時積替基地として活用し、調達業者の協力を得て区市町村の指定する地域内輸送拠点に輸送する。トラックターミナル等に集積した生活必需品等は、保管場所として確保した民間倉庫等に一時保管する。	○ 調達した物資は、トラックターミナル等を一時積替基地として活用し、調達業者の協力を得て区市町村の指定する地域内輸送拠点に輸送する。トラックターミナル等に集積した生活必需品等は、保管場所として確保した民間倉庫等に一時保管する。
1364	2	11	5	6	(3)	○ トラックターミナル等における物資の仕分・搬出作業は、原則としてあらかじめ協力依頼している物流事業者等が行うものとする。	○ トラックターミナル等における物資の仕分・搬出作業は、あらかじめ協力依頼している物流事業者等が行うものとする。
1365	2	11	5	6	(3)	○ 調達した物資を、調達業者等の協力を得て、区市町村の指定する地域内輸送拠点まで輸送し、引き渡す。	○ 調達した物資を、調達業者等の協力を得て、区市町村の指定する地域内輸送拠点まで輸送し、引き渡す。
1366	2	11	5	6	(3)	○ 地域内輸送拠点を選定し、都福祉保健局に報告する。	○ 地域内輸送拠点を指定し、都福祉保健局に報告する。
1367	2	12	5	2	(1)	表 都水道局 ○ 応急給水拠点を遠隔操作することで清浄な水を確保	（削る）
1368	2	12	5	2	(2)	○ 水質センターにおいて、浄水場原水・浄水の放射性物質を測定するとともに、流域水道事業者の状況等について情報収集を実施する。	○ 水質センターにおいて、浄水場原水・浄水の放射性物質を測定した結果を公表するとともに、流域水道事業者の状況等について情報収集を実施する。
1369	2	13				○ 住民の生活の早期再建に向けた基本的考え方 震災後の都民の生活再建を迅速に実施するためには、被災した都民の生活環境を早期に復旧させることが重要となる。 本章では、 <u>震災証明の発行</u> 、 <u>応急仮設住宅の供給</u> 、 <u>災害用トイレ及びし尿処理体制</u> 、 <u>がれき処理等の都民の生活再建についての対策を示す</u> 。	○ 住民の生活の早期再建に向けた基本的考え方 震災後の都民の生活再建を迅速に実施するためには、被災した都民の生活環境を早期に復旧させることが重要となる。 本章では、 <u>震災証明書の交付</u> 、 <u>応急仮設住宅の供給</u> 、 <u>応急修理の実施</u> 、 <u>災害用トイレ及びし尿処理体制</u> 、 <u>がれき処理等の都民の生活再建についての対策を示す</u> 。
1370	2	13				○ 現在の対策の状況 都はこれまで、 <u>震災証明の早期発効が可能となるシステムの構築を目指し、モデル地区で施行を実施してきた</u> 。 また、 <u>発災時のトイレ機能の確保に向け、施設の耐震化と災害用トイレ及びし尿処理体制の確保を進めてきた</u> 。 <u>がれき処理については、東京都震災がれき処理マニュアルを策定し、発災後に取り組む事項や手段等を定めている</u> 。	○ 現在の対策の状況 都はこれまで、 <u>震災証明書の迅速な交付に向けて、区市町村への被災者生活再建支援システムの導入を推進するとともに、人材育成に向けた研修及び訓練を実施してきた</u> 。 また、 <u>応急仮設住宅の早期供給等に向けては、民間賃貸住宅の活用を含め、実施体制の確保を進めてきた</u> 。 更に、 <u>発災時のトイレ機能の確保に向け、施設の耐震化と災害用トイレ及びし尿処理体制の確保を進めてきた</u> 。 <u>がれき処理については、東京都震災がれき処理マニュアルを策定し、発災後に取り組む事項や手段等を定めている</u> 。
1371	2	13				○ 「首都直下地震等による東京の被害想定」を踏まえた課題 「首都直下地震等による東京の被害想定」では、約12万棟の建物が全壊し、約33万棟の建物が半壊するほか、上下水道の被害や、300万人を超える避難者が想定されている。また、がれきについては4,289万トンが発生するとされている。 こうした被害から立ち直り、早期に住民の生活を再建するためには、 <u>震災証明発行を迅速に行う体制を整備するとともに、トイレ機能の確保や、がれき処理体制の構築に取り組む必要がある</u> 。	○ 「首都直下地震等による東京の被害想定」を踏まえた課題 「首都直下地震等による東京の被害想定」では、約12万棟の建物が全壊し、約33万棟の建物が半壊するほか、上下水道の被害や、300万人を超える避難者が想定されている。また、がれきについては4,289万トンが発生するとされている。 こうした被害から立ち直り、早期に住民の生活を再建するためには、 <u>震災証明書の交付を迅速に行う体制を整備するとともに、応急仮設住宅供与等の体制整備や、トイレ機能の確保や、がれき処理体制の構築に取り組む必要がある</u> 。

No.	部	章	節	項	目	旧	新
1372	2	13				<ul style="list-style-type: none"> ○ 主な対策の方向性と到達目標 ・ 生活再建対策の早急な実施 → <到達目標> 生活再建のための「<u>り災証明</u>」発行手続き等の迅速化 ・ 下水道管被害の最小化と災害用トイレの確保、し尿処理への備え 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 主な対策の方向性と到達目標 ・ 生活再建対策の早急な実施 → <到達目標> 生活再建のための「<u>罹災証明書</u>」交付手続き等の迅速化 ・ 応急仮設住宅供与等の体制の整備 → <到達目標> 応急仮設住宅供与等体制の構築 ・ 下水道管被害の最小化と災害用トイレの確保、し尿処理への備え
1373	2	13	概要			<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災者の生活再建対策 ：<u>り災証明のシステム構築</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災者の生活再建対策 ：罹災証明書交付に向けたガイドラインを策定 罹災証明書交付のシステム化が54区市町村で進捗（平成31年4月時点） ：<u>応急的な住宅確保の体制構築</u>
1374	2	13	概要			<ul style="list-style-type: none"> ○ 膨大な建物被害により、<u>り災証明</u>の発行が滞る可能性 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 膨大な建物被害により、<u>罹災証明書</u>の交付、<u>応急的な住宅の確保</u>が滞る可能性
1375	2	13	概要			<u>(新設)</u>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 発災時の住家被害認定調査から<u>罹災証明書</u>交付までの業務の実効性向上に向けた体制整備
1376	2	13	概要			<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>り災証明システム</u>の導入や民間賃貸住宅の活用等による生活再建対策の早期化 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 民間賃貸住宅の活用等による生活再建対策の早期化
1377	2	13	概要			<ul style="list-style-type: none"> ○ 生活再建のための「<u>り災証明</u>」発行手続き等の迅速化 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生活再建のための「<u>罹災証明書</u>」交付発行手続き等の迅速化
1378	2	13	概要			<u>り災証明システム導入</u>	<u>罹災証明書</u> 交付に向けた実施体制構築
1379	2	13	概要			<u>(新設)</u>	<u>応急的な住宅確保の体制・仕組み構築</u>
1380	2	13	概要			応急危険判断、家屋・ <u>住家被害認定調査</u> 等	応急危険度判定、家屋被害認定調査等
1381	2	13	概要			<u>り災証明</u> の発行準備、 <u>応急仮設住宅の確保</u> 等	<u>罹災証明書</u> の交付準備・交付
1382	2	13	概要			<u>(新設)</u>	<u>応急的な住宅確保</u> 等
1383	2	13	1	1		被災者が様々な生活再建支援を受ける際に必要となる「 <u>り災証明</u> 」の早期発行が可能となるシステムの構築を目指し、モデル地区で <u>試行</u> を実施している。 また、義援金の配分については、東京都義援金配分委員会にて決定することとしている。	被災者が様々な生活再建支援を受ける際に必要となる「 <u>罹災証明書</u> 」の早期発行が可能となる、「被災者生活再建支援システム」の導入が区市町村において進捗している。また、災害発災時の被災者生活の早期再建に資するため、都と区市町村が一体となった基本的な方針の確立や業務フローなどを定めたガイドラインを策定している。 義援金の配分については、東京都義援金配分委員会にて決定することとしている。

No.	部	章	節	項	目	旧	新
1384	2	13	1	1		(新設)	更に、民間賃貸住宅を活用した借上げ型仮設住宅など応急仮設住宅の早期確保については、各種関係団体等と協定を締結しており、実務に係る具体的な業務体制の検討を進めている。合わせて、広域的な自治体間の応援体制の構築を進めることとしている。
1385	2	13	1	3		平成25年2月にがれき処理の手順を定めた「東京都震災がれき処理マニュアル」を改定した。また、都内には57箇所の焼却施設があり、平成26年4月現在の一般廃棄物の焼却処理能力は年間約520万トンとなっている。	非常災害に伴う大量の災害廃棄物を迅速かつ適切に処理することを目的に、平成29年6月に「東京都災害廃棄物処理計画」を策定した。また、計画の実効性を高めるため、マニュアルの策定、区市町村や民間事業者との連携などに取り組んでいる。
1386	2	13	2	1		り災証明は、被災後の全ての生活再建支援の手続の基礎となるものであるから、迅速に発行する必要がある。	罹災証明書は、被災後の全ての生活再建支援の手続の基礎となるものであるから、迅速に発行する必要がある。
1387	2	13	2	1		また、り災証明の発行対象となる家屋は、約75万棟と想定されるため、建物被害認定を早急に実施する体制整備が必要である。	また、罹災証明書の発行対象となる家屋は、約75万棟と想定されるため、住家被害認定を早急に実施する体制整備が必要である。
1388	2	13	2	1		(新設)	更に、被災時には、約25万戸から37万戸の応急仮設住宅が必要となると想定されることから、応急的な住宅対策に係る事務等をできるだけ迅速化する必要がある。
1389	2	13	2	3		最大で約4,289万トンが発生するがれきを処理するためには、一時的な集積場所や最終処分場を検討する必要がある。	最大で約4,289万トンが発生するがれきを処理するためには、東京都災害廃棄物処理計画に掲げた基本方針などに則って処理する必要がある。
1390	2	13	3	1		「り災証明」の発行については、被害調査や手続に要する時間を短縮するため、都と東京消防庁と区市町村との情報（固定資産税関連情報、住家被害認定調査結果、住民基本台帳等）を連携させるシステム導入等による、手続の迅速化が必要である。	「罹災証明書」の交付については、被害調査や手続に要する時間を短縮するため、都と東京消防庁と区市町村との情報（固定資産税関連情報、住家被害認定調査結果、住民基本台帳等）を連携させるシステム導入による、事前準備・対策が欠かせない。
1391	2	13	3	1		また、都は、固定資産税関連情報と住家被害認定調査情報を連携させることができるシステムを開発し、住家被害認定調査手法や被災者台帳作成等を効率化するための対策をガイドライン化して示すことにより、都内全ての区市町村にその導入を促していく。	区市町村で導入が進捗する「被災者生活再建支援システム」による、都内自治体共通の業務標準フローを構築するとともに、その標準フローに沿って業務を実現するための体制整備を推進していく。
1392	2	13	3	1		(新設)	借上げ型仮設住宅の早期供与に向けて、関係団体等と協力し、住宅確保から入居までの適切かつ迅速な業務システムを構築する必要がある。
1393	2	13	3	3		3 ごみ、がれきの集積場所と最終処分場の確保 大量のごみやがれきの処理については、「東京都震災がれき処理マニュアル」を見直すとともに、国や区市町村と連携して、適切な一時的な集積場所や最終処分場等の確保を推進するとともに、広域処理体制の構築を図る。	3 区市町村との連携と人材育成 災害廃棄物の実施主体となる区市町村が、速やかに自区域内の災害廃棄物発生量を推計し、具体的な処理方法を検討できるよう、日頃から災害廃棄物に係る情報を共有するとともに、研修等により人材育成等を図る。併せて、区市町村が処理計画を策定、見直しをする際に、支援を実施する。
1394	2	13	4	1		1 生活再建のための「り災証明」発行手続等の迅速化	1 生活再建の迅速化
1395	2	13	4	1		災害に係る住家被害認定等に関するガイドラインを作成するとともに、り災証明に係るシステムを導入し、り災証明を速やかに発行できる体制を構築する。	平成29年5月に策定した「災害発生時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」に基づき、住家被害認定調査を着実に実施し、速やかに罹災証明書を交付するための体制を構築する。

No.	部	章	節	項	目	旧	新
1396	2	13	4	1		また、義援金を迅速に配分できる体制を構築し、震災後の被災者の生活再建を総合的に支援する。	また、義援金を迅速に配分できる体制を構築する。 更に、借上げ型仮設住宅を迅速に供与できるよう業務システムを構築し、震災後の被災者の生活再建を総合的に支援する。
1397	2	13	4	3		3. ごみ、がれきの広域処理体制の構築 「東京都震災がれき処理マニュアル」を修正するとともに、集積場所や最終処分場等の指定や広域的な処理体制についての連携体制を構築することにより、がれきの処理を迅速に行う。	3. 災害廃棄物処理体制の構築 広域自治体として調整機能を果たす東京都が、国、都外自治体、民間業者等と平常時から連携を密にしておくことにより、非常時においても迅速に処理できる体制を構築する。
1398	2	13	5	1	(1)	都は、区市町村が実施するり災証明発行手続のシステム化や、迅速な生活復旧体制の確保を図る。	都は、区市町村が実施する罹災証明発行手続のシステム化や、迅速な生活復旧体制の確保を図る。
1399	2	13	5	1	(1)	イ り災証明の発行	イ 災害時の罹災証明書交付に向けた実施体制整備
1400	2	13	5	1	(1)	表 都総務局 都主税局 ○ 区市町村が発行するり災証明手続の迅速化を促進 ○ 国が標準的なものとして示した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づく住家被害認定調査手法や、り災証明発行体制等についてガイドライン化	表 都総務局 都主税局 ○ 「災害発生時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」の実効性の向上及び継続的な見直し ○ 共同利用版のシステム利用に関する区市町村間の調整
1401	2	13	5	1	(1)	表 都総務局 都主税局 ○ 区市町村に対する研修の実施	表 都総務局 都主税局 ○ 区市町村に対する研修や訓練の実施
1402	2	13	5	1	(1)	表 都総務局 都主税局 ○ 固定資産税関連情報等に関し、区と調整	表 都総務局 都主税局 ○ 固定資産税関連情報等に関し、区と調整
1403	2	13	5	1	(1)	表 東京消防庁 ○ 火災による被害状況調査体制の充実 ○ 区市町村との協定締結や事前協議によるり災証明発行に係る連携体制の確立	表 東京消防庁 ○ 火災による被害状況調査体制の充実 ○ 区市町村との協定締結や事前協議による火災の罹災証明書交付に係る連携体制の確立
1404	2	13	5	1	(1)	表 区市町村 ○ ガイドラインに基づき、現況の住家被害認定調査手法や、り災証明発行体制を把握し、必要に応じて調査員不足が想定されるマンパワーや各種情報連携に必要なシステム化を検討	表 区市町村 ○ ガイドラインに基づき、住家被害認定調査や、罹災証明書の交付体制等を構築
1405	2	13	5	1	(1)	表 区市町村 ○ 調査手法やり災証明事務手続に関する職員研修を実施	表 区市町村 ○ 住家被害認定調査や罹災証明書の交付事務手続等に関する職員研修や訓練を実施
1406	2	13	5	1	(1)	表 区市町村 (新設)	表 区市町村 ○ 東京消防庁との協定締結や事前協議による罹災証明書交付に係る連携体制の確立

No.	部	章	節	項	目	旧	新
1407	2	13	5	1	(1)	表 都総務局 都福祉保健局 ○ 義援金配分委員会の委員は必要な時期に迅速に開催できるようあらかじめ、都、区市町村、日本赤十字社その他関係機関の中から選任 ○ 義援金の募集・配分について、必要な手続きを明確化 ○ 義援金に関する寄付控除（国税及び地方税）等の取扱いの確認	表 都総務局 都福祉保健局 ○ 義援金配分委員会の委員は必要な時期に迅速に開催できるようあらかじめ、都、区市町村、日本赤十字社東京都支部その他関係機関の中から選任 ○ 義援金の募集・配分について、必要な手続きを明確化 ○ 義援金に関する寄付控除（国税及び地方税）等の取扱いの確認
1408	2	13	5	1	(2)	(新設)	○ 全国被災建築物応急危険度判定協議会を通じた判定員の相互応援体制の整備を進めており、広域支援が可能となっている。
1409	2	13	5	1	(2)	イ 震災証明の発行	イ 震災証明書の交付
1410	2	13	5	1	(2)	○ 災害に係る住家被害認定調査、震災証明発行、被災者台帳の作成まで一貫した実施体制を構築するとともに、支援するためのシステム化を図る。	○ 区市町村と都が協働で設立した「東京都被災者生活再建支援システム利用協議会」において、災害に係る住家被害認定調査、震災証明書交付、被災者台帳の作成まで一貫した実施体制を検討する。
1411	2	13	5	1	(2)	○ 国が標準的なものとして示した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づく住家被害認定調査手法や、震災証明発行体制等についてガイドライン化し、区市町村における平時での業務手順等の確認や、協定の締結及びシステムの整備等事前対策の充実と標準化を図る。	○ 平成29年5月に策定した「災害発生時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」の実効性の向上及び継続的な見直しを行う。
1412	2	13	5	1	(2)	○ 全区市町村に対して、震災証明の発行手続のシステム導入を促進し、震災証明の発行処理の迅速化を進める。	○ 全区市町村が、被災者生活再建支援システムを導入しやすい環境整備として構築した共同利用型システムの利用に関する調整及び合意形成を図る。
1413	2	13	5	1	(2)	○ 区市町村に対し、震災証明の発行根拠となる住家被害認定調査や震災証明の発行体制に関する研修を実施する。	○ 区市町村に対し、震災証明の発行根拠となる住家被害認定調査や震災証明書の発行体制等に関する研修及び訓練を実施する。また、受講者をリスト化することで、応援体制の強化を図る。
1414	2	13	5	1	(2)	○ 区市町村は、ガイドラインに基づき、現況の住家被害認定調査手法や、震災証明発行体制を把握し、必要に応じて調査員不足が想定されるマンパワーや各種情報連携に必要なシステム化を検討する。	○ 区市町村は、ガイドラインに基づき、住家被害認定調査や、震災証明書発行体制等の庁内体制を整備するとともに、業務のマネジメントや実務を担う人材の育成に向けて研修や訓練を実施する。
1415	2	13	5	1	(2)	○ 東京消防庁と区市町村は被害状況調査体制を充実するとともに、協定締結や事前協議等を行い、震災証明発行に係る連携体制を確立する。	○ 東京消防庁と区市町村は協定締結や事前協議等を行い、火災の震災証明書交付に係る連携体制を確立する。
1416	2	13	5	1	(2)	(新設)	○ 区市町村は、応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違いなどについて周知するものとする。
1417	2	13	5	1	(2)	○ 区部は、震災証明の発行に必要な固定資産関連情報について東京都主税局と連携を図る。	○ 区部は、震災証明書の交付に必要な固定資産関連情報について東京都主税局と連携を図る。
1418	2	13	5	2	(1)	表 区市町村 ○ 都下水道局が管理する水再生センターや指定マンホール（区部）等への収集・運搬体制の確保等	表 区市町村 ○ 都下水道局が管理する水再生センターや下水道幹線におけるし尿受入マンホール（区部）等への収集・運搬体制の確保等

No.	部	章	節	項	目	旧	新
1419	2	13	5	4	(1)	表 都環境局 ○ 国の動向等最新の情報を把握した上で、関係局と協議し「東京都震災がれき処理マニュアル」を拡充	表 都環境局 ○ 国の動向等最新の情報を把握した上で、関係局と協議し「東京都災害廃棄物対策マニュアル（仮称）」を策定
1420	2	13	5	4	(1)	表 都環境局 （新設）	表 都環境局 ○ 区市町村が処理計画を策定、見直しをする際に支援を実施
1421	2	13	5			4 り災証明の発行準備	4 罹災証明書の交付準備
1422	2	13	5	1	(1)	表 都都市整備局 ○ 地震発生後7日以内に終了することを目標に、二次災害の防止のための被害状況の把握、被災建築物の余震等に対する危険度の判定（応急危険度判定）を行い、必要な措置を実施	表 都都市整備局 ○ 地震発生後10日以内に終了することを目標に、二次災害の防止のための被害状況の把握、被災建築物の余震等に対する危険度の判定（応急危険度判定）を行い、必要な措置を実施
1423	2	13	5	1	(2)	【応急危険度判定の実施内容等】	【応急危険度判定の実施内容等】※社会公共施設等として応急危険度判定を行う公的住宅を除く。
1424	2	13	5	1	(2)	表 都営住宅及び都住宅供給公社が管理する住宅 ○ 都営住宅及び都住宅供給公社が管理する住宅の応急危険度判定は都都市整備局及び都住宅供給公社が実施 ○ 都都市整備局及び都住宅供給公社所属の応急危険度判定員及び判定に関する知識を有する職員が判定業務に従事	表 都営住宅等 ○ 都営住宅等の応急危険度判定は、主として都住宅政策本部及び都住宅供給公社が実施 ○ 都住宅政策本部及び都住宅供給公社所属の応急危険度判定員及び判定に関する知識を有する職員等が判定業務に従事 ○ 人員の不足が見込まれる場合は、都本部に支援を要請する。
1425	2	13	5	1	(2)	表 独立行政法人都市再生機構等が管理する住宅 ○ 独立行政法人都市再生機構等が管理する住宅については、各管理者が応急危険度の判定を実施	表 都住宅供給公社、独立行政法人都市再生機構等が管理する住宅 ○ 都住宅供給公社、独立行政法人都市再生機構等の公的機関が管理する住宅については、各管理者が応急危険度の判定を実施
1426	2	13	5	3		3 家屋・住家被害状況調査等	3 家屋被害状況調査等
1427	2	13	5	3	(1)	住宅の応急修理、住宅の供給等のための基礎資料とするため、被災後に、家屋・住家の被害状況を把握する。	都市復興における被害状況図や家屋被害台帳の作成等に活用するほか、住宅の応急修理、住宅の供給等のための基礎資料とするため、被災後に、建物の被害状況を把握する。
1428	2	13	5	3	(1)	表 区市町村 ○ 住家の被害状況調査を行い、都本部に報告	表 区市町村 ○ 建物の被害状況調査を行い、都本部に報告
1429	2	13	5	4		4 り災証明の発行準備	4 罹災証明書の交付準備
1430	2	13	5	4	(1)	住家被害認定調査の結果に基づき、り災証明発行のための準備を進める。	「災害発生時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」に基づき、住家被害認定調査及び罹災証明書交付のための準備を進める。
1431	2	13	5	4	(1)	表 都総務局 ○ 区市町村の要請に応じて、関係機関や他の地方公共団体に対して、住家被害認定調査等の要員確保に関する協力を要請	表 都総務局 ○ 区市町村の要請に応じて、関係機関や他の地方公共団体に対して、住家被害認定調査等の要員確保に関する協力を要請

No.	部	章	節	項	目	旧	新
1432	2	13	5	4	(1)	表 都総務局 <u>(新設)</u>	表 都総務局 ○ 共同利用版の被災者生活再建支援システムの利用に関する区市町村間の調整を実施
1433	2	13	5	4	(1)	表 都総務局 ○ 住家被害認定調査やり災証明発行窓口の開設時期等について区市町村間の調整を実施	表 都総務局 ○ 住家被害認定調査の実施に向けて区市町村間の調整を実施
1434	2	13	5	4	(1)	表 東京消防庁 ○ 消防署が区市町村と調整し、火災による被害状況調査を実施	表 東京消防庁 ○ 火災による被害状況調査の実施に向けて、区市町村と調整
1435	2	13	5	4	(1)	表 東京消防庁 ○ 消防署と区市町村が連携し、発行時期や発行場所等について調整を図り、火災のり災証明書の発行手続を実施	表 東京消防庁 <u>(削る)</u>
1436	2	13	5	4	(1)	表 区市町村 ○ 住家被害認定調査結果等を把握、都に報告 ○ 調査の結果に基づき、速やかにり災証明の発行手続を実施	表 区市町村 ○ 住家被害認定調査及び罹災証明書交付の実施体制を構築 ○ システム稼動に向けた準備や資機材を確保 ○ 住家被害認定調査実施に向けた計画等を策定
1437	2	13	5	4	(2)	図 区市町村 り災証明書の発行手続準備 ・ 被災家屋等の現地調査の調査態勢の準備、現地情報の収集 ・ 消防署と調整し、被害状況調査を実施 ・ 消防署と発行窓口の開設時期・場所及び必要な人員等について連携、調整し、り災証明書の発行手続の窓口を開設 ・ 要員の確保	図 区市町村 罹災証明書の発行手続準備 ・ 被災家屋等の現地調査の調査態勢の準備、現地情報の収集 ・ 火災による被害については、消防署と被害状況調査・発行窓口の開設時期・場所及び必要な人員等について連携、調整し、罹災証明書の発行手続の窓口を開設 ・ 要員の確保
1438	2	13	5	4	(2)	図 区市町村 り災証明書の発行窓口の開設 ・ 窓口開設の住民への広報等 ・ 窓口受付時間内の要員確保 り災証明書の発行手続	図 区市町村 罹災証明書の交付窓口の開設 ・ 窓口開設の住民への広報等 ・ 窓口受付時間内の要員確保 罹災証明書の交付手続
1439	2	13	5	4	(2)	図 区市町村 現地被災家屋調査	図 区市町村 現地被災住家調査
1440	2	13	5	4	(3)	○ 都は、区市町村のり災証明の発行手続事務のほか、家屋の現況調査に関する応援要請に対して、他自治体や公的機関、大学等人員調整を広域的に実施し、手続を推進する。	≪都総務局≫ ○ 区市町村が実施する住家被害認定調査のほか、罹災証明書の交付手続事務に関する応援要請に対して、他自治体や公的機関、大学等人員調整を広域的に実施する。
1441	2	13	5	4	(3)	<u>(新設)</u>	○ 共同利用版のシステム利用自治体間における、調査表読込端末の配置や住基情報のインポートなど必要な事項の調整を行なう。

No.	部	章	節	項	目	旧	新
1442	2	13	5	4	(3)	(新設)	○ 住家被害認定調査における調査対象や被害区分（全壊・大規模半壊・半壊・一部損壊・床上浸水・床下浸水）等について区市町村間の調整を行なう。
1443	2	13	5	4	(3)	(新設)	《東京消防庁》 ○ 火災による被害状況調査の実施に向けて、区市町村と連携を図る。
1444	2	13	5	4	(3)	○ 火災証明の発行根拠となる、災害に係る住家被害認定調査を実施する。	《区市町村》 ○ 住家被害認定調査の実施や罹災証明書の交付に向けて、庁内連携及び応援職員の確保も含めて体制を構築する。
1445	2	13	5	4	(3)	○ 火災証明の発行基準（揺れ・火災・浸水・液状化等）を近隣自治体と調整する。 ○ 災害に係る住家被害認定調査の結果をデータ化し、火災証明の発行に備える。 ○ 火災証明発行会場や業務フロー確立など準備を進める。 ○ 火災証明の発行基準や発行時期、会場等を広報等により周知する。 ○ 火災に関する火災証明の発行について東京消防庁と連携を図る。	○ 被災者生活再建支援システムに最新の住民情報や家屋情報を登録するなど、システム稼働に向けた準備や資機材の確保を行う。 ○ 住家被害認定調査の調査方針、調査体制、業務日程などを含む調査計画を策定し、調査員及び庁内外の関係部署と共有したうえで、被害認定調査を実施する。
1446	2	13	5	6	(1)	区市町村は、各避難所等の避難人数、災害用トイレ、し尿収集車台数等を把握した上で、し尿収集計画を策定し、都下水道局と連携した下水道施設（水再生センター及び主要管きよの指定マンホール（区部））への搬入や、し尿処理施設などへの搬入を実施する。	区市町村は、各避難所等の避難人数、災害用トイレ、し尿収集車台数等を把握した上で、し尿収集計画を策定し、都下水道局と連携した下水道施設（水再生センター及び下水道幹線におけるし尿受入用マンホール（区部））への搬入や、し尿処理施設などへの搬入を実施する。
1447	2	13	5	6	(1)	表 都下水道局 ○ 水再生センターや指定マンホール（区部）での、し尿の受入れ・処理	表 都下水道局 ○ 水再生センターや下水道幹線におけるし尿受入用マンホール（区部）での、し尿の受入れ・処理
1448	2	13	5	6	(2)	・ 避難所から都下水道局管理の水再生センター及び主要管きよの指定マンホール（区部）、し尿処理施設等までの搬入道路の被災状況の情報を収集	・ 避難所から都下水道局管理の水再生センター及び下水道幹線におけるし尿受入用マンホール（区部）、し尿処理施設等までの搬入道路の被災状況の情報を収集
1449	2	13	5	6	(3)	○ 区市町村は、被害状況、収集場所等の情報を基にして、汲み取りを必要とする仮設トイレ等のし尿をし尿収集車（バキュームカー）により収集し、水再生センター及び主要管きよの指定マンホール（区部）、し尿処理施設等に搬入する。	○ 区市町村は、被害状況、収集場所等の情報を基にして、汲み取りを必要とする仮設トイレ等のし尿をし尿収集車（バキュームカー）により収集し、水再生センター及び下水道幹線におけるし尿受入用マンホール（区部）、し尿処理施設等に搬入する。
1450	2	13	5	8	(1)	表 都環境局 ○ 「がれき処理部会」を設置し、関係各局及び区市町村から被災状況等に関する情報を収集、把握	表 都環境局 ○ 「東京都災害廃棄物対策本部（仮称）」を設置し、関係各局及び区市町村から被災状況等に関する情報を収集、把握
1451	2	13	5	8	(1)	表 区市町村 ○ 所管区域内の被災状況を確認し、がれきの発生推定量を算出、集積場所や最終処分場を決定し、「がれき処理計画」を策定	表 区市町村 ○ 所管区域内の被災状況を確認し、がれきの発生推定量を算出、集積場所や最終処分場を決定し、「災害廃棄物処理実行計画」を策定
1452	2	13	5	8	(2)	「がれき処理部会」の設置	「東京都災害廃棄物対策本部（仮称）」の設置

No.	部	章	節	項	目	旧	新
1453	2	13	5	8	(2)	東京都震災がれき処理計画策定	東京都災害廃棄物処理推進計画（仮称）策定
1454	2	13	5	8	(2)	区市町村震災がれき処理計画の作成	区市町村災害廃棄物処理実行計画の作成
1455	2	13	5	8	(2)	臨時組織 がれき処理部会設置	臨時組織 東京都災害廃棄物対策本部（仮称）設置
1456	2	13	5	8	(2)	震災がれき処理計画策定	東京都災害廃棄物処理推進計画（仮称）策定
1457	2	13	5	8	(3)	イ「がれき処理部会」の設置	イ「東京都災害廃棄物対策本部（仮称）」の設置
1458	2	13	5	8	(3)	都環境局は、速やかに被災区市町村及び各機関間との連携を図り、がれき処理を円滑に実施することを目的に、都本部の下に、 <u>がれき処理部会</u> を設置し、次の業務を所管する。	都環境局は、速やかに被災区市町村及び各機関間との連携を図り、がれき処理を円滑に実施することを目的に、都本部の下に、 <u>東京都災害廃棄物対策本部（仮称）</u> を設置し、次の業務を所管する。
1459	2	13	5	8	(3)	【がれき処理部会の構成等】 ○ 構成局 都環境局・都総務局・都財務局・都主税局・都都市整備局・都建設局・都港湾局	【東京都災害廃棄物対策本部（仮称）の構成等】 ○ 構成局 都環境局・都総務局・都財務局・都主税局・都都市整備局・都建設局・都港湾局・都住宅政策本部
1460	2	13	5	8	(3)	○ 業務 ・ 震災がれき処理全般に関する進行管理 ・ 東京都震災がれき処理基本計画の策定 ・ 区市町村との連絡調整、情報提供 ・ 震災がれきの処理に関する広報 ・ 集積場所の確保に関する支援 ・ 国との連絡調整・協議 ・ 広域的な処理体制を確保するための他道府県との調整 ・ 最終処分に関する調整 (資料第158「がれき処理部会の業務」別冊P627)	○ 業務 ・ 災害廃棄物処理全般に関する進行管理 ・ 東京都災害廃棄物処理推進計画（仮称）の策定 ・ 区市町村との連絡調整、情報提供 ・ 災害廃棄物の処理に関する広報 ・ 集積場所の確保に関する支援 ・ 国との連絡調整・協議 ・ 広域的な処理体制を確保するための他道府県との調整 ・ 最終処分に関する調整 (資料第○「東京都災害廃棄物対策本部（仮称）の業務」別冊P○)
1461	2	13	5			1 被災住宅の応急修理 2 応急仮設住宅の供給 3 都営住宅の応急修理 4 建築資材等の調達 5 被災者の生活相談等の支援 6 義援金の募集・受付・配分 7 被災者の生活再建資金援助等 8 職業のあっせん 9 租税等の徴収猶予及び減免等 10 その他の生活確保 11 中小企業への融資 12 農林漁業関係者への融資 13 応急金融対策 14 がれき処理の実施 15 災害救助法の運用等	1 罹災証明書の交付 2 被災住宅の応急修理 3 応急仮設住宅の供給 4 都営住宅の応急修理 5 建築資材等の調達 6 被災者の生活相談等の支援 7 義援金の募集・受付・配分 8 被災者の生活再建資金援助等 9 職業のあっせん 10 租税等の徴収猶予及び減免等 11 その他の生活確保 12 中小企業への融資 13 農林漁業関係者への融資 14 応急金融対策 15 がれき処理の実施 16 災害救助法の運用等
1462	2	13	5	1		(新設)	1 罹災証明書の交付

No.	部	章	節	項	目	旧	新
1463	2	13	5	1	(1)	(新設)	(1) 対策内容と役割分担 ○ 「災害発生時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」に基づき、住家被害認定調査を実施し、罹災証明書を交付するとともに、被災者台帳を作成する。
1464	2	13	5	1	(1)	(新設)	表 都総務局 ○ 罹災証明書交付窓口の開設時期等について区市町村間の調整を実施 ○ 住家被害状況や被災者に対する支援状況の全体像の把握
1465	2	13	5	1	(1)	(新設)	表 東京消防庁 ○ 消防署と区市町村が連携し、発行時期や発行場所等について調整を図り、火災の罹災証明書の発行手続の支援を実施
1466	2	13	5	1	(1)	(新設)	表 区市町村 ○ 住家被害認定調査の結果に基づき、罹災証明書の交付手続きを実施 ○ 必要に応じて住家被害の2次調査を実施 ○ 被災者台帳を作成し、被災者生活再建支援の進捗状況を管理
1467	2	13	5	1	(2)	(新設)	(2) 詳細な取組内容 《都総務局》 ○ 罹災証明書交付窓口の開設時期等に関する区市町村間の調整を行なう。また、住家被害認定調査や罹災証明書の交付が進捗する中で課題が発生した場合についても調整を行なう。 ○ 都の復興計画の策定に向けて、住家被害状況の全体像を区市町村から把握する。また被災者に対する支援状況についても全体把握し、都における支援策の検討に活用する。
1468	2	13	5	1	(2)	(新設)	《東京消防庁》 ○ 火災による被害状況調査及び罹災証明書の発行について、区市町村と連携を図る。
1469	2	13	5	1	(2)	(新設)	《区市町村》 ○ 住家被害認定調査を実施するとともに調査結果をデータ化し、罹災証明書の交付に備える。 ○ 住家被害認定調査の進捗状況や仮設住宅入居などの日程を確認しながら、交付日程について庁内調整するとともに、交付場所や資機材を確保する。また、都や区市町村と交付日程の足並みを揃えるなど調整をしたのち、交付日程等について被災者に広報する。 ○ 住家被害認定調査の結果を被災者に説明しながら罹災証明書を交付し、被災者から同意が得られない場合には第2次調査を実施する。 ○ 罹災証明書交付時に確定した情報等を基に被災者台帳を作成し、被災者の生活再建支援の進捗状況を管理する。 ○ 火災による被害状況調査及び罹災証明書の発行について、東京消防庁と連携を図る。
1470	2	13	5	2		1. 被災住宅の応急修理	2. 被災住宅の応急修理

No.	部	章	節	項	目	旧	新
1471	2	13	5	2	(1)	(1) 対策内容と役割分担	(1) 対策内容と役割分担 首都直下地震等の発災時には、災害救助法に基づき、被災した住宅の居住性を維持するため、居住に必要な最小限の応急修理の実施が必要となる。 このため、応急修理の必要規模について迅速に調査の上、区市町村に募集・受付・審査等について委任するとともに、応急修理方針等を策定し、区市町村、関係機関への周知、応援体制の確保を図る。原則として、区市町村は、応急修理の募集・受付・審査等の事務を行う。
1472	2	13	5	2	(1)	表 都都市整備局 ○ 居住に必要な最小限の応急修理を行い、被災した住宅の居住性を維持	表 都住宅政策本部 ○ 居住に必要な最小限の応急修理を行い、被災した住宅の居住性を維持 ○ 応急修理の実施に係る方針（受付基準、金額等）の決定 ○ 関係団体及び協力業者との連絡調整
1473	2	13	5	2	(1)	<u>(新設)</u>	表 区市町村 ○ 都が提示する募集選定基準等のもとに、募集・受付・審査を実施
1474	2	13	5	2	(2)	<u>(新設)</u>	«住宅政策本部» ○ 応急修理方針等を策定する ○ 事前協定等に基づき、関係団体等に対して協力要請をする。 ○ 緊急起工に係る事務手続・調整を行う。 ○ 区市町村に対して募集・受付・審査等を事務委任する。 ○ 人員の不足が見込まれる場合は、都本部に支援を要請する。
1475	2	13	5	2	(2)	ア 住宅の応急修理	ア 住宅の応急修理の概要
1476	2	13	5	2	(2)	(ウ) 対象者の調査及び選定 区市町村による、被災者の資力その他生活条件の調査及び区市町村長が発行する災害証明書に基づき、都が定める選定基準により、都から委任された当該区市町村が募集・選定事務を行う。	(ウ) 対象者の調査及び選定 区市町村による、被災者の資力その他生活条件の調査及び区市町村長が発行する災害証明書に基づき、都が定める選定基準により、都から委任された当該区市町村が募集・受付・審査等の事務を行う。
1477	2	13	5	2	(2)	<u>イ 応急修理の方法</u>	<u>(削る)</u>
1478	2	13	5	2	(2)	<u>イ 応急修理の方法</u> (ア) 修理 都が、一般社団法人東京建設業協会のあつせんする建設業者により、応急修理を行う業者のリストを作成し、区市町村はリストより業者を指定し、居室、炊事場、トイレ等生活上欠くことのできない部分の修理を行う。 (イ) 経費 1世帯当たりの経費は、国の定める基準による。 (ウ) 期間 原則として、災害発生の日から1か月以内に完了する。 <u>ウ 応急修理後の事務</u> 応急修理を実施した場合、都及び区市町村は、必要な帳票を整備する。	(エ) 修理 都が、関係団体等と調整のうえ、一般社団法人東京建設業協会のあつせんする建設業者により、応急修理を行う業者のリストを作成し、区市町村はリストより業者を指定し、居室、炊事場、トイレ等生活上欠くことのできない部分の修理を行う。 (オ) 経費 1世帯当たりの経費は、国の定める基準による。 (カ) 期間 原則として、災害発生の日から1か月以内に完了する。 (キ) 帳票の作成 応急修理を実施した場合、都及び区市町村は、必要な帳票を整備する。
1479	2	13	5	3		2 応急仮設住宅の供給	3 応急仮設住宅等の供与

No.	部	章	節	項	目	旧	新
1480	2	13	5	3	(1)	<p>都は、被害状況に応じて仮設住宅の建設、民間賃貸住宅の借上げ及び都営住宅等の公的住宅の活用により応急仮設住宅を迅速かつ的確に供給する。</p> <p>都内において、十分な戸数を確保できない場合は、速やかに他道府県に対し、応急仮設住宅の供与について協力要請を行う。</p>	<p>都は、被害状況に応じて、災害救助法に基づき、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家が無い者であって、自己の資力では住家を得ることができない被災者に対して、応急仮設住宅等を迅速かつ的確に供与する。</p> <p>都内において、十分な戸数を確保できない場合は、速やかに他道府県に対し、応急仮設住宅等の供与について協力要請を行う。</p>
1481	2	13	5	3	(1)	<p>表 都都市整備局</p> <p>○ 災害救助法が適用された地域において、震災により住家を滅失し、自己の資力によっては居住する住家を確保できない被災者に、応急的に仮設住宅を供給</p>	<p>表 都住宅政策本部</p> <p>○ 応急仮設住宅等（公営住宅等の空き住戸利用、借上型仮設住宅及び建設型仮設住宅）の必要量を迅速に把握し、応急仮設住宅等供給方針を作成・公表</p> <p>○ 応急仮設住宅等の供与に係る建設業務や既存空き住戸の確保業務などを開始するとともに、住宅種別毎に募集計画等を策定し、区市町村、関係機関への周知、応援体制の確保を図る。</p>
1482	2	13	5	3	(1)	<p>(新設)</p>	<p>表 区市町村</p> <p>○ 必要に応じて、区市町村は、工事監理への協力を努めるとともに、入居者の募集・受付・審査等の事務を行う。</p>
1483	2	13	5	3	(2)	<p>(新設)</p>	<p>«都住宅政策本部»</p> <p>○ 応急仮設住宅等供給方針を策定する。</p> <p>○ 公的住宅の空き住戸を確保する。</p> <p>○ 借上型仮設住宅の確保に向け、事前協定に基づき、関係団体へ協力を依頼する。</p> <p>○ 建設型仮設住宅の計画・建設を開始する。必要に応じて、区市町村に工事監理等を委任する。</p> <p>○ 募集・受付・審査等の業務について、区市町村に事務委任するとともに、募集計画等を提示する。</p> <p>○ 人員の不足が見込まれる場合は、都本部に支援を要請する。</p>
1484	2	13	5	3	(2)	<p>ア 応急仮設住宅の供給</p> <p>(ア) 建設する仮設住宅の供給</p> <p>都は、関係団体と協力して仮設住宅を建設し、被災者に提供する。</p> <p>(イ) 民間賃貸住宅の供給</p> <p>都は、関係団体と協力し、借上げにより民間賃貸住宅を被災者に提供する。</p> <p>(ウ) 公的住宅の活用</p> <p>都は都営住宅等の空き家を確保するとともに、独立行政法人都市再生機構、東京都住宅供給公社及び区市町村等に空き家の提供を求め、被災者に供給する。</p>	<p>ア 応急仮設住宅等の種類</p> <p>(ア) 建設型仮設住宅</p> <p>都は、関係団体と協力して仮設住宅を建設し、被災者に提供する。</p> <p>(イ) 民間賃貸住宅を活用した借上型仮設住宅</p> <p>都は、関係団体と協力し、借上げにより民間賃貸住宅を被災者に提供する。</p> <p>(ウ) 公的住宅の活用による一時提供型住宅</p> <p>都は都営住宅等の空き家を確保するとともに、独立行政法人都市再生機構、東京都住宅供給公社及び区市町村等に空き家の提供を求め、被災者に供給する。</p>
1485	2	13	5	3	(2)	<p>【建設する仮設住宅】</p>	<p>【建設型仮設住宅】</p>
1486	2	13	5	3	(2)	<p>表 建設予定地の確保</p> <p>○ 区市町村は、あらかじめ次の点を考慮の上、建設予定地を決定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・接道及び用地の整備状況 ・ライフラインの状況 ・避難場所などの利用の有無 <p>○ 都は、常に最新の建設予定地の状況を把握しておくために、年1回区市町村から報告を求める。</p> <p>○ 都都市整備局は、区市町村から建設予定地の報告を受けた際、東京消防庁に情報を提供</p>	<p>表 建設候補地の確保</p> <p>○ 区市町村は、あらかじめ次の点を考慮の上、建設候補地を決定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・接道及び用地の整備状況 ・ライフラインの状況、<u>(埋設配管)</u> ・避難場所などの利用の有無 <p>○ 都は、常に最新の建設候補地の状況を把握しておくために、年1回区市町村から報告を求める。</p> <p>○ 都住宅政策本部は、区市町村から建設候補地の報告を受けた際、東京消防庁に情報を提供</p>

No.	部	章	節	項	目	旧	新
1487	2	13	5	3	(2)	<p>表 建設地</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 都は建設予定地の中から建設地を選定する。建設に当たっては、二次災害の危険がないよう配慮 ○ 選定に当たり、各区市町村の行政区域内の用地だけでは必要戸数の確保が困難な場合には、区市町村相互間で融通 ○ 都都市整備局は、建設地及び建設計画が決定した際、東京消防庁に必要な情報を提供 	<p>表 建設地</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 都は建設候補地の中から建設地を選定する。建設に当たっては、二次災害の危険がないよう配慮 ○ 選定に当たり、各区市町村の行政区域内の用地だけでは必要戸数の確保が困難な場合には、都との調整を踏まえ、区市町村相互間で戸数を融通し割り当てる。 ○ 都住宅政策本部は、建設地及び建設計画が決定した際、東京消防庁に必要な情報を提供
1488	2	13	5	3	(2)	<p>表 構造及び規模等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平屋建て・2階建ての軽量鉄骨系プレハブ、木質系プレハブ、木造又はユニットとし、必要に応じ、高齢者や障害者世帯に配慮した設備・構造の住宅とする。 ○ 1戸当たりの床面積は29.7m²を標準とし、世帯人数に応じた規模の仮設住宅の供給に努める。 ○ 1戸当たりの設置費用については、国の定めによる。 ○ 都都市整備局は、建設する仮設住宅の標準仕様書について、東京消防庁及び社団法人プレハブ建築協会と協議を行い、防火安全対策を実施 	<p>表 構造及び規模等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平屋建て・2階建ての軽量鉄骨系プレハブ、木質系プレハブ、木造又はユニットを標準とし、必要に応じ、その他構造を選定する。 ○ 必要に応じて、高齢者や障害者世帯に配慮した設備・構造の住宅とする。 ○ 1戸当たりの規模は、国の定めに基づき、地域の実情、世帯構成等に応じて、都が設定する。 ○ 1戸当たりの設置に係る費用については、国の定めによる。 ○ 都住宅政策本部は、建設する仮設住宅の標準仕様書について、東京消防庁、一般社団法人プレハブ建築協会、一般社団法人全国木造建設事業協会等と協議を行い、防火安全対策を実施
1489	2	13	5	3	(2)	<p>表 建設工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害発生の日から20日以内に着工 ○ 都は、一般社団法人東京建設業協会及び一般社団法人プレハブ建築協会があっせんする建設業者に建設工事を発注 ○ 工事の監督は、都が行う。ただし、これにより難しい事情がある場合には、区市町村等に委任 ○ 都都市整備局は、建設工事が終了し、使用が開始されることについて、東京消防庁に情報を提供 	<p>表 建設工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害発生の日から20日以内に着工 ○ 都は、一般社団法人東京建設業協会、一般社団法人プレハブ建築協会、又は一般社団法人全国木造建設事業協会があっせんする建設業者に建設工事を発注 ○ 都は、必要に応じて、工事の監督を区市町村等に委任 ○ 都住宅政策本部は、建設工事が終了し、使用が開始されることについて、東京消防庁に情報を提供
1490	2	13	5	3	(2)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 割り当てに際しては、原則として当該区市町村の行政区域内の住宅を割り当てるが、必要戸数の確保が困難な場合には、区市町村相互間で融通し合う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 割り当てに際しては、原則として各区市町村の行政区域内における必要戸数の確保が困難な場合を想定し、都が区市町村との調整を踏まえ、広域的に割り当てる。
1491	2	13	5	3	(2)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 入居者の選定基準は都が策定し、それに基づき区市町村が入居者の選定を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 入居者の選定基準は都が策定し、それに基づき当該応急仮設住宅が存する区市町村が入居者の選定を行う。
1492	2	13	5	3	(2)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 応急仮設住宅の管理は原則として、供給主体が行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 応急仮設住宅の管理は、原則として、供給主体が行う。
1493	2	13	5	4		3 都営住宅の応急修理	4 都営住宅の応急修理
1494	2	13	5	4	(1)	<p>表 都都市整備局</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 都営住宅等について、東京都住宅供給公社と協力して応急修理に当たる。 	<p>表 都住宅政策本部</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 都営住宅等について、東京都住宅供給公社と協力して応急修理に当たる。
1495	2	13	5	4	(2)	<p>都及び東京都住宅供給公社は応急危険度判定後、危険防止等のため応急的な修理が必要な都営住宅等について、協力して応急修理に当たる。</p>	<p>都及び東京都住宅供給公社は、応急危険度判定後、危険防止等のため応急的な修理が必要な都営住宅等について、協力して応急修理に当たる。</p>
1496	2	13	5	5		4 建設資材等の調達	5 建設資材等の調達

No.	部	章	節	項	目	旧	新
1497	2	13	5	5	(1)	表 都都市整備局 ○ 応急仮設住宅資材等の調達及び要請を実施	表 都住宅政策本部 ○ 応急仮設住宅資材等の調達及び要請を実施
1498	2	13	5	6		5 被災者の生活相談等の支援	6 被災者の生活相談等の支援
1499	2	13	5	6	(1)	表 東京消防庁 ○ 被災者からの申請により、区市町村と連携してり災証明を発行	(削る)
1500	2	13	5	6	(1)	表 区市町村 ○ 被災者のための相談所を設置	表 区市町村 ○ 被災者のための相談窓口を設置し、被災者の生活再建にかかる活動に必要な情報提供を行うとともに、支援状況等を被災者台帳に記録
1501	2	13	5	6	(1)	表 区市町村 ○ 被災者からの申請により、東京消防庁と連携してり災証明を発行	(削る)
1502	2	13	5	6	(1)	表 区市町村 ○ 必要に応じて被災者台帳を作成	(削る)
1503	2	13	5	6	(1)	表 区市町村 ○ 被災者台帳に基づく各種被災者生活再建支援業務を推進	(削る)
1504	2	13	5	6	(2)	被災者のための相談所を設置し、苦情又は要望等を聴取する。	○ 被災者のための相談所を設置し、効果的かつ迅速な被災者の生活再建に向けて必要な情報を提供する。 ○ 相談事項や実施した支援内容等については被災者台帳に記録する。
1505	2	13	5	6	(2)	り災証明発行時に確定した情報を基に、被災者台帳を作成する。	(削る)
1506	2	13	5	6	(3)	○ 被災者臨時相談窓口を開設し、被災者の生活に関する相談、要望、苦情等の対応を実施	○ 被災者臨時相談窓口を開設し、被災者の生活に関する相談、要望等の対応を実施
1507	2	13	5	6	(3)	○ 設置した相談所で、苦情又は 要望等を聴取し、その解決を図るほか、必要に応じて関係機関に連絡し、連携して対応する。	○ 設置した相談所で、要望等を聴取し、その解決を図るほか、必要に応じて関係機関に連絡し、連携して対応する。
1508	2	13	5	7		6 義援金の募集・受付・配分	7 義援金の募集・受付・配分
1509	2	13	5	8		7 被災者の生活再建資金援助等	8 被災者の生活再建資金援助等
1510	2	13	5	8	(1)	表 日赤東京都支部 ○ 災害救援品の支給基準に基づき、日赤各地区からの申請により、被災した者に対して、災害見舞品を配分	表 日赤東京都支部 ○ 災害救援品の支給基準に基づき、日赤各地区からの申請により、被災した者に対して、災害救援物資を配分
1511	2	13	5	9		8 職業のあっせん	9 職業のあっせん

No.	部	章	節	項	目	旧	新
1512	2	13	5	10		9 租税等の徴収猶予及び減免等	10 租税等の徴収猶予及び減免等
1513	2	13	5	10	(1)	表 東京労働局 ○ 労働保険料等の免除の措置を実施	(削る)
1514	2	13	5	10	(2)	○ 災害により、被災された労働保険適用事業主が一定の要件に該当する時は、申請に基づき労働保険料等の免除の措置を講じる。	(削る)
1515	2	13	5	11		10 その他の生活確保	11 その他の生活確保
1516	2	13	5	11	(1)	表 東京労働局 ○ 労働保険料等の免除	(削る)
1517	2	13	5	11	(2)	・労働保険料の免除 災害により、被災された労働保険適用事業主が一定の要件に該当する時は、申請に基づき労働保険料等を免除する。	(削る)
1518	2	13	5	12		11 中小企業への融資	12 中小企業への融資
1519	2	13	5	13		12 農林漁業関係者への融資	13 農林漁業関係者への融資
1520	2	13	5	14		13 応急金融対策	14 応急金融対策
1521	2	13	5	14	(2)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 預金通帳等を滅失した預貯金者に対し預貯金の便宜払戻しの取扱を行うこと。 ・ 預金者に対し定期預金、定期積立金等の中途解約又は預貯金を担保とする貸出等の特別取扱を行うこと。 ・ 被災地の手形交換所において、被災関係手形につき、呈示期間経過後の交換持出を認めるほか、不渡り処分の猶予等の特別措置をとること。 ・ 損傷日本銀行券及び貨幣の引換えについて、実情に応じた必要な措置をとること。 ・ 必要と認められる災害復旧資金の融通について、迅速かつ適切な措置をとること。 	<p>【金融機関（銀行、信用金庫、信用組合等）への要請】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 預金証書、通帳を紛失した場合でも、災害被災者の被災状況等を踏まえた確認方法をもって預金者であることを確認して払戻しに応ずること。(①) ・ 届出の印鑑のない場合には、拇印にて応ずること。(②) ・ 事情によっては、定期預金、定期積金等の期限前払戻しに応ずること。 <p>また、当該預金等を担保とする貸付にも応ずること。(③)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今回の災害による障害のため、支払期日が経過した手形については関係金融機関と適宜話し合いのうえ取立ができることとする。(④) ・ 今回の災害のため支払いができない手形・小切手について、不渡報告への掲載及び取引停止処分に対する配慮を行うこと。また、電子記録債権の取引停止処分又は利用契約の解除等についても同様に配慮すること。(⑤) ・ 損傷した紙幣や貨幣の引換えに応ずること。(⑥) ・ 国債を紛失した場合の相談に応ずること。(⑦) ・ 災害の状況、応急資金の需要等を勘案して、融資相談所の開設、融資審査に際して提出書類を必要最小限にする等の手続きの簡便化、融資の迅速化、既存融資にかかる返済猶予等の貸付条件の変更等、災害の影響を受けている顧客の便宜を考慮した適時的確な措置を講ずること。(⑧) ・ 「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の手続き、利用による効果等の説明を含め、同ガイドラインの利用に係る相談に適切に応ずること。(⑨) ・ 罹災証明書を求めている手続きでも、市町村における交付状況等を勘案し、現況の写真的提出などの手段による被災状況の確認や罹災証明書の後日提出を認める等、災害被災者の便宜を考慮した取扱いとすること。(⑩) ・ 休日営業又は平常時間外の営業について適宜配慮すること。 <p>また、窓口における営業が出来ない場合であっても、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等において預金の払戻しを行う等災害被災者の便宜を考慮した措置を講ずること。(⑪)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ①～⑪にかかる措置について実施店舗にて店頭掲示を行うとともに、可能な限り顧客に対し広く周知するよう努めること。(⑫) ・ 営業停止等の措置を講じた営業店舗名等、及び継続して現金自動預払機等を稼働させる営業店舗名等を、速やかにポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、顧客に周知徹底すること。(⑬)

No.	部	章	節	項	目	旧	新
1522	2	13	5	14	(2)	(同上)	<p>【証券会社等への要請】</p> <ul style="list-style-type: none"> 届出の印鑑を紛失した場合でも、災害被災者の被災状況等を踏まえた確認方法をもって本人であることを確認して払戻しに応ずること。(①) 有価証券紛失の場合の再発行手続きについての協力をすること。(②) 災害被災者から、預かり有価証券等の売却・解約代金の即日払いの申し出があった場合に、可能な限り払戻しに応ずること。(③) ①～③にかかる措置について実施店舗にて店頭掲示等を行うとともに、可能な限り顧客に対し広く周知するよう努めること。(④) 窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、速やかにポスターの店舗掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、顧客に周知徹底すること。(⑤) その他、顧客への対応について十分配慮すること。(⑥)
1523	2	13	5	14	(2)	(同上)	<p>【生命保険会社、損害保険会社及び少額短期保険業者への要請】</p> <ul style="list-style-type: none"> 保険証券、届出印鑑等を紛失した保険契約者等については、申し出の保険契約内容が確認できれば、保険金等の請求案内を行うなど可能な限りの便宜措置を講ずること。(①) 生命保険金又は損害保険金の支払いについては、できる限り迅速に行うよう配慮すること。(②) 生命保険料又は損害保険料の払込については、契約者の被災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置を講ずること。(③) ①～③にかかる措置について実施店舗にて店頭掲示等を行うとともに、可能な限り保険契約者等に対し広く周知するよう努めること。(④) 窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、速やかにポスターの店舗掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、顧客に周知徹底すること。(⑤)
1524	2	13	5	14	(2)	(同上)	<p>【電子債権記録機関への要請】</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害時における電子記録債権の取引停止処分又は利用契約の解除等の措置について配慮すること。(①) 休日営業又は平常時間外の営業について適宜配慮すること。(②) 上記にかかる措置について実施店舗にて店頭掲示を行うこと。(③) 営業停止等の措置を講じた営業店舗名等を、速やかにポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、顧客に周知徹底すること。(④)
1525	2	13	5	14	(2)	○ 金融機関及び放送事業者と協力し、金融措置の周知徹底を図る。	(削る)
1526	2	13	5	15		14 がれき処理の実施	15 がれき処理の実施
1527	2	13	5	15	(1)	がれき処理は、処理施設の被災状況や区市町村での一次集積の状況を踏まえて、都本部及び「がれき処理部会」において対策を検討し、速やかに処理を実施する。	がれき処理は、処理施設の被災状況や区市町村での一次集積の状況を踏まえて、都本部及び「東京都災害廃棄物対策本部（仮称）」において対策を検討し、速やかに処理を実施する。
1528	2	13	5	15	(2)	○ 被災した区市町村の状況を把握し、廃棄物処理施設の被災状況を踏まえた経済的支援策の検討等、状況に合わせた復旧対策を都本部及び「がれき処理部会」の下で検討し、決定する。	○ 被災した区市町村の状況を把握し、廃棄物処理施設の被災状況を踏まえた経済的支援策の検討等、状況に合わせた復旧対策を都本部及び「東京都災害廃棄物対策本部（仮称）」の下で検討し、決定する。
1529	2	13	5	16		15 災害救助法の運用等	16 災害救助法の運用等

No.	部	章	節	項	目	旧	新
1530	2	13	5	16	(3)	表 従事命令 ○ 一定の業種のもを、救助に関する業務に従事させる権限 (例) 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、土木技術者、建築技術者、大工等	表 従事命令 ○ 一定の業種のもを、救助に関する業務に従事させる権限 (例) 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、土木技術者、建築技術者、大工、左官、とび職等
1531	2	13	5	16	(3)	表【従事命令を受けた者の実費分償】 平成26年度費用（日当）の限度額	表【従事命令を受けた者の実費分償】 平成30年度費用（日当）の限度額
1532	2	13	5	16	(3)	表【従事命令を受けた者の実費分償】 範囲 災害救助法施行令第10条第1号から第5号までに規定する者	表【従事命令を受けた者の実費分償】 範囲 災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者
1533	2	13	5	16	(3)	1人1日当たり 医師……………21,300円以内 歯科医師……………20,500円以内 薬剤師……………17,900円以内 保健師、助産師、看護師……………16,400円以内 土木・建築技術者……………15,800円以内 大工……………24,700円以内 など	1人1日当たり 医師……………21,200円以内 歯科医師……………20,400円以内 薬剤師……………17,600円以内 保健師、助産師、看護師……………16,500円以内 准看護師……………13,100円以内 診療放射線技師、臨床検査技師及び臨床工学技士……………14,400円以内 歯科衛生士……………14,000円以内 救急救命士……………16,800円以内 土木技術者及び建築技術者……………15,900円以内 大工……………24,300円以内 左官……………26,200円以内 とび職……………25,900円以内 など
1534	2	13	5	16	(3)	【災害救助基金の積立額】 (平成26年3月31日現在) 積立金 14,097,349,957円 預金等 9,210,572,641円 給与品 4,886,777,316円 (注) 1 法定積立最小額は、当該年度の前年度前3か年間に おける地方税法に定める普通税収入額の決算額の平均年額の1,000分の 5相当額である。 2 平成25年度法定必要額は、108億2,281万8,615円である。	【災害救助基金の積立額】 (平成30年3月31日現在) 積立金 18,220,286,469円 預金等 12,370,205,363円 給与品 5,850,081,106円 (注) 1 法定積立最小額は、当該年度の前年度前3か年間に おける地方税法に定める普通税収入額の決算額の平均年額の1,000分の 5相当額である。 2 平成30年度法定必要額は、140億7,701万8,400円である。
1535	3	1	1			○ 復興に際しては、災害に強い安全なまちづくりに努めるとともに、誰もが安心して暮らせるよう、住宅、福祉、医療、環境、雇用、産業などの施策を総合的かつ計画的に進めることが重要である。	復興に際しては、被災を繰り返さない災害に強い安全なまちづくりに努めるとともに、誰もが安心して暮らせるよう、住宅、福祉、医療、環境、雇用、産業などの施策を総合的かつ計画的に進めることが重要である。
1536	3	1	1			○ さらに、我が国の首都として、東京の政治・経済中枢機能及び国際都市機能を回復するために、都市活動を迅速に再開させ、復興後には、より快適で魅力的な都市として発展させていかなければならない。	○ さらに、我が国の首都として、東京の政治・経済中枢機能及び国際都市機能を回復するために、都市活動を迅速に再開させ、復興後には、活力とゆとりのある高度成熟都市として発展させていかなければならない。

No.	部	章	節	項	目	旧	新
1537	3	1	1	(2)		<p>○ 人びとがくらしやすく、住み続けることができる、活力に満ちた東京をつくるため、次の点に留意して都市復興に取り組む。</p> <p>ア 特に大きな被害を受けた地域のみならず、都市全体の防災性の向上を目指し、都市基盤の向上及び良好な市街地の形成を図り、「被災を繰り返さない都市づくり」を行う。</p> <p>イ 復興の整備水準は、窮状の回復に止まらず、新しい時代の要請に応えられる質の高い都市の実現を目指す。このため、将来世帯も含め人びとが快適なくらし及び都市活動を営むことができる「持続的発展が可能な都市」にしていけることを目標とする。</p> <p>ウ 都民、事業者、区市町村、都、国など、多様な主体が「協働と連携による都市づくり」を行う。</p>	<p>○ 都市復興の理念</p> <p>世界有数の大都市圏である首都圏とその中核となる首都東京が、今後も都市としての繁栄を続けるとともに、あらゆる人が活躍・挑戦でき、豊かで安定・充実した生活ができるよう、迅速かつ計画的な復興に取り組まなければならない。</p> <p>そこで、次の都市を目指すことを理念として、復興を図る。</p> <p>ア 安全でゆとりある都市</p> <p>イ 世界中の人から選択される都市</p> <p>ウ 持続的な発展を遂げる都市</p> <p>エ 共助、連携の都市</p> <p>○ 都市復興の目標</p> <p>「被災を繰り返さない、活力とゆとりのある高度成熟都市の実現」</p> <p>・都市復興の理念を踏まえて目指す目標である。</p> <p>・これは、都市復興後、再び東京が地震等の自然災害に襲われたとしても、被害を限りなく低減でき、合せて、高度に成熟し、世界中の人から選択される都市を目指す決意を示すものである。</p>
1538	3	1	2	(1)		○ 復興の基本目標と視点	○ 復興の基本的な考え方
1539	3	1	2	(1)		○ 復興の全体像	○ 復興プロセス
1540	3	1	2	(1)		○ 地域力を活かした分野別の復興プロセス	○ 分野別の復興プロセス
1541	3	2	3			○ 本部に本部長（知事）、副本部長及び本部員を置く。	○ 本部に本部長（知事）、副本部長（副知事）及び本部員を置く。
1542	3	2	3			（新設）	○ 副本部長のうち、復興担当副知事は、発災直後から復興準備を指揮し、復興計画の策定、復興事業の推進等を統括する。
1543	3	2	3			○ 本部員は、東京都組織規程に定める本庁の局、青少年・治安対策本部及び病院経営本部の長、東京都公営企業組織条例に定める局の管理者、消防総監、教育長及び危機管理監とする。	○ 本部員は、東京都組織規程に定める本庁の局、都民安全推進本部、戦略政策情報推進本部、住宅政策本部、病院経営本部及び中央卸売市場の長、東京都公営企業組織条例に定める局の管理者、消防総監、教育長及び危機管理監とする。
1544	3	2	3			○ 震災の状況に応じ、儀典長、中央卸売市場長等、本部長が必要と認める者を本部員として指名することができる。	○ 震災の状況に応じ、外務長等、本部長が必要と認める者を本部員として指名することができる。
1545	3	2	4			<p>表 都政策企画局</p> <p>1 大使館等との情報連絡及び調整に関すること</p> <p>2 震災復興に係る報道機関との連絡及び放送要請に関すること</p>	<p>表 都政策企画局</p> <p>1 本部会議の運営に関すること</p> <p>2 震災復興基本方針の策定に関すること</p> <p>3 震災復興計画の策定に関すること</p> <p>4 震災復興事業の総合調整に関すること</p> <p>5 震災復興に係る企画調査に関すること</p> <p>6 在京大使館等との情報連絡及び調整に関すること</p> <p>7 震災復興に係る報道機関との連絡及び放送要請に関すること</p>
1546	3	2	4			<p>表 都青少年・治安対策本部</p> <p>1 震災復興に係る青少年の健全な育成及び治安対策に関すること</p>	<p>表 都都民安全推進本部</p> <p>1 震災復興に係る治安、交通安全及び若年支援に関すること</p>
1547	3	2	4			表 （新設）	<p>表 都戦略政策情報推進本部</p> <p>1 震災復興に係る基盤システムの維持に関すること</p>

No.	部	章	節	項	目	旧	新
1548	3	2	4			表 都総務局 1 本部会議の運営に関する事 2 震災復興基本方針の策定に関する事 3 震災復興計画の策定に関する事 4 震災復興事業の総合調整に関する事 5 震災復興に係る企画調査に関する事 6 震災復興事業に係る人事計画に関する事 7 区市町村における震災復興事業の調整に関する事 8 震災復興事業に係る職員派遣に関する他団体との調整に関する事 9 被害情報等の収集及び連絡調整に関する事 10 前各号に掲げるもののほか、他の局に属しないこと	表 都総務局 1 震災復興事業に係る人事計画に関する事 2 区市町村における震災復興事業の調整に関する事 3 震災復興事業に係る職員派遣に関する他団体との調整に関する事 4 被害情報等の収集及び連絡調整に関する事 5 前各号に掲げるもののほか、他の局に属しないこと
1549	3	2	4			表 都都市整備局 1 都市復興計画の策定及び推進に関する事 2 住宅復興計画の策定及び推進に関する事 3 震災復興に係る再開発事業及び土地区画整理事業の事業計画及び実施に関する事 4 震災復興に係る再開発事業、土地区画整理事業等における事業予定地の利用調整に関する事 5 前各号に掲げるもののほか、震災復興に係る都市計画、住宅及び住環境整備その他の都市整備に関する事	表 都都市整備局 1 都市復興計画の策定及び推進に関する事 2 震災復興に係る再開発事業及び土地区画整理事業の事業計画及び実施に関する事 3 震災復興に係る再開発事業、土地区画整理事業等における事業予定地の利用調整に関する事 4 前各号に掲げるもののほか、震災復興に係る都市計画その他の都市整備に関する事
1550	3	2	4			表 (新設)	表 都住宅政策本部 1 住宅復興計画の策定及び推進に関する事 2 前号に掲げるもののほか、震災復興に係る住宅及び住環境整備に関する事
1551	3	2	4			表 (新設)	表 都中央卸売市場 1 震災復興に係る市場業務に関する事
1552	3	2	6			総合的な事業計画及び人事・組織計画については都総務局が、都市復興計画については都都市整備局が、予算・財政計画については都財務局が、報道に関する事については都政策企画局が、それぞれ所管するが、復興総局を設置した場合には、復興総局がこれら個別の施策調整・立案部門を更に横断的に総合調整する。	総合的な事業計画については都政策企画局が、人事・組織計画については都総務局が、都市復興計画については都都市整備局が、住宅復興計画については都住宅政策本部が、予算・財政計画については都財務局が、それぞれ所管するが、復興総局を設置した場合には、復興総局がこれら個別の施策調整・立案部門を更に横断的に総合調整する。
1553	3	3	3			生活復興、都市復興等、その性質上具体的な事業計画等を必要とする分野については、総合的な復興計画の策定と並行して、個別の復興計画を策定する。	復興に当たっては、その性質上具体的な事業計画等を必要とする分野については、総合的な復興計画の策定と並行して、個別の復興計画を策定する。
1554	3	3	3			(1) 生活復興 ア 住宅の復興 ○ 住宅復興のための施策として、自力による復興を基本としつつ「応急的な住宅の確保」、「自力再建への支援」及び「公的住宅の供給」により、まちづくりと連携しながら、震災発生後できるだけ早期に被災者に対して住宅復興への道筋を明示するとともに、できるだけ多様な住宅対策を講じる。 イ 暮らしの復興 ○ 都民の暮らしを震災前の状態に回復させるため、保健・医療・福祉・文化・社会教育、消費生活等に関する対策を総合的に推進する。 ○ また、ボランティアやNPO等が活動しやすい環境の整備を図るとともに、これらの市民団体等との連携の下、生活基盤・環境を創造的に形成する。	(削る)
1555	3	3	3	(1)		(2) 都市復興 ア 都市の復興 ○ 都及び区市町村は、被害の状況を把握し、復興体制をつくるための「家屋被害概況調査」や、復興の基本的な考え方をまとめる「都市復興基本方針」の作成、無秩序な建築の制限を行う建築制限、復興への具体的な計画をまとめる「都市復興基本計画」及び「復興まちづくり計画」の作成等を行う。	(1) 都市の復興 ○ 都は、被害の状況を把握し、広域的な観点からの復興都市づくりの方針等を示した「都市復興の理念、目標及び基本方針」や「震災復興ランドデザイン」を踏まえ、区市町村等と調整を図りながら、都市復興の基本的な考え方をまとめる「東京都都市復興基本方針」や、都市復興への具体的な計画をまとめる「東京都都市復興基本計画」等の作成を行う。

No.	部	章	節	項	目	旧	新
1556	3	3	3	(1)		○ 都は、「被災を繰り返さない、環境と共生した国際都市東京の形成」を目指して、広域的な観点からの都市づくりの方針等を示した「震災復興グランドデザイン」を踏まえて、被災状況に応じた「都市復興基本計画（骨子案）」を被災後およそ2か月で公表する。	○ 都は、「被災を繰り返さない、活力とゆとりのある高度成熟都市の実現」を目指して、「都市計画区域マスタープラン」を基に、被災状況に応じた「東京都都市復興基本計画（骨子案）」を被災後およそ2か月で公表する。
1557	3	3	3	(1)		○ それに基づき、復興都市計画、都市復興基本計画をおよそ6か月で作成し、これらの計画に基づき、地域復興協議会などの地域住民の参画を得ながら復興事業を推進し、本格的な市街地復興を進める。	○ それに基づき、「東京都都市復興基本計画」をおよそ6か月で作成し、地域復興協議会などの地域住民の参画を得ながら復興事業を推進し、本格的な市街地復興を進める。
1558	3	3	3	(2)	(新設)		(2) 住宅の復興 ○ 住宅復興に向けて、住宅の被害状況を的確に把握したうえで、都市復興の計画と連携しつつ、住宅供給の目標やその実現のための施策の方向等を示す住宅復興計画を早期に策定する。 ○ 合わせて、復興への支援施策として、公的住宅の供給や被災者の自力での住まいの確保支援など、多様な住宅対策を講じる。
1559	3	3	3	(3)	(新設)		(3) 暮らしの復興 ○ 都民の暮らしを震災前の状態に回復させるため、保健・医療・福祉・文化・社会教育、消費生活等に関する対策を総合的に推進する。 ○ また、ボランティアやNPO等が活動しやすい環境の整備を図るとともに、これらの市民団体等との連携の下、生活基盤・環境を創造的に形成する。
1560	3	3	3	(4)		イ 産業の復興 ○ 震災からの産業の復興に当たって、早期の事業再開等が円滑に進むよう支援するとともに、中長期的視点に立ち、東京の産業振興を図る施策を進める。 ○ 産業復興方針を策定し、中小企業施策、観光施策、農林水産業施策及び雇用・就業施策などを総合的に展開する。 ○ 復興過程においては、自力再建までの一時的な事業スペースの確保への支援、施設再建のための金融支援、取引等のあっせん、物流の安定など、総合的な対策を講じる。	(4) 産業の復興 ○ 震災からの産業の復興に当たって、早期の事業再開等が円滑に進むよう支援するとともに、中長期的視点に立ち、東京の産業振興を図る施策を進める。 ○ 産業復興方針を策定し、中小企業施策、観光施策、農林水産業施策及び雇用・就業施策などを総合的に展開する。 ○ 復興過程においては、自力再建までの一時的な事業スペースの確保への支援、施設再建のための金融支援、取引等のあっせん、物流の安定など、総合的な対策を講じる。
1561	3	3	4			○ 被災後の復興まちづくりを円滑に実施し、被災住民の生活の早期安定を図るために、都は、東京弁護士会など19の専門団体と協定を締結し、専門相談及びまちづくり支援班の派遣ならびに平常時からの連携・支援体制を整備している。	○ 被災後の復興まちづくりを円滑に実施し、被災住民の生活の早期安定を図るために、都は、東京弁護士会など20の専門団体と協定を締結し、専門相談及びまちづくり支援班の派遣ならびに平常時からの連携・支援体制を整備している。
1562	3	4				なお、東日本大震災の復興状況等を踏まえ、今後、震災復興マニュアルを修正していく。	(削る)
1563	3	4	1	(1)		表 復興本部の機能 1 復興本部会議の運営 2 政策会議の運営 3 復興本部長等連絡会議等の運営 4 震災復興検討会議の設置・運営	表 復興本部の機能 1 復興本部会議の運営 2 復興政策会議の運営 3 復興本部長等連絡会議等の運営 4 東京都震災復興検討会議の設置・運営
1564	3	4	1	(2)		表 都民被害の状況把握 1 家屋・住家の応急危険度判定 2 家屋・住家の被害状況の把握 3 住民の被害・被災後の生活状況の把握	表 都民被害の状況把握 1 家屋・住家の応急危険度判定 2 被災宅地の危険度判定 3 家屋・住家の被害状況の把握 4 住民の被害・被災後の生活状況の把握 5 区市町村が作成する被災者台帳情報の収集

No.	部	章	節	項	目	旧	新
1565	3	4	1	(3)		(3) 震災復興計画の策定 表 震災復興計画の策定 1 震災復興計画の策定	(3) 震災復興方針及び震災復興計画の策定 表 震災復興方針及び震災復興計画の策定 1 震災復興方針及び震災復興計画の策定
1566	3	4	1	(4)		表 財政方針の策定 1 財政需要見込み額の把握 2 予算の執行方針の策定 3 予算見積り方針の策定	表 財政方針の策定 1 財政需要見込み額の把握 2 予算の執行方針の策定 3 予算見積り方針の策定
1567	3	4	1	(4)		表 復興基金の創設 1 財団法人の設立	表 復興基金の創設 1 公益財団法人の設立
1568	3	4	1	(5)		(新設)	表 継続的な執行体制の確保 1 継続的な執行体制の確保
1569	3	4	1	(7)		表 がれき等の処理 1 がれき処理基本計画の策定等	表 がれき等の処理 1 東京都震災がれき処理基本計画の策定等
1570	3	4	1	(8)		表 相談体制の整備・運営 1 被災者総合相談所の設置	表 相談体制の整備・運営 1 被災者総合相談所の設置等
1571	3	4	1	(9)		表 学校教育施設の再建 1 公立学校施設の再建	表 学校教育施設の再建 1 都立学校施設の再建
1572	3	4	1	(12)		(12) ボランティア等の市民活動	(12) ボランティア等や専門家との連携
1573	3	4	1	(12)		表 ボランティア等の市民活動との連携 1 応急対応期における連携体制の整備 2 生活復興期における連携体制の整備	表 ボランティア等や専門家との連携 1 応急対応期における連携体制の整備 2 復興期における連携体制の整備
1574	3	4	3	(1)		(1) 住宅復興計画の策定	(1) 応急的な住宅の供給方針の策定
1575	3	4	3	(1)		(新設)	表 住宅対策本部の設置 1 住宅対策本部の設置
1576	3	4	3	(1)		表 住宅の被害状況の判定 1 住宅の応急危険度判定の実施 2 住宅の被災度区分判定の実施	表 住宅の被害状況の判定 1 民間住宅の応急危険度判定の実施 2 都営住宅等の応急危険度判定の実施 3 民間住宅の被災度区分判定 4 都営住宅等の被災度区分判定の実施
1577	3	4	3	(1)		(新設)	表 応急的な住宅の必要量の算定 1 応急仮設住宅等供給方針（暫定）の策定 2 応急仮設住宅等全体必要量の算定

No.	部	章	節	項	目	旧	新
1578	3	4	3	(1)		(新設)	表 応急的な住宅の供給可能量の算定 1 建設可能用地の確保 2 建設可能量の把握・算定 3 公的住宅等の空き住戸の確保 4 民間賃貸住宅の確保 5 全体供給量の算定 6 応急仮設住宅等供給方針の策定
1579	3	4	3	(1)		表 住宅復興計画の策定 1 住宅の被害状況の判定 2 計画策定体制の整備 3 計画の策定	(削る)
1580	3	4	3	(2)		表 被災住宅の応急修理 1 被災住宅の応急修理	表 被災住宅の応急修理 1 民間住宅の応急修理 2 公的住宅等の補修・補強
1581	3	4	3	(2)		表 応急仮設住宅の供給 1 応急仮設住宅等の確保・供給 2 入居者の募集・選定・入居手続 3 応急仮設住宅入居者の管理	表 応急的な住宅の整備 1 応急仮設住宅の建設 2 公的住宅等の空き住戸の活用 3 民間賃貸住宅の提供 4 都道府県での応急仮設住宅等の確保
1582	3	4	3	(2)		(新設)	表 入居者の募集・選定・入居手続 1 入居選定基準・募集計画の策定 2 入居者の募集・選定 3 入居の手続
1583	3	4	3	(2)		(新設)	表 入居者の管理 1 応急仮設住宅等入居者の管理
1584	3	4	3	(3)		(新設)	(3) 住宅復興計画の策定
1585	3	4	3	(3)		(新設)	表 恒久的な住宅の供給量の算定 1 全体必要量の算定 2 供給可能量の算定 3 供給量の算定
1586	3	4	3	(3)		(新設)	表 住宅復興計画の策定 1 計画策定体制の整備 2 計画の策定
1587	3	4	3	(3)		(3) 自力再建への支援 表	(削る)
1588	3	4	3	(4)		(4) 公的住宅の供給	(4) 公的住宅等の供給

No.	部	章	節	項	目	旧	新
1589	3	4	3	(4)		表 公営住宅等の供給 1 公営住宅等の補修・補強 2 公営住宅等の新規建設・建替え 3 公営住宅等の買取り・借上げ 4 入居者の募集・選定	表 公営住宅等の整備等 1 公営住宅等の新築・建替え 2 公営住宅等の買取り・借上げ 3 公社・機構住宅の供給促進
1590	3	4	3	(4)		表 公社・機構住宅の供給促進 1 公社・公団住宅の供給促進	表 被災者の円滑な入居 1 一時使用から正式入居への移行 2 入居募集・選定等
1591	3	4	3	(5)		(新設)	(5) 自力での住まいの確保への支援
1592	3	4	3	(5)		(新設)	表 マンションの再建に対する支援 1 マンション建替えの合意形成等に係る支援 2 マンション建替え・補修に係る支援
1593	3	4	3	(5)		(新設)	表 住宅資産活用等による住宅再建支援 1 高齢者等の居住安定のための住宅再建支援 2 土地資産を活用した民間賃貸住宅供給支援
1594	3	4	3	(5)		(新設)	表 民間住宅の供給支援 1 民間住宅の供給支援
1595	3	4	3	(5)		(新設)	表 民間賃貸住宅入居支援 1 民間賃貸住宅入居者に対する支援
1596	3	4	3	(5)		(新設)	表 住まい・まちづくり推進体制 1 住まい・まちづくり活動への支援 2 まちづくりとの連携 3 地域復興協議会への支援
1597	3	4	3	(5)		(新設)	表 情報提供及び相談の実施 1 情報提供・相談体制の整備
1598	3	4	3	(6)		(5) 安全で快適な福祉のまちづくりの推進	(6) 安全で快適な福祉のまちづくりの推進
1599	3	4	3	(6)		表 福祉のまちづくりの推進 2 住宅・住環境のバリアフリー化の推進	表 福祉のまちづくりの推進 1 住宅・住環境のバリアフリー化の推進
1600	3	4	3	(6)		表 がれき等の処分及び発生の抑制等 3 資材・設備等の再利用、がれき等の処分	表 がれき等の処分及び発生の抑制等 1 資材・設備等の再利用、がれき等の処分
1601	3	4	4	(1)		(1) 医療	(3) 医療
1602	3	4	4	(2)		(2) 福祉	(1) 福祉

No.	部	章	節	項	目	旧	新
1603	3	4	4	(3)		(3) 保健	(2) 保健
1604	3	4	4	(3)		表 生活環境の整備 1 火葬場の復旧支援 2 公衆浴場の営業状況に関する情報提供と再開支援 3 生活衛生関係営業施設の営業状況に関する情報提供と再開支援 4 食品・飲料水の安全確保	表 生活環境の整備 1 火葬場の復旧支援 2 公衆浴場の営業状況に関する情報提供と再開支援 3 生活衛生関係営業施設の営業状況に関する情報提供と再開支援 4 食品・飲料水の安全確保 5 動物愛護
1605	3	4	5	(1)		表 産業復興計画の策定 1 緊急対応事項の選定 2 産業復興計画の策定 3 新たな産業構造の創出	表 産業復興計画の策定 1 被害・復旧状況の把握 2 緊急対応事項の選定 3 産業復興計画の策定 4 新たな産業構造の創出
1606	3	4	5	(1)		表 産業復興のために取り組むべき重点課題 1 規制緩和による産業活動の活性化 2 その他の支援措置の検討	表 産業復興のために取り組むべき重点課題の検討 1 規制緩和及びその他の支援措置の検討 2 国への提案要求事項の取りまとめ
1607	3	4	5	(1)		(新設)	表 相談・指導体制の整備 1 相談窓口の設置・運営
1608	3	4	5	(2)		表 一時的な事業スペースの確保支援 1 賃貸型共同仮設工場・店舗の設置・提供 2 空き庁舎の提供 3 共同仮設工場・店舗を設置する組合等への支援 4 民間貸し工場・店舗情報の提供	表 一時的な事業スペースの確保支援 1 賃貸型共同仮設工場・店舗の設置・提供 2 共同仮設工場・店舗を設置する組合等への支援 3 民間貸し工場・店舗情報の提供 4 仮設工場から本設工場への移行に伴う支援
1609	3	4	5	(2)		表 施設の再建のための金融支援 1 資金需要の把握と関係金融機関への要請 2 既往融資制度の活用促進 3 信用保証協会基本財産の造成支援	表 施設の再建のための金融支援 1 資金需要の把握と関係機関への要請 2 被害状況の把握と国への激甚災害指定等の申請 3 既往融資制度の活用促進 4 信用保証協会基本財産の造成支援
1610	3	4	5	(3)		(新設)	表 被害状況等の把握 1 被害・復旧状況の把握
1611	3	4	5	(3)		表 都市イメージの回復 1 東京の安全性や魅力の発信	表 都市イメージの回復 1 情報の発信及び観光復興キャンペーン等の開催
1612	3	4	5	(3)		(新設)	表 新たな支援制度の検討・創設 1 新たな支援制度の検討・創設
1613	3	4	5	(4)		(新設)	表 被害状況等の把握 1 被害・復旧状況の把握

No.	部	章	節	項	目	旧	新
1614	3	4	5	(4)	(新設)		表 経営の安定 1 農林漁業の基盤等の再建 2 物流ルートに関する情報提供
1615	3	4	5	(4)	表 物流の安定 2 物流ルートに関する情報提供	(削る)	
1616	3	4	5	(4)	表 国への提案要求事項の取りまとめ 3 国への提案要求事項の取りまとめ	(削る)	
1617	3	4	5	(5)	表 雇用の維持 1 事業所等への雇用維持の要請 2 公的機関での雇用維持の要請 3 雇用調整助成金制度の活用促進	表 雇用の維持 1 事業所等への雇用維持の要請 2 公的機関への雇用維持の要請 3 雇用調整助成金制度の活用促進	
1618	3	4	5	(5)	表 離職者の再就職の促進 1 求人情報の把握と分析 2 求職動向の把握と分析、求人開拓 3 求人ニーズを踏まえた職業訓練の実施 4 特定求職者雇用開発助成金制度の活用促進	表 離職者の再就職の促進 1 求人情報の把握と分析 2 求職動向の把握と分析、求人開拓等 3 求人ニーズを踏まえた職業訓練の実施 4 特定求職者雇用開発助成金制度の活用促進	
1619	3	4	5	(5)	表 国への提案要求事項の取りまとめ 1 国への提案要求事項の取りまとめ	(削る)	
1620	3	4	5	(6)	(6) 相談・指導体制の整備 表 相談・指導体制の整備 1 相談窓口の設置・運営	(削る)	
1621	4	1	2		(新設)		※ 平成31年3月29日に国が発表した、南海トラフ大規模地震の発生可能性が高まったと評価された場合に、地方公共団体、指定地方公共機関、企業等が、とるべき防災対応を検討し、あらかじめ計画としてとりまとめるために参考となる事項が記載された「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（第1版）」を受けた対応については、別途定めることとする。 なお、国の中央防災会議に設置された「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応検討ワーキンググループ」の「東海地震の警戒宣言後に実施される現行の地震防災応急対策が前提としている確度の高い地震の予測はできないのが実情である。」との報告を踏まえ、気象庁は新たな防災対応が定められる当面の対応として、平成29年11月1日から「南海トラフ地震に関する情報」を公表することとした。そこで、本章においては、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（第1版）」を受けた対応を別途定めるまでの間、国が発表する「東海地震に関する情報」を「南海トラフ地震に関する情報」に読み替えて対応することとする。
1622	4	4	1	1	(カ) 緊急輸送を確保するため必要な道路、 <u>ヘリポート</u> 、港湾施設等	(カ) 緊急輸送を確保するため必要な道路、 <u>空港施設</u> 、港湾施設等	
1623	4	4	1	1	ウ 緊急輸送を確保するため必要な道路、 <u>ヘリポート</u> 、港湾施設等	ウ 緊急輸送を確保するため必要な道路、 <u>空港施設</u> 、港湾施設等	

No.	部	章	節	項	目	旧	新
1624	4	4	1	2	(1)	表 都総務局 ○ 島しょ部において救出救助活動等を行うヘリコプターに必要となる燃料確保策を検討	表 都総務局 ○ 島しょ部において救出救助活動等に必要となる燃料確保策を検討
1625	4	4	1	2	(1)	表 都建設局 ○ 首都直下地震等による東京の被害想定等に基づく技術的な検討を踏まえ、島しょの海岸保全施設等の整備を促進	表 都建設局 ○ 東日本大震災後の想定地震・津波の見直し等を踏まえ、海岸保全施設の整備推進や必要に応じた既存施設の改良等を促進
1626	4	4	1	2	(2)	「都環境局」 ○ 島しょ町村が地域特性に応じて実施する再生可能エネルギーの導入など、防災力の向上に資する自立・分散型エネルギーの導入を支援する。	「都環境局」 ○ 島しょ地域での再生可能エネルギー導入促進に向けた技術的助言等を行うとともに、島の全ての電力を再生可能エネルギーで賄うための調査・検討を行う。
1627	4	4	1	2	(1)	「都建設局」 ○ 「首都直下地震等による東京の被害想定」等に基づく技術的な検証を行い、護岸などの海岸保全施設や港湾・漁港施設の整備を進める。	「都建設局」 ○ 東日本大震災後の想定地震・津波の見直し等を踏まえ、護岸などの海岸保全施設や港湾・漁港施設の整備を進める。
1628	4	4	1	2	(1)	(新設)	○ 島しょ港湾・漁港の緊急輸送岸壁は、「伊豆・小笠原諸島における港湾等防災対策基本方針(平成26年1月東京都港湾局離島港湾部計画課)」に基づき、整備を推進していく。(緊急輸送岸壁の詳細は、第2部第4章「安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保」P参照) また、島しょ部の緊急輸送岸壁等と東京における輸送拠点との機能連携に取り組み、防災力を向上させる。 (資料第○「島しょ港湾・漁港けい船施設」別冊P○)
1629	4	4	1	3	(1)	表 都総務局 ○ 津波浸水想定に基づき、必要な自治体に対して、避難行動や避難誘導等を規定する津波避難計画の策定を支援するため、津波避難計画策定指針や津波避難計画のモデルを提供	表 都総務局 ○ 津波浸水想定に基づき、必要な自治体に対して、避難行動や避難誘導等を規定する津波避難計画の策定を支援するため、津波避難計画策定指針や津波避難計画モデルを提供
1630	4	4	1	3	(1)	「都総務局」 ○ 津波浸水想定に基づき、被害が想定されるなど津波防災対策が必要となる自治体に対して、避難行動、避難誘導等を規定する津波避難計画の策定を支援するため、津波避難計画策定指針や津波避難計画のモデルを提供する。 (津波避難計画で検討する内容(例)についてはP610参照)	「都総務局」 ○ 津波浸水想定に基づき、被害が想定されるなど津波防災対策が必要となる自治体に対して、避難行動、避難誘導等を規定する津波避難計画の策定を支援するため、津波避難計画策定指針や津波避難計画モデルを提供する。 (津波避難計画で検討する内容(例)についてはP○参照)
1631	4	4	1	3	(4)	表 都福祉保健局(島しょ保健所) ○ 東京都災害情報システム(DIS)への入力、支庁からの報告等に基づき、避難所(二次避難所含む)の所在地等について把握 ○ 避難所の衛生確保について管内町村を指導 ○ 法人設置の社会福祉施設等の二次避難所指定を支援	表 都福祉保健局(島しょ保健所) ○ 東京都災害情報システム(DIS)への入力、支庁からの報告等に基づき、避難所(福祉避難所含む)の所在地等について把握 ○ 避難所の衛生確保について管内町村を指導 ○ 法人設置の社会福祉施設等の福祉避難所指定を支援
1632	4	4	1	3	(4)	「都福祉保健局」 ○ 「避難所管理運営の指針(区市町村向け)」及び要配慮者対策に係る各指針に基づき、「避難所管理運営マニュアル」などの作成・改訂を働き掛けるなど、島しょ町村における取組を支援する。	「都福祉保健局」 ○ 「避難所管理運営の指針」及び要配慮者対策に係る各指針に基づき、「避難所管理運営マニュアル」などの作成・改訂に関する島しょ町村における取組を支援する。
1633	4	4	1	3	(4)	「都福祉保健局」 ○ 法人設置の社会福祉施設等について、島しょ町村による二次避難所(福祉避難所)への指定を支援する。	「都福祉保健局」 ○ 法人設置の社会福祉施設等について、島しょ町村による福祉避難所への指定を支援する。

No.	部	章	節	項	目	旧	新
1634	4	4	1	4	(2)	児童・生徒に対しては、防災教育副読本「地震と安全」、小・中学校版防災教育補助教材「3.11を忘れない」【新版】及び高等学校「保健」補助教材「災害の発生と安全・健康～3.11を忘れない～」を活用し、地震に関する防災教育を推進する。	児童・生徒に対しては、「防災ノート～災害と安全～」を活用し、地震に関する防災教育を推進する。
1635	4	4	1	6	(2)	表 総合防災訓練 1 参加機関 都各局、島しょ町村、指定地方行政機関、事業所、施設利用者、住民等	表 総合防災訓練 1 参加機関 都各局、島しょ町村、指定地方行政機関、 <u>指定公共機関</u> 、事業所、施設利用者、住民等
1636	4	4	2	1	(1)	気象庁は、地震が発生した時は地震の規模及び位置を即時に推定し、これらを基に沿岸で予想される津波の高さ（※）を求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下「津波警報等」という。）を発表している。 なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられている。津波警報等とともに発表される予想津波の高さは、通常は数値で発表される。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さは定性的表現で発表される。 予想される津波の高さが定性的表現で発表された場合は、地震発生からおおよそ15分程度で、正確な地震規模が確定され、その地震規模から予想される津波の高さを数値で示した更新報が発表される。	気象庁は、地震が発生した時は地震の規模及び位置を即時に推定し、これらを基に沿岸で予想される津波の高さ（※）を求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下「津波警報等」という。）を発表している。 なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられている。津波警報等とともに発表される、 <u>予想される津波の高さは、通常は数値で発表される。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等が発表される。その場合、最初に発表される大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表され、非常事態であることが表現される。</u> 予想される津波の高さが定性的表現で発表された場合は、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等が更新され、津波情報では <u>予想される津波の高さも数値で発表される。</u>
1637	4	4	2	1	(1)	表 津波情報 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報 各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）又は2種類の定性的表現で発表 〔発表される津波の高さの値は、上記（津波警報等の種類と発表される津波の高さ等）を参照〕	表 津波情報 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報 各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）又は「巨大」や「高い」という言葉で発表 〔発表される津波の高さの値は、上記（津波警報等の種類と発表される津波の高さ等）を参照〕
1638	4	4	2	1	(4)	表 東京管区気象台 図	表 東京管区気象台 図（更新）
1639	4	4	2	1	(4)	表 東海汽船 ○ 事故処理基準に基づき、事故処理を迅速かつ適切に実施し、人命の安全の確保と損害の極限防止を図る。	東海汽船 ○ 地震・津波防災対策基準に基づき、防災対策を迅速かつ確に実施し、人命、財産の保護および本船の安全確保を図る。
1640	4	4	2	2	(1)	【避難勧告・避難指示】 図	【避難勧告・避難指示】 図（更新）
1641	4	4	2	1	(5)	「島しょ町村」 ○ 津波災害は、危険地域からの一刻も早い避難が必要であることから、「避難準備情報」、「避難勧告」は発令せず、基本的には「避難指示」のみを発令する。 ただし、大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。	「島しょ町村」 ○ 津波災害は、危険地域からの一刻も早い避難が必要であることから、「避難準備・高齢者等避難開始」、「避難勧告」は発令せず、基本的には「避難指示（緊急）」のみを発令する。 ただし、大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。
1642	4	4	2	2	(1)	○ 津波災害は、危険地域からの一刻も早い避難が必要であることから、「避難準備情報」、「避難勧告」は発令せず、基本的には「避難指示」のみを発令する。	○ 津波災害は、危険地域からの一刻も早い避難が必要であることから、「避難準備・高齢者等避難開始」、「避難勧告」は発令せず、基本的には「避難指示（緊急）」のみを発令する。

No.	部	章	節	項	目	旧	新
1643	4	4	2	2	(3)	表 島しょ町村 ○ 避難所（二次避難所（福祉避難所）含む）の開設	表 島しょ町村 ○ 避難所（福祉避難所含む）の開設
1644	4	4	2	2	(3)	「島しょ町村」 ○ 避難所（二次避難所含む）を開設したときは、開設の日時、場所、避難者の数及び開設予定期間等を速やかに所定の様式により、支庁を経由して都福祉保健局に報告するとともに警察署、消防本部等関係機関に連絡する。	「島しょ町村」 ○ 避難所（福祉避難所含む）を開設したときは、開設の日時、場所、避難者の数及び開設予定期間等を速やかに所定の様式により、支庁を経由して都福祉保健局に報告するとともに警察署、消防本部等関係機関に連絡する。
1645	4	4	2	2	(3)	「島しょ町村」 ○ 自宅や避難所で生活している高齢者、障害者等の要配慮者に対し、状況に応じ、介護など必要なサービスを提供するため、あらかじめ社会福祉施設等を二次避難所として指定する。	「島しょ町村」 ○ 自宅や避難所で生活している高齢者、障害者等の要配慮者に対し、状況に応じ、介護など必要なサービスを提供するため、あらかじめ社会福祉施設等を福祉避難所として指定する。
1646	4	4	2	4	(1)	表 警視庁 ○ 救出・救助活動は、生存者の救出を最優先に部隊を投入 ○ 救出した負傷者は、速やかに現場救護所や医療機関に引継ぐ。 ○ 救出・救助活動は、保有する資器材を有効に活用 ○ 関係機関と連携協力し、負傷者等の救出・救助の万全を期する。	表 警視庁 ○ 救出・救助活動は、生存者の救出を最優先に部隊を投入 ○ 救出した負傷者は、速やかに現場救護所や医療機関に引継ぐ。 ○ 救出・救助活動は、保有する資器材を有効に活用 ○ 関係機関と連携協力し、負傷者等の救出・救助の万全を期する。
1647	4	4	2	6	(1)	表 警視庁 1 津波災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、関係機関と緊密な連携を保持しながら、早期に警備態勢を確立して次の警備活動を行う。 (1) 被害実態の把握及び各種情報の収集並びに的確な情報提供 (2) 交通規制 (3) 被災者の救出救助及び避難誘導 (4) 行方不明者の捜索及び調査 (5) 遺体の調査等及び検視 (6) 公共の安全及び秩序の維持	表 警視庁 1 津波災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、関係機関と緊密な連携を保持しながら、早期に警備態勢を確立して次の警備活動を行う。 (1) 被害実態の把握及び各種情報の収集並びに的確な情報発信 (2) 交通規制 (3) 被災者の救出救助及び避難誘導 (4) 行方不明者の捜索及び調査 (5) 遺体の調査等及び検視 (6) 公共の安全と秩序の維持
1648	4	4	2	6	(2)	(ウ) 詳細な取組内容 被災状況や隣接県も含めた警察の体制等に応じて、柔軟に対応する。 a 交通規制の実行性を確保する手段・手法 ○ 主要交差点への規制要員の配置 緊急交通路等の主要交差点に重点的に規制要員を配置して、緊急交通路等の確保に努める。 ○ 特別派遣部隊(交通部隊)の配置運用 道府県公安委員会から特別派遣部隊(交通部隊)の派遣があった場合は、緊急交通路の確保、緊急通行車両の先導等特別派遣部隊の機動性に配慮した効果的な配置運用を図る。 ○ 警備員、ボランティア等の協力の受入れ 規制要員は、制服警察官を中心に編成するが、警察署長は、平素から警備業者、地域住民等による交通規制支援ボランティア等の協力を得られるよう配慮する。 ○ 装備資器(機)材等の効果的な活用 交通規制の実施に当たっては、サインカー等の広報用車両を有効的に活用するほか、移動標識、セーフティコーン等の装備資器(機)材を効果的に活用する。 ○ 交通管制システム等の効果的な運用 交通管制センターをはじめ、防災型信号機、可変式規制標識、交通情報板等の交通管制システム等を適切に運用する。	(削る)

No.	部	章	節	項	目	旧	新
1649	4	4	2	6	(2)	<p>b 広報活動</p> <p>○ 東日本大震災を踏まえて見直した交通規制の内容等を都民に対して、以下のとおり周知する。</p> <p>・ 報道機関への広報要請</p> <p>新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関に対して、運転者や一般家庭に向けた避難時の車利用抑制や交通規制への協力呼び掛け等についての広報の要請を行う。</p> <p>・ 運転者等に対する広報 (資料第59「運転者のとるべき措置」別冊P367)</p> <p>○ 現場の警察官は、交通規制の実施について、サインカー、バトカー、白バイ、広報車等による現場広報を行うとともに、運転者のとるべき措置について広報を行う。</p>	(削る)
1650	4	4	2	7		<p>また、他道府県等からの支援は西日本に集中することが想定されるため、定期航路を持つ民間の輸送事業者を最大限に活用するとともに、輸送事業者等のノウハウを導入し、支援物資を調達先から納品（被災地）までのワンストップで対応できる体制の構築などを検討することで、迅速かつ的確に避難者へ供給する。</p>	<p>また、他道府県等からの支援は西日本に集中することが想定されるため、定期航路を持つ民間の輸送事業者を最大限に活用し、迅速かつ的確に避難者へ供給する。</p>
1651	4	4	2	7	(1)	<p>また、都は、発災時において、物資の調達、保管、搬送など物資対策全般を一体的に運用するため、都災害対策本部の下に物資調整チームを設置し、関係機関と連携しながら、島しょ町村の要請に対し、必要な応援給水を実施する。</p>	<p>また、都は、発災時において、物資の調達、保管、搬送など物資対策全般を一体的に運用するため、都災害対策本部の下に物資・輸送調整チームを設置し、関係機関と連携しながら、島しょ町村の要請に対し、必要な応援給水を実施する。</p>
1652	4	4	2	7	(1)	<p>表 都総務局</p> <p>○ 島しょ町村及び支庁の要請を取りまとめ</p> <p>○ 関係機関等と連携し、あらかじめ協力依頼している協定団体等へ要請</p>	<p>表 都総務局</p> <p>○ 支庁の要請を取りまとめ</p> <p>○ 関係機関等と連携し、あらかじめ協力依頼している協定団体等へ要請</p>
1653	4	4	2	7	(1)	<p>表 島しょ町村</p> <p>○ 非常災害用井戸等の整備等により水の確保に努める。</p> <p>○ 事前に給水計画を作成し、飲料水の確保を図る。</p> <p>○ 給水拠点で応急給水</p> <p>○ 都本部及び支庁に給水や資器材等の応援を要請</p>	<p>表 島しょ町村</p> <p>○ 非常災害用井戸等の整備等により水の確保に努める。</p> <p>○ 事前に給水計画を作成し、飲料水の確保を図る。</p> <p>○ 給水拠点で応急給水</p> <p>○ 支庁に給水や資器材等の応援を要請</p>
1654	4	4	2	7	(2)	<p>また、都は、発災時において、物資の調達、保管、搬送など物資対策全般を一体的に運用するため、都災害対策本部の下に物資調整チームを設置し、関係機関と連携しながら、島しょ町村の要請に対し、必要な応援給水を実施する。</p>	<p>また、都は、発災時において、物資の調達、保管、搬送など物資対策全般を一体的に運用するため、都災害対策本部の下に物資・輸送調整チームを設置し、関係機関と連携しながら、島しょ町村の要請に対し、必要な応援給水を実施する。</p>
1655	4	4	2	7	(2)	<p>○ 食料の備蓄においては、高齢者等に配慮した食料の供給を図るため、クラッカー、アルファ化米、即席めんのほか、お粥など要配慮者のニーズを踏まえた食料を確保する。</p>	<p>○ 食料の備蓄においては、高齢者等に配慮した食料の供給を図るため、クラッカー、アルファ化米、即席めんのほか、お粥やアレルギー対応食など要配慮者のニーズを踏まえた食料を確保する。</p>
1656	4	4	2	7	(3)	<p>○ そのため、既存の協定等に基づく輸送体制をより一層強化するため、輸送事業者等のノウハウを導入し、支援物資を調達先から納品（被災地）までのワンストップで対応できる体制の構築及び臨時便の増発や船舶のチャーター等による輸送手段の確保などを検討し、輸送体制の迅速化及び複線化を図っていく。</p>	<p>○ そのため、既存の協定等に基づく輸送体制をより一層強化するため、臨時便の増発や船舶のチャーター、航空機等による輸送手段を確保し、輸送体制の迅速化及び複線化を図っていく。</p>

No.	部	章	節	項	目	旧	新
1657	4	4	2	7	(3)	表 都福祉保健局 都港湾局 (新設)	表 都福祉保健局 都港湾局 ○ 島しょ港湾・漁港施設については、被害状況を的確に把握するとともに、応急対策に必要な技術的判断と援助を実施し、特に緊急物資輸送対応施設の応急対策を行って広域輸送基地を確保
1658	4	4	2	8	(3)	«東京電力»	«東京電力グループ»
1659	4	4	2	9	(3)	・ 都建設局・・・伊豆諸島の26海岸	・ 都建設局・・・伊豆諸島の25海岸
1660	5	5	1	3		(新設)	※ 国の中央防災会議に設置された「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応検討ワーキンググループ」の「東海地震の警戒宣言後に実施される現行の地震防災応急対策が前提としている確度の高い地震の予測はできないのが実情である。」との報告を踏まえ、本章における事前対策については、大震法改正等の見直しが行われるまでの間、当面の対応として、関連計画の見直し等に応じた読み替え等により対応する。
1661	5	5	6	1		【別図 東京都地震災害警戒本部組織図】	【別図 東京都地震災害警戒本部組織図】（平成26年12月4日現在）
1662	5	5	6	2	(3)	表 TBSラジオ&コミュニケーションズ	表 TBSラジオ